

第1回 飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）議事録

（開催日：令和元年5月29日（水））

13：00～開催

【事務局】 それでは定刻になりましたので、ただ今より『第1回飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会』を開催させていただきます。

議事進行につきましては、本来委員長が務めることとなっておりますが、委員長選出までの間は、事務局にて進行させていただきます。

本日はご多用のところ本委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます。まちづくり推進課 ●●と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、急遽所用により、●●委員から欠席となる旨のご連絡が入っておりますのでご報告をいたします。

それではまず、本日の式次第に沿って進行させていただきます。

式次第以外のその他の資料につきましては、後程ご確認をさせていただきます。

まず式次第2の『飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会』委嘱状交付を行います。

本来であれば、市長であります片峯市長が、委嘱状を交付させていただくところでございますが、急遽別公務になり、本日は市民協働事務局：が代理にて交付をさせていただきます。

委嘱状交付につきましては、各委員の皆様お1人お1人に委嘱状をお渡ししなければなりません。時間の関係もございまして、本日は代表して公募委員の●●委員にお受け取りをお願いいたします。

【事務局：部長⇒●●委員】

それでは、委嘱状交付をお願いいたします。

委嘱状 ●●様。飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会委員を委嘱します。任期は令和元年5月29日から策定委員会に諮問された事務が終了するまでとします。令和元年5月29日 飯塚市長 片峯誠

よろしく申し上げます。

【事務局】

席へお戻りください。

なお、他の委員の皆様におかれましては、お手元の水色の封筒の中に、委嘱状を配布させていただいております。ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

続きまして、市長挨拶を申し上げます。本日は市民協働事務局：であります。代読をさせていただきます。

【事務局：部長】

皆さまこんにちは。市民協働事務局：の●●でございます。本来ならば、市長が参りまして一言ご挨拶、そして、今回の条例の策定についての依頼を申し上げるべきところでございますが、公務のため出席できませんので、私から市長のメッセージを代

読させていただきます。

【市長挨拶代読】

皆様、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、第1回飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは、各活動団体を代表される方・学識経験者の方には、日頃より本市の市政各般にわたるご理解とご協力を賜り、また、このたびの本策定委員会への就任をご承諾いただきまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

そして、公募委員の皆さまにおかれましては、積極的にご参画いただき、お礼を申し上げたいと思います。

さて、このたびの「飯塚市地域まちづくり条例（仮称）」策定に向けた背景といたしましては、全国的にみられる、少子高齢化、人間関係の希薄化、生活スタイルや価値観の多様化などにより、求められる社会のニーズが多様化しており、行政による画一的な対応ではなく、それぞれの地域の実情にあわせた、きめ細やかで、速やかな対応が求められているところでございます。

このような地域社会を維持していくためには、人権、福祉、子育て、環境、防犯防災などの分野で、行政機関だけでは解決できない時代になっており、地域住民の皆さまが、地域のことを地域で考え、取り組み解決していく時代へと変化してまいります。

このことが、今回の条例策定の背景でございます。

現在の飯塚市においても、同様な課題が顕在化しておりますが、地域の課題解決や地域コミュニティづくりに向け、市民活動団体や市民参画団体が、さまざまな地域活動に取り組んでいただき、非常にご尽力をいただいているところです。

このような取組みの中、今後は、行政と地域活動団体等がより一層連携していき、これまでの知識や知恵を出し合い、できることを共に補いながら、協働して地域まちづくりを進めていくことが、重要であると考えています。

この「飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）」を策定することで、地域活動組織の強化に向けた役割、行政の果たす役割を明確にし、未来につなぐ「地域づくり」を進めるとともに、誰もが安心して住み続けられる「協働のまちづくり」を推進してまいりたいと考えております。

委員の皆さまにおかれましては、このような趣旨のもと、ぜひお力添えをいただき、地域の皆さんにとって住みよいまちとなり、協働のまちづくりがより推進していきけるにふさわしいものは何かを、ぜひそれぞれの立場からご提言をいただき、素晴らしい条例素案が策定できればと思います。

結びに、皆様の今後のますますのご健勝とご多幸を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。皆さま、どうぞよろしく願いいたします。

令和元年 5月29日 飯塚市長 片峯誠 代読

よろしく申し上げます。

【事務局】

続きまして次第4、委員の皆様より自己紹介をお願いしたいと存じます。

お手元に委員名簿を配布しております。●●委員より、反時計回りでお願いいたします。

【●●委員】若輩者から失礼してご挨拶をさせていただきます。NOP ミディエイドの●●と申します。よろしく申し上げます。

【●●委員】自治会連合会の●●と申します。よろしく申し上げます。

【●●委員】同じく自治会連合会●●と申します。よろしく申し上げます。

【●●委員】こんにちは。同じく自治会連合会からまいりました、●●と申します。どうぞ、よろしく申し上げます。

【●●委員】穎田まちづくり協議会の●●でございます。よろしく申し上げます。

【●●委員】飯塚片島まちづくり協議会の●●と申します。よろしく申し上げます。

【●●委員】NPO 法人人権ネットいづかの●●と申します。よろしく申し上げます。

【●●委員】飯塚男女共同参画推進ネットワークからきました。ここ常務理事と書かれていますが、常任理事の●●と申します。私は団体の代表で参加させていただきますが、わからないことがたくさんあります。ここでいろいろご説明いただいたことは、持ち帰ってみんなで勉強して、ここに臨みたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

【●●委員】飯塚青年会議所より出向させていただいております。●●と申します。よろしく申し上げます。

【●●委員】●●と申します。普段は子育てをしています。よろしく申し上げます。

【●●委員】公募委員の●●と申します。どうぞよろしく申し上げます。

【●●委員】今年度、飯塚市小中学校 PTA 連合会会長および伊規須小学校の PTA 会長をさせていただいております、●●と申します。よろしく申し上げます。

【●●委員】近畿大学産業理工学部経営ビジネス学科3年の●●望美と申します。よろしく申し上げます。

【●●委員】11番でございますけれども、飯塚市社会福祉協議会常務理事をしております●●と申します。どうぞよろしく申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。続きまして、事務局職員及び関係各課のご照会をいたします。

【事務局：課長】皆様こんにちは。私は、まちづくり推進課長の●●と申します。よろしく申し上げます。私の方から、事務局職員の紹介をさせていただきます。

まちづくり推進課 ●●課長補佐でございます。企画担当 主査●●でございます。

次にまちづくり推進課 ●●でございます。同じく担当の●●でございます。同じく担当の●●でございます。本日は総合政策課それから男女共同参画推進課から関係各課としてご出席いただいております。

総合政策課の●●課長は、少し遅れておりますので後ほど参加いたします。男女共同参画推進課 ●●課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして次第5。

委員長、副委員長の選出に移ります。お手元に配布しております、右上に『配布資料』と書かれたものの、1Pをご覧ください。『飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会規則』規則第5条により、委員会に委員長及び副委員長を置く。同条第2項に、委員長は委員の互選により決定する。ことになっております。

まず、委員長選任についてですが、如何いたしましょうか。もしよろしければ、事務局よりご提案（一任）させていただいてもよいでしょうか。それでは●●委員長にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、●●委員長よりご挨拶をいただきたいと思います。

【●●委員長】

今、委員長に選んでいただきました、●●と申します。改めてこの私で大丈夫かと思われる方もおられるかと思いますが、会議の進行役という話と、少しこういった条例づくりとか、協働のまちづくりといったことに対しての見識というところで、事務局から案をいただいて選任されましたので、やはり議事進行といったところがしっかりスムーズに進行できればと思いますし、かといって、皆さんのご意見だったりご質問だったり、あるいは市役所もそうだと思うんですけども、わけのわからない説明みたいな話ではなくて、きちんとみなさんの話がとおるような、交通整理役みたいなところもできればと思っております。皆様ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、副委員長の選任 委員長より副委員長のご指名をお願いします。

【●●委員長】

副委員長は、飯塚市社会福祉協議会の●●委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

【●●副委員長】

ご指名をいただきましたので、委員長の補佐をさせていただきたいと思います。皆様ご協力のほど、ぜひよろしくお願いいたします。

【事務局】

本策定委員会委員長は●●委員長、副委員長は●●副院長で運営していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第6。『地域まちづくり推進条例（仮称）』の策定について諮問をい

たします。本日は、市長代理にて市民協働事務局：の が行います。●●委員長、恐れ入りますが、移動をお願いいたします。

【事務局】

諮問書の写しは、皆様のお手元に配布させていただいておりますので、主要のみ読み上げさせていただきます。

諮問 飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会規則第2条の規定に基づき、次の事項について貴委員会のご意見を賜りたく諮問いたします。

- (1) 飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定に必要な事項の調査を行い、条例案の策定をすること。
- (2) その他飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）の策定に関して、市長が特に必要と認める事項に関すること。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【事務局】 議事進行前に会場準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

～会場準備～

【事務局】 お待たせしました。それではこれより議事進行は、●●委員にお願いしたいと思います。

【●●委員長】

それでは、お手元の配布資料2Pをください。『飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会規則』の2Pをご覧ください。

（会議）第6条2項に基づき、本日は、委員14名の出席により、半数以上の出席となっておりますので、会議を開催いたします。

それでは、議題1）会議及び会議録の公開について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それではまず、資料について、ご確認をさせていただきます。

お手元に配付させていただいている資料は、本日の「式次第」「策定委員名簿」「席次表」「諮問書」右上に「配布資料」と書かれた10Pものの資料、「封筒」（封筒の中に委嘱状があります）です。不足資料がございましたら、事務局へお知らせください。

なお、配布資料には、事前配布をしておりましたものも添付しておりますが、9Pの（一番後のページ）『12 地区別 自治会自治会数および自治会加入率の推移』の部分に訂正がございましたので、修正したものを改めて添付させております。大変申し訳ございません。資料については、本日配付したものをご使用ください。

それでは、議題1）『会議及び会議録の公開について』

まず、本日の「会議及び会議録の公開」についてですが、本策定委員会規則第6条第3項（配布資料2P）につきまして、「委員会の会議は原則公開とする」と定めておりますので、会議は原則公開とします。

ただし、議事内容により非公開にする場合は、再度本策定委員会に諮って決定すると

いうことで考えております。

また、「会議録の公開」につきましては、平成22年度に定めました「飯塚市審議会等の会議の公開に関する要領」において、「会議録を原則公開し、ホームページ等への掲載を行う」としておりますので、委員個人名及び事務局の説明部分は省略した要約を作成し、ホームページに会議資料とともに掲載、市報等での周知をしたいと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【●●委員長】

只今、事務局より、会議の公開等につきまして審議依頼がありました。本委員会は、会議及び会議録を公開することで決定して良いでしょうか。

【委員】異議なし。

【委員長】それでは、本策定委員会の会議、会議録は公開と決定いたします。

続きまして、議題2。『飯塚市地域まちづくり基本条例（仮称）』を策定する背景、主旨を、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局：●●補佐】

お手元の【配布資料4P】をご覧ください。

(1) 市民、地域、行政による『協働のまちづくり』が求められる背景

地方分権の推進、少子高齢化、核家族化の進行や、地域における連帯意識の希薄化など、社会環境が大きく変化する中、市民のニーズも多様化し、さまざまな課題があります。

このような社会背景のなか、地域における多様なニーズに対応するには、行政による画一的な対応だけでは補えない部分もあります。

将来に向け、住みやすい地域を構築するためには、

- ① 自らの問題は自らが考え行動・解決することに努める「自助」
- ② 「お互い様」の原点として、近隣どうし、地域が見守り支えあい、市民活動団体、ボランティア活動団体などが地域の中核として、地域のことを地域で解決することに努める「共助」

③ 個人や地域で解決できないことを、行政が支援、課題解決を図る「公助」
を基本理念とした、市民、地域、行政が共に対等な立場のもと、地域の主体的な活動を促進し、協働（パートナー）のまちづくりの推進が必要です。

本市においても

- ① 地域性を生かした市民によるまちづくり
- ② 市民による社会貢献活動への参加、地域の様々な課題を自発的な取り組みで解決していこうとする意識の高揚
- ③ 地域の主体性では、市民、地域活動団体、NPOなど、様々な人々が主役となって、知恵と能力を合わせ、住みよいまちづくりを実現。

など、安心安全な暮らしを守る、地域コミュニティ（※1）の役割が重要と考えます。

本市では、これらの課題を含めた、本市の自治の最高規範的な理念と方向性を示す条例として、『自治基本条例（案）』を、平成24年度から26年度にかけて策定し、最上位条例として平成27年3月議会において議案を上程しましたが、議員改選により結果廃案となり、その後の上程は、なされていない状況です。

今回ご審議していただく『飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）』は、市民自らが実践し、活力あるまちづくりを推進するため、『地域における、まちづくりのルール』として、市民参画、協働のまちづくりの推進に関する基本的な事項を定める条例であります。

地域活動の活性化、地域活動組織強化推進に向けた、『協働のまちづくり』を重視した、新たな条例案として策定する必要があると考えています。

2. これまでの取り組み

（1）地域のとりくみ

本市では、第1次総合計画において「人が輝き まちが飛躍する 住みた いまち 住み続けたいまち」を都市目標像とし、基本理念の1つとして「市民と行政が協働で創るまち」を掲げ、平成24年度末をもって市内12地区全てに『まちづくり協議会』を設置しました。

平成25年度から平成28年度までは活動初期として、地域の組織づくり、参画団体等との連携等、地域の絆づくりを中心とし各地区でさまざまなイベントや活動や各地域の課題解決へ向けた取り組みも実施しました。

第2次総合計画では、活動中期に入り『地域コミュニティの活性化』『協働のまちづくりの推進』を主要課題として、活動団体の支援、地域課題や事業の再検討、自主財源の確保に向けた事業の検討や実施も行われています。

（2）実情および課題

活動初期から見えてきた地域活動等での課題点として

① 全ての地区、住民の方々が活動団体等の組織、活動内容を理解していない。

② 少子高齢化、自治体加入率の低下、世間交流の希薄化

③ 次世代の担い手育成

④ 地縁団体等の地域型（エリア型）と、NPO・ボランティア等の参画団体である目的型（テーマ型）との地域活動や事業の取り組みの連携などが挙げられます。

3. 将来像、今後の展開、展望について

（1）現状と課題からの取組みに向けて

現状と課題をふまえ、本市では、第2次総合計画の基本事業である『協働のまちづくりの推進』『自治会活動の支援』『地域コミュニティ活動の拠点づくり』について、市民や地域活動団体と行政が、協力・連携しながら、それぞれの知恵や発想を出し合

い、できることを考え、適切な役割を明確にしたルールづくりを行い、地域づくりの活性化を目指します。

今回の条例策定において、地域住民によるまちづくり活動推進の仕組み、市民活動団体等の自主的・自発的で、公益性のあるコミュニティ活動の活性化及び飯塚市の未来につなぐ協働のまちづくりを目指すものです。

このことが、今回の条例策定の主旨となるものです。

【●●委員長】

只今事務局より、議題2の説明がありました。次の議題3の説明と重なるところもあるかと思いますが、ここは、一旦説明を聞くということで、一緒に続けて説明してもらった方がいいかと思います。皆さんもよろしいでしょうか？それでは、議題3の説明もお願いいたします。

【事務局：●●課長補佐】

7Pをお願いいたします。次第3) 飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）の基本的な間考え方についてご説明させていただきます。飯塚市地域まちづくり推進条例の設置目的でございます。こちらに、乗せているのが基本的な考え方でございます。

市民活動団体の自主的、自発的で公益性のある地域活動を活性化し、「協働のまちづくり」の実現を図るため、市民活動推進の仕組みを定めるものが、条例の基本的な考え方。これは、大牟田市のハンドブックの一部抜粋でございまして、こういうイメージでつくりたい、こういうイメージがいいのではないかなというものをあげさせていただいております。

四角の中の上の方、市民活動団体が担う役割を定めたいと考えている。中段になりますが、市は市民活動の支援を行いたいというところでございます。

大きく分けて『活動団体』と『市の支援体制』。下の方の図、活動団体の協力連携を、それを支える支援するのが『市』。もちろん市と協力団体の間には協力連携を行いながら『協働のまちづくり』を推進していくというイメージでございます。

なお、9P、10Pでございますが、12地区の自治会数、加入数の推移、まちづくり協議会の設立年月日 構成団体 10p 飯塚市の高齢者人口、高齢化率 でございます。参考までに資料を添付させていただいております。以上で説明を終わります。

【●●委員長】

ありがとうございました。事務局より、推進条例の概要や基本的な考え方、市としての考えの説明がありました。

本日は初日で、先ほど自己紹介いたしましたけれども、お互い何をしているかさっぱりわからないとか、今の市の説明を聞いて、ご意見を申したい、市の説明詳しく聞きたい、質問に対する事務局の答えを聞くなどの時間を多めに取りたい。皆さんの意見や質問事務局の説明や答えをしっかりと聞きたいと思います。

このタイミングで少し早いですが、10分程度休憩時間を入れたいと思います。

この間の休憩時間中に、質問内容を考える時間にされてもよいかと思えます。それでは10分間の休憩に入ります。

15：40～【休憩】

15：50～【再開】

【●●委員長】

それでは時間になりました。これからの時間は、意見交換みたいなことをしていきたいと思えます。先ほどまで市役所の説明があつたり、事前資料の配布になっていた資料なんかもあり、事前に読んでこられたり、まちづくりの条例なので一言申したい、あるいはこう思っているなど、皆様お持ちだと思う。そういうのを言い合える場にしたい。最後の最後までよくわからんというのは参加していて、わかりにくいところか、自分だけがわからないと思わなくてよいし、僕もよくわからないというところとあるかと思えますし、市役所の説明だけに限らず、委員同士でフォローし合う場にしたいと思えます。そういう意見交換する場にしたいと思えます。

めどは30分～40分として、本日は終了としたい。自分がどういう人間か含めて話していただいて構いませんし、今晚何食べたいか、趣味はではないことはわかってらっしゃると思えますので、関連性のあるご意見を投げかけていただきたい。私は進行役としてすすめさせていただきますが、気になる意見は、前のホワイトボードに書かせていただきます。

早速、質問のある方、ここを聞きたいという方は、ルールとして挙手していただいてお名前を言っていただいて、発言していただいてよろしいでしょうか。どうぞどなたかご質問のある方いらっしゃいますか。

【●●委員】

資料7P、『飯塚市地域まちづくり推進条例設置』目的とありますね。これは大牟田市の例をとられたようですが、「市民活動団体」とは、どのようなものなのか。協働のまちづくりの推進を、市民活動団体の促進を図るとありますが、この「市民活動団体」とは、どこをさすのでしょうか？

【●●委員長】

事務局から、説明よろしいですか？

【事務局：課長】

ただいまのご質問ですけれども「市民活動団体」というご質問ですが、一般的に認識、我々が認識しておりますのは、飯塚市でいいましたら、12地区まちづくり協議会とか大きな団体がございます。それだけではなく、NPO団体とか、市民活動のボランティア団体とかございます。くくり的にはこの中では、大きく分けまして、資料の5Pの中で、これまでのとりくみの中の最後のところに、(2)の④、先ほど申し上げました地縁型、いわゆる自治会、まちづくり協議会、住民の方に一番身近にある団体と、先ほど申し上げましたNPO、ボランティア等の参画団体、いわゆるテーマ型、支援型、

目的型といわれる団体、そういう形として、市民活動団体をとらえています。

【●●委員】

そうしたら、自治会は？地縁団体になるのですか？

【事務局：課長】

自治会は、地縁団体です。

【●●委員】

『地縁団体（自治会）』と、この『市民活動団体』は、違うのではないのでしょうか？

【事務局：課長】

地縁団体は、自治会地縁の団体というところで、一番色濃い部分があるかと思いますが、まちづくり協議会と自治会は、地域に一番根づいた「地縁」的な性質をもつ団体という形で、位置づけております。

【●●委員】

『地縁団体』という用語を、言葉を使っているのは、自治法にある『地縁』団体という意味でおっしゃてるんでしょう？一般的にいう、まちがつながっているとかいう地縁ではないのでしょうか？地区が一緒とか、町内会が一緒とか、そういう意味の『地縁』ではないんでしょう？今言う『地縁』は、自治法で承認を受けた、そういう意味の『地縁』を使ってるんでしょう？

【事務局：課長】

地縁団体というのは、今、●●委員が言われるように、自治会は地縁団体の認可指定とかしているそういう形の自治会という組織として、位置づけをして、そういう一番身近な地縁団体を含めて、その地域に密着して活動されている『まちづくり協議会』とか、そういう部分も地縁の一部として、大きなくくりの中で考えていきたいなという意味で、地縁という言葉も、今回使わせてもらっている。

【●●委員】

簡単に言えば、まちづくり活動の中心となるのは、やっぱり自治会が中心本位ではないのかという思いをもっているんですよ。それが、『市民活動団体』という言葉で、一緒にされてしまったら、余計に誤解を招くのではという思いの中で、今お尋ねしているんです。

それからもう1点は、まちづくり推進条例は、『協働のまちづくり』という話で行くとすれば、条例の中には、しくみだとか、規定だとか、応援の仕方だとか、そういうことを決めるのが、まちづくり条例ではないのかなと、基本的には思っているんです。ですから、出発のところで、『市民活動団体は、まちづくりに貢献するように努めます』と書いてあったら、これから先の審議のなかで、いろいろ混ざってしまっただけでなくなるという思いの中で、お尋ねしているんです。

【事務局：課長】

7Pの分は、大牟田市ハンドブックを一部抜粋し、参考までにつけさせていただいて

いますけど、今委員がおっしゃるように、他にも飯塚市が考えているような、いわゆる『地域まちづくり推進条例』に似たような条例が、近隣では、荒尾市や筑紫野市にあります。その情報をも、今委員がおっしゃるように、団体ごとの役割や位置づけを明記しているので、そういうのも含めて、今回ご審議をいただきたい。

【●●委員】

7Pの大牟田市のものは、参考のためですか？

【事務局：課長】

そのとおりにするということでは、決してございません。参考の一部抜粋でございます。その部分を、説明の際に強く言ってなかったのが、申し訳ございません。

【●●委員長】

最初に質問された、●●委員も、大牟田の事例ということ踏まえたうえで、この『市民活動団体』という言葉が、あまり飯塚では使われていない感じだということなのかもしれませんね、あまりこの言葉を聞いたことがないというところもあるのでしょうか？皆さんの中でも聞いたことがないという方もおられるのでしょうか？

【委員】 日常的には使わない。

【●●委員長】

ということですね。そういう部分あると思います。そうであれば、今の説明では少しわかりにくい部分もあるかと思しますので、そうであれば私専門分野ですので、私の方から、少し説明させていただきます。

大牟田では『市民活動団体』という言い方をしているという話なんだろうということだと思います。

大牟田における、この『市民活動団体』という言葉は、通常はエリア型（活動が地域に限定されている組織）が、自治会、まちづくり協議会。テーマ型（福祉、環境、国際協力、人権、男女共同参画）を設けて活動している団体が、NPOとか、ボランティア団体とかで、これらを総称、総括して、『市民活動団体』言うなれば、市民が自発的に活動を行う団体として、『市民活動団体』という、言い方をしているのが、大牟田市の考え方だと、聞いたことがある。

大牟田市の方に聞いたらそういうことを、大牟田では言っていて、通常はそれぞれの団体が、それぞれの目的だったり、文化も違うし、考え方も違うけれども、どういう風に動いていくかという話の中で、大牟田市では、これを全部ひっくるめて『市民活動団体』という言い方をしている。と、ということだと思います。

ここで大事なものは、飯塚市では、市役所としてこれを例としてもってきた、意図というのがどこにあるのかというものを、説明いただけたらと思います。「市民活動団体」がどうか、こうとかいうことではないということで、よろしいのでしょうか？

【事務局：課長】

今、●●委員長からご説明いただきましたけれども、いわゆるエリア型とって、エ

リアが決まっているような市民活動団体、自治会、まち協、そうではないテーマごとにいろいろ活動されている、いわゆるボランティア団体、NPO、そういう団体、テーマ型それからエリア型を含めまして、この条例の中でどういう風に位置づけをしていくか、条文化するかどうか、その点も含めて各委員さんのご意見をいただきながら、最終的にまとめ上げていきたいなと考えているところです。先進地の条例も次回からお示しして、比較しながら本市にあった、最終的にまとめあげていきたい。

【●●委員】

資料の5pにもあるように、まち協の課題として、まちづくり協議会が何かわかりにくいという説明もあったように、言葉を一緒にされたら、わからない。

【●●委員長】

ちゃんと整理されていないということですね。

【●●委員】

まちづくり推進条例を、今から進めていかれるのであれば、そういう部分を基本的にはっきりさせて進行していただかないと、何もかもが一緒となると、いよいよわからなくなると思ますので、少し整理してほしい。

【●●委員長】

大事ですね、そのものの位置づけもそうですし、言葉の整理ですよね。一番重要なのは、この委員会の中で、話している言葉が通じないといいますか、言葉が通じない会議ほど面倒くさいものはないというか、居心地の悪い会議はないと思いますので、正リア必要と。それも含めて、委員に投げかけということで考えていいということで、（事務局は）よろしいですか？

【事務局：】

はい、よろしく申し上げます。

【●●委員長】

それでは、この件はひとまずこれで一旦終わり、他になにかありますか？

【●●委員】

今のお話でも少し混乱しておりますが、お尋ねするのは、もう少し別角度からなんですけど、この推進条例は、第1次総合計画の趣旨にのっとってとありますよね、基本的に実施総合計画によりとありますよね。（資料5p）

その、上位の、国や県のもとのどう関係がどうあるか、お尋ねしてみたい。効率化という名前がありましたね？交流センターの変化の過程というのには、国の流れか何かがあるのか、市がどうなっているのかわからない。

2つ目が、『まちづくり推進条例』と、『まちづくり協議会』は、言葉が同じですが、少し混乱しそうです。これについては、どういう風に考えておられるのでしょうか。

もう1つ言います。自治基本条例 資料4Pです。ここが廃案になりました。それをどうするか何も書かれていないのですが、自治基本条例があって、まちづくり推進条例

があるのではないかと思いますのですが、それがないまま進めていくと、結構、概念整理の中で混乱していくのではないかなという、ちょっと心配があります。市民が主役とか大きな、言葉の問題だけかもしれないけれど、もっと根本的なところに行きつくかもしれないという、そういう気がしています。この3つです。

【●●委員長】

では、事務局お願いします。

【事務局：課長】

まず、公民館が交流センターになった法的な根拠について、国からの全国的な流れの中であるのかとご質問であろうかと認識していますけど、公民館は、社会教育法上、あるかもしれませんが、交流センターはそういう法律の位置づけはございません。法的根拠はなく、社会教育法上のしほりを除いた中で、交流センター化したという経過がございます、市民説明会でもそのように説明しています。交流センターとしては、社会教育機能は加味しながらもしながらも、公民館というようなしほりがなくなった。というふうにご理解いただければと思います。

それから2点目が、『まちづくり協議会』と『まちづくりのこの条例』との関係性ですが、今回の「地域まちづくり推進条例」というのは、仮称という形でご審議いただいております。われわれといたしましては、協働のまちづくりを推進していくうえで、『地域まちづくり推進』という形の名称がいいのではという形で、事務局の方で考えさせていただきまして、仮称とさせていただいている。

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、あらゆる地域型の自治会、まちづくり協議会、そういう団体と、テーマ型にでてくる団体との位置づけをどういうふうな形で今回の条例で決定していくか、考えていただければと考えております。

自治基本条例につきましては、資料4Pの下の方、ここにも書いておりますけれども、平成24年度から26年度にかけて策定し、最終的には、最上位条例という形で、3月議会に議案として上程しておりますけれども、結果現在のところ廃案、その後の上程は、なされていないという現状です。

●●委員のご指摘、ご意見の中では、そういう自治基本条例的な、最高規範、最上位条例というのをまず制定してから、このまちづくり条例に入るべきではないかという、ご意見だと思いますけど、自治基本条例のときでも当然、まちづくり協議会とか、コミュニティの条文も検討した中で、条文化する予定でございましたけれども、協働のまちづくりを推進していく中で、そういうまちづくりの団体、まちづくり協議会、自治会またそれ以外の活動団体の位置づけ、市との位置づけ、役割分担などが全くない状態です。

まず、協働のまちづくりを進めていくうえで、まちづくりに特化して、条例をまず制定し、協働のまちづくりをより推進していきたいという思いで、優先させていただいております。最上位の条例という形ではこの条例はございません。一般的に福祉のまちづくり条例とか今回のまちづくり推進条例とか、それぞれの施策の中で、制定していきたい

と考えている。新たな条例として、飯塚市のまちづくり推進条例を策定していきたい。

【●●委員長】

今のご説明をお聞きになって、追加で意見等ございますか。

【●●委員】

意見になりますが、私はこの『地域まちづくり推進条例』はものすごく、とっても大事だと思って参加しております。私たちの団体もすごく関心を持っているんですけど、今の、自治基本条例のことでもいろいろ参画していったんですが、先ほど、自治会のお方からお話がありましたよね。既に、まちづくり協議会とか、活動を活発にやってらっしゃる団体があります。その中に今度は、地域活動団体とかあまり耳にしないと、おっしゃられていますよね。そういうところで今から始まっていくわけです。そうすると、私は、市民が主役というところからすると、みんな対等平等ですね。市と協働というのは対等平等だけでも、市民同士も平等ですよ。権利としてだけれども、もちろん社会的弱者の問題とかいろいろありますけど、その時にすでに進んでいっている団体があらわれて、私のような、地域活動団体から遅れて参加した団体になるわけですよ。そういうところで、認識の違いも出てきたときに、私はやっぱり基本理念みたいなものがちゃんとしていないと、揺らぐんじゃないかなと心配をしております。

とりあえずこれでいくといわれていますが、もっとあえて言わせていただきますと、前もって資料をいただきました。結局は私も共感をしますが、少子高齢化の中で、どんどん人口が減って行って高齢化が大変だと、それに災害もあるし皆で助け合わなくちゃいけませんよと、それが第一課題であることは十分承知してありますが、それをしていくためにこそ、本当にこの推進条例というのを作るときには、お互いに胸襟を開いてやっけないと、うまくいかなくなるんじゃないかと心配しているんですね。前回の自治基本条例のことも欠缺しましたので、初めに言っておいたほうがいいかなと思って、ちょっと気になっているから、いくつも質問させていただきました。

【●●委員長】

いいですよ、胸襟を開いて話していこうというのは、まさしく会議の中で重要なお話ですし、市役所もここに関して、異論ありますか？ないですよ？

【●●委員】

だからですね、遅れてきた団体としてはですね、ものが言いにくくなったら困るなどというのは思っています。

【●●委員長】

ということですね、別に言ってもらっていいです。

【●●委員】

遅れてきた団体とか何とかお話にあっておりますけど、私個人的に言わせていただくなら、先だとか後だとか言う考えは無いんですよ、たださっきの話からしておるのは、市とか責任とか市民の役割とかね、そういう話の住民基本条例と、協働のその地域の人

たちが、その地域を幸せ、安心のためにお互いにしていく、力を合わせてやっていくまちづくりとは、基本的に違うんじゃないかという認識を持っているわけですよ。

ですからそのところで、ちょっと話が違う、前とか後とか出てくるのが。

【●●委員】

よくわからない、今の発言は。

【●●委員長】

はい、では深めていきましょう。今（●●委員）おっしゃられた、こういう条例をつくると、市民の責務とか、自治会の責務とか、まち協の責務とかNPOとかボランティアの責務をとかも話の可能性はあるんじゃないかという話と、みんなが幸せに協力しながら、幸せな生活を送るために協力しながらやっていくという話は、ちょっと違うんじゃないかというご意見があって、その辺のところをご心配なさっている、というお話なので、基本的には遅れているか遅れていないかの話は、全然関係ないという話が今でいたと。そのあたりに関して、会場の皆さんからご意見などないですか？

【●●委員】

私は、飯塚片島まちづくり協議会でいろいろしてるんですけど、その中にもう立ち上げて8年くらいたってますよね、最初からする時に、一応私は自治会の集まりなんですけど、その時には、民生の方、青少健、社協の方とか、いろんな地域で役をもってある方も集まっていたと思うんですよ。●●さんのところも、地域でだれかが代表でいろいろ行うときに、いろいろ声かけられて、今は、まちづくりの中に入っているんで、遅れているのではないと思うのですが。

【●●委員】

ありがとうございます。最初あえて私も遅れているという言葉をあえて言わせてもらったのは、今おっしゃるとおりに、頑張っていらっしゃるところはいらっしゃいます、私の地域でもあります。ただ、エリアの活動が違うんですよ、私どもとは。もうちょっと大きな範囲で動いているものですから、自治会にいつも顔を出したり、いろんな行事に丁度時間が重なって出ないとかありますので、やっぱり遅れてきたという印象になるわけですね。

もう1つ言わせていただきますと、ついでに申しますが、まちづくり協議会、私穂波に住んでいるんですけど、ものすごく規模が大きいんですよ。そうすると、私の住民に聞いても、何があるか、よくわからないという。発表会とかも行きました、筑穂であった。それで頑張ってるらっしゃるとは思うんですけど、自分たちの代表でやってくださっているという意識が、すいませんけど無いわけですね。だからそういうことを今言ってるんです。否定はしてないけど、遅れてきたというのは参加できてないから。だけど他のところでは、こういう活動をしている。という実態があるから。

【●●委員長】

参加できてないという方が、わかりやすいかもですね。遅れて来たっていうのは・・・。

【●●委員】

自治会とおっしゃったから。

【●●委員長】

気持ちはわかります。今のお話は、市役所の文書の中でもありましたけど、エリア型の活動と、テーマ型の活動の部分の乖離があつてねという話が出てるのは出ているんですね。ただ、乖離があつて悪いという話では基本的には無いかなど。ちょっとずつ繋がっていきよということが、大前提だと思う。

【●●委員】

わかっています。すみませんが。だから初めにですね、問題定義をしていた方がいいのではないかと。

【●●委員長】

なるほど、そういうご意見でということ、言っているのですね。

【●●委員】

●●委員とはご縁があつて、そういうお話をお聞きしたので、あえて私が申し上げたわけですね。全然みなさんの活動を否定してないし、でも、こういう存在もあるよ、ということをおっしゃっているだけです。

【●●委員長】

なるほど。現状としては、この課題があるよということですね。

【●●委員】

最初にきちんと出し合っていないと、後で齟齬が起きたらいけないので。

【●●委員長】

わかりました。今のようなご意見を聞いて、他に発言されていない方、聞いてどういう風にお感じなのか。

【●●委員】

少し話についていけないのですが、遅れてきた団体ということでしたら、私は今年の4月2日から1週間、飯塚市役所建物のライトアップをさせていただいた、WarmBlue IIZUKA（ウォームブルーいづか）というのをやらせていただいたのですが、言ってみたら、私はこの中にいるみなさんの誰よりも遅れてきているという、協働というところで参加させていただいている団体ですけども、その中で、初めて行政と何かをする時に、誰に何を言っているかわからないし、窓口に行っても、人によって言われることが違ってきて、基本的に私の中では、まちづくり推進課の皆さんは優しい人たちだつていうのがあつて、最初聞くにはここに行けばいいというのがあるんですけど、窓口の個人個人によって対応が違うし、そういう部分でこういう条例があるっていうのは、初めて参加しようとする人にとっては、心強いかなと思います。個人の裁量に任されてしまっている行政の方が。このまちづくり推進条例というものがあつて、はじめてチャレンジする人も、個人の裁量に任せられずにすむし、窓口の方も個人の判断ではなくて、

条例にのっとして判断ができるかと思います。

【●●委員長】

ありがとうございます。他にご意見ある方ぜひ。

【●●委員】

この条例を策定すると。いうことが目的でその必要性ということだろうと思います。それで、基本的にはこのまちづくり推進条例ということだろうと思いますし、策定規則第2条に、市長の諮問機関として策定するということでしょうから、まちづくりについてのいろんな課題等々を、市長から諮問があって、この皆さん方と色々な課題について協議をして、答申をするという機関かなと思いがします。いろいろ『自助』とか『共助』とか『公助』とかいうのは、もうずいぶん前から使われてきた問題でありますし、これに似通ったような、まちづくり推進協議会とか、まちづくり推進云々というのがありますが、基本的には諮問機関として、まちづくり推進に関わる市長の諮問機関としてということですから、諮問の内容にもよろうと思いますが、大体の概念的なものがこの中で決められておればですね、いいのではないかという気がします。

【●●委員長】

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

【●●委員】

私の方から今の皆さんのお話を聞かせていただいて、2つ意見を言わせていただきたいなと思います。1つは、いわゆるテーマ型のNPOボランティア団体の方からも先ほどそれぞれ意見があったかと思いますが、その話が微妙にちょっと論点が食い違っていたりしているかなと第三者として聞いていると思っていて、それでいくと、自治会がどういう組織でとか、テーマ型っていうのがどういうものなのかとか、言葉の意味をみなさん共通認識を持てないから、今、何のことについてその人が意見をいつているのかっていうのがちょっとバラバラってなっているのかなという印象を受けたので、その共通認識とか言葉の整理がひとつ会話をしていく中で必要かなと思いました。

もう1つが、先ほど、●●委員の意見が出ていた分になるんですけども、この推進条例をつくるということで、資料の7Pに書いてあるような、あくまでもこれは例ではありますけれども、市民活動団体の役割とかをここにしっかりと定めることで、『やらなければいけない』がついてくるんじゃないかとか、しばられちゃうんじゃないかなという、そういうご心配も含まれてるかなと私は解釈をしたのですが、この推進条例の設置に関しては、あくまで市民活動団体、特にNPO・ボランティアとかは特にそうだと思うのですが、まちづくりのためにつくられた団体っていうと少し違和感がある組織かなと思います。基本的には自主、自発が原則になるので、自分たちが課題に感じたことの解決に向かって取り組む団体っていうのが一応出発点になるので、それでいくと、まちづくりに貢献するために団体をつくったっていうのは、違和感があると思うので、あくまでも市民活動団体それぞれ、自治会とか、まち協とか、NPO、ボランティア団体それぞれ

れの目的の下に動く団体があるんですけども、まちづくり推進条例の中では、それぞれの団体が、まちづくりに関わる時の役割、というふうな設置目的、書き方になるのかなという解釈しましたが、そういうので合っているのかどうかは確認したい部分になります。

【●●委員長】

あつてるとか間違っているとかいうよりは、そういうふうにしていくというのがいいんじゃないかというところだと思うんですが、丸っとしてわかりいいご意見ですね。

整理するのが大切で、皆さんも条例の名前の原案で『まちづくり』という言葉があるので、まちづくりって便利な言葉ですもんね、それぞれで取りようがある。便利な言葉は混乱を生じやすいっていうのも確かにありますもんね。

そこは整理しないと共通意識みたいな、お互いの理解なんかの話を含めてっていう話もあるかと思いますが、共通認識がもてないってところがあるんじゃないかと。その共通認識が持ってというところに役立つような条例づくりのご提案、どれがいいかなというところかなと思います。

【●●委員】

先ほど、住民の自治基本条例のことが出ましたけれども、平成27年資料にありますように3月議会で廃案になった。実は私これの制定に関する審議会の委員を務めさせていただきました、2年間一生懸命。その中で、できるだけ事務局の手を煩わせずに、委員の発議によって、委員の合意形成によって省庁両性を実施したいと頑張ったつもりなんです。結果的にはそれがなかなか議会で提案がされず、いつの間にか提案がされたけれども、何でその廃案になったか、その説明もございませんでした。

おそらく想像するに、議会の何某かのわけのわからない理由によって廃案になったのかなと。であるがゆえに、その理由がわかりませんから、次の上位最高の位置づけの条例を本当は速やかに制定すべきなんです。議会に制定された、否決された理由を、改めて手直しをするなり、最新を従えて、今日をもって、それがなされずに、そしてその加味に相当するような、まちづくり推進条例が今回諮問された。このまちづくり推進条例が単なる啓発的な条例に終わらせずに、市民が本当に行政と市民が、あい連携して、これからのまちづくりをやっていかなければならないんだと、そのもととなる、またそれを皆さんに促す条例であるためにはどうあるべきか、この条例が。ということ、この委員を拜命した時に考えていたんです。基本条例の二の舞にさしちやいけないと。確かに市民の皆さん方に、必要である条例を意識づけるためにはどうあるべきなんだろう。それで先ほど事務局の中にもお話したのですが、この諮問書の理由の中にですね、例えば『少子高齢化や社会的ニーズの多様化に伴う』っていう、どの今どきのいろんな論文には必ずこの言葉がきている、でも地域によって高齢化の度合いが違うわけですし、地域によって社会的なニーズの求めるものも違うわけです。ところが全国共通のものとしてこれにくらべられているんですね。では、飯塚市においての高齢化率はどの

か、飯塚市は市民が行政に求めております社会的ニーズは何なのか、によってここの対応の仕方が違うと思うんですよ。そういった意味で、皆さんご承知かと思うんですけれども、団塊の世代、昭和22、23、24年この3年間にお生まれになった方々が75歳になられるのが西暦2025年だと言われているんですね、そしてご承知のとおり、後期高齢者の医療費ひとつとりまして90万代なんですね、医療費の年間が。それ未満の方は20万代なんですよ。単純に計算しても、その時点において医療費ひとつとっても60万円一人当たり違うものが、どっと入ってくると。であるがゆえに、介護もそうでしょう、医療もそうでしょう。福祉もそうでしょう。そういったものが、財政的に大きく膨らんで、国の財政を圧迫するイコール地域の私どもの行政にも大きく影響を及ぼすと思うんですよね。ですから例えば2025年問題の時の飯塚市はどういう状況なんですかと、次に言われてます、西暦2040年、この条例がまだ生きてます時代、その時代には団塊ジュニア、団塊の世代の次の昭和48年生まれからの4年間、この方たちが高齢者になる、65歳以上。その時になったらもっと膨らんでいる。その時代の飯塚市はどうか。そういうものがあって初めて市民の皆さんたちに、私たちがなぜ行政と手を携えて、『自助』『共助』をこれを頑張らなければならないかという、その必然性がこのまちづくり推進条例の中に当然入ってくると思う。だからこの条例に基づいて今からまちづくりをやっていくためには、補足するという意味でですね、飯塚市第2次総合計画に入っているかもしれませんが、飯塚市の将来推計があって、初めて現実的に感じていただくとと思うんですよ。そういう意味で是非、この条例を啓発条例に終わらせないために、市民にとってこれは自分たちの義務であるというような、意識をもっただけのような数字的な補足の材料を、是非準備していただければなという要望をさせていただきます。以上です。

【●●委員長】

すごくいい意見でしたね。私も実は同じことを思っていました。諮問も市役所の資料もとってあえず現状という話は出てきているんだけど、将来予測という課題もあるじゃないかという中で、将来予測があまり出てきてないので、私もそうだと思います。

この辺、市役所でも総合計画だったりとか他の資料とかで、人口予測ぐらいってのは、しかるべき議題の時でもいいですが、2回目以降準備できそうですか？

【事務局：事務局】

総合計画の中で、人口ビジョンというものを、飯塚市でも作成しておりますので、資料を次回揃えさせていただきます。よろしくお願ひします。

【●●委員長】

人口ビジョンはホームページ等でも見れるのですね？事前に見たい人はチェックされてみてもいいと思います。準備はしていただけるそうです。今後どうなるかって話は私も思いました。将来の話がしたいですもんね。

【●●委員】

今おっしゃっていただきましたように、西暦2025年には、マクロでいきますとですね、高齢者の中で認知症の方が700万超えると、要するに5人に1人が認知症になるということが出ていました。ではそれを飯塚市に置き換えた時に、実際対応できるのか、認知症の方を対応するための施設、ベット数どうなのかと。年間10万人の方が、家族の介護のために仕事を辞めざるを得ないと介護離職というのが、10万代という数字がずっと出ている。じゃあそういう人たちを少しでも軽減するためには、行政と私たちが何ができるのか、できるだけその人たちが仕事を継続できるような、まちのしくみをつくれないのかとか、そういうことにもつながっていくと思うんですよ。ぜひやっぱりね、私たちが一生懸命勉強するのと同時に、飯塚市の皆さんたちもそういったものを勉強する数字を出してほしい、その方が市民の皆さんが具体的になる。数字ほど万国共通の理解できるものはないんですよ。そういう点で出穂人口推計、それ以外のものも是非出していただきたい。であるがゆえに『自助』『共助』『公助』今それに最近『互助』という言葉もありますね、ようするに自助を達したものを互助といわれている。そういったものを、皆さんにお願いする以上は数字を出していただきたい。お願いいたします。

【●●委員】 すみません、今日の会議は何時までされる予定ですか。

【●●委員長】 予定では17時までには確実に終わる予定です。

【●●委員】 毎回2時間くらいの予定ですね？

【●●委員長】

毎回2時間くらいの予定です。

今高齢化の話とかありました、課題も例としてでているわけですが、これに関して指名で申し訳ないですが、副委員長の●●委員、福祉のまちづくりというところもあろうかと思しますので、ご意見いただけますか？

【●●委員】

私は●●委員さんの意見に非常に近い意見をもっています。副委員長としてはなくて、仕事の関係でですね。数年先、非常に怖い飯塚市になるのではないかと考えています。2～3年前に福祉の大改革がありまして、その中で国は地域共生社会の実現に向けてということで、公的サービスがこれから先非常に難しくなってくるよと、結局自治体が、力が少し弱まってきて、税金が入ってこなくなって。その中で市民の人々で解決できるものについては、地域づくりを目指そうと今いってますので、それがここと合致しているのかどうか、役所の人に福祉的なものも入っているのか、その要素が入ってこのまちづくりというようなことを言われているのかどうか、非常にウエイトとして重いのか。今後福祉の問題も飯塚市にとって大きなウエイトを占めるのではないかと。まちづくりというところで、福祉をどれだけ思われているのか、そこを少しお聞かせ願いたい。

【●●委員長】 非常に良いと思います。市役所の方、答える範囲でお願いします。

【事務局：課長】

非常にまちづくりとうのは幅広い捉え方と理解しております。今回の本条例の審議につきましては、『自助』『共助』『公助』的な部分の役割、位置づけでお示しする部分を策定していただきたいのですが、福祉の深い部分を、この条例で福祉の部分の部分をそこまで細部を定めるといのは、まちづくり推進条例につきましては自治基本条例とは性質が若干違う。まちづくりに特化した部分で現状では考えていきたいと思っている。

【●●委員】

諮問書の諮問理由がありますよね。下の方の諮問理由。諮問されて答えるわけですからここを説明いただければとありがたい。

【●●委員長】

諮問理由 文書配布されてるが、どういうところがポイントとなるか、市役所のほうからご説明いただければと。

【事務局：課長】

諮問書の諮問理由、前段部分は、先ほどからご意見いただいておりますが、少子高齢化とか社会的ニーズの多様化また将来的な人口推計、財政状況等を加味した上で、まちづくりの、将来にわたり圏域の地域住民が安心して暮らし続けていくことのできる地域づくり、市民活動促進や、市民活動団体等の仕組み、市と連携した地域コミュニティの自主的・自発的な公益性のある「協働のまちづくり」の推進を図るルールづくりという形で諮問の理由として書いております。委員の皆さんに研究し、条例案をご審議いただき策定していただきたいと考えております。

この条例につきましては、繰り返しになりますけど、市民や市民活動団体等の自主的・自発的な公益性のある地域活動の活性化、市民活動の促進、そういうものを定めまして、組織の位置づけ、まちとの関係性とかそういうものを条例化していきたいという考えです。

【●●委員】

今説明ありましたけれども、私は、中段にあります諮問理由の『将来にわたり圏域の地域住民が安心して暮らし続けていくことのできる地域づくり、市民活動促進や、市民活動団体等の仕組み、市と連携した地域コミュニティの自主的・自発的な公益性のある「協働のまちづくり」の推進を図るルールづくりが必要です。』と書いてあるじゃないですか、これがメインじゃないんですか？

【事務局：課長】 そうです。

【●●委員】

福祉だとか、人口問題とかいろいろあるけれども、今回のまちづくり推進条例のメインはこのことと、私は理解したんですけど。他の説明ばかりあったのでよくわからない。

【事務局：課長】

今委員が言われましたそのとおりでございます、ご意見等いただいております、福祉の観点、人口減少、財政状況等当然このルール作りの部分に、参考的な部分の資料を

提出させていただきますけれども、あくまでも今回の条例につきましては、ルール作りが1番の目的でございますので、ご理解いただきたいと思います。

【●●委員長】

福祉の話はどちらかというと、具体的に入れるという話ではないけれども、無視はできないという感じですかね。おそらく生活課題という点では、皆さん1番身近なもの、想定がしやすいところでもありますし、無視はできないなというところですね。

時間もせまってきましたので、本日発言していただけない方もいらっしゃると思うのですが、終わった後でも、次回以降でもお話していただいても構いません。次回以降もっとおそらく具体的な話に入っていくと思います。

今日は初回だったというのもあるので、お互い話せばどういう人間かっていうことは何となく考えとか理解できると思いますので、質疑応答ということも含めて、させていただく時間とさせていただきます。

今日の話は、いい提案とか、こうしたほうがいいというものもあったので、できるだけすくっていく形でそれぞれの委員が望む形をしっかりと考えていく第1回目でありました。今後ともよろしくお願ひします。では、一旦議題3、4終了したいと思います。

続きまして、議題4)【今後のスケジュール】を事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

配布資料3Pをご覧ください。

事前資料としても配布しておりましたが、スケジュール表の真ん中あたりに、『策定委員会』の予定を記載しております。ご覧のとおり、年5回の委員会を開催する予定としております。

内容としましては、本日が第1回目の委員会、第2回目は7月頃を開催予定とし、条例策定の勉強会を予定しております。この勉強会は、他市でのいろいろな条例策定審議会などに携わられた講師の方をお招きして、講義をお願いする予定としております。

委員の皆様には、この勉強会を条例素案の審議の参考にしていただければと、そのような内容で検討をしております。第3回目は、9月頃の開催予定とし、勉強会を含めた参考資料等も材料にしつつ、条例素案を検討していただきたいと思いますと考えております。

第4回目は11月開催予定。第5回目（最終日）は 来年1月開催予定で素案審議、最終決定を予定し、別日を設けまして、市長へ答申（報告）を行い、答申後、議案上程準備に入り、3月議会に議案上程を行いたいと考えております。その間必要な資料があれば事務局で作成し、できる限り委員会開催日の事前に送付し、審議の時間を設けたいと考えております。

【●●委員長】 続きまして、8 その他。次回の日程調整をお願いします。

【事務局：課長】 次回の日程は、講師の先生や、委員長副委員長の都合もありますので、7月末として調整させていただきます。

【●●委員】 開催時間の希望です。できれば、13:30 から2時間でしていただいたらと

思います。仮に議論の時間が延びたら審議もできますのでよいのではと。

【●●委員長】

それぞれ希望もあると思います。現役世代は遅くがいいとかいろいろあるかとは思いますが、これだけの人数ですので、希望をきいていただいても多いほうになろうかと思えますけれどその辺は、事務局で調整していただくということでよろしくをお願いします。

また、開催通知に終わりの時間を書いていただきたい。その後の予定もあるので、目処でもいいので、お願いしたいです。

【●●委員】 14時からがいいです。個人的に。

【●●委員長】 いろいろあろうかと思いますが、調整ということで。

【事務局】

また、1点、事務局よりご連絡があります。委員報酬、費用弁償については、後日指定された口座へ、振り込の通知をさせていただきます。

【事務局】

本日のこの委員会で、これまでもそう思っておりましたが、本当に整理して条例をつくらないといけないと思います。

【●●委員長】

それでは、これもちまして、『第1回飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会』を閉会いたします。皆様長時間お疲れ様でした。

14：00～開催

【●●委員長】 それでは皆さんよろしいでしょうか。定刻になりましたので、まだいらっしやていない方もいらっしやいますけれども、定刻どおりに始めさせていただきたいと思います。只今より『第2回飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会』を開催したいと思います。

まずは配付資料の確認ですね。事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

まず本日は、●●委員、●●委員、●●委員、●●委員の4名がですね、ご都合等により急きょ欠席とされておりますので、ご報告させていただきます。

それから、●●委員の方がまだおみえになっておりませんが、遅れて来られるかもしれませんのでご了承ください。

それから、本日、傍聴席の方にたくさんお越しいただきましてありがとうございます。中に、嘉穂総合高校の2年生がですね、本日インターンシップということで市役所の方に来られてますので、せっかくのいい機会ですので、一緒に勉強会に参加していただいております。よろしくお願いします。

それでは、本日配付の資料について、ご説明いたします。

まず、お手元の方に本日のレジメ、それから委員名簿、座席表、前回の会議録、これは要点筆記したものをつけております。それから、上の方に【策定委員会資料】書かれたもの。こちらは、郵送でも事前配付したものと同じものを1部クリップ止めしております。それから、『飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略』と書かれた青い色の冊子。それから、他市近隣自治体のまちづくりの条例紹介としまして、1部クリップ止めしたものを配付させていただいております。

また、後ほど、この後ですね勉強会の資料として、講師の先生からご準備いただいた『地域まちづくりを考える』と記載されている、カラーの資料を配付させていただいております。不足されている方がおられましたら、事務局の方へお声かけいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、事務局資料の説明としまして、【策定委員会資料】と書かれた資料をご覧ください。

前回第1回目の策定委員会で、貴重なご意見を各委員よりいただきました。その中で、飯塚市の今後の姿、将来はどのようになるのかとの意見がございまして、人口の将来推計の資料要望がございましたので、資料を作成しております。

この資料の、1Pの上の枠に、飯塚市の人口推計についてお示ししています。H27年のデータの実績数から、『国立社会保障・人口問題研究所』が試算した将来推計をもとに作成しているものです。2015年（H27年）を100としたところで、6年後の2025年（R7年）と書かれたところは、121,922人（15%減）となります。26年後の2045年はさらに減少しまして、103,103人（H27年より約20%減）になると推測されます。さらに、

年齢別の人口推計がその下②の枠に掲載しております。次の2p目には、細かい年齢別の人口推計と、その下に④のところがございますが、男女別の人口推計をお示ししております。次に3p目をご覧ください。1p目と2p目の数値を、グラフにしたものがこの3pのもので、右下の枠内の年齢別人口推計割合というところを見ていただきますと、青い折れ線グラフとオレンジ色の折れ線グラフがありますが、オレンジが65～74歳の割合を噴出しに書いているものです。青い色が75歳以上の割合です。

2025年（R7年）の数値をみますと、合計して33.4%になります。約3人に1人が65歳以上となる状況となります。それから、2045年（R29年）には、20.5%+14.7%を足して、35.2% 約2.8人に1人が65歳以上となる推計となっております。

最後の4p目は、介護保険被保険者数についての推計になります。縦長になります。

上段のグラフをみていただきますと、青いグラフが第1被保険者（65歳以上の方）、オレンジが第2被保険者（40歳～64歳）までの人数になります。介護の被保険者数については、第1被保険者（65歳以上）の方が、第2被保険者（40歳以上64歳までの方）を、既に上回っている状態となっております。

人口減少、高齢化、介護の問題などによる支援すべきことが課題となる数値となっております。

次に青い冊子の方をご覧ください。『飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略』とかかれた青い冊子です。こちらの冊子は、本市の総合政策課が平成27年10月に、市民や有識者の方々のご意見等といただきながら少子高齢化や人口減少等の課題に対応するために作成したもので、1p目以降に人口ビジョンが掲載されております。

この冊子の人口推計は、H22年のデータを元に推計していますので、先ほどの資料はH27年を基準としておりますので、数値については若干ずれがありますが、同じように人口等の減少が見込まれることとなっております。3p～4pには人口ピラミッドが掲載されてわかりやすいと思います。これらの人口減少の影響を分析したものとして、25pをひらいていただくと商店への影響、34pからは、公共交通機関（鉄道、バス）、自治会加入世帯数への影響などが詳しく掲載されております。その他に関する分析もこの冊子に詳しく掲載されておりますので、この冊子と先ほどの資料を併せまして、飯塚市の将来ビジョンの参考にしていただければと思います。

以上、簡単ではありますが、この資料の説明を終わります。

別に配付をしております、『他市自治体の条例』については、この後の勉強会の後でご説明をさせていただきます。以上、説明を終わります。

【●●委員長】はい、ありがとうございました。配付資料の確認と、それから配付資料というのが、今日の分というよりも、前回の委員会の中で出たご質問されたものをですね、事務局としては出せるものは出していただくという形で出しているところなんです。

今日これを活用するという事は無いかと思いますが、総合戦略の冊子だったりとか、

人口動態というところに関しては、今後将来像を考えていくにあたって、多くの人間だからですね、しっかりそういうところを確認しながら、やっていくのは大事だと思いますので、今後活用していただけたらと思います。

はい、それでは早速なんですけれども、ここまでが事前のご説明というところになりまして、ここからが、今日のメインということになります。前回の振り返りという点では、先ほども少しお話がありましたけれども、前回は初回だったということなので、それぞれの委員に自己紹介を兼ねて、いろんなお立場から意見を出してもらおうということで、相互理解を図っていこうということ、どういうことを考えているか出していただいたという会議だったかと思います。

議事録の会議録も配られているので、自分の発言、あるいは他の人の発言とかも含めてご確認いただければというふうに思いますが、予告どおりというか、前回の話を踏まえて、今回は少し他市町村のことだったりとか、そもそも協働のまちづくりの条例をつくるにあたって、我々の知識見識っていうものを高めていこうかということで、勉強会っていうところに入らせていただくという形になります。

今日は、講師の方きてらっしゃいますので、講師の方のお話を聞いて、その後みなさんと質疑のやりとりだとか、意見交換だとかという時間をとらせていただいてっていう流れになるかと思います。前回は終わりの時間を書いてなかったのですが、今回は委員会からご指摘いただきましたので、16時を終わりの目安にしておりますので、積極的な参加、ご協力をよろしくお願いします。はい、では早速なんですけれども、勉強会の方に入りたいと思います。事務局より講師の方のご紹介をよろしくお願いします。

【事務局】

本日の勉強会の講師のご紹介をいたします。With Labo 貞清 潔（さだきよ きよし）先生です。貞清先生は、『都市計画及び地方計画』『まちづくり・コミュニティ計画』等を専門分野とされ、主に福岡県内の自治体の地域づくり、協働のまちづくり等のコーディネートやアドバイザーとしてご活躍されております。

本日は、飯塚市のまちづくり条例策定の目的である『協働のまちづくりの推進』の理解を深めるため、『まちづくり条例』の意義、その効果などを他の自治体などの事例をふまえながら、講義をしていただきます。講義の時間は1時間程度を予定しております。

それでは、貞清先生よろしくお願ひいたします。

【講師：貞清先生】

はい。改めまして貞清と申します。よろしくお願いします。

今回この地域まちづくり推進条例策定委員会勉強会というお話をいただきました。どういう話をしようかなと、今回まちづくり推進条例ということで、私の方も自分がやってきたことの整理をまずしてみました。

まず、自分の自己紹介ですけれども、先ほど事務局のほうからも説明されましたけど

『都市計画及び地方計画』が私の社会人の始まりです。何かというと、いわゆるコンサルタントです。飯塚市の方も久しぶりに来ました。昔の調査の時に、いろいろ仕事をやらせていただきました。合併前の広域市町村計画とか、もろもろさせていただいて、そうこうしているうちに、協働のまちづくりとか、住民参加とか地域活動の企画運営ってことをやるようになりました。というのが、平成9年大野城市の都市計画マスタープランの策定というところで、当時、九州建設工科大学のフジワラ先生のご指導で、計画をつくるのにワークショップという手法を一緒にやらせていただきました。そのワークショップという会議の手法のなかでいろいろやっているうちに、地域の方々といろんな分野のお話、最近は防災というところが多いんですけども、その校区だったり、自治会のビジョンづくり、また男女共同参画の親子ワークショップとか防犯のワークショップとか、さまざまな分野です。地域の方々とお話し合いをしながらというところをやってきて、福岡市の共創による地域づくりアドバイザーであるとか、県のまちづくり専門家というところに登録させていただいてもらってます。

先ほど言ったように、地域まちづくり推進条例っていう話の中で、ありました私も。平成18年から19年、佐賀県の基山町のまちづくり条例というのを最初しました。自治基本条例に近い条例のような気がしましたが、この条例をつくるためにワークショップをやったり、職員ワークショップをやったりというようなところですね。住民の方、またNPOの方にも集まっていたいて、どういう条例にしていくんだ。というよりも、どういうまちをつくっていくんだっていうところを、この基山町のまちづくり条例っていうところからやりました。

で、その次に、那珂川町それから志免町。これについては、参画条例ですね。町民の参加をどういうふうにするか。ま、行政の方がきちんと町民参加をすすめていきたいと思います。ということを決めた条例というところで、この那珂川町、志免町でやらせていただきました。

それから太宰府市の自治基本条例というのも、最初のうちだったんですけども、市民ワークショップというところで携わらせていただきました。ま、結構やってるんだな、でも結構忘れてんだなっていうところが正直なところですよ。

その他にですね、どちらかというと私は地域づくりというか、地域の協議会の方とずっと仕事をしてきたという経験というか、そういうところでやってきました。福岡市の自治協議会、飯塚で言う校区単位のまちづくり協議会なんですけれども、そういう組織運営であるとか、ビジョンの策定、先ほど言ったように、いろんな分野のワークショップ研修というのを平成16年からやり始めました。

最近でいくと、筑紫野市の方のコミュニティ協議会の設立っていうところで、今7協議会たちあがっていますけれども、その全ての7協議会の立ち上げを手伝わせていただきました。その後に、地域コミュニティ基本計画であるとか、また4つの協議会のそれぞれまちづくり計画、どういうまちづくりをやっているかという目標、また目標の

実現にむけて、どういう取組み活動をやっているかというものを、住民のみなさんと話し合っこの計画を作ってきたというところ。で、コミュニティ、コミュニティというところにどっぷりつかっていると、小郡市の方から、協働のまちづくり実施計画策定委員会とか、協働のまちづくり会議委員っていうようなところで、委員会の委員にやらせていただきました。小郡市の方の協働のまちづくりの委員会については、平成28年から29年、これについては、小郡市の校区単位の協議会の設立しましたので、それを位置づける条例をつくるというようなところで、このまちづくり会議で2年間ほど検討をさせていただきました。残念ながら、条例の方は最後の最後で白紙撤回ということになりましたけれども、そのほかに協働のまちづくり指針新宮町、また広川町で協働推進計画、ま、広川町の協働推進計画については、委員長をやらされている●●さんの方と一緒にやらせていただきました。

どちらかという、地域のコミュニティの協議会であるとか、自治会の方々といろいろな話し合いをやってきたというところ。

そういう中で今日はどういう話をすればいいのかなというところで考えさせていたいて、まずは、『協働』とはという話ですね。この地域まちづくり推進というのは、基本的には協働というのが根幹にあるのかなと。でそういう中で、協働の地域づくりの推進のために、条例の意義等を若干話させていただければなと思います。また条例制定後、その運用であるとか検証の大切さというのを少しお話させていただければなと思います。

まず、協働とは何かというところ。よく耳にするようになりました。ただ市民の方々に協働と言っても、たぶん何のこっちゃというのが、まだまだ正直なところだと思います。ここにも書いてあるように、『協働』、そもそも造語であるということです。じゃあその造語だからこそ、きちんと市のほうでは、この言葉を定義づけております。

第2次総合計画の方では、まちづくり計画の基本理念の1つとして、『人権を大切に
する市民協働のまちづくり』と定められているというところ。で、施策の方針まち
づくりの様々な場面において、市民参画を促し、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政の、協働による活力ある地域づくりを推進する。というふうに、飯塚市の方の総合計画、1番飯塚市でいう上位の政策には書かれているというところ。みんなで協力し合っ、まちづくりを進め、活性化していこうというところ。その、造語と言いましたけども、昔からこのキョウドウという音での言葉とうのはあります。もう皆さんご存知のとおり『共（とも）』の字に同じと書いて『共同』。共同経営とか共同開発とか、共同利用とか、そういうところに使われていました。同じ立場の人達が、力を合わせて一緒に何かをやるというところ。また『協力の協』というところもあります。よくご存知なのは、農業協同組合、漁業協同組合とか、そういう協同組合という言葉で、耳なじみあるかと思いますが、立場の違う複数の人や団体が、同じ目的、共通の利益を守るために事にあたることというふうに、辞書をめくると書いてありました。

この協同、それから（とも）の字の『共同』、それから協力の『協同』っていうのがずっと昔から言葉としては、ありました。

じゃあ、協力の協に働くと書く『協働』、そもそも造語という風に言いましたけれども、どこから出てきたのかとうところにいくと、Co-Production インディアナ大学の政治学の先生が検証しました。共同の共通から生産、また産出、成果というところなんです、公共サービスの精算供給側である、政府だけ主催となって、その役割を一元的に果たしていくと、その生産向上は限界を生じ、結果的には生産向上は図れなくなる。公共サービスの生産過程には『正規の生産者イコール公務員』と、『消費者生産者イコール公共サービスを消費する一般市民』が、協力・連携することが生産的向上が図れる。というふうに書かれておりました。

いわゆる行政、それから市民の方々が、協力連携することが、よりよいまちづくりに繋がるよということ、インディアナ大学の先生は、おっしゃいました。

このことを受けて、日本で『協力しながら働く』また、『共に働く』っていう『協働』っていうのが、全国いろんな市町村で言われるようになりました。そこで、いろいろ定義されているのが、単に一緒に取組むことではなく、目的意識を共有し、共通の目的に向かって、力を尽くすっていうふうになっています。一般的に言われているということですね。対等な立場で互いの特徴を活かすことで、事業遂行等に対しての相乗効果を期待するということです。で、この協働っていうところが、市の計画を作るときに選ばれるようになったということです。

この協働っていう言葉の前に、パートナーシップっていう言葉もありました。似たようなところなんですけれども、一緒に立場で一緒になって目的を遂行していきましようというところなんですけれども、この協働というところなんです、もう1つ似ているようなところで、『参加』というのがあります。これは佐賀市の参加と推進をすすめる指針より抜粋しておりますけれども、市民それから市民活動団体とかですね、佐賀市の方では、自治会等の地縁型組織とNPO等のテーマ型組織これと一緒にして、市民活動団体というふうに定義づけておりますけれども、市民、市民活動団体がまちづくりに主体的に関わり行動することっていうのを『参加』と、また『参画』ということもありますけれども、佐賀市の方では、参加も参画も同じような意味ですよというところで『参加』というところでこういうことを言ってます。

また協働っていうところでいくと、市民、市民活動団体等や、行政がそれぞれの役割責務を自覚し、相互の自主性及び主体性を尊重し、対等な立場で助け合い協力しながら活動すること。というふうに、佐賀市の方では『参加』であるとか『協働』というのを定義づけてるっていうところなんです。

ま、造語っていうところなんです、ここに自分達の市、自分達のまちをどのようにすすんでいくのかっていうところで、それぞれの定義を行っているというところなんです。

じゃ、協働っていうところでいうと、なんでこうことが生まれてきたんだろうかとい

うところを少しお話しますと、結構この図もですね10年近く使っております、ていうか、変わらないんだなっていうところが正直なところなんですけども、昔、このままで大丈夫？というふうに書いておりますけれども、地域課題っていうのがどういう方々が解決してきたのか、行政であったり、自治会であったり、またNPO、ボランティア、企業っていうのも少し関わってました。ただ、今の時代でいくと、地域課題っていうのは、どんどん増えてきてます。最近では自然災害等っていうのが毎年起こると、防災を何とかしないといけない。防災の前は防犯だったような気がします。

それから先ほど、高齢者の数を説明受けましたけれども、高齢化がどんどん進んでいるんですけども、超高齢社会になって、どういうふうにみんなで支え合い助け合っていくべきか。

それから、子育てですね。人口減少していくなかで、活力が低下している。子どもたちの数も減ってる。そういう中で、子育て世代をどういうふうにみんなで支援していくか、助けあっていくかっていう、いろんな課題が膨れ上がっています。

じゃあ、今までその地域課題の解決にあたって、主体っていうのがどういうふうになってきたか。ちょっと書いていますけども、行政は縮小、よく最近っていうか最近でもないですけど、ずいぶん前から言われ始めています。行政の方は金がない、人がいない。自治会の方はって言うと、いわゆる地域コミュニティ、自治会等っていうと、いろんな意味で、加入者がいなくなっている。衰弱してっていうところがあります。で、NPOボランティアっていうところも期待されたんですけども、まだまだその自立っていうところでも、しっかり自立して経営しているNPOもありますけども、まだまだその数をみるとまだまだと。NPOの社会的責任っていうのも、あるように思います。最近ではですね、いろんな大手の企業が社会貢献っていうことで、いろんな活動をやっているところがあるんですけども、そういった企業にも社会的責任を果たしてもらっていうところになります。ただ、増大する地域課題を解決するには、けっこうきついなっていうところなんです。じゃあ、それをどういうふうにやっていくかっていうところなんですけれども、みんなが協力しましょう、先ほど、協働の原理を言いましたけれども、みんなで協力していきましょうっていうのが、背景にあるのかな。もうそれぞれの主体で単独でやっていたのでは、地域課題に追いつけない、課題を解決できない。それをみんなで協力できないだろうか、今までそれぞれ独自でやってきたことを協力してやっていきましょうっていうところが1つ求められているところ。さらに最近言われているのが、市と行政と自治会とか、行政とNPOとか、そういう違う主体どうしだけではなくて、例えば、地域でいう自治会であるとか、協議会のなかでの協働っていうのも求められているようになってきていると思います。

民生委員、児童委員の大きな目的である高齢者の見守り。これだけ民生委員、児童委員の見守り対象者が増えると、なかなか手がまわらない。そういったときに、何か協力してできないかどうかっていうようなところが、自治会それから協議会にも求められてい

る。

そして、行政の中でも協働、各課の協働っていうのが求められているんじゃないかなと思います。ま、縦割りというふうに言われて久しいんですけども、そうじゃない、もう一丸となった共同体、協力体制っていうのが、やっぱり行政にも求められているっていうところがあるんじゃないかなと思います。

そういった意味で、それぞれの主体感での協働もありますし、内部での協働っていうのも、一層今求められているっていうところです。ま、簡単に図で書くと、それぞれここに坂道をですね、玉を転がして上にあげるよりも、みんなで上げていきましょうよっていうような感じで言われています。

そういった意味で、地域のコミュニティの再編、見直しっていうのも、10数年かけてけっこうみてきました。ここにも書いてあるように、飯塚市もそうですけれども小学校区等を単位にして、それぞれが協力して行きましょうっていうところで、地域コミュニティ、自治会、地域団体等の再編っていうのができました。

福岡県内でいくと、一番先進っていわれるのが宗像市です。その次に福岡市がくる感じ、もっと言えば、大野城市はまたやり方がちょっと違う感じがしますけれども、とにかくみんなで協力して地域課題を解決しようよっていうので、再編が進んできているっていうところです。

少し地域コミュニティ、ま、自治会、それから校区単位の協議会っていうところをもう少し判りやすく説明すると、いろんな団体が協力していきましょうよっていうようなものがつくれないかどうかっていうところで、各地で再編がすすんできたところです。いろいろな団体が地域の中にあるわけですけども、そういった方々が協力しながら、それぞれの得意な部分を活かしながら、校区全体で課題解決にあたっていきましょうよっていうところですね。同じような分野、テーマで、それぞれ団体が結びついて、例えば福祉部会、環境部会、子ども育成部会とか、そういう部会をつくってやっていこうじゃないかというのが、小学校区を単位とした校区コミュニティの再編というところでした。

福岡県内でもかなりの自治体で、この小学校区単位で再編しているところもありますけれども、そうじゃなくて、小学校区じゃなくても、自治会等でやられているところもありますけれども、こういうところはやってきました。

冒頭自分の紹介の中でもお話ししましたがけれども、筑紫野市の方では、7つの協議会が立ち上がって、それぞれ部会を作って活動している。うまくいっているかどうか、成功しているかどうか、失敗しているところはどこなのか。一概には言えません。何が失敗で、何が成功なのか。とにかくみんなが協力して活動していくというところです。

人間関係のなかで、いろいろあったりして、またその制度的な過渡期のなかで、いろんな課題がありますけど、そういうのを1つ1つ解決しながら、みんなが力を合わせてやっている。よく自分も質問されます。視察先を紹介してくれと。先行しているところがいい、失敗しているところがいいとか。っていう視察先を紹介してくれと言われるん

ですけど、何が失敗なのって聞きたくなる時がある。みんな一生懸命やってますよ。失敗もまた改善していけば、またそこから進んでいくっていうところで行くと、やはり失敗も成功もなくて、1つ1つ着実にやっていくっていうところがあるかなというところですよ。

今、一般的なものを紹介しましたがけれども、制度的には各市町村で違います。飯塚市の方でも、合併をやりましたので、それぞれ昔の飯塚市でいう公民館であったものが、今合併して交流センターに変わってますよね。そういうところで変わってきているというのもあるし、飯塚のその交流センターが、福岡市でいう校区の公民館と一緒になのか、また、筑紫野市のコミュニティセンターと一緒になのかという、やっぱりいろいろ違うということですね。その中でのやり方をずっとやってきて、その中での問題を改善していくっていうことになるのかなと思います。

飯塚市のまちづくり協議会を少し事例として、こういう体制っていうのを書いてます。それぞれの部会で、いろんな団体が部会を構成して、いろんな活動を行っている。その上に自治会であるとか役員会だとか、また総会をして、決定をしているっていうところで、市内12箇所地区公民館、今交流センターに呼称変更になってますが、いろんな活動を地域の中でやっているっていうところですよ。

ただ、この地域運営組織というのは、自治会であるとか、まちづくり協議会。飯塚市だけではないんですけども、いろんなところに行くと、役員の担い手がない、活動の参加者がいつも同じ、そもそも地域の中では高齢化しているし、人も減っている。っていうところを良く聞きます。ここ何年間かは、この地域の担い手づくりっていう研修で呼ばれることが、けっこうあります。僕がしゃべって解決するくらいなら、僕はこういうところにはいません。もっと違うところに目指しているというか、もしかしたら国会議員になっているかもしれない。なかなか難しいです。ただ1つ言えるのは、先ほども協働というふうに言いましたけども、じゃあその地域だったり、その市の中であったり、いろんな活動をしてる方々っていうのは、いっぱいいますよ。自治会・町内会もそうだし、自治協議会、ま、飯塚市で言うまちづくり協議会、また老人クラブだとか子ども会だとか、いろんな各種団体、また公民館、飯塚市で言う交流センターですね、それ以外にも企業もあります、お店の方々、事業所の方々、商店街の方々、また、NPOの方々、大学、小中学校、高校生もいます。そういう方々と一緒になって、地域課題の解決の担い手、地域づくりの担い手として、一緒に考えていけないかどうか、ようやく協働というところが、何となく違う方々と一緒にやる事っていうのがみえてきた。言葉だけじゃなくて、本当にやらないといけなくなってきたかなということですよ。長いことコンサルをやってます。もう40年近くコンサルをやってます。私が20代の頃、まあ大阪の方だったんですけど、行政から計画の委託業務を受けて、最後の報告書計画書の最後には、みんなで一緒に力を合わせて、パートナーシップ。本当に書いてました。実感の無いまま書いてました。それがようやくなんか本当はそういうパートナーシップ、協働って

うところでやっていかないといけない時代になってきたのかなと。

それともう1つ感じているのは、地域という言葉です。都合のいい言葉だと最近なんかよく思うようになりました。何年か前ぐらいから、地域っていう言葉にすごく違和感を感じているわけです。地域って簡単に言うけれども、地域って誰なの？住民の方なの？自治会なの？と、なんかそのへんがすごくモヤモヤモヤモヤしてきました。最近、その地域イコール自治会、それからまちづくり協議会ではなくって、地域っていうのが、こういういろんな自治会だけではない団体の方々、企業の方々、学校も含めてですね、そういう方々が住んでいるエリアを地域と指すんだらうと。なんか地域って誰？て言ったら、いろんな方々が住んでいるエリアというふうに言ってもいいんじゃないかなというふうに最近思うようになりました。

ただ昔から、地域イコール町内会っていう固定観念があるので、地域でやってもらいたいということを言われると、何でまた言われるの、そんなこと、余計なことっていうのが、やっぱり町内会、協議会の方々の答えなのかなというふうに思います。

で、少し福岡市の方でいろいろ仕事をしているので、福岡市の方の事例をお話します。福岡市の方では、H16年に自治協議会っていう制度に移行しました。それまで福岡市は、やっぱり校区単位、小学校区単位で連合会であるとかですね、いうのがあったんですけども、それを、自治協議会という制度に変えました。昔でいう区長制度というか、そういう行政の特別職っていうのをなくして、自治というところで、協議会を設立しているところをはじめました。いろんな団体がそこに関わっている。そして市役所と協働のパートナーというふうに位置づけて、制度が始まりました。そのなかで役所のほうも、区役所の中に地域支援課という窓口となる部署を設置しました。公民館の方も生涯学習だけではなくて、そういうコミュニティの拠点であるという位置づけにも変更してきました。10何年たって、『協働』から『共創』のまちづくりっていうのを3年くらい前から言い始めました。じゃ共創ってなんだ。先ほどからずっと言っているように、地域課題をそういう自治協議会や自治会だけではなくて、いろんな団体の方々、NPOであるとか、大学、企業、学校、商店の方々と一緒に解決しましょう。それを協働っていうことではなくて、共創っていうことで、言葉を定義づけて3年ぐらい前から始まっています。まだまだ定着はしているとはいいがたい状況です。今日、地域地縁型の組織の方々が結構いるんですけど、言わせてもらおうと、頭が固いところがあります。っていうかわかんないんです。NPOとか、企業って言われてもわかんない。大学って言われてもわかんない。ただ、今からお話するのは、わかんないといいながらも、実はやっているという事例です。少し簡単な図で表しますと、今まで公民館とも一緒にやってきたんですけども、それ以外にNPOであったり、お店の方々、学校の方々も一緒にやっていきましょうというところで、説明を共創っていう言葉の説明ではなくって、事例的なものをご紹介していきたいなって思います。

まずは、ちょっと公民館なんですけれども、福岡市の方は小学校区単位に公民館があ

ります。昔っからあるんですけれども、コミュニティの拠点という位置づけもあります。どちらかっていうと生涯学習の色が強かったです。最初の方はですね。ただやはり自治会町内会、自治協議会と一緒にあって、地域づくりをやっていきたいと思いますというなかで、繋げていく役割ってものを公民館が求められていました。今までだと、『集う』であるとか『学ぶ場』であったのを、いろんな地域の組織の方々とも繋げていきたいと思いますというような役割が求められるようになりました。ここでは書いていないんですけれども、住民、商店街、NPO、学生その人達同士を繋げていくっていうのも、公民館の1つの役割ということで、今検討が進められているところなんです。

じゃあ、共創のチャレンジという、少し事例的なものを説明しますと、先ほど地縁組織の方々というのが、大学であったり、NPOがわからないとか言ってましたけども、やっているところはやっていましたよ。共創っていうふうに言わなくても、実はやってた。これは福岡市の城南区の例なんですけれども、城南区、ご存知の方もいらっしゃると思うんですけれども、福岡大学、それから●●大学っていうところです。城南区のほうは、大学を活かしたまちづくりをやっていくんですけれども、20年近く前から打ち出しました。そういう中で、連携室っていうのを設けて、また大学の方でも地域連携室っていうのが設けられて、いろんな取組みをやってます。健康福祉であるとか子育て、まつりですね。公民館でやる事業に参加するっていうような形もあるし、一生懸命企画していくっていうところも手伝っていただいたっていうところです。ちょっと余談になりますけど、一度ヒアリングしたことがあります、城南区にですね。こういう事例が一生懸命あるのですが、うまくいってますかという質問をしたんですけれども、先ほど言ったようにうまくいっている、いってないっていうのは、ない。というところなんですけれども、ただ1つ注意はしないといけない。大学生ですよっていうところを、やはり公民館の方、また地縁組織の方も理解をしないといけないっていうところです。大学生の本分っていうのはバイトすることが本分ではなくて、勉強することが本分であって、やっぱりそういうところは理解してあげないといけないし、10代後半20代前半のなんで、まあ夜更かしです。そういったところも理解して進めていくと、本当に若い力が本当に発揮されるっていうところです。

これは、西区ですね。西区は今、九大の方は移転してきております。そういう中でこの『Re×saito（リサイト）』っていう、学生と連絡協議会、校区の学生連絡協議会で『Re×saito（リサイト）』っていう組織をつくりました。学生が中心になって作ってるんですけれども、九州大学だとか、舞鶴高校だとかそういう学生と、自治協議会とか地域にある企業等を結んでいく役割を担っているっていうところです。直接九州大学に依頼するっていうよりも、『Re×saito（リサイト）』に相談して、九州大学の学生さんがいろいろお手伝いをしてくれるっていうところです。窓口的な役割、繋いでいく役割っていうのを、この『Re×saito（リサイト）』というのがやってくれるようになったということです。この西都というのは、本当に九大ができて、区画整理が進められて人口

が増えて新しくできた校区なんですけれども、新しくできたからこそ、学生さんの力をかりて、いろんな活動をやっているところとこでできています。

それともう1つ。これは姪浜です、西区のほうなんですけれども、『姪浜西南大学まち M' S コミュニティ』西南大学は早良区の方にありますけれども、空き店舗を利用して、M' S コミュニティをつくりました。『姪浜西南大学まち』っていう名称なんですけれども、そういう誰もが気軽に寄れるスペースをつくる、学生さんもここに来ていろんな地域の活動であるとか、商店街の活動等にお手伝いをしていくその拠点っていうのをつくりました。今ここに『商店会連合会』『自治協議会』『唐津街道まちづくり協議会』この3つのセクターを書いているんですけれども、僕の知る限りでは、仲があまりよろしいとは言えない状況でした。ただこの M' S コミュニティをつくって、学生さんがいろいろ繋いでいくっていうところで、いろんな活動ができるようになったと聞いています。この空き店舗を利用してっていうところなんですけれども、この空き店舗を改造する費用は、商店会連合会が福岡市に補助金を申請し使って改造をしています。

もう1つ、『企業ボランティアプログラム』っていう、これは博多区がやっている取り組みです。これもかなり前、ようは企業ができることを紹介してます。いろんな環境教育を私たちできますよとか、会議室をお貸しできますよとかですね、そういういろんなものを提供するプログラムなんですけれども、15~6年前からあるんじゃないかなっていう印象です。毎年更新はしているようですが、悲しいことにこのプログラムの存在を知っている人がいない。地縁組織の方々の研修のときに聞いたときには誰一人手を挙げてもらえませんでした。職員の方々も知らない。せっかくやっている取り組みっていうのが、やっぱり知られていないというのがもったいないなというふうに思います。こういうふうにせっかくの取り組みっていうところを、本当は、良いことをやっているのになんていうのが本当はあるのかなと。

これは南区です。『地域企業等の縁結び事業』です。①から⑩番までありますけれども、企業であるとか大学、商店街、それから福祉施設そういうところと、地域、地縁組織の方々が何かできないかとか、一緒にやっていることを促進できないだろうかというところで、縁結びっていうところで、仲人さん役になりながらやっている事例があります。いわゆる福岡市が敬称した『共創』なんですけれども、『共創』と敬称するものを南区ですでにやっていたというのも面白い、行政の面白いところかなと思います。

それからですね、これは自治協議会と商店街が手を結んでいる絵なんですけれども、このへんから僕も直接関わりました。何に関わったかという、商店街と地域組織の意見交換会っていうものです。どちらかっていうと、経済局発信です。商店街の活性化っていうところで行くと、商店街に元気がある提供感があるところっていうのは、やっぱりその地域の方々と、何らかの繋がりがあってというのがアンケートの結果でわかったので、じゃあ、何か商店街と地域の方々と意見交換などをして、何か生めないだろうかというので始めました。2回ほどの意見交換会をやりま。じゃあ何か成果を出さないといけ

ないの？ってなったら、もうみんな引いて誰も意見交換していいよっていうところはなくなってしまう、義務的にしてしまうと、誰も乗る気ではなくなって、成果はあえて生まなくいい。ただ1つのそこで成果と言えるのは、顔つなぎができた。先ほども縁結びと言いました。何かの時に相談ができる環境づくりができたってことです。この飯倉校区、飯倉商店街連盟がやったことってというのは、商店街情報と地域情報を掲載した冊子です。ちっちゃな冊子ですけども、1年間使用できるようにということで、フルカラーで全世帯配付してます。地域組織でいくと、自治会とか、自治協議会でいくと運動会とかやると思うんですけども、プログラムに協賛金集めてお店の名前を載せているプログラムが配られると思うんですけども、自治協議会の事務局長が、運動会が終わったら捨てられると。それもったいないよねってというのが話の発端でした。商店街の方になげかけて、商店街は乗り気ではありませんでした。なぜか。見た目ではっきりしました。会長、副会長おじいちゃんです。とてもじゃないけど、この人達やれんやろなというのがありました。ただやってみようよって話になって、話し合いをはじめたところ、商店街の方にもメリットがあるんです。何かというと、会員の募集に役立っているということですね。商店街も会員制なんで、どんどん会員を受けていくんですけども、こういう冊子作るんでっていうところを紹介しながら、会員の募集案内にも役立ったということ。あと、これ3年間本当は商店街の補助金っていうのがあったんですけども、3年目でなくなって今年どうしようかという、やはり工夫して続けてやっているという話は聞いてます。

それから、最近よく買物支援ということでやるようになりました。スーパー、商店街とか、宅配であるとか送迎っていうのをやり始めています。先ほども言ったように、全戸配付。お店にとっては、1コマ5,000円なんです。5,000円でフルカラーで全戸配付するというのは、なかなか便利。じゃあこの買物支援、スーパー、商店街に何が便利か。はっきりおっしゃいました、ここにも書いてます、顧客の囲い込みです。お客さんを何とか確保したい。どんどん高齢化していくと、お年寄りがスーパーまで昔は来てくれたのに来なくなる。じゃあ迎えに行きますよと。じゃあ、地域側にとって何が便利か。高齢者の見守りであるとか、また、足腰弱った高齢者の方々の買物支援をやってくれる。何よりも、スーパーが無くなるとは困るんですよ、近くにあった歩いていけるスーパーが無くなる。お互いのメリットが、それぞれ理解されて始まったというものです。あと似たようなところですけども、やはり宅配送迎やってます。飯塚市でもいろんな公民館だよりとか、まちづくり協議会だよりとかを発行していると思いますけれども、そこに私たちのこの取組みを応援します、健康相談もやってるし、いろんな取組みをやってますっていうのを自治協だよりに掲載して、みんなに商店街に来てもらうっていうような取組みもあります。

あと、おもしろいなって思ったのが、面白いなというか、へ〜っと思ったのが、福岡市中央区春吉校区がやっている地域カフェです。気軽にみんなで立ち寄ってお茶でも飲

みながらっていうものです。飯塚市の方でもやっているところがあると思うんですけど、どこでやってるか。整骨院なんです。公民館校区の公民館でやってたんですね最初。けどなかなか公民館って遠いよねっという方々もいらっしやって、じゃあ身近に何か場所がないやろうかなってのを探して、たまたま民生員さんが通っている整骨院の先生に話したら、若い先生ですけども、うちいいですよっていうふうにおっしゃっていただいたんです。意地悪く、僕その若い先生に聞きました。「患者さん集めですか？」と。ばっさり「違います」って言われました。ようはやっぱりこういう整骨院の先生っていうのは、ここにも書いてますけども、健康づくり、体操とか。そういったところもきちんと専門的知識をもってやれてるところで、そういうふうに、その地域にある整骨院として何かできるんじゃないか、お手伝いできるんじゃないか、力になれるのであればいいですよという、本当に純粋な気持ちで場所貸しをしてくれる。自分の専門性を活かして、健康づくり、体操であったり。そういったところを一緒にやっていくっていうことです。まあでも評判は良くなりますよね。何かあった時には、この整骨院に行こうかなというふうになると思いますけれども、そういうところが見えないところがいいのかなと思います。

それから、これは西区ですね。先ほど言った地域カフェであったりとか、ふれあいサロン。一生懸命自治協議会であるとか、自治会の方やってるんです。なかなかでも来て来れない、知れ渡ってないというようなお話の中で、商店街のある婦人服売りの副会長だったと思いますけど、うち婦人服売り場あるんですけど、うち来るよと。お年寄りの方、何をかうわけでも無く話しに来ると。じゃあ、そういうことをやってるんだったら、知られていないんだったらお店にチラシを置きましょうかっていうような話の中で、じゃあお願いしますっていうことで、逆にお店のほうにチラシを置いてもらうことにして紹介してもらうようにしました。で、参加者をどんどん増やしていければなあというところから始まりました。

今までお店関係とかだったんですけど、NPOと一緒にやってるところがあります。子どもの居場所づくりというところで、博多区板付北公民館っていうところと、子どもNPOセンターっていうところが一緒になって、子どもたちの居場所をつくって、いろんなゲームであるとか勉強であるとか、そういったところを一緒になってやってるっていう事例です。

それから、先ほどありましたけどカフェですね、地域カフェ。それはふらっとカフェ実行委員会というところと校区の協議会が一緒になってやってるというところなんです。

実はですね、本当に『共創』っていう前からいろいろあるなっていう感じなんですけども、これは中央区がNPOと公民館をジョイントさせようというところでやった事業です。3年間プロジェクトをやったんですけども、NPOのノウハウを活かして、また公民館でやっていく主体事業、企画、運営していくっていうなかで、そのNPOのノウハウを活かしていきましようというところで、この公民館ジョイントプロジェクトっていうの

が始まりました。地域活動に参加するきっかけづくりにできないだろうかなってというのが目的ではあったんですけども、なかなか公民館で事業をするって時に、なかなか思いつかない。そこにNPOの発想力であるとか、ノウハウ、また実行力を活かしていったというところです。

それから、『地域デザインの学校』というところで、これ何なのかと。実はこれデザインの学校を企画運営しているのはNPOです。日頃公民館に足を踏み入れない、地域活動に参加したこともない。そういう方々を集めて、いろんな地域の課題とか、自分たちにできることはないだろうかというのを話し合いながら、地域の支えあいの形を豊かにしていくっていうのを学んでいく学校です。学校っていうふうに銘打ってますけども、いろんな話をしながらです。参加者は、本当に日頃公民館に足を踏み入れたことがない、地域活動に参加したこともないっていう方々です。インターネットで募集したりして参加を呼びかけた。20人くらい集まったりしてます。その中で、自治協議会の会長さんやいろんな地縁組織団体の会長さん達にもゲストティーチャーとして出演してもらって交流も高めていくというような感じです。

それからもう1つ。これは校区でやったやつなんですけども、先ほど言いました様に公民館に足を踏み入れたことが無いっていうところで行くと、若い方がなかなか足を踏み入れないっていうところがある。で、一念発起して自治協議会の会長が若い人だけを集めてっていうところでやったワークショップです。びっくりしました。僕もファシリテーターとして行きましたけれども、乳飲み子を連れてお父さんお母さん。本当に20代30代の方々しか集めていろいろ話しをしました。そのとき思ったのが、活動の担い手がいなくていろいろ言ってるんですけども、先ほどデザインの学校もそうですけど、担い手っていうのを最初から言われると、「あ、そんなの」って思うのが人の常だと思うんですけど、まずは関心をもってもらおう。参加協力してもらおう。その次に担い手を担ってもらおう。関心も興味もない人達に、相手に担い手になってくださいって言っても無理だと思う。こういう中で、いろんな機会をつくっていくっていうのも努力していかないとかけないのかなと。

それから、もう1つ。『女性だけ・小中学校のワークショップ』そういう子どもたちを集めて、自分たちの住んでいる地域の未来のことを話し合っていたっていうワークショップをいくつか経験しました。小学校中学校、ま、子どもなりの意見しかないんだろうっていう。いえいえ、ばかにするもんじゃありません。よく見えます、小学生中学生。高校生もやったことありますけども、よく見えます。ま、知識的には無い部分もあったりするんですけども、やはりそこに住んでいる住民の1人だなと思いました。飯塚の方でも、登下校時の見守りっていうのをやってると思うんですけど、小学生とかに聞くと、その活動をきちんと自分なりに見て、すごく良い事してもらっているということを書いてました。やっぱり賑わいのあるまちになって欲しいとかあるんでしょうけど、何でそんなに詳しいのかなって思ったんですけど、大人と違うんですね、車じゃな

いんですよ子ども達。せいぜい自転車。歩いて学校に行く。歩いて遊びに行く。その歩いている中でいろんなものを見つめます。そういう中でこういう小中学校、子どもたちの意見を聴くっていうのもあるのかなと。

あと、女性だけのワークショップというのもありました。面白かったですワークショップ。話し出したらとまらないっていう感じでした。ただ止まらないんですけれども、すごくきちんと問いかけに対しての話をしてもらいました。余談ですけども、女性だけのワークショップをする前に、中学生ワークショップっていうのを1週間前にやりました。最初自由に座ってもらったんですけど、そうすると、やっぱり女子男子に分かれます。中学生の女子はキャッキヤ言いながら話します。1週間後の女性だけのワークショップ、60代70代80代のお婆ちゃんもいました。女性って変わらないんだなと実感しました。中学生だろうと、歳をとろうと女性は本当におしゃべりをちゃんとするなという感じです。女性がこういう元気なところっていうのが地域も活力に感じるし、女性の力っていうのはやっぱりあるのかなと思いました。女性は結構前向き。私も男性なんでよくわかるんですけど、60近くなってくると、頑固者になって、理屈好きだし、なんですけど、女性の方って話してみても、「やってみましょう。うまくいったわね。あ〜うまくいかなかったけど次こういう風にやってみましょう」というふうに、切り替わりが早い。男性ってすぐ「何で失敗したっちゃろか。検証せないかん。」と。結構それが進みません。何かそういうところはあるなと思います。

それから『生活支援ボランティア』いろんな高齢者のお手伝いをしましょうというのもしろんなところで出始めました。自分達の地域活動の応援団をつくりましょうっていうようなところで、これ1つの町内会なんですけども、いろんな活動をするうえで手伝ってくれる人集まってくさいって言ったら、30〜40人集まりました。関係づくりをやりながら、自分達が出来るときに、できる人が、できること、じゃ何をしようかっていうのを何とな話し合いながら、ゆるい感じなんですけれども、そういう応援団の方々とこの町内でいろんな活動をしていきたいと思います。先日も言われましたけれども、去年はいろいろ旅行にも行ったって話もしましたけれども、今年呼ばれて行ったのが、高齢者、防災でした。避難ごとの要支援者をどうしようかというすごい真面目な問題に取り組んでるんだなと。ただ町内会なんで、やっぱり顔の見える関係があるというところで、いろんなことの可能性を感じました。ま、どういう校区になろうかというビジョンをつくるっていうところもあるのかなと。

それから、これは福岡市の南区なんですけど、事業を整理するっていうことを始めたところがあります。あれもこれも気付けばとんでもない事業が膨れ上がっている、毎日のように出歩く。会議等に。土曜日、日曜日がないという状況になっている。それはなんか間違いじゃないかと。でも地域課題は増大する、限られた人材と予算の中でやらないといけないことをしっかりやっていきたいと思います。そのためには、続けていくためには、やっぱり役員の兼務を整理したり、事業を空っぽにする必要はあるのかなと。そう

しないと、大変大変もう大変。誰が次の担い手になりますか。大変なところに自ら足を踏み入れるのか？ってところがやっぱり厳しいかなと。それで自分達でちょっと整理してみましょうと。昔スクラップアンドビルドという壊して建てる、で、地域活動については、ビルドアンドビルドです。次から次へと地域課題が舞い降りてくる。やる人は限られています。皆さんも、今日若い人が来てますけど、確実に1歳ずつ毎年歳をとります。動けない体になってしまうこともあるんですけども、それでも一生懸命やっているってところがあるんですけども、1回自分たちの事業を見直す、たな卸しするっていうことも必要かなというところでやり始めた。勇気をもってやり始めたんです。なかなか地域も1回やり始めたことをやめることは難しいんですけども。

で、今まで協働とはっていうところで、いろいろ話があっちいたりこっちいたりしました。みんなで助け合わないといけないというところが言いたいところがあるんですけども、じゃ今回、地域まちづくり条例をつくる意義は何だろうなというのを、改めて僕も考えました。

ここに書いてあるのはですね、冒頭説明した志免町参画条例、那珂川町の条例、太宰府市の自治基本条例を業務をいただくときに企画書で書いた内容を少し引用しています。

1つ、ま、自治基本条例だとかいろいろな条例あるんですけども、1つ意義として考えられるのは何か、目指すべき行政のあり方や地域社会の姿の明確化、ま、総合計画とかいろいろ将来像を示したりしますけれども、自分たちはそのためにどうやっていくんだ、どういう市を目指すんだっていうのをみんなで共有していく、明らかにしていく何となくあったものではなくて、ここを目指していくんだっていうことを明らかにしていくっていうことですね。それを市民と共有するということですね。条例という形で。

あともう1つは、まちづくりをしていくうえでの拠りどころっていうことです。先日国会が始まりました。国会でいろいろな議論をしますけれども、憲法があって、法律があって、その下にいろんな制度がぶら下がっていくわけですけども、じゃあ予算化する時に何が必要か、もちろん計画も必要です。じゃなぜその計画が必要なのかっていうところでいくと、やはり条例であったりとか、法律、制度だったりします。そういうまちづくりをするための拠りどころになるものだと。高々に明確化して宣言することで、みんなにもこういうふうに飯塚市はやっていくんだ、そしてこういう支援制度を整えていくんだっていう拠りどころになるのかなと思います。

それともう1つ、住民自治の意識の形成っていうところです。先ほどから言ってますけど協働のまちづくり、何も自治会や自治協議会、まちづくり協議会だけの仕事ではない、NPOだけの仕事ではない、飯塚市民全体、また行政、企業、NPO等々も含めて、みんなの意識を形成していくんだっていうことですね。自分たちでつくっていく、飯塚市を自分たちでつくっていくんだっていうその意識を形成していくための原点であるんじゃないかなということです。

それともう1つ。行政職員の意識改革っていうことです。何やかんや言っても、しす

みません僕行政がやっぱり中心にいるのかなと思います。行政が1番この協働のまちづくりを進めるって言う、ま、みんなで進めていくんですけども、やっぱり先導していくのは行政かなと。そのためには、職員の意識が変わらないとダメなのかなと。最近です、これ飯塚市のことではないです、一般的に思うことがあります。40年近く行政の方とつきあっていると、自分が若い頃と、今になってみると僕もそんなに優秀な方ではない、ただ平均点は取れているかなと。最近みると、できる人とできない人が両極端になっているような、平均点の人が少なくなったなとか思ったりするんですけども。そういう中でみんなが意識を変えて、みんなでつくりあげるんだという共通認識をもつ。そのためには、みんなが協働という言葉を理解しないといけないし、理解した中で活動していくっていうそのために条例が必要なのかなというふうに思います。

で、類型的に行くと、『自治基本条例』みたいなものがあります。2001年北海道のニセコ町で初めてできました。自治体のまちづくりの基本理念、基本的事項を示した条例。これ以降、いろんなところで自治基本条例をつくられました。が、なかなか理解されていないとか、きちんと運用できていないというのも1つあったんじゃないかなと思います。そういう理念的なものではなくて、『参加条例』というところで、いろんなまちづくりに参加する、また行政のやっていると参加、参画を求めていく。ま、ようはこの参加条例って行政にとっての義務です。参加義務を条例の中に書いている。ただその中で、町民だとか企業だとか行政だとか、いろんな活動をする責務もきちんと定めて、その上でみんながきちんと参加していきましょうねっていうものを定めた参加条例です。

最近よく耳にするのが、いろんなコミュニティ推進条例っていわれているものです。筑紫野市のコミュニティ推進条例とか、小郡市のまちづくり推進条例って書いてますけれども、本当冒頭言ったように白紙撤回されたんですけども、いろんな地縁組織をまとめる校区単位の自治協議会、まちづくり協議会がきちんと活動ができるようにというところで定めた推進条例です。その条例を定めた中で、いろんな補助っていうことであったりとか、地縁制度を定めているところが多いかなと思います。自分の感覚でいくと、何がいいのかっていうのは、やっぱりそれぞれの市町村で、どういうまちづくりをしていきたいのかっていう市政が一番だと思います。それによって基本条例、参加条例、推進条例っていう手法方法を選ぶってことなのかなと。最近僕が関わってきたところでいうと、推進条例、参画条例、そういうところできちんとまちづくりを推進するための、いろんな団体を位置付けるってことかなというふうに思います。

で、1つ。これはですね、白紙撤回された小郡市が考えた条例の模式図です。なかなか解りやすいなと思ったんですけども、この条例の。市民がいて、まちづくり協議会とか、小学校区単位の協議会があって、その中に入っているいろんな団体とか、自治会だとかそして、市民活動団体っていうところでNPO ボランティア団体があるんですけども、みんな参加していきましょう、担い手になっていきましょうねっていうのを定めて

います。それだけではなくて、それぞれが協力しあいましょうよ、連携してやりましょうよっていうのを条例の中にうたっています。市の方とは協働の関係、パートナーでってところで条文が案としては記されていました。ま、冒頭見せたような『協働』っていう関係図、矢印のところ、それをきちんと明確に示していくってところが、この条例の目的であったというところなんです。誰が偉いというわけではなく、みんなが地域づくりをやっていく主体なんですよってところで、きちんと条例でうたいこんでいこうというところでした。

で、じゃあ先ほどあった、参画していく、協働していく、協力していく、連携していくポイントがやっぱりあります。お互いを理解することです。目的を共有とか、対等な関係でっていうこと。きちんと責任を明確化する。自主性を尊重するということ。それから見える化というか、公開していくということ。開かれているということ。

昔ですね、まだ会社勤めしていた頃、福岡市のNPOボランティア交流センター、通称あすみんっていう、指定管理をやっていたうちの会社です。その時に言われたのが、NPOボランティアの方々と接するというのもあるんですけども、福岡市から求められたのが、地域と繋いでくれ、結んでくれっていうのを言われました。一番上に書いている相互に理解。なかなか理解されないんです。地縁組織の方々、NPOボランティア。本当はそこに住んでいる方々なんで理解されているはずなんですけれども、なかなか理解が、双方に理解するっていうことが難しかったと記憶があります。そういう中で『共創』ってものを打ち出している訳なんですけれども、一番僕がいろんな地域、自治会とか協議会とか行ったときに、質問されることがあります。福祉のNPO、若い人がやっているNPOがあるんですけども、本当にまじめに福祉関係ある会長さんが、一生懸命あの若い兄ちゃん頑張りよっちゃん、本当に一生懸命毎日急がしそうやけど、でも何で食べよっちゃんか。そこからなんですよ。どうやってNPOの方々が食っていけているのか、理解できないんですよ。なんかそのへんも含めて、本当は同じ方向を向いて、いいまちづくり、いい地域づくりをしていこうという方向は同じなのに、なかなかその辺の距離感が縮まらないっていうのが、やっぱり課題としてはあるのかなど。だから目的も共有しようとしてもできない、対等な関係も結べない、責任の明確化もできない、自主性の尊重もできない、情報の公開もできない。まずは双方に理解することかなというふうに思います。まあそういう双方に理解できればですね、考える、取り組み、振り返り、見直すってようなサイクルのなかで、まちづくりっていうのが進んでいくと思うんですけども。

まあ、最後に条例をつくった後です。いろいろな条例策定に僕もコンサルとして携わりました。で、いろんな審議会であるとか委員会の方々とも話しました。条例はつくって終わりではなくて、スタートすることなんです、そこから。まずは、現行業務のやり方を改善とかチェックをやるべきだと思うし、情報交換、参加、協働の仕組みのバージョンアップする必要がある。評価の状況、社会状況の変化に対応した条例の見直しつ

ていうのも考えていかないといけない。職員の研修であったり、学校教育、社会教育そういう、いろんな場面で周知徹底していく必要があると。あと、条例策定後が変わったっていうことの成果を、アピールをできるかどうか。アピールするためには成果を出さないといけないんですけれども、何か変わったっていうですね。それから、市民による事後的監視というのにも必要だろうと。条例がつくってスタートということを見ると、こういうことを考えないといけないかなと。で、最後言いたいのは、どなたか大学の先生がおっしゃってたんですけれども、完璧な条例でなくてもいいと。私たちの条例として条例を育てていけばいいじゃないかと。で、ここにもありますけれども、社会状況の変化に応じて見直せばいいし、できてないものに関しては、できるように改善をしていけばいい。自分たちの条例なんだから、自分たちがまちづくりを進めていく拠りどころとなる条例なんだという意識をもって、育てていきましょうというのが一番大事なところになる。たいていどんな計画もどんな条例もそうです、つくったら『できた〜』と思う。できたと思うのはコンサルだけでいいんです。それを受け取る行政や市民はそこからスタートになりますので、出来たではなくて、よし頑張ろうというのが条例であったり計画なのかなと思います。

最後、これだけはちょっと言おうか言うまいか迷ったんですけれども、先ほど双方の理解っていうところに関係してくるんですけれども、いろんな世代の呼び方があります。ゆとり世代、氷河期世代、バブル世代、しらけ世代、新人類、団塊の世代、ま、団塊の世代が一番耳にするところだろうと思うんですけど、僕が大学を卒業して社会人になった時、何と言われたと思いますか？新人類です。何か考えてるかわからないっていうか、しらけとうよねとか。はあ？と思いました、言われる本人達は。なんでそんなこと言うの？っていう感じだったんですけど、そういう、しらけ世代、新人類と言われた私は、もうちょっとで60になります。アラ還です。そんな人間が今社会の中心にいたりするんですけれども、やっぱり、それぞれの世代で価値観が違うというのを、やっぱりどこかできちんと自分に言い聞かせないといけないのかなと思います。やっぱ今の若い人はねって言いたくなる。わかりますよ、私もこの歳になると。だけど、そうじゃないっていうところをやっぱり自分に言い聞かせて、若い人の声を聴くというもあるかなと。

ま、『2：6：2の法則』というものがあります。どこを相手にするかっていう、きつこの真ん中のところかなと。率先してリーダー的ではないんですけれども、6割。そういう方の元に一緒にやってみようよっていうのはあるんですけれども、若い人の話を聞きましょうという本当に実感したのが、これです。何のこっちゃと思いますよ、『おいしい古墳カフェ』何ですか？っていう感じです。これ、那珂川町の安徳大塚古墳という国指定の史跡に指定されました前方後円墳です。国指定の史跡に指定されると、その保存管理計画、また活用計画をつくって、きちんと保存していきましょう、活用していきましょうという計画をつくれます。で、特に活用計画のほうなんですけれども町民の方々にも関わってもらわないといけないんで、ワークショップをしましょう

ということになったんです。ワークショップをしましょうって集まってくる方々は、もう決まったような方々だといかんというので、キックオフイベントをしようとなったんです。ま、指定されましたよっていうことをアピールするのと、ワークショップをするので、皆さん是非来てくださいねっていうことのアピールのためにも、キックオフイベントをやろうとなりました。やろうというところまでは、いいんです、じゃあ何をやるかなんです。まあ、私も含めて町の担当者、それから一緒にやっている仲間、まあ40代以上ですけど、なかなかいいアイデアが出ないんですよ。ま、古墳を見に行こうっていうくらいは出る。そうですよね、見に行かないかんよね、実際見に行っただす。粘土で前方後円墳作ってみる？それ面白いかもしれんね。いっちょん面白くないんですよ。で、30代前半の女性の担当者が、古墳を食べませんかって一言、言ったんです。みんな、は？って感じ。古墳を食べる？何それ、でも何か面白そう。最終的には、今左下にある前方後円墳のパンを半分に切って、そこにハムとかチーズとかレタスを挟んで、サンドイッチにしてその時食べました。最初は薄切りのサンドイッチ用のパンをナイフで前方後円墳型に切ってっていうとこだったんですけども、なんとあるんですよ、前方後円墳型のパン。どこにあるか。熊本県和水町です。和水町もけっこう前方後円墳では有名なところなんで、そのパン屋さんが作っている米粉パンとかいろいろあるんですけど、1個80円から100円くらいです。それを仕入れてきて作りました。面白いねって、乗りに乗りましたよ皆、一生懸命ですよ面白いと。僕も食べましたけど。で、町民の方々にもお知らせしました古墳食べましょう、古墳食べましょうと。集まりましたよ、ちっちゃい子どもたちからお父さん、お母さん含めて。面白かったです。町長も来ました、待ち歩きした後にパンを食べるんですけど、町長は所用で、パン作りから来ました。ただ古墳食べようで終わらなかつたんです。この右下に何かちょこちょこっと、茶色い紙がくしゃくしゃとなってる。何かというと、やっぱりその30代の女の子が言いました。絶対に写真に撮って、自分のインスタに載せると。皆さん覚えていますか、インスタ映えという。ある一定の年代の人には、それ何？という感じなんですけど、絶対に若い方は写真に撮ってそれを自分のSNSにアップする。じゃ、アップするとき、長机、テーブルではダメと。ちゃんとそこで写真が取れる物を考えましょうと。右下のやつで、ちょっとカメラコーナーですよっていうのを作りました。本当にいっぱい人も来てくれて、子どもも喜んでくれて、お年寄りも喜んでくれて、一生懸命みんな自分で作ったパンを食べるってところで、本当に楽しいひと時でした。そのあとにワークショップをしたんですけど、そういう若い人の発想、女性の発想というのは、やっぱり大事にしないといけないなと思いました。その時本当につくづく思いました。もう自分の頭は固まっているなというふうに。で、そういうところをいくつか、現武雄市長ですけども、ちっちゃな幸せを積み上げていきましょうよという時代ではないだろうかということ提言しています。

それから、いろんな方々が言います。地域づくり何？まちづくり何？いろんな方々が

言っているのが、人間関係を再構築、家庭で地域で市民と行政と。何かというと、人間関係づくりというか、きちんと人間同士の付き合いをもう一回、再構築しましょう、それが地域づくり、まちづくりなんだと言い切っている方々もいます。

そのためにもというところですが、話さないといけないということです。ただ単に話すだけではなくて、共有すること共感すること、そして若い人、女性、違う立場の人達の意見をきちんと聞いて、先ほどの古墳を食べようもそうなんですけど、触発されて、それを何か形にしていくっていうところが重要なのかなと。共有、共感があって初めて協働であるとか、共創があるのかなと。よく、知り合いのNPOの方が言ってるんですけど、例えば「引っ越してきました、隣に引っ越してきた何々です。私野球好きなんです、明日ソフトバンクの試合があるので一緒にドームに見に行きましょう。」なんて言っても誰も行かないですよ、こんな怪しい人と思うだけです。何か、「野球好きなんですよ」「どこのファンなんですか？」っていうあたりから始まって、じゃあドームに応援しに行きましょうっていうふうに初めてなるのかなというふうに思います。

ま、是非、条例と根幹に関わることだと僕は思ってます。この、共有、共感、共創、共創ってあたりですね。是非若い人、いろんな立場の人の意見を聞いて、まちづくりを進めていく、ま、その根拠に条例っていうのができるかなと。

かなりしゃべり過ぎましたけれども、長々と私のお話につきあっていただきまして、ありがとうございました。

【●●委員長】

はい、ありがとうございました。えっとですね、時間がもうおしてるので、時間通り終わったほうがいいですよ、この後の皆さんのご予定があられると思うので。はい、このまま、すすめていきたくと思います。

今、貞清さんの方にお話をいただきました。貞清さんのお話の内容っていうところでもいいし、それから条例をつくるにあたって、あるいは飯塚市でのそれぞれのまちづくりの活動、コミュニティの活動、NPOの活動っていうなかでの話でもかまいません。講師の方に、何かご質問されたいことがあられるって方がいらっしゃったら、挙手をしていただければと思います。

【●●委員】

ありがとうございました。あの、言葉の概念のことについてなんですけど、ちょっとお尋ねします。佐賀市の『参加と協働を進める指針より』という中に『参加』という言葉がありまして、その時に『参画』という言葉と二つ使われてあったと思うんですね。で、あのこれ同じことというふうに言われてたと思うんですけど、私の方は、男女共同参画社会基本法っていうのができてからですね、参加と参画って、参画っていう言葉はあまり聴き慣れてなかったんですけど、言葉の概念を何かずいぶん理屈っぽく探ってきました。そしてその中でやっぱり『参加』っていうのが、お膳立てされたところに、かたっていくっていうか、そこに行くっていうのが『参加』で、『参画』というのは、企

画の段階から関わって、結果として一緒に共有していくという、そういうふうな概念の違いってことで、たぶん、今行政もそんな風にとらえているんじゃないかなかと、私は勝手に思ってるんですけど、この点いかがでしょうか。

【●●委員長】

はい。どうでしょうか、貞清さん。

【貞清氏】

はい。えっと、あくまでもこれは『参加と協働を進める指針』佐賀市で書かれてあるものです。参加も参画も同じように捉えますよということです。で、おっしゃるように、『参加』と『参画』は違うというところなんです。僕もそういうふうに思ってるところもありますけれども、一般的に、理解、わかってもらおうと思ったときに、ま、あまり理屈を言わずに参加ですよっていう、お膳立てをされようがされまいが、参加するのか、しないのか。そっちの方が僕は重要だと思ってるんで、あえてここで佐賀市のものを引っ張り出してきたっていうところなんです。厳密に言えば、違う定義をしてたりっていうのもありますけど、少なくとも今佐賀市のなかでは、同じような言葉として参画もあります、ここでは参加というふうにとらえますということを書いてるってところなんです。

【●●委員長】

はい、ありがとうございます。基本的には『参加』と『参画』っていう話に関して、ここでは同じって事でしたけど、やっぱり違う部分のあるんだなというところですよ。ここに書きましたけど、『加わる』と『企てる』っていう話で、『加わる』のと『企てる』のとは、どっちがっていう話になると、企てる方がもう一段上かなみたいな。汗かかっていう点ではちょっと遅いかなってところはあるってことですよ。はい。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。今のようなお質問とかでもいいと思います。あるいは、ご意見とかでもいいですよ。せっかく講師の方が来ているので、講師の方に対して、こんなん思うけど、どう思う？みたいな話とか、貞清さんが答えられるような範囲でお答えしてもらいますけど、いかがでしょうか。

【●●委員長】

話し自体、皆さんわかったって感じですか。わからない部分もあつたって感じでした？大丈夫でしたか？

【●●委員】

いいですか？あの、やっぱりまちづくりとは何ぞやってところから始まるんじゃないかなと思うんですよね。で、いろいろ今お話を聞かせていただきました。で、私個人なりに思うのはですね、最後のページの難しい言葉でこれも書いてあるけれども、『公共空間における人間交際のデザイン』とかこう書いてますけれども、そうじゃなくて、一番下に書いてあるですね、赤の2行文字なんじゃないですか？

【●●委員長】

はい。一番後の紙のところですね。

【●●委員】

はい。で、これがまちづくりじゃないのかなと思ってのんですよ。それでずいぶん私もいろいろ今まで実践もしてきたし、考えもしてきたんですけども、やっぱりまちづくりとは何ぞやと思うんですよ。自治会もあるし、活動もあるし。この参考のために『まちづくり条例比較表』ってのがあらないですか。これですね。

【●●委員長】

資料で配られているやつですね。

【●●委員】

はい。これの題名を見たところでもですよ、まちづくり推進条例もあれば、コミュニティ活動の推進って書いているところもありますよね。いろんな名前があって、まちづくりにこれというものはないんじゃないかという気はするんですよ。だから、当初言ったように、ああいう形のものを手記主張というか、年代も違うかもわからないですけどもですね、一番下の部分をどうやって構築していくかということを考えればいいのじゃないのかなと。で、みんながより参加できるようにというふうに、判りやすく言えばですよ。お話しの内容のとおり、いろんな手法もあると思いますけれども、そうしないと、やっぱり住民みなさんもわからないと思うし、本当にそういうことを必要とされているかどうかもわからないんです。現実の話ですよ。ただ無理やり形をつかって、さあ参加してください、こうしましょうと言っているだけの話じゃないのかなというふうに感じるわけですよ、今までいろいろやってきて。へりくつはあんまり言わんで、やっぱ一番最後のこういうところをどうやって、いろいろみんなに呼びかけてつくるかという条例にすればいいのじゃないのかなって私は思ったんですけどね。以上です。

【●●委員長】

今のお話を受けてどうですか？

【貞清先生】

あの、なので、あえてこのコマを、全体で60分しゃべらないいけないのでコマをつくりましたけれども、いろいろ事例を紹介しました。僕もそう思います。まちづくりって何。地域づくりって何っていうところでいくと、やはり人間関係をつくっていく、ま、今希薄化しているっていうので、やっぱり人間関係がベースにあるんだろうなっていうふうに思います。やっぱりそれは僕はあえて、家庭でと言います。奥さん大事にしますでしょうか、なかなか僕大事にできないんですけど。ただ、やっぱり家庭もあり、そして地域もあり、そして地域というか、自分が生まれ育った町内会であり、生まれ育ったまちであるとか、市であるとか。そういうなかで、みんなでやっていくためには、もう1回人間関係を考え直さないといけないのかなと、そのためには、話さないといけないよねって、話さないが始まらないんじゃないかなっていうふうに思います。それで最後、言い忘れてたんですけど、対話っていうことです。これ『聴く』と『話す』なんで

すよね。話すだけでは、僕も今そうなんですけど、一方的におっしゃるのは、これ対話じゃないんですよ。やっぱり、話を聴いてっていうのがあって初めて対話っていうのが成立する。この『聴く』っていう字。訓読みですね、家に帰って調べていただくと、漢字辞典調べると、『ゆるす』というふうに読みます。相手をゆるして初めて対話になるということです。この『聴（ゆるす）』っていう字に、屋根と壁とつけると、昔の『役所』って言います。住民の声に耳を傾けて仕事をする場が役所っていうところですよ。

じゃこれをいろんなところにあてはめていくと、まちづくり協議会であったり、NPOであったり、いろんな団体であったり、やっぱり自分が、みんなが力を合わせてやっていくためには、やはり、聴く、話す、対話するっていうことが一番重要、そこで、人間関係を少しずつ築いていく。っていう、ま、理想なのかもしれないですけど、究極そこになっていくのかなというのを、ここ何十年間みて仕事してたら思います。

【●●委員長】

私もそう思いました。でね、これねやっている人達は、人間関係の再構築やねって、進めるための条例づくりをすればいいじゃないとうまくまとめることができるんですけど、さっき言ってた2-6-2の、上の2以外の残りの8の人達は、そういうふうにパッと思い浮かばないんですね。これが課題だってところはあるんだと思うんで、こういうところをちゃんと 例示や手法はいろいろありましたけれども、わかってもらえるような形の条例にしていけないといけないっていうのが大事だというのは、おっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。他、いかがですか？

【●●委員】

まとめていただいたような感じで、私また具体的なことをお尋ねするの申し訳ないんですが。

【●●委員長】 いいですよ。

【●●委員】

飯塚市のまちづくりのいろんな団体のことを考え合わせながら、協働のまちづくり、福岡市ではっていうところがありますよね、これを見まして。

【●●委員長】

協働のまちづくりっていうところですね。

【●●委員】

ここは、自治協議会をパートナーとして『共働』でまちづくりに取り組むってことで、行政は自治協議会をパートナーとしてっということになるんだろうと思います。この図を見ると。自治協議会っていうのは、絵の中ですね、それでいいですか？それが小学校単位であるというご説明だったと思うんですけど、そうしましたら、NPOとかそういうのはこの中のどこに属しているのでしょうか。

【貞清先生】

NPOは属していません、この絵の中では。この絵を描いた段階ではですね。ただ、例示を書いているだけで、この中にNPOが入っているのかいないのかっていうのはそれぞれの校区の状況によって違ってきてるということです。で、そういうのもあったんで、基本的には自治協議会っていうのは地縁組織の集まりだと思います。ただそうはいいながらも、地縁的なボランティア団体であるとか、NPO組織がこの中にあるのは今はある。で、共働から共創ってところって言ってるこの共創っていうなかには、そういう地縁組織だけではないんだよと。地縁型の組織、みんな一緒になって地域課題を解決しないと、もうままならない時代になりましたよっていうことで、この共創を打ち出しました。この段階での自治協議会っていうのは、そこまで想定はしていない図式です。けど入っているところもあります。ちょっと事例出しましたように福祉のNPO団体とかこの組織の中にどっぷり入っているのではなくて、協力団体みたいな形で入っているケースもあります。

【●●委員長】

そこ、少し私もフォローしましょうか。実はですね、福岡市っていうのは大きなまちなので、いわゆるコミュニティの自治会とか、自治協議会の部署と、NPOボランティア等のテーマ型の部署が別です。で、先ほどのこれは、コミュニティの担当部署がつくったコミュニティハンドブックの中に入っている『共働』。それと同じような絵を描いている別の部署もあります。で、両方でやって、その結果、地域とNPOと一緒にやるってなかなかやらないと、貞清さんもさっきお話があったんで、そういう話じゃなくね？ということで、『共創』っていう話に、こういう形にしていこうねっていうふうに構築しなおしたってことです。

【●●委員】

わかりました。

【●●委員長】

だから無いわけじゃなくて、この部署ではふれられてなかった。飯塚だと基本的に部署別じゃないってことなので、最初っから一緒ですっていう話の流れかもしれないです。

だからこうやって、同じこういう場にどちらの方もいるっていう状況なんだろうなっていうふうに思いますけれどもね。

【貞清先生】

ちょっと言うと、これ市町村で全く理解でないほどの違いがあるんです。僕も福岡市ずっと10何年、20年近くやってますけど、まだわかんない。

【●●委員長】

コンサル泣かせてってことですね。

【貞清先生】

コミュニティとかこういう協働でいくと、市町村の仕組みが全く違うんですよ。福岡市でいくと、ちょうど自治協議会ができたとき、山崎広太郎市長、でその時にはすでに

自治連合会っていう校区単位で動いてるんです。で、そこも自治だよ。わかりやすく本当に乱暴に言うと、自治連合会を自治協議会に読み直したっていうふうに思っている方々もいます。だからスムーズに移行できたっていうのもあります。だけど、そういうものだけじゃ、もうにっちもさっちもいかないよっていうことです。●●委員長もおっしゃったように、

【●●委員長】

はい。じゃあですね、このあとの質疑ありますか。進行の問題がありますので、一旦進めさせていただきます。ご質問ある方は、終わったあとも少し（貞清先生）いいですか？

【貞清先生】

はい。

【●●委員長】

終わっても答えてくださると思いますのでよろしくお願いします。

はい、では今日の勉強会の内容と、そして、今日皆さんがお手元の方にあると思いますけども、各市町村でつくられている関連の似たような事例の条例がお手元の方にあると思いますので、これも含めというところで、次第のその他を事務局の方からご説明をお願いします。

【事務局】

お手元の、他市条例比較表と書かれた、A3ですね、横長のものをご覧ください。

それぞれの条例の条文等を比較できる表となっております。

そのうしろに、上から順番に、各市の条例を添付しております。

近隣の市のまちづくり条例のご紹介として、そちらに記載しておりますように、荒尾市、筑紫野市、宗像市、大牟田市、古賀市の5市のまちづくり条例を参考にしております。

それぞれの市の条例について、少し概要を申し上げますと、

1つめの荒尾市は、先ほど●●委員もおっしゃてありましたように、名称がそれぞれ市で違いますけれども、荒尾市の名称が、『協働の地域づくり推進条例』として、目的は、市民と市の役割の明確化と、安定、継続的な地域づくりの推進としています。

条文の中に、市と市民、地域活動団体、市民活動団体の役割の位置づけや、地区協議会の位置づけ、担い手の発掘・育成、それから条例策定後の進捗状況をきちんと把握するために、委員会の設置等を条文化しているものです。

2つめの筑紫野市 名称は『地域コミュニティ推進条例』とし、目的は、市とコミュニティ運営協議会の役割の明確化と、安定、継続的な地域コミュニティづくりの推進としています。

条文の中には、市と市民の役割や、地域コミュニティの位置づけがされております。

3つめの宗像市は、名称が少し長いんですが、『市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例』とし、目的は、創造豊かで活力あるまちづくりを推進するため、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関することを定めております。

条文の前半には、市民参画について細かく条文化してありまして、後半にはコミュニティ協議会、市民活動団体の位置づけがされています。条例策定後の進捗管理や評価を行うために、審議会の設置もされています。

次の4つ目の大牟田市さんですね、名称は『協働のまちづくり推進条例』とし、協働のまちづくりの推進、市民参加、協働の推進を目的としております。

条文の中には、市民、地域コミュニティ組織、市民活動団体と、市の役割や、大牟田市は事業者の役割も条文化されておりました。それから、人材育成、条例策定後の調査審議を行うため、附属機関の設置についても条文化されています。

最後の古賀市さんは、名称を『まちづくり基本条例』とし、市、議会、市民の役割の位置づけを目的として、市民参画、附属機関の設置等の内容となっております。

以上簡単ではございますが、近隣の自治体の条例のご紹介をさせていただきました。

事務局としましては、次回、3回目の委員会開催までには、事務局からも、条例の素案を提案させていただきたいと思っております。

本日の勉強会、先ほどの、今の資料の他市の条例等も参考にされまして、また他にもよい条文案などありましたら、ご提案いただき、事務局の素案をたたき台にさせていただき、次回の委員会の中で、条例案を委員の皆様にご審議していただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局：課長】

委員長、補足説明をいたします。

【●●委員長】

どうぞ。課長。

【事務局：課長】

事務局の方から、他市の条例の紹介をさせていただきました。

条例の素案としまして、第1回目、前回の第1回目の市長諮問でもお示ししてありますように、今回の飯塚市地域まちづくり推進条例、仮称ではございますが、『将来にわたり圏域の地域住民が安心して暮らし続けていくことのできる地域づくりをはじめとした、市民活動促進のため、自治会、またまちづくり協議会、そしてNPOなど、市民活動団体等の位置づけ、仕組み、役割などにつきまして、市と連携した地域コミュニティの自主的・自発的な公益性のある『協働のまちづくり』の推進を図るルールづくりというふうにご考えておりますので、今、資料としましては5自治体の条例をご説明させていただきましたが、イメージとしては、荒尾市の『協働のまちづくり推進条例』、また筑紫野市の『地域コミュニティ推進条例』をベースにですね、先ほど言いました、第3回目には、素案を作成しまして、皆さんにご審議いただこうと考えていますので、どうぞよろ

しくお願いいたします。以上です。

【●●委員長】

はい、ありがとうございました。貞清先生の資料にもありましたが、『条例の類型』でいくと、今回、飯塚市が考えているっていうのは、『推進条例』ってところですよね。そういうのを念頭において、今日の勉強会と、それから資料ってところを読んでいただくっていうところと、事務局からの条例の原案を読んで、次回議論をするという形でよろしいですかね。ありがとうございます。

それではですね、最後日程調整の部分があります。次回、3回目の日程に関しては、事務局何かありますでしょうか。

【事務局】

事務局といたしましては、9月、当初の予定どおり9月後半に3回目を予定しておりましたので、9月の27日、もしくは30日の月曜日。27日であれば午前中。をご提案したいと思います。

【●●委員長】

今皆さんにお尋ねした方が良いですか？予想で構いませんので、27日午前中の金曜日大丈夫な方、9月の30日午後がいいよという方、こちらの方が多いいですかね？

30日がダメな方？では30日、開始時間は？14時からということで、会場は後ほどのご連絡でよろしいですか？事務局より通知があると思いますので、ご確認ください。

では、3回目は、9月30日の午後2時、14時からということになりますので、予定のほどよろしく申し上げます。

今日は質問とかをお受けする時間が足りない部分もあったかと思います。一旦時間がきましたので、ここで終了とさせていただきます。

【●●委員】

すみません。30日の前に案を出すって言われてましたけど。

【●●委員長】

案は、事前送付するということですか？

【事務局】

事前に送付させていただきます。

【●●委員】

今回資料が前日にきましたけれども。

【事務局】

申し訳ありません、遅くなりました。

【●●委員長】

なるほど、前日だと困るよっていうことですね、事務局はそのへん考えていただいて、読むのを考えても5日から1週間くらいは必要かなと思いますので、直前だとさすがに私もダメです。そこはちょっとお忙しいとは思いますが、よろしく申し上げます。

【事務局：課長】

すみません最後に。

【●●委員長】

はいどうぞ。

【事務局：課長】

今日は第2回目ということですね、貞清先生に勉強会をしていただきまして、また我々も勉強させていただいた面もございます。今日の勉強会のことを委員長からも説明ありましたが、次回以降条例のたたき台といたしますか、素案につきましては、事前に送付をさせていただきますので、十分にお家の方で見ていただきまして、第3回目につきましては、たたき台の案につきましては、それぞれ委員さんからまた慎重な審議をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後にもう一度貞清先生、本当に今日はお忙しいなか貴重な時間をいただきまして、大変勉強になったご講演ありがとうございました。最後もう一度拍手をお願いします。ありがとうございました。

【●●委員長】

すみません、ちょっと予定時間より5～6分過ぎてしまいましたけれども、第2回の策定委員会の方を終了させていただきます。みなさんお疲れ様でした。

14：00～開催

【委員長】 それでは定刻になりましたけれども、皆さんもよろしいでしょうかそれでは定刻になりましたので、第3回飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会を始めたいと思います。今日も一日よろしくお祈いします。今日は16時までとなっておりますので、時間内に終わるように進行へのご協力をお祈いします。では、配付資料の確認ですね、事務局より説明をお祈いします。まずは配付資料の確認ですね。事務局の方から説明をお祈いします。

【事務局】 まず、●委員、●●委員より、本日はご都合等により欠席されるご連絡がありましたので、ご報告いたします。それでは、本日配付しております資料について5点後連絡がございますので、ご確認をお祈いします。

差し替え等の書類がいろいろございますので、お手元に【策定委員会の配布資料と見出しのある一覧表をご覧いただきながら、お手数ではございますが、ご確認をお祈いいたします。まず1点目、本日のレジメ、委員名簿、座席表、第2回の会議録（要点筆記したもの）⇒クリップ止めをしております。

2点目、資料の修正分です。前回の委員会で配付しました資料、『他市条例の比較表A3横長のものと、他市の条例（5市の条例）』をご持参いただくようご案内しておりましたが、久留米市の条例の追加要望がありましたので、お手元には、『A3の横長の他市条文比較表に、久留米市を追加したもの』と、『久留米市の条例を追加』で配付しています。比較表はお手数ですが、差し替えをお祈いします。

前回配付しております、荒尾市、筑紫野市、宗像市、大牟田市、古賀市の条例をお持ちでない方は、事務局までお声かけをお祈いいたします。

次に3点目、事前に郵送しておりました【飯塚市まちづくり推進条例（仮称）素案】と、条例骨格、骨格図。こちらにつきましては、発送後、市の方で内部協議を行った際、市の総合計画に沿った内容を条文に入れる必要があるだろうという意見があったことと、事前に数名の委員さんから事務局の方にご質問等がありましたので、委員会進行上、内容を一部『修正』し、『素案2』として配付させていただいております。

『素案2』、併せて条例骨格、骨格図。こちらを一式修正させていただいて、クリップ止めして配付しております。本日はこちらの『素案2』をたたき台としてご審議していただけたらと思います。不足されている方はおられないでしょうか。

続きまして4点目です。3名の委員から、事前にご質問等がありましたので、その内容をA3横にまとめたもの。それから、追加資料の要望がございましたので、『まちづくり協議会規約（12地区の各まちづくり協議会の規約）』『飯塚市NPO・ボランティア協働のまちづくり推進会議の会議録（昨年度本市で3回開催いたしました、その会議録）』を、『追加資料』として配付しております。

不足される方がおられましたら、事務局の方までお知らせください。

それでは、『条例素案』について、ご説明します。まず、他市の5市（荒尾市、筑

紫野市、宗像市、大牟田市、古賀市）をご紹介した理由は、地域まちづくりの条例で、定義、基本理念、役割等の位置づけ、推進していくものなどが条文化されていて、いろんな条文があるというところで、事務局の方で参考市として選んでいます。

今回、事務局が作成しております『素案』は、他市条例比較表で申しますと、荒尾市、筑紫野市の条文を参考にして作成しております。この条例を参考にした理由は、前回の委員会でもご説明しましたように、市長諮問にある『将来にわたり圏域の地域住民が安心して暮らし続けることができる地域づくり』『市民活動推進や仕組み、自主的自発的な公益性のある協働のまちづくり』の趣旨に近いことと、前回の勉強会で講義された『条例の類型』でいくと、『推進条例』を策定したいという考えから、この2市を、特に荒尾市を参考に作成しております。

また、条例の前文を入れた骨格図、骨格についての資料についてですが、条例策定の大きな基準を少しわかりやすく図や一覧にしているものです。

『素案2』でお示ししている朱書きしている修正箇所は、まず前文を追加しています。

前文は、その条例の趣旨、理念、目的などを明記し、一般的には、制度の由来や経緯を述べ、条本文では示しきれない市の状況や考え方を明らかにするものです。第2次飯塚市総合計画の基本理念の内容を明記し、前文を追加しているものです。

次に、第3条の基本理念に、こちら第2次飯塚市計画の基本理念の内容に沿った条文に修正しております。

次に、第11条の協働の推進の条文にも、市の基本理念に沿った、人権と男女共同参画の視点にたった、協働のまちづくり、地域づくりを推進する内容に修正しております。

そして、条文の第4条から第13条において、市の役割に関するものを除き、『努めなければならない』としていたものを、『努めるものとする』へ修正しています。

どちらの言葉も、強制ではないのですが、協働のまちづくりをするなかで、こちら第2次総合計画に、市と市民等が対等な立場で、協働のまちづくりを推進するとしており、『～努めなければならない』となると、強制的にとらえられかねないとして、修正しております。以上、修正箇所の変更をしておりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

【委員長】 はい、ありがとうございました。事前に皆さんにお送りしている書類は、見ていただいていると思いますし、今日は事務局の方から差し替えが少しあっているということで今、事務局の方から差し替えの話がありました。事前にですね、こうして文字で意見を出してくださっている方もありますので、それはそれと。今日はお一人おひとり、意見とかそれから、自分で素案を読んで考えて来てくださいますよとさせていだいたと思います。なので素案とか配布資料をもとに考えてきていただいたご意見を、お一人おひとり、一言でも構いませんのでお伺ひしていきたいというふうに思っております。皆さんから、お伺ひをしようと思っておりますので、時間が当然かかる部分もあると思います。できるだけゆっくり出していただく

というような、強制ではないですけど、出していただく時間をとりたいと思いますので、進行上のご協力をお願いします。ご意見はですね、今、事務局の方から、修正案として、出されたものをふまえたうえでということで、御意見をいただくという形よろしいですか。はい。よろしくお願ひしたいと思います。では、各委員から意見を出してもらうにあたって、すいません、副委員長。口火をきっていただくという役割をしてもらってもいいですか。こちらからお一人ずつですね意見をまわしていきたいと思います、マイクのほうを事務局はまわしていただければと思いますのでよろしくお願いします。

例えば、条文なら条文、プリントならプリント、別に根拠になるものがなければ、それで構いませんので、根拠があるものはこのプリント見てくださいということでですね、補足していただけるとみんなが見ると思いますので。

【●●委員】 この進め方のことで。この前いただいた文書の中にはですね、それぞれたくさんある場合は文書に出してください、それを皆さんに配りますと書いていたんです。それはどこにあるんですか。それはそのとおりになっているんですか？

【事務局】 なっています。

【委員長】 はい、今、配付資料としてお渡ししていますよ。

【●●委員】 結果をですね。言いたかったのは。ここに入れられていない理由は書いているんですか？こうしてくださいとか、意見を書きましたよね。それに対する返答はこの中にありますか？

【委員長】 では、事務局から、お願いします。

【課長】 はい、A3のですね、事前に意見を集約させていただいたA3の分で、●●委員それから●●委員、●●委員の3名の委員から、ご意見をいただいております。その分で、一応、条文検討という形で、右側の方にのせている分と、備考欄にも補足をさせていただいております。この分について、条文の検討を、修正を入れこんだ分と、再度委員会の中でご意見をいただくようなところについては、空白になっております。事務局のほうで検討して、入れ込めるところは、このA3の用紙に入れ込ませていただいております。繰り返しになりますけど、空白のところは、この委員会の中でまたご審議いただくようお願いしたいと思います。

【●●委員】 皆さんで検討していただく部分というのは、どこと、どこというふうになっていますか。今お答えがあつて、みんなで協議をしていただくのはどことどこですか

【委員長】 はい。事務局ちょっと待つてください。僕が答えてもいいですか？全文を検討するということはおそらく無理だろうと思います。なので、皆さんから出してもらっている意見というもの、文字で出してもらった方にはですね、やっぱり、検討してもらいたいポイントっていうのがあると思うので、そこに絞ってお話をお伺いする形になるかと思います。

【●●委員】 だからね、文書にこうこうしますという約束があったんですよね。それが、そのとおりになっていますかというお尋ねです。例えば全貌とかそんなことじゃなくして、条文についてこのようなことじゃないですかって書いていることについては、皆さんに検討していただくっていう今言われたんですよね？じゃあ、意見が出されているけれども、この件は皆さんで検討していただきたい部分ですという。そういうふうなところを教えて欲しい。

【委員長】 なるほど。それに関して言うとはですね、基本的にも文字で出されているものは、全部検討材料になることに変わりはないです。

【●●委員】 答えを出されているでしょ？つまり取り入れられたことは出来てるわけです。

【委員長】 はい、取り入れているっていうの、これは委員の意見を取り入れているっていう形で入れているんですかね。

【課長】 申しわけありません。誤解を招くようなお答えをしましたが、事務局として、こういう条文をとりいれてはどうかというものを条文の検討内容に入れています。ただし、今委員長言われましたように、この分でいいかどうかというのは、再度、この委員会の中でご検討いただいて考えますので、今委員長言われましたように、一つ一つ、お一人お一人、ご意見をお伺いする中で、審議いただくという流れになろうかと思えます。

【●●委員】 つまり、空白になっているところを、みんなで審議いただくということですか？

【委員長】 事務局としては、そうだという解釈ですね。

【課長】 空白のところは当然、1番、そういうそういう形でご審議をしていただきたいんですけども、条文検討して入れ込んでいるところも、本当にこれでいいかというような、委員さんの中で、まだこれはこういうふうにかえたらいいんではないかというご審議をいただきたいということです。

【●●委員】 では全部ですね。わかりました。

【委員長】 よろしいですか。はい。それでは、すみません。お待たせしましたけれども、副委員長の方からお願いしてよろしいですか。

【副委員長】 社会福祉協議会の●●と申します。トップバッターとういことで、ちょっと考えがまとまっておりませんが、今日来てこれ見させていただいて、前回の分の条例につきまして今回、前文というものが入っております。私は前回の条文だと、飯塚市の背景だとかそういうものがちょっとわからないなということで非常に、前文今ちょっと読まさせていただきましたけども、豊かな自然とかそういうものは入っておりますのでですね、私は非常にいいのではないかといいように思います。それから、第4条以下の分で、『努めるものとする』ということで、ちょっと私もひっかかりがあったんですけども、『努めなければならない』ということで、

非常にやわらかい表現になって、非常にいいのではないかというふうに思ってるわけです、それから私は、まちづくりの推進するに当たって、やはり地域の中で中核なされる、まちづくり協議会、このことが、しっかり入れてあるので、私としては非常に良いなというふうに思っております。以上です。

【委員長】 はい、ありがとうございます。よろしいですかね。はい、じゃあ次まわしていきたいと思います。

【●●委員】 近畿大学産業理工学部経営ビジネス学科の●●と申します。私も前文があったほうが良いなと思っていたので、今回の、前文ができていて、とてもいいなと思いました。私が1つ提案というか、こうして欲しいなと思ったところがあって、この条例のキーワードが、協働というところだと思うんですけど、最初に、定義の第2条のところで、順番を変えて、協働を1番最初に持ってくるのはどうかと思いました。

【委員長】 第2条のところですね。

【●●委員】 そうです。第2条のところですよ。

【委員長】 はい、協働というものを、今（3）となっているものを（1）にしたかどうかというお話ですか？なるほど。はい、ありがとうございます。

【●●委員】 その理由として、荒尾市の条例が、これは、地域づくりというのがキーワードになっているので、この市の条例の、第2条の最初に地域まちづくりのワードになっているので、そちらを参考にして考えました。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。はい、ではすいません。流れとしては、各宿題があったとおもうんですけど、意見をもらっている段階です。お願いします。

【●●委員】 私、飯塚市PTA連合会の会長をさせていただいております、●●と申します。よろしく申し上げます。私も今回、このような、会議に参加させていただくのは初めてなもので、なかなかちょっと理解に苦しむところが多々あります。それで、素案等を読まさせていただいてですね、ちょっと私の感想なんですけど、自治会でもそうなんですけど、『努めるものとする』と書いてあるんですけど、このような条例をつくることはいいんですけど、なかなかやっぱり今子ども会とかも私、いろいろ実践してますけど、どうしてもなかなか人の意識ですね、それがなかなか今難しくなっていて、こういうのをつくってもですね、人の意識がどうなるかというのは、今私のPTAでもそうなんですけど気持ちがあります。それで、このような条例を策定したときに、人をどのように、どのような輪に入れていくかそういういったところが私は、気になったので、ちょっと違うかもしれないですけど、意見として言わせていただきました。

【委員長】 人の意識っていうところが、難しい、厳しい。そんなに高まっていないという現状があるっていうところという話ですか。

【●●委員】 それは地域によって格差はあると思うんですけど、なかなか子ども会

とかが、昔はですね、私の子どもの頃なんかは、全員でやっぱそういう地域のために子ども会に参加したりして、地域を盛り上げていこうという意識があったんですけど、今、どうしても親を先行されてしまってますね、なかなか子ども会に呼びかけても、子どもは入りたいけど、親が入らないとかいう、状況が多々出てですね。子ども会でいろんなことを考えているけど、やっぱり参加者が集まらない。小さいときからうえつけられた意識がですね、町内会とか、自治会加入して、自治会を大切にしていこうというのが芽生えるんですけど、なかなか今現状については、なかなかそのへんが厳しいかなという感じは、受け取れます。それで、その辺が、僕は、この条例の前に、どうしたら人の意識がそのようになるかが。今1番、自分の中で学校の方をしながら、模索しているところです。

【委員長】 基本的には、条例は、前回の勉強会でも出てたんですけど、推進条例となっているわけなんで、推進条例であり理念条例だっているところがあるので、条例をつくったところで、みんなの意識がぐっと上がるっていう話ではないというのは事実なんですよ。ただ、そういう労使が後押しするかっていうところの話の根拠として、推進条例をつくっていく話になってる。条例ができることで、それぞれの役割を確認して、さらにどう努力していくかっていう、具体的な戦術とかテクニックとかの話っていうのはどっちかっていうと、条例をつくった後の、活動っていうところに重なるっていう部分もあるかなと、はい。ありがとうございます。今のお話は、みんな気になっているところだと思います。はい。ありがとうございます。はい、では次、お願いします。

【●●委員】 はい。公募委員の●●です。よろしくお願いします。この条文を読ませていただきまして、条文作成お疲れ様でした。●●委員が、おっしゃるところと似通った部分があるんですけども、やはり、協働のまちづくりを今後飯塚市が推進しているにあたって、根拠となるものを定めるためにも、この条例を策定しようとしているというところもあると思うんですが、やっぱりこの条例を根拠として策定するからには、策定した後はどう説明していくかとか、どう啓発に使っていくのかとか、そういうようなところが、本当は大事な部分になってくるんじゃないかと思います。それを考えると、この条例をなぜつくろうと思ったのかとか、今の飯塚市がどういう状況にあるのか、そのために市民はどういうことをこれから取り組まないといけないのか 啓発をしていく材料にあたって、前文を入れるっていうのはとても、読む人にとって解りやすくいいんじゃないかなと感じました。前文の部分が、今回修正で追加をされたのはとてもいいんじゃないかなと思っております。それから私のほうでちょっとあの内容への意見というわけではなくて、ちょっと質問の要素が強くなるんですけども、出ささせていただいた部分になるんですけども、条例の中でいくつか、特に第2条のところで、定義の説明がありますが市民等や市、自治会、まちづくり協議会、いろいろな組織の説明がなされているんですけ

ど、この条例の中身全体で、表記がちょっと統一されていないような印象を、私個人としては受けましたので、特に市民等という表記の中に。併記されている組織は、市民等という言葉の中に含まれているのかどうか、それとも別々のものとして、認識されているのか。ちょっとそのへんがパッと条文を見たときに、一発でわかりにくいなというふうに感じましたので、わかりやすい条文というところと言うと、ちょっとこの標記の仕方を検討できたらいいかなというふうに、個人的には思います。以上です。

【委員長】 はい。ありがとうございます。そのへん事務局の方に聞きましょうか。私も●●委員と同じ意見をもったわけなんですけど、そこは、意図的なものなのか、時間がなくて仕方なかったのか。今から検討の余地があるかなとかに関してというのはどういうふうにお考えなのか。ちょっと表記がね、先ほど御指摘のとおり、ちょっとずれてる部分もあるかもなんていうのもあるわけなんですけど。ちょっとそこはご回答いただいてもいいですか。

【課長】 今、第2条の定義のところでご意見いただきました市民等、これは今●●委員からご意見いただきましたように、この中に全部含まれてるんじゃないかということと、当然、自治会、まちづくり協議会、地域活動団体、市民活動団体という形で、定義は7つですね。定義づけをさせていただいてます。その中でどちらかに総括されるんじゃないか、また、(6)の中に、地域活動団体、市民活動団体の中に、自治会、まちづくり協議会が含まれるんじゃないかそういうご意見かと思います。事務局としましては、市民等というのは、前回、自治基本条例との兼ね合いもあったかと思われまして、それを定義づけにいれているところも確かにございます。また、自治会、まちづくり協議会は、ご意見いただきましたように、地域活動団体、市民活動団体の中に入れられるんじゃないかとのことですが、事務局としましては、協働のまちづくり、地域まちづくり推進条例を策定するうえにおいてはですね、当然、地域活動団体、市民活動団体の中に入るわけではございますが、自治会、まちづくり協議会につきましては、それぞれ協働のまちづくりを推進していくうえで、地域一体の部分の密着した団体と。やはり先ほどから意見が出ましたように、非常に自治会の活動が厳しくなっているとか、若い方の参加が少ないとか、そういう状況を踏まえましてですね、ここにしっかりと定義づけしまして、色々なご意見があるかと思いますが、協働のまちづくりを推進していくうえでは、こういう位置づけ、定義をしっかりと市民の方にお伝えしていきたいという思いがありまして、お示しをさせていただきます。

【委員長】 揃っているか、揃っていないかという話はどうですか。揃っていないというところも確かにあるなど、

【課長】 そのへんは、大事なところですので。

【委員長】 修正をしていくということで、いいということですね。

【課長】 ご意見をお聞きしたいと思います。

【委員長】 はい、わかりました。●●委員それでよろしいですか。はい。ありがとうございます。それでは、今日、お休みの方がいるので、マイクをすいませんけど。よろしいですか。はい。よろしくお願いいたします。

【●●委員】 はい。すいません、飯塚市青年会議所の●●といいます。まちづくり推進条例の素案を見ていると、この中では全国的にみられるような、飯塚市の問題とかも書いてあるんですけど、ちょっとこれすごく的外れな事かもしれないですけど、質問、意見になるかもしれないんですが、最近あの、災害等がすごく飯塚、全国的にもあってると思うんですけど、そのことを、まちづくり、協働のまちづくりの団体と、市役所が連携してやっていくようなというふうな、条例にする提案っていうのはダメなのかなと。意見ですけど。

【委員長】 そういうそれ専用の条例にするとかって話とかではなくて、この中にそういったのを盛り込むのが可能かどうかって話ですよ。まず、ちょっと聴いてみましょうか。事務局としては、どうでしょう。

【課長】 はい。●●委員言われますように、非常に、災害が頻繁に起きますし、水害等もあります。そうしたことからやはり、この条例の中にいれたらどうかという御意見と思いますが、7条の方に、これは弱いんですけど、自治会の役割になりますけど、第2項ですかね、自治会は、地域の安全を地域で守るため、防災その他の活動に自主的に取り組むものとする、これはちょっと自治会に押し付けるような努めるものとするって形になってますけど、もっと具体的な市の方針なり、役割とか、そういうものも、この条例に位置づけするかということに関しましては、現段階でそこまで突っ込んだものは考えておりませんでしたので、その辺につきましても、委員さんの意見をいただきたいと思います。

【委員長】 はい。これは、どう捉えるかでしょうね。平時も災害時も基本的に協働していくって話で、非常時はもっと大事ですよって話なんだろうと思うんですけどね。

【●●委員】 去年幸袋で水害があったかと思うんですけど、青年会議所からですね、まちづくり協議会さんが中心となって、ボランティアみたいな形で行かさせてもらったんですけど、その時にどうしても情報が、ここにも書いてますけど、情報の共有化のところがやっぱり、依頼があったらわかるんですけど、それがなかなか伝わらないというか依頼したくても依頼先がわからないっていうのがあるかもしれないんですけど、ですからそこら辺を。もしかしたらボランティアでも来たいという人が、入るかもしれない。そこらへんのつなぎを。はい。

○委員長 受け入れるかどうかかなんでしょうけどね。

【●●委員】 すごい市役所さんとかも動かれてますし。

【委員長】 具体的には災害の話しと、あとは、平時に動けない話が、非常時に動け

ないという話。平時にできないことが、非常時にできるわけがないっていうところもあるので、条例で書いていることを地でやって、実際災害対応の具体的なマニュアルだとか、そういうところに行かせるかどうかというのはあるかと思います。具体的に言葉として入れるかどうかというのは今後の要件になろうかと。あと、他は大丈夫ですか？

【●●委員】 大丈夫です。

【委員長】 はい、ありがとうございます。では、続いてよろしく申し上げます。いくつか出していただいています。皆さん、●●委員の意見が出てるA3の用紙を出していただいて、数が多いので、内容は皆さん見ていただくって言う形にして、●●委員からはポイントを絞って、特に言いたいのはここだという話をしていただけたらと思います。

【●●委員】 だぶっているところとか、もう書きなおしているところはいいですか。

【委員長】 はい、いいですよ。

【●●委員】 私のほうは、前文のところはですね、これは飯塚の総合計画からほとんどとられてますよね。これは私たちネットワークが出して、他も出しているところなんですね。なぜ、これになったかというねばならい、ねばならない、市民はこうでなければならいとなって、何か命令されているようで、その、そうしないといけない施策がある、そうしないといけないねって納得する根拠って言うんですか、市民は市に参画して、税金払って生活してる主体であるというね、その意識がないで、ねばならない、ねばならないとなると、いくら条例であっても、ちょっと、納得いかないと思ったわけですね。やっぱりそれは、市民って全体ですよ。市民全体あなた方に呼びかけています、あなたがたと一緒に地域づくりをしましょうという呼びかけが要る。それが前提だろうと思いました。それで、前文を入れてくださいと。その前文は、総合計画の1番最初の部分でした。それから次ですね。私全部言えるかわからないんですけど。

【委員長】 何枚目って言ってもらえれば。

【●●委員】 理念、基本理念。

【委員長】 番号を言ってもらってもいいですか。

【●●委員】 順番でいきます。4番ですね。4番、5番は関係すると思いますので、先ほど区分けはどうしているのか、お答えは、市民等の中に市民の中をはっきり今現に組織があるから、定義づけてますというお答えでありました。私どもは勉強会したときですね、貞清さんの冊子が出ました。

【委員長】 前回の講義資料ですね。

【●●委員】 ええ、勉強会と書いてありますね。

【委員長】 勉強会の資料ですね。

【●●委員】 それを勉強させてもらったわけですが、私が質問した時ですね、ページが無いので…福岡市の…とにかく以前ですね、私どもネットワークにですね、城南区の女性たちと交流させてほしいと言われて、交流したことがあるんですよ。その時の地域の状態、自治会を中心とした組織だということがわかったんですね。今回この前それと同じような図があったので、これですかというお尋ねしたら、それではちょっといろいろ問題が出てるので、こういう形でやっていますって言って、後ろの方にありましたよね、そここのところを行政は貞清さんから何をやっていただきたい、伝えていただきたい根拠とかそういうものを考えながらだったんですけど、条例における協働のまちづくりの主体ということで、この分です。これ見ると、地域活動団体、自治会、ここは自治会と書いてますね、行政区の。右側が、市民活動団体、NPO、ボランティア、ここが、連携・協力の関係。これだと市民というのがよくわかんないんですよ。市民の中で、どこかで何かをやってる人達。いろんな形ですね。個人の趣味は別としてね、ちっちゃなことだけでもやってたら市民の活動をやってるんですね。これだったら、みんなが包括して、あなたも地域の方で頑張っていますねっていうところがあって、連携協力になる。これは、行政は、この様にもっていかなければならない、なかなかうまくいかないから、これからは、こういうことが必要と思って、貞清さんに来ていただいたのかなと。後ろのほうにもありますし、いろんな実践があっっていますからね。私どもはとらえましたので、この4番5番ですね、概念なんですけど、やっぱり市民って捉えたときに、市民活動団体は、これこれこれの中の4分の1、ま、4つ目の中のひとつだから、あと3つは、地域活動団体、自治会というふうになると思うんですよ。それをなんだか現状があるからというのと、このようなことを目指したいというのと、行政はどのように考えておられるのだろうかと思うんですけれど。それが、4番です。検討をお願いしたいと書いています。それから、5番も同じですね。役割、同じような活動になってますから、市民の役割言ったら4条になる。市の役割と市民の役割、順番にいつていつたら4条になるのかな。市民の条例を尊重しなければならないとありますね。総則に。

【委員長】 はい、条例の総則のところ。

【●●委員】 はい。で、市民は尊重しないとイケない、市は。市民と市の協働ですから、市も尊重しなければならないもではないかと思うんですけども、総則という1番大事なところに市民だけ入れているのはなぜだろう。この尊重義務みたいなところは、大牟田は、一番語尾のところ、市と市民が尊重しなければならないというのはありました。これは、どんな考え方からきてらっしゃるのか。やはり、条例として、協働といわれながら、おかしいのではないかと思います。だいたいそういうところでしょうか。

【委員長】 はい、以上でいいですか、ひとまずは、長くなったというところもある

ので。あと時間があつた時には追加っていう形でしたいと思います。今のところ、最後のとこだけ聞きましょうか、総則のところ市が入っていないっていうところはいかがでしょうか、市役所のほうは。

【課長】 はい。当然この条例につきましては、市の方で施行していくという形になります。今、●●委員言われましたように、他市の事例には、市も入っているということで、事務局としては、入れる必要はないという認識ではありませんけど、これは市の職員、市は条例を制定した以上、尊重するのは当然という部分で、これは大牟田市とか先進地には入っていますので、そこは入れる方向で考えていってもよろしいかと思います。

【委員長】 はい。ありがとうございます。定義づけの整理っていうところは、別のところでやりましょうかね。次は、●●委員から、●●委員もプリントが、あります。よろしくお願いします。

【●●委員】 はい。条例を見てみましたら、やっぱりこれ飯塚市民が見たときに、何でこれが、こういうのがいるのかという基本的な考え方がきちっとあれば、まちづくりって大切だと。飯塚市としては条例が必要なんだと知ってもらうために、前文が必要かなと思います。条例にはなかなか細かい、人権を大切にするとか、一人ひとりを大切にするとか、細かいことが書けませんので、そういう意味では前文を入れてしてもらったほうが、市民にもきちっとですねわかりやすくなるかなと思っております。ここでは入れていただいてありがとうございます。

それからもう一つはですね、●●さんとか●●さんが言われたように、市民活動団体と、それから地域活動団体。はっきりしないんですよね、この条例のなかでは。私たちが貞清さんから勉強した時には、市民活動団体には、地域活動団体とか自治会とかNPOとか、テーマ型、地域型が入るということで、もう少しこの整理があるんじゃないかな、非常にここ混乱するというか、難しいなと思いました。で、自治会の加入が非常に少なくて、私をはじめ、皆さんここは自治会員ではあると思います。自治会長さん方も非常にご苦労されていると思うんですけども、私たち、まちづくりの推進審議会、さんも座長勤めてありますが、その中で、何で自治会に入らないのかというところが問題になりました。やっぱり特に若い人たち、それから女性とかが、市のまちづくりのトップにいないと。で、旧態依然とした自治会だろうということで、入らないということがありましたので、そういうことにならないように、私たちもこの条例がですね生かされているようにならなくてはいけないなと思います。そういう意味で、自治会がこの条例の中に出てきてると思いますが、この地域活動、それから市民活動団体のところの整理をもう少ししてほしいなと思います。以上です。

【委員長】 はい。ありがとうございます。はい。では、次ですね。マイクありますか。はい。それで発言をして頂いてよいでしょうか。よろしくお願いします。

【●●委員】 穂波まちづくり協議会の会長をしております、●●と申します。前回2回あってますけど、所用で2回とも欠席してましたので、ちょっと意見を言うとか聞いていませんでしたし、勉強不足で、私、自治会長も兼ねてますので、今●●さんが発言されたようにですね、自治会の分について、第2章ですか。市民と市の役割、特に自治会に加入について、第5条の最後に、自治会加入に努めなければならない、これじゃなかなか入ってくれんと思うんですね。うち、まだちょっと個人的な意見言わせてもらおうと、うちの自治会620世帯あるんです。ま、加入が今半分以下になりました。そういうことで、ま少し強い文言で、ま少し、書き方をよくしてもらえたら・・・何かこう、検討委員会ができて、話し合いはあってるんですけど、この分については、私ここだけの意見でしか言いませんけど、ま少し、みんなが自治会に入るような、そういうふうな、文言で作ってもらったらいいかんと思っています。

【委員長】 例えば、こういう条文があつたらいいよとかいう案はありますか？

【●●委員】 ものすごい強制的でいいと思います。条例つくつたらいいと思います。入らなければならぬとか。そういうことはできんのかなと思ってますけど、私も勉強不足で。

【●●委員】 加入条例、検討しようかとできたところもあるんですね、そういうことをおっしゃてあるんだと思います。

【委員長】 はい。何か独立した加入条例じゃないけど、そういうのが少しか反映されるようなものがあってもいいんじゃないかな。

【●●委員】 あとまた勉強してきます。すいません。

【委員長】 そのへんはどうですか、市役所としては何か意見ありますか。特になければ別にいいですよ。はい、続けてどうぞお願いします。

【●●委員】 自治会長の●●です。今、●●委員が言われたように、私も自治会長をしているんですけど、自治会長の中で加入促進の専門部会を立ち上げて、今どうしたら入るかということを頼田の会長さんとか、庄内とか全部の会長さんと今話し合っているところですけど、今私もこの分を読みましたが、市民は自らがが居住する地域など自治会加入に『努めなければならない』では、全然、加入促進の方からみたら、弱いんですね。そして、こればかりじゃないですけど、それと自治会の役割で言わんところは、災害とかなつたら自主防災とか色んなとで、地域でつくっていただきっていうのもあるんですね。そのときに、これを自治会ばかりわりと、先ほど任せるではないけど、ちょっと責任が重すぎると感じますね。

【委員長】 うん。なるほど。逆に自治会とかの責任が重いのではないかと感じる部分があるということですね。

【●●委員】 あります。それから、先ほど、地域活動団体と、市民活動団体ですので、これをもっと具体的に、話しを、例として、例えばこんなところですよっていうの

をしてもらいたいですね、はい。今のところは、やっぱり一緒みたいになってしまって、わからないところがちょっとありますので。まちづくりしてるんですけどここでは、推進条例をつくるっていうことで、まちづくり協議会がスムーズに運ぶために、飯塚市としてはつくっているということだと思っんですよ。だから、そういうまちづくり協議会が、どういうふうに進めていかないといけないってものじゃないと思っんですけど、そこら辺はそんなに具体的なあれはしないと思っんですけども。どうですか。まちづくり協議会が今からスムーズに動くために、条例をつくって位置づけっていうか、そういうふうになるように、飯塚市はこう決めたらいいなと思ってるんじゃないかなと思ってるんですけど。

【委員長】 はい、ありがとうございます。続いて、はい。お願いします。

【●●委員】 はい。潁田まち協の、●●と申します。いろいろご意見が出て、何を言ったらいいかわからんごあります。私は、旧潁田町ですが、潁田町では、平成8年にまちづくり協議会を発足いたしました。それから、今日まで10回ほど改廃をいたしました。で、まあ、今日の推進委員会と申しますか、条例を策定するにですね、時代と申しますか、時。平成8年からしまして、10年、12年というふうに改廃をせざるを得んということになってきたわけですが、条例というのは、なかなか基本的にですね、今御意見が出たように、一本化するというのはなかなか難しいことと申します。したがって、ぬけたところもあろうかと思っんです。例えば自治会加入。自治会加入にしても、これ場所によりますからね。それと、今はですね、就労者のなかでも、外国の方がみえて、一括して企業がお雇いになって、一括して契約。そんなところはですね、2年、3年しかおらんわけですよ。そしたら、自治会に加入せんでもいいだろうというようなのが、けっこう多ございます。そういったことを、加入強制的と申しますか、それはやっぱりなかなか難しいんじゃないかなというふうに思っております。

で、先ほども申しましたように、まあ、時と申しますか、時代に流れにそってですね、この条例も変わっていくものだと。条例というのは、変える事も出来るわけです。そういった意味でいったらですね、まるっきり、条例ができあがるというのは、不可能かなという気がしております。

【委員長】 もう一おっしゃるように、人がつくったものが、変えれないなんてことはありえない。人がつくったものを変えれないんだったら、ここの責任って絶対重いからですね。時代にあわせて変えていく話していうのもあっているんじゃないかなといご意見。はい、ありがとうございます。では次よろしいですか。

【●●委員】 幸袋の●●と申します。修正案で原案が示されておりますが、基本的にね、皆さんの意見の中にもあったと思うけれども、そもそもこの条例を例として出される前提としてですよ、その引き合いに出された市民や住民の基本条例があるんじゃないかなというふうな気もするんですよ。それを受けてのまちづくり推進

条例という形がね、相手方の市さんにはあるんじゃないのかなと。そのところを
理解しないままに、さっき言ったように何と言いますか。ちゃんぽんになっちゃう
ような気がするんですよ。これ、まちづくり推進条例であるので、まちづくり推
進のための要素だとか、支援のシステムだとか、そういう部分があればいいのであ
って、人権団体がどうかね、女性がどうかね、それで、基本条例の中で定める
べき事項であって、まちづくり推進条例の中で定める問題じゃないんじゃないかな
という気がして、こんなに余計なことを、いっぱい書かんでもいいと思う。まちづ
くりの基本となる推進のための条例でしょ。でしたら支援をします、どういう形で
支援をしますとか、どういう援助をしますとか、市はこういうことに取り組みます
とか、それでいいんじゃないかなと、私は個人的に思います。余計なことを書きす
ぎてる。基本的なものが。これが悪いとは言いませんけどね、中身がダラダラダ
ラ書きすぎて、懇切丁寧に書いてあって、と、私は個人的に思います。はい。以
上です。

【委員長】 はい。今ちょっとお尋ねしたいんですけど、今の話ですと、今日、原
案出たものと、それからお送りしたものと、郵送で送ったものをちょっとその辺
が違うかなという感じがしますが、送ってもらったものも、ちょっと書きすぎだ
なということですか？

【●●委員】 はい、そういうことですね。大前提としてね、相手方（他市）のと
ころは、基本条例があるんじゃないと。ところが、いいとこだけこちらの方にもつ
てきているという意識があるんじゃないかと。ですから、こんなに、いろんな人の思
いがですよ、こうだったり、ああだったり、こうあるべきだという話しになって、
御意見が出てきておるんじゃないかなと思うんですよ。

【委員長】 もうちょっとシンプルにしてもいいんじゃないかなと。

【●●委員】 ですから、推進条例と基本条例との考え方を分けて、考えるべきだ
なというふうに私は思ってるんですけど、市の方はそこんところは、どんなふうに認
識してあるのかですよ。基本条例じゃないですよ、これ。

【委員長】 はい。ちょっと聴いてみましょうか、市のほうに。ま、推進条例だつ
て言うのは、確認してますよね。それに対して、何かご異議があるっていうのは
ないですよ。そこに対してご異議があるなら、その後残っていただいて、私が5時
間くらいお話ししますが。

【●●委員】 はい。推進条例でいいですよ。推進条例でいいですよ。だから、市
とはとか、市民とはとか、人権団体とか。

【委員長】 はい。基本条例で書くところではありますよね、これはね。

【●●委員】 はい。そのところは、基本条例の方で議論していただいてあれば
いいんじゃないのかなと。

【委員長】 そういうことですね、はい。ありがとうございます。一応、はい、じゃ

あそれでいいということで。では最後。お待たせして申し訳ありません、よろしくお願ひします。

【●●委員】 はい、自治会の●●でございます。まず、1番上で前文のところでございます。上から5行目のですかね、安心安全で住み続けたい郷土づくりを行って、という表現がいかげんなものかなと、市として、市の考え方として実施している、当然の業務としてやってあるわけですけども、その言葉の表現っていうのがどうかないうような気が若干します。それから、第1条の第2条の（3）協働というところで、『市民同士、市民等及び市が』ということで、非常に念入りに表現してある気がしますけども、『市民等及び市が』ということで、協働というのが、もう少し、表現がしやすい方法がないかなという思いがいたします。それから、あと、私も自治会でございますので、自治会の役割というのが、ここに書いて、地域のコミュニティという形の中から出てきておりますし、自治会活動の推進というのが出てきておりますけども、自治会としてはですね、1番やっぱり我々自治会としては、住民の1番身近な存在であるという意識の中で考えていると、その地域で出たさまざまな課題を、この推進条例にのっとって、協働のまちづくりに生かしていくというような形の表現ができないかなと。自治会加入というのは、自治会独自の組織強化の問題ですから、それをするんだったら、加入促進に関する条例等の条件整理を、ここにきっちり位置づけるかなというように思いはいたします。以上でございます。

【委員長】 はい。ありがとうございます。ちょっとお尋ねしていいですか。前文の『安心安全で住み続けたい郷土づくりを行って、』というのが、どうかかなと思ふとのことで、これはどういうふうに、どうかかなと思われるのでしょうか。

【●●委員】 結局、それを行つとるとやったら、この推進条例はいらんとやないかなと。やってるよってことなら。強く『行っている』という表現ではなくて、その推進をしますとか。しようやったら、この条例はいらんとやないかなというふうに、気持ちがします。

【委員長】 努力してますとかそのくらいじゃないのってことですね、はい、わかりました。あわせて、もう少しこう、謙遜してくれっていうか控えめっていうか。

【●●委員】 別に深く考えなくてもいいけど、整合性を、行政運営と推進条例の整合性を結びつける。

【委員長】 なるほど。はい、ありがとうございます。はい、ありがとうございます。お一人おひとりそれぞれ考えてくださったっていうことがあるっていう中で、

【●●委員】 まだ、言ってないところがあります。

【委員長】 言ってないところがある。ちょっと待ってもらってもいいですか。ちょっと休憩を入れましょう。私はそうでもないけど、ご年配の方はきつと思います。10分間ではありますけれども、休憩を入れたいと思います。15時10分になったらお席に座っていただきたいと思います。よろしいですかね、では、休憩をとりま

す。

～10分間休憩～

【委員長】 では、始めたいと思います。再開したいと思います。よろしいでしょうか。では、●●委員が続きがあるってことだったので、できるだけコンパクトにお願いしたいと思いますが、どの部分になりますでしょうか。●●委員のプリントを皆さん、開いていただきたいと思います。

【●●委員】 （プリントの）15番、16番

【委員長】 マイクを使っていただいていますか。15、16。

【●●委員】 条例、先ほどの議論をいろいろして勉強になりました。私が最初に発言した時にですね、『ねばならない、ねばならない』で、なくす必要性を感じてない、『ねばならない』と言われてもその気になれないというのが、市民感覚として感じたわけですが、それはなぜかって言ったら、飯塚市をみんなでどうしたいのかって思ってるのかっていう、1番大きい到達目的を掲げるっていう事が大事じゃないかと思ったので、前文がいるということを考えました。その際ですね、まず、市長の諮問書ですね、諮問書の語尾にですね、第2次飯塚市総合計画の都市目標であります、これこれこれって書いて、これにのっとりというような意味で書かれてると思うんです。だから、そこをもう一回読み直してそういうふうに考えましたっていうのが前提にあります。それで15番ですけど、まちづくり推進条例っていう仮称になってますね。私は、悪いといってるわけではありません。誤解をしないでいただきたいんですが、まちづくり推進条例、元気あるまちづくり協議会ですか、言葉が似てますよね。途中まで一緒です。それになるとですね、先ほど申しあげました前提ですね。飯塚市は、飯塚市民で成り立っているということからすれば、15番は、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政が協働するための条件ならばですね。飯塚市市民活動推進条例の方がいいのではないかと。市民活動でいけばですね。あらゆるものを指すんですよ。その中で自治会は大事だということはよくわかります。自治会っていうのは、とても大事ですよ、私たちはやっぱりそこに慣れてますから。何十年も入ってますから、隣近所とやってきてから大事なんですけど、今現在それが難しいっていうふうに、言われるところはどうするかっていうのが、この条例だと思っうんですよね。やっぱり観点を、少し広く考えて、まず大きくそこからどうするかっていうことを捉える必要があるんじゃないかと思っって、15番を書きました。

それから、16番なんですけど、15条っていうのはですね。この、地域まちづくり推進委員会のその委員会というのは、どういうものを考えられているのかわかりませんが、今私たちは、地域まちづくり推進条例っていう、仮称をもってますよね、これは、ここにありますが、大牟田とか古賀とか筑紫野とか荒尾とかそれぞれ、やっぱり推進委員会なり、推進会なりは、市の中でどういう位置づけであって、今後これをどのように進捗状況なり何なりを進めていくかっていうようなものだと思います。

うんですけど、この15条は、3章の中に入ってるんですよ。どうしてこうなってるのかなど。これとても大事です。今後どういうふうに、変えるのもいい、いろいろみんなで議論しながら変えるときは変えるとかってということもあるっている大事な事ですよ。そうすると、4条として章をおこして、4章を起こして、委員会等を明確にする必要があると思いますというふうに書きました。

17番、18番っていうのは、市民等、私たちにとっては手引書っていうのが、もうちょっときちんとしたものにならないといけないんじゃないかと一人の市民として感じました。

それから、最後はスケジュールのことです。見ましたら今10月に入りましたが、10月のところで集計して、市民に意見募集をするというふうに書いてあるんです。この状態の中で、そういうスケジュールになっているということは、無理だと思います。そういうことでは、進められないと思いますということを書いています。以上です。

【委員長】 スケジュールの話は、たぶん後で出ると思うんですが、15番の話は、条例の名称はこういうふうにしたらどうかと。16番の地域まちづくり推進委員会、いわゆる審議会の部分に当たると思うんですが、これについてどういうふうなことを考えているのかということ、設置するとは書いてますけど、具体的なところはどういうふう考えてるのかっていうのは、今、事務局の方から少しちょっと、想定で構いません。別に決まってる話しでもないんで、こういうふう考えていますっていうのをお答えいただければと思います。

【事務局】 課長 地域まちづくり推進委員会の位置づけですね、これにつきましては、今年度、この条例策定委員会を設置させていただきまして、御審議いただきます。昨年度、NPOボランティアの推進会議という会議を3回ほど、今日その会議録につきましても、●●委員から、資料を配付するようなかたちで、ご意見いただきますけど、その関係も含めまして、現在事務局ではこの条例の進捗状況、それから、そこに示してますように、実効性を高め、協働のまちの検証を行うためという形で、条文上明記させていただいてますので、この分を当然条例ができた以降、来年度以降もですね。検証を行う必要があるという形で考えております。ただし、現段階の事務局の考えとしましては、あまり堅い、附属機関とかいう位置づけではなくて、先ほど申した昨年度、NPOボランティア会議とかいう形で、3回ほどいろいろ意見をいただいた、そういう形の分です、わかりやすくいえば、ざっくりばらんにご意見をいただきながら、それを主として真摯に受けた中で、実行性を高めるような形の施策また、各団体との協議とか、まちづくりの検証を深めていきたいというふう考えております。

【●●委員】 あの前回ですね、ここで研修というか、勉強会したじゃないですか。

【委員長】 貞清さんが来たときですね。

- 【●●委員】 はい。あの時のことなんですけど、はい。今日もそうなんですけど、まちづくりとはという、共通認識ができておるんでしょうかね、皆さん。
- 【委員長】 できてないでしょうね。しかし、共通認識をもつっていうのも大変ですね。
- 【●●委員】 だから、まちづくり活動とはとか、市民活動とはとかね。そんな話を、さっきから市民とはとか、地域とはとか。言葉ができてくるじゃないですか。だから、芯が1つ何か通ってないような気が進め方の中ですよ。あるような気がするんですよ。それを整理してほしいんですけど。
- 【委員長】 私もそう思います。はい。それを整備するため、1回図を書きました。（ホワイトボード）別に、整理しなきゃいけないというのはわかってて、それを最初から整理するっていう話になったときに、飯塚市も整理できてるわけではないんですよ、これ大事なことです。今現状として飯塚市が整理できているわけではない。根拠もない。
- 【●●委員】 すいません、今の。私が発言したことで言われていると思うから、ちょっとお願いします。
- 【委員長】 はい。何でしょう。
- 【●●委員】 あのですね、市民活動っていうのと、まちづくりとか概念が、バラバラじゃないかということをおっしゃられてあるんだと思うんですけど、あのですね、『まちづくり』っていう『づくり』は、人がすることですよ。私は、人の動きをイメージしたんです、市民活動も人がするんですよ。人がいろいろ動くんですよ、手をつないで。だから何ら変わらないと思ってるんです。私の捉え方です。
- 【●●委員】 いいですか。私の捉え方がいいですか。この間の会議を受けてね、私どもは、まちづくりは、人間再生、隣人関係を大切にすること、基本に思ってるんですよ。
- 【委員長】 資料に載ってましたね。
- 【●●委員】 はい。だから、そんなに広げた活動を私自身はもってないですし、皆さんはわかりませんが。そういう認識を持っています。
- 【委員長】 はい。わかりました。
- 【●●委員】 いいですか？名称は仮称ということになってますけど、ここで今いわれます、市民活動推進というのは、市民活動の何を推進するのか、まちづくりを推進するために、市民がこういう活動するということだろうと思うんですよ。それが条例の名称を、市民活動として推進するといったときに、何を推進するのかなというような、これ私個人的な意見ですけど、『まちづくりをするため』に、市民が、いろんな定義もありますし、役割もありますし、そういった活動をするというように、私は思います。それの方が、言葉的に理解がしやすいのではないかなと思います。

【●●委員】 今意見交換でいいですか。

【委員長】 今、個人的な意見を表明していただいただけで、何も終わらないって話になると、私の首がとびますので、すみませんが、私に合わせてください。

【●●委員】 一言だけ。市の総合計画からとったら、こういう言葉になるということだけです。

【委員長】 ですよ、はい。せっかくついでですね、ご年配の方ばかりにお話し聴くのもどうかと思うので、やはりこれから20年30年進んでいくであろう若い方の意見も聴いていいですか。じゃあ、せっかくなら、●●委員。ちょっと今、この辺の話っていうのをね、なんかさっき話されていたかなと思ったんですけど、こう言葉の定義みたいなどころに関して、気になるとこってというか、ちょっとわからない部分とかありますか、相対的にわからんとかでも、ある程度わかっている。

【●●委員】 相対的にわからない方が大きいです。

【委員長】 なるほど、なるほど。特にどこが、わからないとか何かありますか。この条文に書いていることとか。

【●●委員】 条文の、（6）、（7）

【委員長】 条文の（6）、（7）はい。条文のというか、定義のところですよ。はい。地域活動団体と市民活動団体のところがよくわからないということですね。

【●●委員】 と、というか一緒のように思います。

【委員長】 なるほど、一緒のように思うから、わざわざ分ける必要があるのかっていう話も出てくるってことですよ。はい。ありがとうございます。

【委員長】 じゃあ、もう1人。●●委員。ちょっと同じ質問を。定義の部分で、何かわからないとか、わかるとか、私はこう思うよとか、別に意見表明でもいいです。

【●●委員】 定義の部分でいくと、私個人でいけば、この市民等というものに、（4）も（5）も（6）も（7）も含まれているのかというような感覚を、最初、定義のところでは別々に分けてあったので、この条文を読み進めていく中では、このそれぞれが独立した組織として、別々に登場してくるのかなと思っていたんですけども、読み進めていくとこのあとの、基本理念のところですけども、ここでは、市民等および市がっていう、この言葉で全て総括しているように書かれているんですね。なので、これを見た時に、じゃあ、だからといって、この自治会とか、地域活動団体、市民活動団体、まちづくり協議会を、この基本理念の第3条は、はぶいているとは思えなかったの、市民等というものに、ここらへんも全部含まれているのかなと思ったんですがと、思ったんですが。

【委員長】 今の条文はそうなっているところですね。

【●●委員】 ただ、第3章の協働のまちづくりの部分になってくると、わざわざすべて表記がされている。言葉が、市民等、自治会、まちづくり協議会、地域活動団

体とか。

【●●委員】 はい。そうですね。協働のまちづくりのところですね。

【●●委員】 併記されているされてのであれば、やっぱり市民等の中にこれは並列して記載されているってことは、市民等の中に含まれているわけではなかったのかな、みたいな感じの。

【委員長】 その辺はたぶんあれですね、わかりました。今の話はね、概念の整理ができていないだけではなくて、先ほど●●委員が言われたように、表現の整理もできていないということが影響しているって部分があるってことですね。恐らく皆さんの意見の中で、まず概念の話ってところが整理されていないので、個人の意見表明があって、それをどこで折り合うってみたいな話ができない。それで、皆さんか意見もらった中で、ここが一番大きいだろうなと思ったんで、その話を整備、私もね、どうやって整理しようかねと思ったんですが、一応お話ししますと。福岡市、勉強会、前回、貞清さんが福岡市のものを併記して書きました。今ね、どんな書き方をしているかというのと、4表現に分けているという形です。見えにくいかもしれませんが申し訳ありません。右と左で軸、横軸は左側がテーマ型、右側がエリア型、って話ですよ。テーマを元にして活動するのと、エリアを元にして活動するっていうのがあります。もうひとつ、上下。上下は、公益、共益、公益。公益、共益っていうのは、難しいですけど、公益っていうのはある意味開かれた活動ってことです。入退会自由、誰でも入っていいですよ、興味ある人だったらっていうような活動。上は、対象限定型活動って言って、活動する対象が限定されるあるいは、活動するメンバーが限定されてっていうふうな活動になります。で、分けてみてですね、概ね、NPO、ボランティア団体と呼ばれているものですよ、と、自治会、まちづくり協議会があって、概ね自治会、まち協はここ。NPO、ボランティア団体はこのへん話になる。っていうのはですね、おそらく誰に聞いてもエリア。全市だけでなく、エリア限定されてますよね、自治会も、まちづくり協議会もそれなりにエリアが限定されている。NPO、ボランティア団体は、エリアが限定されていないNPO法人はエリア限定したらいかんてなってますから。全市的に活動する団体じゃないと、NPO法人格は認証されませんので、そういう点についても、ここでいいだろうと。思うんですよ、テーマをもとにして、開かれた活動をする。NPO法人っていうのは、基本的に入退会自由ですから。って、ところで考えた時には、恐らくここになる。ここで、例えばNPOボランティアとか、まち協、自治会がどんなものかという説明は、おそらく知らないんですよ、皆さん自分が所属しているからわかる。

ここで問題なのは、『市民活動団体』。『市民活動団体』と『地域活動団体』がよくわかんないという話なんだろうと。この2つですね。さっきから出てきているこれはね、別に法的な根拠がないんですよ。なので、そこそこの自治体で決めなきゃいけないんですよ。まず、これが大前提、そこそこに自治体で決まってくるとい

う話。福岡市はどうかのってことになると、地域活動団体っていうのは、自治会、まち協で、向こうでは自治協っていうんですけど、いわゆる校区単位の活動ですね。ここを含めて、あるいは、テーマ型の活動。例えばどんなのがあるかという、生涯学習のサークルとか、それから、飯塚でどうか、いわゆる校区社協。地区社協とかですね。こちらに入れてる感じですか。校区社協はこっちに入れている感じですね、あ、いいです。校区社協は校区で分けられているから、そうですね。こういうふうにサークルあたりも入れて、わりと地域活動団体というふうに呼んでいる。はい、で、飯塚市の場合の今の地域活動団体は、自治会とまち協っていうのも、地域活動団体と読んでも別にいいんだけど、今のところは、自治会とまち協は、別に定義しているところもあるから、それ以外のっていう話に整理している。これが、地域活動団体の違いって話になる。

市民活動。福岡市の市民活動はですね、すごい幅が広い。市民公益活動とかっていう言い方をしてますけれども、すごい幅が広くてこのあたり。テーマ型、広くテーマ型の団体で、一部エリアっていうところも含めた形で広く捉えている。あまりですね、なんというかそういう点では四角四面な感じではない。飯塚市の市民活動団体は、ここですね。いわゆる今、市民活動が、NPOボランティア団体、その違いは何なのって話になったときに、たぶんですね、皆さんは聞かれたことがあるかどうかわかりませんが、ここに、一般社団とか入るんです。はい。そう一般社団法人ですね。それから、法人格を持たない任意組織とか。そういったところ、いわゆる公的な、根拠のない組織とかが入ってくる、はい。というような感じの分け方をしてますよということなんです。今のところの整理は、こういうことです。じゃあ、なんら変わらんのかっていう話になってくると、地域活動のところは、包括できているかなという感じ、ここだけ別出しにしているという違いがあるだけ。市民活動は、NPO、ボランティア団体っていうところを、どう捉えるかって話で、条文のところは、何条でしたかね、第2条の7項のところ、これに該当する団体は、市民活動団体だというふうにしますよって書いてあるので、これがいついっこ、これが市民活動団体ですね、そうじゃないっていう話がちょっといるかもしれないねっていうような話がちょっといるかもしれないですね。

【●●委員】 具体的にその、一般社団法人ですね、これには今ここにおられる青年会議所とかそういう感じなんですか。青年会議所さんは一般社団でしたっけ。

【●●委員】 飯塚市は、一般社団です。

【委員長】 公益社団ではないですね

【●●委員】 はい。

【委員長】 っていうことであれば、一般社団、飯塚市の、青年会議所さんは、どうしようかみたいな話しが、実はあるかもしれない。市民活動団体を、どう捉えるかですよね、話して違ってくるってところがあるでしょうね。何となく、現状をつかん

でいただけましたか。一般社団って例えばどんなのかっていうと、なんていいですかね。別に皆のため、社会のためだけじゃなくていいんですけど、ある事業や企業を思ったときに、いわゆる法人化という話になってきて、飯塚市内にも一般社団ってあると思うんですけども、そういったところもあります。この違いくらい。だからといって、JCさんが、まちづくりから離れるってあり得ないですよ。どっかに入ろうと思えば入れる、市民公益活動団体っていう話にしても、別に問題ないかもしれないし。地域活動団体っていう話でも、エリア型でない地域活動団体って形にするのもあるかなって、はい。何かご質問がある方。

【●●委員】 それぞれ分けるのは結構だけど、それぞれの団体には、大きな目的があるじゃないですか、だからその部分も、やっぱり分けるのであれば、考えなくちゃならない問題なのかなと。

【委員長】 概ね、活動の範囲がエリア、活動が具体的にそうなるからというのがありますが、目的はそれに転じてもらえば基本大丈夫だと思います。例えばね、自治会さんとか、まち協さんとかは、そのエリアのために活動するですよ。それにご異存はないですよ。だから、エリア型と書いているのは、活動はエリアだけれども、目的もエリアって話。テーマ型っていうのは、例えば、テーマに基づいて活動する。例えばNPOだったり、人権の話だったり、男女共同参画だったり、テーマを基にして活動するわけですよ。それ以外やらないでしょ、急に国際協力とか言われてもみたいなどころがありますよね、基本的にはテーマを掲げている、テーマと活動っていうのは、基本的には比例する、テーマと活動が比例しなかったら、狙っている目的とやることが全然違うアンバランスな団体が出てくるから、ちょっとそれは無いですね。というような感じですよ。他いかがでしょうか

【●●委員】 この前のNPOのボランティアの会議の中でもね、今は自治会、まちづくり、地域型が中心になって、なかなか発展しないという部分が意見出されましたよね。

【委員長】 去年の話ですよ。

【●●委員】 はい。まちづくりの中に、地域型プラステーマ型が入ってくることによって、例えば、若い人たちとか、子育ての部会とか、あるいは男女共同参画でもいいんですけど、そういう部分が地域の中に入ってくることによって、今まで自治会が非常に負担を感じていた、あるいは、自治会のみで活動していた部分が、少しは広がって、人間もですね、非常に広がる。年齢層も広がる。だからそういうふうなものにするためには、それこそ私たちはどうしたらいいのかと。今ある地域型は壁に突き当たっていると、なかなか自治会に入らないと、そしたらいろんな行事する時でも、テーマ型の若い意見とか、違う角度の意見を入れれば、ずいぶん違った地域の活動ができるっていうことで、どうかしたらそういうものができないかなという話になったと思うんですけども、それをどうすればいいか、ちょっと条例と

直接関係はない話なんですけど、そういう事が含まれる条例になったらね、いいかなというふうに思います。

【委員長】 はい、おっしゃるとおりで、それはもう具体的な話って言うのは、先ほどPTAの方がおっしゃってくださったように、条例をつくった後、具体的にどうしていくのって話になってくるんだらうと、それをおすって話して、おっしゃっている話は、基本的に同じです。協働のまちづくりっていつてるわけなので、ここの条文にも書いてあるとおり、具体的に、あがっている自治会、まち協、それからNPOボランティア団体、その他市民活動団体とか地域活動団体とか、一般社団法人とかも含めて、いろんな組織主体が、協働して解決していきましょうねってことが大事って考えにご異存はございませんね。

【●●委員】 そこも、ごっちゃじゃなくて、地域内の協働の問題を解決するのが、まちづくり。

【委員長】 自治会とかまち協の人たちにとってはそうです。それでいいです。そうじゃないっていう人にとっては、そうじゃない可能性がある。だって市全域で活動するNPOもありますからね。

【●●委員】 いいですか、私どもは主たる構成団体として、自治会を中心に活動しているわけですよ、以前からですよ。それに、各種団体っていうのが入ってるんですけども、あくまでも基本的に地域内の問題解決をするっていうのがありますので、地域内の、例えばPTAとかね、入っていただいてるんですよ。ですので、現在のやり方ですよ、もし必要などころがあれば、協賛だとか、力からだとかそういう部分で入ってもらってもいいですよと、こういうような形で私どものところはしてるんですよ。ですから、なんでんかんですよ、全市応援型でまち協を組織するというのはね、それぞれの地域にとっては、混乱が起きて、自治会から外れると。極端な言い方したら。そういう可能性もでてくる場合もある。

【委員長】 あるかもしれませんが、ないかもしれませんよね。入っているメリットがあったらたぶん入ってるだらうし。

【●●委員】 ですからやり方の中では、こういう方法論があるので、なんもかんも一緒に、ちょっと無理があるのではないかと。いや、これ個人的にですよ。

【委員長】 なるほどなるほど。まあこれは飯塚市でやってきた、コミュニティ施策だと、そういうふうにはやってるんだらうなって話なんだらうなっていう。はい、いろんな意見が出てきてますけれども、とりあえず、この言葉の定義とか、地域がどうこうっていうのは、位置づけがよくわかんないっていう話に関しては、完全に理解っていうのは難しいかもしれません。僕でも5年ぐらいかかってます。これで理解されたってなると、僕説明がめっちゃうまいんだなという話になって、嬉しいのは嬉しいんですけど、何となく掴めた感じはどうですか。どうでしょう。相対的にさっきわかんないっておっしゃってたけど、ちょっとわかったか、まだわからない部

分があるか。

【●●委員】 ちょっとわかりました。

【委員長】 良かった。大事ですよ。これは、会議に参加してて結局何かようわからなかったというより、何かわかったというほうがいいですもんね。基本的には、協働のまちづくりっていうのは、いわゆる組織、組織間の協働っていう話と、市民参加っていう市民参画の参加でもいいけど。ていうもので構成されているという話なんです。だから組織 市民っていう話し、個人と組織と一緒にやるのって難しいですよ。対等じゃないのって。何が対等じゃないかっていうと、人数が対等じゃない。個人と組織が協働するのってなかなか難しいんですよ、どの個人もそれなりにいろんな組織とか、活動に参加するって形で協働に関わるというか、できればそういうまちづくりをしていきたいと思います、それが例えば自治会町内会の加入だったり、まち協で活動したり、NPOボランティアに加入したり、あるいは両方入ったりっていう話で、そういうような形で入っていきましょうと。いう話の中ですね。はい。だから、例えば人の話に関して言えば、もちろん自治会町内会に話しさっきから出てますけど、自治会町内会だけではなくて、PTAとか、NPO・ボランティアも基本は一緒ですよ。何で基本が一緒かという、人口構成がそうだったんです。少子高齢化で人口が減少してるっていう影響を、皆さん方の組織をそれなりに受けて話じゃないですか。これに関しては、エリア型、テーマ型特に関係なく、むしろエリア型もテーマ型も乗り切っていくかないかん課題ですよという話になった時に、具体的に参加をどうするかっていうテクニックの話は、さっき出てきたように、条例策定後にどうしていくかって話があります。組織間競争とか、組織間連携っていう形をうまくとること、自分とこの組織だけではできないところを、うまくのりきっていくというのが協働のまちづくり、そもそもこれに関しては、そうです。私1番協働のまちづくりってとこに関して、わかっているからたぶん呼ばれていると思うんで、そういうもんなんだと理解してください。というところですね。ここの整理ができれば、ちょっと文章的にはもうちょっと詰めた文章がいいかなという感じがしますが、今のところも、構成としても、特に、定義の条文第2条のところの（1）から（7）の部分。というところに関しては、十分対応できるんじゃないかなというふうには思います。文章的にはちょっと修正いるかもしれないですね。という感じではあります。はい、ここの部分に関して何か、御質問とかご意見とかある方がいらっしゃったら、さらに追加で。

【●●委員】 総体的にですね、お話されておりますけど、入り乱れて、なかなか頭に入ってきてませんので、前文からね第1章、第2章に区切って、埋めていってもらえんですか。

【委員長】 はい。上から順にってことでしょうか？今日はおそらく難しいので、次回からでもいいですか。はい。できると思います。はい、いかがでしょうか。

- 【●●委員】 さっきの、行政のお答えに対していいですか？
- 【委員長】 マイクを使ってもらっていいですか。
- 【●●委員】 15条に関してお答えがありましたけども、第4章として章を起こして、その4章を5章にして欲しいという意味があるんですけどね。それは必要ないというお考えなんですか？そういうお答え・・・15条っていうのは、地域まちづくり推進条例の今後について、取り組みの進めた方とか、実施機関として位置づけてやる必要があるから、分けて4章として起こしたほうがいいのかという意見を出しているんです。それに対して、きちんとしたお答えがなかったと思います。入れなくていいっていうんだったら、その理由は何なのか。教えてください。
- 【事務局】 課長 事務局としましては、第4章をあげるというのであればあげるという形で検討していただければと思います。
- 【委員長】 章立ての問題だと思うので、別に検討していただいていいということみたいです。
- 【●●委員】 逆にですね、3章に入れた理由は何なのかっていうことからお聞きしたかったですよね。やっぱりとってもこれは今後のことを指し示す大事な項目なので、きちんと章を起こす必要があると思いましたので、議論するというなら、議論をしなければならないでしょうけど、行政がなぜこれをね。独立する必要があるとお考えなのかを、まずお聞きして。
- 【委員長】 別に考えがないというわけではないということですよ。
- 【事務局】 課長 そうですね。
- 【委員長】 考えがないんじゃないじゃなくて、今やってないっていう話。やるならやるで、別に構わないですってことだと解釈しましたが、どうでしょうか。
- 【事務局】 課長 はいそうです。それとまた第3章の協働のまちづくりの章ですので、そこで進捗管理とかっていう部分もちょっとそういうのを考えてましたけど、第4章の条例の見直しという部分もありますので、それにあわせるという形でも事務局としては問題ないかなと思います。
- 【委員長】 基本的に、今章立てとか構成って言う話が、これで決まりきったという話しではないので、章立ては別に章だてになるという話でも構わないし、今後条文が見直されるにあたって別の章立てになるとうことは当然想定されることですのでそれはそれでいいという考え方ですね。
- 【●●委員】 だけれどもですね、他の条例も参考にしてくださいということでした。私は、一般の条例に関わったこともありますけど、これは今後の進め方について、大事なところである以上、とりあえず、今までのながれからすればですね。これは、章をかえる必要があるんじゃないかと。突然ここで市が3章に入れられたというほうが不自然じゃないかなと考えました。
- 【委員長】 ああ、いいですよ。市として意見があるのであれば。

【事務局：課長】 雑則というところに入れるというよりも、事務局としては、協働のまちづくりのところには11条の協働の推進とか、そういう章立ての進捗管理とかという思いで、3章の方に入れましたけど、雑則の前かなという思いで、事務局の方では入れさせていただきます。雑則のほうで第4章に入れるということであれば、そちらの方でも問題ないかと思うんですね。独立させて、あ、章を別に立てる。あ、独立した章にですね。そこは全然、はい問題ない、差し支えないと思います。

【委員長】 基本的には、今言ったとおりになってますんで。はい。ちょっと時間の関係で、●●委員最後にしたいと思います。

【●●委員】 地域まちづくり推進委員会ですね。普通は、第7条のまちづくり協議会でだいたい構成っていうのが今ありますので、何となく推測できます。で、地域まちづくり推進委員会の行政は、どんなふうな構成の人ですね、どういう形でこの地域まちづくり推進委員会を検討するように予定してありますか？

【委員長】 今の段階で構いませんよね？

【●●委員】 はい。今の段階で構いません。

【委員長】 事務局、今の段階で考えがありましたら。

【事務局】 課長 はい。当然この条例の施策委員会は、条例が終わればまたちょっと新たなさっき申しましたけど、事務局の考え方としましては、正式にこう堅苦しい、附属機関とかいう位置づけじゃなくて、昨年度、●●先生とか、先生とか出てもらいましたけど、NPOボランティア推進会議とか、そういう中で、地域で活動されているそれぞれの方をですね、メンバーで委員になっていただきたいと現段階では考えています。

【委員長】 はい。よろしいですか。それではですね、ちょっと時間きましたので、皆さん御意見を今日は出していただいたのと、言葉の定義について少し整理が必要っていうのを少し意見交換させていただいたところでした。一応今日はここまでという形にしたいと思います。事務局はこの後、皆さんから出た意見等があります、それからおそらく条文を見てるなかで、変更したほうが良いという部分もあるかと思われまので、修正したものを次回までに準備していただくってことになりますので、よろしくをお願いします。はい。では事務局の方に、おそらく日程調整の件があるかと思しますので、

【事務局】 すいません、事務局からです。事務局より1点、今後のスケジュールの御説明をさせていただきたいと思います。パブリックコメント、先ほど市民意見の募集の件で、質問があつてましたけれども、本策定委員会のスケジュール。当初においては、10月に市民の方から市民意見を募集する予定としております。ホームページで、意見募集を10月18日ごろから11月20日ぐらいまで、市報はちょっと締め切り関係もございますので、11月号の市報のお知らせ欄で周知をしようかと考えております。どちらも1カ月間が意見募集となりますけれども、市民の方の意見を事務局

で集約し、次回の委員会で御報告をさせていただきたいと思っております。その市民意見の内容もご参考にされながら、条例案を御審議させていただきたいと考えております。

【事務局：課長】 委員長。すみません。今事務局の方から今日の進捗状況で、今、担当に言いましたような形で、市民意見募集をかけようと思っておりましたが、内容的な部分の修正とかけっこう今日多くございますので、当初スケジュールにお示しさせていただきました意見募集につきましては、若干ちょっと期間をとりたいという形で考えております。いずれにしても、次回開催が、11月25日を予定していますので、その前にはちょっと難しいかなと。この委員さんに意見募集のたたき台の素案を見ていただいた中ですね。意見募集をかけないかなという思い入れが当然あります。そこらへん、ちょっとやこうやりかたがあるんじゃないかという御意見がありましたら、ちょっと委員さんにアドバイスいただきたいんですけど。

【委員長】 はい。今、事務局の方から、パブリックコメントをやらないとっていうことなんです、パブリックコメントのスケジュールの話、当初予定よりもちょっと遅らせた方がいいのではないかという話と、そのままいったほうがいいのではないという、2択の話になるわけなんです、皆さんの御意見をお伺いしたいというところです。時間もあれなので、手上げ式で皆さん御協力いただきたいなというふうに思います。手上げで。今の話だと、結局パブリックコメントは、第4回の開催前か後みたいな話になるんですかね、選択として。だから、第4回目の開催前に、パブリックコメントをやって、皆さんの意見がきたところで4回目をやるか、4回目1度やった後に、ある程度まとまったものを、パブリックコメントに出すかっていう話の選択肢です。どちらがいいでしょうかね。ちょっと、お考えください。はい。はいちょっと聴きたいと思います。第4回の前のパブリックコメントを、まあこれは、スケジュールどおりって話になってくると思うんですが、第4回前のパブリックコメントがいいという方、挙手をお願いします。（各委員の挙手 1人/12人）お1人。ちょっと、早めにした方がいいんじゃないかってことですね。はい。基本的に、では皆さん第4回目後のパブリックコメントがいいってお考えの方。（各委員の挙手 11人/12人）

【●●委員】 原案がね、ある程度出来てからのパブリックコメントの方がいいんじゃないかと私は思います。

【委員長】 なるほど。今の話だと、4回目を目処に終了を目指さんといかん話になるかなと思いますけど、あ、そういうことですね。はい、他いかがでしょうか。4回目後って話しがいいって方。

【●●委員】 4回目で、案ができあがっているというのが前提ってことでいいんですよ。

【委員長】 前提ですよ。はい。

【●●委員】 前提ならそれでいい。（前提なら、後がいいとの、委員数名の声）

【委員長】 ●●委員納得できます？

【●●委員】 はい、大丈夫です。

【委員長】 大丈夫だということなので、事務局の方、皆さんに今意見を聞いたら皆さん、第4回目以降がいいということなので、4回目は、これ日程は決まりですかね。11月の25日月曜日の14時から16時。場所はまだ決まってない。

【事務局】 場所はまだ決まっていない。市役所内で。

【委員長】 では、場所の件は後日連絡があらうかと思imasるので、次回の日程11月25日月曜日14時から16時ということで、皆さん予定をしておいてください。パブリックコメントは4回目が終わった後に実施するということなので、パブリックコメントに、4回目の案を示せるような、案がまとめられるような形にしていきたいというふうに思います。よろしいですかね。はい。それではですね、時間となりました。これをもちまして、第3回の地域まちづくり推進条例策定委員会を閉会したいと思います。皆さんお疲れ様でした。

第4回飯塚市地域まちづくり推進条例策定委員会 議事録

令和元年11月25日（月） 本庁4階入札室

○委員長

それでは定刻になりましたので、只今より第4回飯塚市地域まちづくり推進事業を開催したいと思います。みなさん今日もどうぞよろしくお願いいたします。

まず開催前でありませけれども、自治会連合会から推薦されて委員となられておりました●●委員について、事務局から説明があるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○事務局

本策定委員会委員の●●委員から、前回の委員会後に辞退届出書が提出されました。そのため、自治会連合会から、●●委員のご推薦がありまして、●●委員からの承認を受けましたので、今回の策定委員会から、ご出席されることとなりましたので、ご報告いたします。それでは、●●委員より一言後挨拶をお願いいたします。

○●●委員

みなさんこんにちは。4回目ということですが、私初めてでわからないこともありますけど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、●●委員よろしくお願いいたします。只今より委員会を開催いたします。事務局より本日の資料の説明をお願いします。

○事務局

欠席されている委員のご報告ですが、●●委員から、本日急遽ご予定が入りご都合等により欠席とのご連絡がありましたので、ご報告いたします。また、●●委員におかれましては、ご都合より30分程度早くご退席されることとなりますので、ご了承願います。

それでは、本日配付の資料について、ご説明いたします。

まず、お手元に配付しておりますのが、『本日のレジメ、委員名簿、座席表』。3枚ホチキス止めしているものです。

資料の、資料①～資料③と右上に書かれたものが、それぞれ1部になります。

それから、事前に青い封筒で配付をさせていただき、本日ご持参いただくようにしておりましたものについて、ご確認をお願いします。6種類ございます。

素案関係としまして、『条例素案3』、『A3横の修正比較表』、『骨格』、『骨格構造図』の4つです。

会議録関係としまして、『前回、第3回の策定委員会の会議録（要点筆記したもの）』、『第3回の策定委員会で各委員よりご意見のあった内容の一覧表。』の2つ。あわせて6種類は事前に配付していたものです。不足されるかたがおられましたら、事務局までお声かけをお願いします。

それではまず、前回の素案から、今回修正させていただいた内容についてご説明します。

資料は、A3 の修正比較表をご覧ください。3 ページあります。左側が修正前、9 月 30 日現在での素案、中央が今回お示ししている修正案。修正をしている箇所は、朱書きしているところになります。こちらについては前回の各委員からいただいたご意見を参考に、修正し、また事務局のほうで文面の整理等をしている関係で修正しているところがございます。その理由としまして、一番右の欄に、修正の理由を記載しています。

ポイントとしましては、前回定義づけのところでもわかりにくい、整理が必要とご意見をいただきましたので、定義づけの部分の整理をしております。詳細については、委員会の進行の中で必要な部分についてはご説明させていただきます。

次に、A4 縦の『素案 3』については、網掛けをしている箇所が、前回の素案から修正をした箇所です。よろしくお願いいたします。

今の『素案 3』と、先ほど『修正比較表』は、配付した後に訂正が必要な箇所が 5 箇所ありましたので、先に申し上げたいと思います。

まず、今の『素案 3』3 枚目、中ほどにある第 10 条（市の役割）のところで、『市は、市民等、活動団体の自主性を尊重しつつ』とありますが、つつを削除していただき、『尊重し』に訂正をお願いします。修正一覧表の方は『尊重し』としております。

それから、同じく第 10 条 2 項で、市は、『地域活動団体及び市民活動団体』とあるところを、『活動団体』に訂正をお願いします。こちらの方は定義づけで整理を行っていただきましたので、よろしくお願いいたします。

訂正の 3 箇所目は、『素案 3』の 4 枚目（一番最後のページ）の、第 13 条（情報の共有化）の部分です。『市民等、活動団体及び市は、協働のまちづくりを推進するため、の次、『相互に情報を共有する』の部分に網掛けが出来ていませんでしたので、ここの部分は網掛けがある箇所となります。

訂正の 4 箇所目は、『素案修正比較表』の 1 p 目。真ん中の朱書きしている『条文の驟雨性比較表（令和元年 11 月 25 日）』の欄の、一番下の欄、第 2 条（定義）の 5 項（5）のところ、まちづくり協議会のところですが、朱書きで、各地区交流センターが設置された 12 地区交流センターを単位として～その文の最後、『団体をいう。』としているところを、『協議会をいう』に訂正をお願いします。

訂正の最後は、今の用紙の 2 p 目、上から 5 つめの（市の役割）第 10 条 2 項 市は、の次『地域活動団体及び市民活動団体』が行う～とあるところを『活動団体』が行うに訂正をお願いします。

以上が、訂正箇所となります。お手数をおかけして申し訳ございません。

続いて、本日配付した資料について、ご説明いたします。

右上に資料 1、2、3 と書いている、A4 横の 3 種類の図についてですが、前回の委員会

で、条文の第 2 条の（定義）の整理が必要というご意見が多数ありましたので、条文を読み解くなかで、わかりやすいように図にしたものです。

まず『資料1』は、この条例でいう、(定義)のイメージ図になります。大きな輪が3つありますが、右の輪に、市民等。左の輪に活動団体、この活動団体に、地域活動団体と

市民活動団体があり、地域活動団体には、自治会、まちづくり協議会、各種団体、市民活動団体はNPO、ボランティア団体としています。

次に資料2をお願いします。

この図は、地域活動団体と市民活動団体の図で、テーマ重視、エリア重視として左右の

矢印がありますが、左側の市民活動団体と、右側の地域活動団体で、それぞれどのような団体が活動されているのかを、お示ししているものです。

最後の資料3 カラーになっているものをご覧ください。この図は、この条例における

協働のまちづくりの主体を図にしているもので、上から市民等が『市民活動団体』『地域活動団体』に、参画・協力していく、そして、『市民活動団体』、『地域活動団体』も、それぞれ『協力・連携・参画』していく。そして、市と『市民等、地域活動団体、市民活動団体』が協働でまちづくりを推進するとした、図になっております。

以上、簡単ではありますが、資料の説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。ではですね、今日の主題ですけれども、このあと4回目、このあと5回目になるんですが、パブリックコメントをするというスケジュールのお話があったと思います。今日はパブリックコメントを市民から求めるということにあたっての素案を委員会で決めていくのがは命題という形になるかと思えます。条文の検討をしていくという形になるかと思えますけれども、委員からの御意見もあつたとおり、できるだけ上から見ていって欲しいという御意見がありましたので、上から見ていきたいと思えます。

1つ1つの条文からだ時間もかかりますので、章ごとの意見等をいうことにさせていただきたいと思えます。主な検討に伴って使う資料として、A3横の修正案。A4版の素案3と書いてある網掛けがしてあるこの2つを検討材料という形で資料として使っていきたいと思えますので、お手元の方に置いていただければと思えます。事務局の案を、パブリックコメントにつなげていくという形をとりたいと思えます。

まずは、章ごとと申し上げましたけれども、目次と前文の部分、素案3でいうところの1枚目のところでありませけれども、目次と前文のところについて検討していきたいと思えます。御意見がある方、挙手をお願いします。いかがでしょうか。ここも少し修正が入ってますけれども、特に御意見がないようでしたら、この部分については、このままパブリックコメントの案としたいと思えますけど、いかがでしょうか。

○●●委員

はい。いいです。

○委員長

いいですかね。それでは、目次と前文については、この素案のとおりという形でいき

たいと思いますので、事務局の方もこれでよろしく申し上げます。

では、続いて、皆さん第1章を見てください。第1章は第1条から第4条までということになります。はいどうぞ。事務局の方から。

○事務局 課長

第1章の総則の第2条の定義のところですか。自治会という形の定義づけをしておりますが、先進地の状況とかいろいろ形をみても、自治会については従来から定義づけされなくても、まず、もう皆さん御承知なことではないかということで、事務局としましては、2条4項の自治会の定義づけを、カットする方向で、皆さんでご協議願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長

はい。事務局としては、他の条例等を見て検討してとのことで、第2条第4項の、自治会については、削除という形で案が出ましたが、とりあえず、この議論は後にして、これ以外にも皆さんの方でも何か意見がある方がいらっしゃったら、伺っていただきたいなと思うんですが。今市役所から言われた案以外でも構いません。

○●●委員

その条文に関してですか？それ以外？

○委員長

これ以外でもいいです。これでもいいです。この1章の中で。

○●●委員

はい。今の第2条の6項、地域活動団体、自治会、まちづくり協議会その他の地縁に基づくというのに網掛けがしてありますが、地縁という言葉がですね。インターネットで引いてみても、地域でできた関係性とか書いてあったり、地縁血縁と書いてあるんですね。その文言があることが、逆に広く市民の若い年代層とか、そこにまだ住みついて新しい人たちに対しては、古くからの結びつきが強調されるような印象を受けますので、それがなくてもですね、自治会、まちづくり協議会、その他、市内の一定の地域を単位とする組織で、としてやって、やったほうがいいですね。新興住宅地とか周りにいっぱいできているんですけども、古い居住区には、その結びつきが強いんです。すぐ隣には、新しく建った、地域があるというのがいっぱいあるんですね。誤解を招かないためにも、それはない方がいいんじゃないかと思います。したがって、削除を提案します。

○委員長

はい、ありがとうございます。今、4号、6号に御意見が出てます。他にいかがですか。はい。どうぞ。

○●●委員

関連ですけど、先ほど資料が3ついただきました。図式の中で、まちづくり協議会ってところが、地域にというところにくくられています。先ほど申しましたように、市民等、活動団体のところに、その中に、地域活動団体、市民活動団体ってところが、第1条の定義になっています。そういうことで、飯塚市が、まちづくりを今から進めていくということからすれば、順序のことなんですけど、並べ方なんですけど、私は地域活動団体、市民活動団体、まちづくり協議会となるように並べていただきたい。何より

も今、自治会に入る人が少ないとか、地域の結びつきがないとかいろいろ言われてますから、新しい結びつきの構築だろうと思うんですね、この条例は。そうすると、まちづくり協議会にたくさんの方が入ってきてもらう。従来の今までの定義はあるかもしれませんが、もし、飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）これが、新しくやるとすればですね。まちづくり協議会の中に全て、その人たちを包括するような、条例でなくてはならないと考えます。

したがって、並べ方のところは、地域活動団体の後ろに、まちづくり協議会を持ってくるように提案します。以上です。

○委員長

はい。他いかがでしょうか。もし追加であったら言っていただいてもいいです。今、事務局と委員から、話があっております。これについて、皆さんご意見きいて、審議諮っていきたくと思いますが、（４）番の自治会というのは、全文削除ということですが、これについてはいかがでしょうか。理由は事務局の方でお話しされましたけれども。もう自治会というのは、市民の皆さんが把握してるから、定義づける必要がないのではないかという話と、他の自治体も参考にした上でのお話でしたが。他、はいどうぞ。

○●●委員

私は、もともと飯塚市に、この地域住んでいた者ではないので、私の生まれ育った地域には自治会というものがなく、転入してきた時に、一体自治会ってなんだろうとってという疑問があったのは確かなので、一定の皆さんはご存知かもしれないですけど、私としては知らない概念はあったなっていうところがあります。

○委員長

なので、残した方がいいというご意見ですね。

○●●委員

今のご意見に対して、そういうご意見があるのは確かだと思います。ですけど、全部消した訳ではないんですよ。自治会というのは、地域活動団体のところに、自治会を含む、地縁に基づく市内の一定の地域を単位とする組織でと、市民が相互に助け合うことを目的とした団体というように書かれ、明記されてるんですね。とりたてて定義をする必要はないんじゃないだろうというふうに思います。必要ないんじゃないかと。これだけが出てくるということは、従来自治会に入る人が少ないということが重要とされてきて、最初の条例案には、ねばならないっていうかって、こういうものがあつたら、かえって反発が起きて、相手方にとって否定的になるだろうというところがあつたんですけど、地域活動団体の中に、自治会を含むというのがあります。今まで従来活動してきた自治会があるとして明記されているから、私はそれで充分じゃないかと思います。

○委員長

はい。委員どうですか。

○●●委員

すごく納得がいきます。

○委員長

他に明記されているからいいということですね。他にいかがでしょうか。はいどうぞ。

○●●委員

この地域活動団体の中で、まちづくり協議会、自治会、その他各種団体という形があるわけですが、そういう定義づけですから、自治会というのをとってしまうと、どうかなという思いがしますので、市民活動団体のNPOとボランティア団体とはという大きな柱の中で、それは入れておいた方がいいんじゃないかと思います。

○委員長

はい。入れておいたほうがいいんじゃないかということでしたが、事務局としては、定義づけをやり直したことで影響してるっていうのはあるわけなんですかね。地域活動団体と市民活動団体とかの定義づけで。わかりやすくはなったと思うんですよね。これは皆さん、割と納得されている感じだと思うんですけれども、これも影響して、自治会も、取り上げる話しでなくてもいいというところもあるという事ですかね。

○事務局 課長

定義ということであれば、そういう形にさせていただきたい。位置づけと役割については後にありますので。

○委員長

わかりました。いかがでしょう。残した方がいいんじゃないかという御意見もあり、削除しても、影響はないのではないかということですが、はい、どうぞ。

○●●委員

第1条の目的の中に、市民等、地域活動団体、市民活動団体、というふうに定義づけがありますが、この中に自治会という言葉が出てきません。これは当然、地域活動団体の中に自治会も入っているとう定義ですね、私たちは1番最初から、地域活動団体の中に自治会が含まれているということで、確認を学習会でもしたと思います。そういうことから考えたら、この定義の中に、自治会というのがあると整合性がないかなと思うので削除した方がいいと思います。そのかわりその下に、6号ですかね、自治会、まちづくり協議会は地域の中核をなすというようなことが書いてありますので、自治会のことにはきちっと位置づけはあると思いますので、事務局の提案どおりでよいのかなと思います。

○委員長

なるほど。位置づけは、はっきりしているということですよ。どちらかっていうと、2重に定義づけされているっていうことですかね。

○●●委員

今の理屈でいくと、まちづくり協議会の定義づけもいらなくなるんじゃないかというふうに思います。5番のところですね。ただ、今まで話してきた中でも、まちづくり協議会がどういうものなのかっていうのは、一般市民にはあまりよく、わかられてないじゃないみたいな話もありました。この会議の中でも、文言の意味の統一、皆さんがお話しをされている中で、同じ言葉を使っているけど、それぞれイメージしているものは違ったみたいなことがありましたので、特に第2条のところであげているものは、あくまでも条文の言葉の整理というふうに私は認識いたしております。この条文の中に出てくる用語の意味を、ここで解説しているというふうに思えば、自治会とかまちづくり協議

会の説明を、ここで丁寧に行っているとすれば、条文をいろんな人が読む、読む人のためにも、私はこのまま残しておいたほうがいいと思います。

○委員長

これは、要するに各委員の意見を聞いても、どれも間違っている感は全然しない。何が違うかという、立場の問題で、自治会の人自治会のことをわかっているというのは当たり前で、まちづくり協議会の人まちづくり協議会のことを説明できないということはないですけど、今、公募委員のお2人の方の意見をどうとらえるか。わからない人も中には、いるんじゃないかという話ですよ。よそから来てわからない部分っていうとこと、用語解説的な部分も含めても、入れておいていいんじゃないかと、その方が親切なんじゃないかというお話もありました。どっちに合わせるかですよ。これはもう折り合うという話じゃなさそうですよ。折り合って変な風になるよりははっていう、どっちがどうというなみたいな話に近いかと思います。いかがでしょう。例えば何か、どうしても、残していた方がいいんじゃないかというご意見では、今のように、知らない人もいるんじゃないかというところで、入れておいたほうがいいんじゃないかというのは、確かにそういう部分もあるかもしれないと。条文を広く市民の人たちにちゃんと知ってもらおうということも含めて、そういう要素はあるかなという話と、もう1つは、位置づけられてるっていうところもあるから、もう別にじゃないかという事で、削除しても問題ないんじゃないかって話がありますが。

○●●委員

ということはですよ、7番も同じ事が言えるわけでしょう？市民活動団体、それも同じ形で、第1条で、地域活動団体と市民活動以下活動団体というということですよ。地域と市民活動団体と定義づけをこの中でしているわけですから、当然6番でいう自治会は外しても外さなくてもいいんですけど、その定義づけの中の説明ですが、7番でも、市民活動団体だけでいいというような考え方になるわけでしょう？市民団体の中で、NPOとボランティア団体がね。その中では、市民活動団体ということをはっきりしておるわけですから、入れるなら、やっぱりそこで詳しく定義づけですから、わからない人のためにも、より良いじゃないかなという思いはします。

○委員長

では、外した方がいいという御意見があった話の中で、これは、絶対外したほうがいいのか、残しても構わないという御意見なのか、はい。お願いします。

○●●委員

やはり市民等、地域活動団体と市民活動団体、この3つでまちづくりをしましょうっていうのが基本ですね。地域活動団体の中には、自治会、それからまちづくり協議会、あるいは、地域の青少年育成会とかありましたが、地域活動団体の説明の中に、自治会、まちづくり協議会とか入るのは当たり前のことで、それでだいたいわかるんじゃないかと思うんですが、その中でどうして、自治会だけがまた説明があるのかっていうのが、条例という大きな法律ですよ。これは、小さな文言を詳しく説明するというようなものではないので、整合性がなくなるかなと思います。

○委員長

ということですね。概ね見えてきましたね。まず、自治会とか、まちづくり協議会という話に関しては、自治会との浸透度がどうかという問題はちょっとあるかもしれないですけども、詳しく説明するっていう話にするっていう話であれば、多分ですけど、NPOとかの説明が入らないという論理があるってことですね。そういう話になるってことですよね。NPOとかの説明をわざわざ、ここで説明する必要があるのかどうかの話が残ってくるじゃないかというのは、この条文にわざわざ載せなくても、インターネットとか調べられますよと、いう部分もあったりもするので、自治会っていう部分については、削除しても、大丈夫なんじゃないかというのは、この、どういうものなのかがわからないという人に対してここで説明するっていう話なのか、それとも別立てで説明するという話なんかっていうこと。そのあたりについて、委員から意見言われたので、説明に関しては、条例でした方がいいかどうかについてどのようにお考えですか。

○●●委員

逐条解説でしたらどうか。

○●●委員

この条文をどういう人が読むことを想定してつくるかによって違うかと思います。自治会、まちづくり協議会、NPO、ボランティア団体という用語について、ほぼほぼ認識があるとうか、認識をもっている方がメインのターゲットというふうに考えるのであれば、わざわざここで定義づけする必要はないかと思うのですが、先ほど意見があったように、整合性とかレベル感を合わせる、みたいな感じでいくのであれば、自治会を消すのであれば、まちづくり協議会の定義も、いらないのかなと思います。

○委員長

この条例というものの自体をどこに合わせるかというお話がございすけども、今ちょっと言葉でね、他の委員から出た逐条解説みたいなものをつくるっていう話だったら、ここで、説明じゃなくてもという意見もあるようですが、逐条解説については、事務局はどのようなふうに考えられますか？

○事務局 課長

はい、作成する予定で考えています。

○委員長

逐条解説を作成する予定なんですね。そこで自治会とか、まちづくり協議会とか市民活動団体のところに書いているNPOとか、説明をするっていう話にすれば、あえて具体的に定義づけする必要はないんじゃないかということです。皆さんどうでしょう。御意見としては、逐条解説の方に載せるかどうか。はいどうぞ。

○●●委員

いろいろ御意見がございました。じっと見てみると、定義に関わらず、いろんなところで自治会というのは後に出てくる。定義の中の4条ですか、自治会。削除しても、無くしても構わないと私は思います。

○委員長

ありがとうございます。まちづくり協議会についてはいかがですか。レベル感からすると、まちづくり協議会というのも、説明という点では、何か、逐条解説にまわすって

いう手もあると思いますが、その辺、まちづくり協議会に関して、事務局としてはどうですか？

○事務局 課長

まちづくり協議会に関しましては、先ほど委員からお話が出ましたように、まだ市民の中で周知が行き届いてない。これは、反省点になります。そういった意味で、まちづくり協議会につきましては、定義づけをさせていただきたい思いがあります。

○委員長

自治会とはちょっとやっぱりレベル感が違うということにされてるということですけども、どうでしょう。残すって話にしたうえで、定義に関しては、順番の変更みたいな話が出てます。まちづくり協議会を残すってところは浸透度というものもあるから、それはいいんじゃないかって話と、順番を入れかえるという話にしたらどうかという話も出ました。これは、委員がおっしゃってましたけど、意味合いとしては今言ったような意味合いですか。はいどうぞ。

○●●委員

知られていないというようなことからでは、私は考えていませんでしたけど、残した方がいいという意味はですね、まちづくり推進条例が、1番イメージしていくところの大事な要素として、まちづくり協議会っていうのは、地域交流センターを拠点とした、大きな集まりの団体（市民を含む）ということであればですね、位置づける必要があるんじゃないかと考えます。その上で、順番を変えたほうがいいって言ったのはですね、この図式の中で、活動団体の中に、地域活動団体の中に、くくられて、まちづくり協議会、各種団体と書いてますよね、自治会も含みます。市民活動団体は、NPO、ボランティア団体というふうに図式があります。ここのところが、今まで活動している、まちづくり協議会のままでいいのかどうかっていうのが、この前段の、この前の議事録読ませていただいたんですけど。なかなかまちづくり協議会が浸透していないとか、市民のものになりにくいってなってますよね。私は、その穴を埋めていくためにはですね。あらゆるところから、年齢層もですね、含めて、まちづくり協議会にいろんな形で常時じゃなくてもいろんな形で参画できるようなものを、イメージしてこの条例をつくりあげないと、将来的になかなか発展しないでないかと。この前、貞清さんですか、はい、2回目の先生ですね、今飯塚で展開されているやり方プラス、もっとつけ加えるものは何かという形でお聞きしたところですけど、そういったときに、まちづくり協議会というものの性格づけはですね、これからみんなで市民が市と協働しながらつくり上げていかなきゃいけない分野ではないかなと考えたわけです。

そうしますと、第1条の地域活動団体、市民活用団体ですね、市民等含めてですね、そういう大きなくくりで、まちづくりに関する市の支援、市と協働しながらまちづくりを推進していくというところに一番大きな、重きを置いてですね、このことを踏まえて、まちづくり協議会をですね、やっぱり市民の力でもう少し、ダイナミックにですね変えていくとか、内容を豊富化していくようにしていかないと、また、今までどおりになるのではないかと。今まで一生懸命苦勞されてきた方について批判しているわけじゃありません。ですけど、この前の時間を使って講演をいただいたことに、事務局が意味があ

るととらえて持ち込んでいただいたっていうことであればですね、それを学習したこの協議会、私たちこの推進委員会は、そこを学んだ上で整理するとしたらですね、順番を入れ替えて、まちづくり協議会は、全てのものを包括する協議会として行っていくと。位置づけにした方がいいのではないかというふうに考えて、意見を出しました。

○委員長

はい、ありがとうございます。できれば、まちづくり協議会の方からも少し御意見いただきたいかなと。どういうふうにお考えかご意見をいただければと。

○●●委員

私は、自治会とまちづくり協議会の中にどっぴりつかって、それぞれ活動してますので、立場上、いろいろなことがわかるじゃないですけど、なるほどなるほどと思うところありますし、先ほど言われたとおり、自治会について初めての方はわからないだろうなど思っているし、意見を聴きながら、曖昧にどっちでもいいじゃないですけど、みんなの意見があれば、自治会を入れてもいいという考えをもっています。

○委員長

はい。概ねまちづくり協議会に関しては、残すってことでいいんじゃないかっていう話。順番に関しては、そもそもこれ順番で上からどうという話のものではないのでは。確かに、まちづくり協議会が地域活動団の後にきた方が説明はしやすいという感じはある。知らない人対策をどうするかっていう話ですが、逐条解説というのが、今ちょっと話として、出ているところではあります。逐条解説はつくるというお話があると、条文に入れないのであれば、逐条解説の方でしっかり説明するというところだろうと思うので、それは念頭に入れると話ができるんじゃないか。いうところですが、先ほどの逐条解説入れるって話しでいいんじゃないかというお話。自治会の皆さんはどうでしょうか。

○●●委員

定義づけで、誰が見てもわかるように定義づけをしているわけですね。だから逐条解説をつくられてですね、すればそれはそれで、また活動団体と、総称して活動団体でも、いいかなと。こういうような思いですが、こちらの資料の中でありませよ。地域活動団体と、市民活動団体のという事色分けされておるわけですから、それを総称して活動団体ということとしてあるので。ただ定義という形の部分で、条文を見て誰が見ても、こういうことかと、わかれば。こういう組織はこういうことかということ、きっちり明確化することが定義だろうと思うので、逐条解説があれば逐条解説の中で、きっちり第何条はこうこうこういう意味だということがあればですね、逐条解説があれば、入れるか入れないか以前の問題ではなくて、ただ、この組織図を見たときに、この図にのっているものくらいはですね、定義づけして説明を加えておった方がいいかなと考えます。地域活動団体、市民活動団体の定義づけは、条文としてあった方がいいのではないかなという思いです。

○委員長

わかりました。意見としては、意見出していただいた方のお話に基づいて、少しまとまってきたようなので、私の方から提案をさせていただきたいというふうに思います。提案として聞いていただきたいと思います。自治会削除ということに関しては、これ

は、事務局が、提案ということがありましたけれども、基本的に削除でいいんじゃないかという話。ここちょっとまだ6号の話ではないので、削除して、まちづくり協議会というのを順番を入れ替えるという形で、地域活動団体、市民活動団体、まちづくり協議会という形で、準備を変更することについても、概ね大丈夫かなど。まちづくり協議会は、あえて残すって話にしていきながら、順番を入れかえるっていう形にしよう。あとは、知らない人もいるんじゃないかということで、逐条解説を必ずしっかりつくるといことと、今のような文言の解説というところは、しっかり充実させるということ。逐条解説は我々策定の諮問を受けてないので、どっちかというところ、ここの委員会で今の意見をふまえて、（事務局に）しっかり作ってね、ということを行わないといけないという立場なのです。今のことに関しては、もう御意見いかがでしょうか。異議なしって感じですか、それとももう少し加えたい感じですか。今私が申し上げた部分について、申し上げたような感じでよろしいですか。どうですか。いいですか。はい。ここは、今、申し上げたような形でいきましょう。よろしいですかね。

では最後、2条6号の地縁という言葉。地縁に基づくというところは削除していいんじゃないかっていう、新しい人、若い人には、地縁という言葉は重いんじゃないかという委員のご意見。意味自体は、地縁に基づくという言葉が無くても、意味は通じるというところはあるのはあるかなと思いますが、これについてはいかがですか。

○●●委員

地縁団体というのは、私達も良く使うんですけど、それで地方自治法260条の2か3ぐらいに、地縁団体の位置づけがしてありますね。地縁団体は地域の基礎的なことなんかいなというふうな位置づけのもとに、すべての解釈がなされております。であるとするならば、ここでは細かいいろんなことは言いませんけども、ここでは、地縁団体という形で残しておくのがいいんじゃないと。私の考えです。

○委員長

なるほど。

○●●委員

条文にあるということ、条文があるということでしたら、括弧して条文を入れていただくといいと思うんですけど、何よりも、法律用語って言うのは、そういうふうに余りこう、私たちが使わないような言葉も使っているというようなのがあります。ここで地域で関係性があるところって、インターネットで言葉を検索したら、地域で人間関係ができたものであることはですよ。私どもの家の周りにも、新しい団地で、何年ごろに出来た団地、何年ごろに出来た団地ってあるわけです。私は、樂市小学校周辺に住んでいる人間は高齢化しているんです。確かにこの地縁っていうか、親戚でないと。地縁っていうのは、親戚っていうニュアンスが強い。関係ができています。そうすると、新しく入ってきた、特に自治会を知られてないところ、その方達に入っていただきたいとするならば、こういう言葉は、日常会話では使われていないので、これを省略してもですね、まちづくり協議会その他市内の一定の地域を単位とする組織、市民が相互に助け合うことを目的とした団体と書いてある。助け合うことが大事なんじゃないですか？だから私は地縁という言葉をあえて持ってくるなら、自助、共助、互助って言葉を入れたいけど、それ

は時代おくれで、そこまでする必要ない。何よりも、目的から照らせば、地縁は重たすぎるとは思いません。以上です。

○委員長

わかりました。地縁というものの捉え方が全然違う。日常的に使われてないって話と、普通に使うこともありますよという方々がいらっしやっているところで、これは立場の違いだけなんですどもね。

○●●委員

わかりにくいというならば、地方自治法260条の2か3だと思いますけど。その条文を入れられても結構だと思うんです。わかりやすくするために。

○委員長

地縁という言葉が普段使うという方いらっしやいますでしょうか。よかったら教えていただきたい。あまり使わない？なるほど。

○●●委員

普段使っている地縁という意味と、法律で言う地縁の言葉の意味が違うんですよ。さっき言いましたけど、公共団体、コミュニティ団体であるという位置づけの中で、すべて財産管理、処分可能を持つもの地縁団体という。こういうふうなわけなんです。隣近所とか同じ親類同士とかの地縁という意味でないんです、ですから、なじむとかなじまないとかではなくて、条例という法律の中で使うのであれば、そこはきちっとすべきじゃないのかなという。私の意見としては、条文を入れられてもいいですよ。260条の2か3。

○委員長

事務局からちょっとその辺を補足してもらえますか

○事務局 課長

地縁という言葉の使い方ですが、今委員言われましたように、地方公務員法260条の2の中にですね、条文がございます。この地縁というのは、あくまでも地縁団体というような形の部分の条文になりまして、ニュアンス的には地縁認可団体というような部分の法律の条項になります。ここの条文で使っている地縁ということにつきましては、そこに住むそのエリアに住む、人間関係とか、そういう関係の部分でして、260条の2にいう重い意味での使い方は事務局としては使っていない、人間関係とかそういう形の中で、使い方をしているので、認識が委員の中で誤解を招いているのかなということで、補足をさせていただきます。

○委員長

事務局としては、法律を意識して使ってるってということではないというふうなことでですね。法律で言う地縁団体というのは、地縁の話で想定されているのは、どこが想定されていますか。あるいは定義がちゃんとなされているのか、その辺はどうですか。

○事務局 課長

この地縁の団体というのは、地域エリアの中で協働の活動の中で不動産とか、そういう部分の権利義務を保有するため、市町村との許可、認可を受けた時にですね、自治会が地縁認可団体という形になるとした条文です。そうした中で権利義務が発生したり、

そういう認可を受ければ、規約とか当然必須でございますし、いわゆる地縁の1番強い組織といいますか団体という形になります。

○委員長

もしかして法人化の絡む話になります？地方自治法に基づく、地域の団体の法人化の条文の話ってことですかね？そうすると、だいぶ小さな話っていうことですね、例えば自治会とかが、財産共有するっていう話になったときに、法人化をするってなった時の選択肢のとしての1つということで、この条例に基づいて法人化できますよというふうな話になってくると、ちょっとここでの地域活動団体というところで包括して書くという話に関しては、かなり限定的な意味合いになるってことなので、ここでは事務局としては、限定的な意味合いになってくるということで、ここではそういうふうな意味合いではなっていないということで、事務局としては、使っていないものの意味合いとしては重いよとなっているんですが、事務局の意見としては、どういうふうにお考えですか。

○事務局 課長

先ほど言いました、地方自治法の260条の2にある同一趣旨のとらえ方であれば、強いというような形の認識は当然、理解はしています。ただこの使い方としては、自治会、まちづくり協議会いわゆるその地域のですね、つながりを人間関係とか繋がりを推進していくような地域の、そういう団体で市内一定のそういう組織という分で位置づけをしていますので、使い方が重いというご意見があるとのことであれば、それもわからないではないと思うんですけど、地縁という言葉でいいのかなという意味で、地縁を使用しました。

○委員長

そういう意味ではないということでした。概念レベルで使われているという説明でした。今、こういう説明がありました、いかがでしょうか。残す残さないということに関しては、いかがでしょうか。

○●●委員

若い世代がということで、私が、若い世代に入れてもらえるかどうかわかりませんが、私が読んだときに地縁といわれると、やっぱり入りにくいとか、ちょっと言葉が重いじゃないですけど、ちょっと、根強く昔からそこにある集団というようなイメージがあって、そこには新しく来た人たちっていうのは入りにくいかなっていうイメージを抱く言葉ではあるかなと思います。あくまでイメージで、実際の言葉とかでは違うのかもしれないですけど、イメージとしては、そういったものがあります。

○委員長

法律部分に関しては、解消はされてるっていう部分があるのと、新しい住民の方がちょっと重く感じるよというお話なので、できれば、地域の方が重くないほうが絶対いいに決まっているということからすると、ここは意味合いとして、条文の意味合いが結構変わるとなるとどうかなというの私も思ったんですが、地縁に基づくという話がそもそもなくなっても、意味合いとして全く通じないわけではないっていうことと、大きく損ねないということで、ここについては、一応削除というご提案を、そのままとるという形がいいかなっていうのとは思うわけなんです、いかがでしょうか。

○●●委員

ここに書いているのは、その他の地縁に基づく団体という形ですね、その他ということですね、地縁に基づく団体、自治会も地縁に入るわけですけど、そういう解釈ですから、その他だけで、その他とはどういう団体なのかという、形になってくるかなという思いはします。地縁とは、普通一般的には聞かない、行政用語的な要素が非常に強いわけですけど、地縁団体の功労者表彰とかやっていますけど、ここでいう団体をさすわけですから、今その他の団体ということであれば、どういう団体かというのは若干付け加えは必要かなと。

○委員長

例えば、逐条解説みたいなのここに載せるとかいうので解消はできますか？

○●●委員 はい。その他だけじゃなくて、その他と地縁は一緒になっているので、逐条解説でその辺の説明があれば。その他を定義づけすればいいのではないかと。

○委員長

多分工夫はできるんじゃないかなというふうに思うわけです。先ほど地縁に基づくっていう形の文言を削除して、その他って話になったところというのは、どのみちその他と言われまして、確かにわかりにくいというのもあるので、逐条解説で少し例示をしていくような形をとっていくっていう方向でいいですか。

○●●委員

まちづくり協議会が一定の区域で一定の人を対象としたエリアの中での、団体、活動するじゃないですか、だから歯止めのないですね、その他のように後から付け加えたようなことで説明するんじゃないくて、これは条例ですので、その観点から、この文言を判断していただきたいんですね。だから私は残すべきだと。概念なら概念でいいんですよ、いいんですけど、その他の団体とかいう形での取り扱いでは、ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんです。

○委員長

例えば、今の委員からのお話っていうのと、皆さんの意見を聞いて思ったのは、例えば地縁という言葉に代わりになるものでもいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○●●委員

条文の解釈の仕方になると思うんですけど、これこのまま読んでいきますと、その次に団体という言葉はないんですよ。まちづくり協議会その他のと書いてるだけで、地縁に基づく市内の一定の地域を単位とする組織とあるんです。ですから、今地縁団体とか、そういう言葉とは違いますので、もちろん逐条解説で上げていただくことは賛成ですけども、この文章をまちづくり協議会その他市内の一定の地域を範囲とする組織でと、逐条解説でやっていただくことはやぶさかではないんですけども、この、地域活動団体の定義をすることにおいてですね、この文章を削除しても、組織と続くんですから、団体ではありませんので、何ら問題はないというふうに考えます。

○●●委員

ちょっといいですが。今言われていますけど、団体という表現は入ってないけども、そのあとで出てくる、一定の地域を単位とする組織、ということだから、団体と同じよう

な考え方の表現になっておるんじゃないですかね。切り離して表現しますと、別々のように、団体ではないということになりますけども、地縁に基づく市内の一定の地域を単位とした組織をするとありますので、地縁にこだわる必要はない。

○委員長

すみません私語はやめてください。それから傍聴人の方も私語はご遠慮ください。審議を優先したいと思いますので、申し訳ございませんけれども、よろしく願いいたします。

今、その表現の仕方っていうところの部分が、結構大きいんだろーというふうなことは思いました。多分ですね。自治会、まちづくり協議会、そのときにそのあたりに点があるんだろーと思います。その他、市内の一定の地域を単位とする組織でっていうふうな形で別標記という形にすると、その他市内の一定の地域の単位とする組織というものが、自治会とかまちづくり協議会以外もありますよっていうことが出せるということと、一定の組織って、一定の地域を単位とする組織っていうその他の部分については、逐条解説の方で例示するという形にすれば、地縁という言葉の重さみたいなところを取り除けていいんじゃないかとお話しが今出ているということだと思います。そういう流れで、一旦文章をつくるというのでいかがでしょうか。条例としてもちゃんと伝わるような形にしたほうがいいかなというふうに思いますので、その別枠という形で列挙して、逐条解説で書くという形でやっていきたいと思っておりますけれども。いかがでしょうか。

○●●委員

今の続きにですね、市民等が相互に助け合うことを目的とした団体ということ入ってるんですね。

○委員長

助け合うというところが1番大事だろうと、そこがメインだという言葉が入っているので、意味合いとしては、それで通じるということですよ。はい。いかがでしょうか。今のような形での整理をした方がいいんじゃないかというふうに思いますけれども。

○●●委員

意見としてね、削れと言われたらちょっと問題があるんじゃないのかなというんですね。○委員長

私としてはですね、先ほど提案したみたいに、地縁という言葉が重いんじゃないかという意見が出てきているわけなので、別の言葉に置き換えるとか、別の言葉を何にするかは考える必要があるかと思うんですけど、例えばその地域のつながりっていう言葉とかそもそも目的のところに出てきているわけですよ。そういう繋がりっていうふうな言葉使うというのもあるかなと、そういうやり方でも別にあるかなというふうな方は思いますけれども。

○●●委員

基本的に、まちづくり協議会がどんな範囲でどんな人たちでって、言葉でから1つ1つ考えていきよったら何かぼけていってしまいうようとうでしょうね。だから、用語の定義、この条例が読めればいだけの話ですよ。何かすればいだけなんであって、用語の定義の中でそのこのところをいちいちいちいち考えよったら、条例案は進まんと思

う。審議が。だから、条例の定義付けは、その条例を読みやすく間違えないようにすれば読めればいいだけと、私は思ってるんですよ。だから詳しい内容は、この条文の中で審査されているんじゃないかと思えますけれども、そこまで掘り下げて、用語の定義の中でいちいち。詳しく書くのはどうかと思っているわけです。

○委員長

掘り下げるっていうつもりはない。条文としてこのなかで原案をつくらないといけないので、いかどうかという意見が出てきてるので議論をしているっていう理解をお願いしたいとます。今、地縁という言葉も別の言葉に置きかえるという形か、地縁に基づくという言葉も削除するかっていう2択だろうと思いますが、いかがでしょうか。

○●●委員

これでいいと思いますよね。その活動で活動する団体、なんもかんもその他に入らないといけないというのは、如何かなと。

○委員長

地域という言葉で言うと、その後入ってるってのもあるからですね。そうするともうなくして一定の地域っていう形でくくってるっていうことなので、何でもかんでもっていう話には、具体的には、皆さんと今日の図に書かれてる資料2のところに、地域活動団体とはどういうものですかっていうのは具体的に書かれていますので。こういったものを逐条解説の中で入れながらやっていくって形がとればいいんじゃないかということじゃないかなと思う。ここは削除っていう方向でいくのか、別の言葉でってことにするのか、一旦皆さんに御意見聞いてみたいと思いますので、挙手でちょっとお伺いしたいなと思うんですが、別の言葉に置きかえるという形をとったほうがいいっていう方はどれだけいらっしゃるでしょうか。別の言葉でって言うのは、まだないんです。はい。私が出しているだけです。この地縁という言葉が重いのであれば、何か別の言葉に置きかえてやるという方向が一つ。それからもう一つは、御提案の地縁に基づくっていう部分を削除するという方がいいっていう方いらっしゃるでしょうか。はい、ありがとうございます。ここは決める場ではないということを確認しておきたいと思います。パブリックコメントに出すものということになっていきますので、パブリックコメントの中で、そういう意見が出てくるということもあるかと思えます。出てきた場合には、再検討するということもできるかと思えますので、一旦ここは地縁に基づくっていう部分を削除した状態で、文章をつくるという形をとっていきたいと思います。いかがですか。

○●●委員

反対。そのまま残した方がいい。

○委員長

そのまま残すっていう意見っていうことですね。

○委員

安否をとってください。それで。

○委員長

いえ、申し訳ないですけども、少数意見だからといって、排除するつもりはありません。はい。なので申し上げないですが、条例案の検討するに当たって反対される方がい

らっしゃる以上、進むということはしません。よろしいですね、ちゃんと妥協案、折り合い案をつけていただきたいと思います。それが出ないということでありますと、先には進めません。賛否を問うってことは、それは少数意見を聞かないのと一緒になっちゃいます。折り合い案をちゃんと出していただくというところで折り合っていくっていうことを大事にしていきたいというふうに思っております。よろしいですね。私はこういう進め方を大事にしていきたいというふうに思っておりますが、この進め方っていうことに不満がある方がいらっしゃったら、いつでも変わりますので言ってください。副委員長が進めるしかないということになりますけど、はい。よろしいですか。ここは一旦、先ほど決定したところそのまま進みたいと思っておりますけど、地縁に基づくという部分については、一旦議論としては飛ばしていく形をとりたいというふうに思います。あるいは事務局が一旦パブリックコメントで出して、それぞれの意見が市民意見を聞いた上で、まだどうするかというのを考えるという形をとるという手もあると思っております。はい。なので、そういう形をとることができればなというふうに思っております。はいどうぞ。

○事務局 課長

パブリックコメントも、当然様々な意見が出るかと思っております。この分につきましては原案のとおり、パブリックコメントまでいただいたうえで、最終的に審議をしていただくということで事務局から提案をしたいと思っております。

○委員長

現状、案は事務局案として出ているわけですから、このまま出してパブリックコメントを聞いた上で解決をするという形をとりたいということですが、それについていかがでしょうか。

○委員

それがいいです。

○委員長

はい。それがいいという御意見がありますが、皆さんいかがですか。提案された委員は、いかがですか。

○●●委員

パブリックコメントでいいと思っております。

○委員長

わかりました。それでは事務局案のまま、パブリックコメントでいくということでもよろしいですね。はい、じゃそれでいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

ちょっと議論が白熱したので、皆様どうかわかりませんが、私はきついんです。なのでちょっとだけ休憩ください。後ろの時計で、30分まで休憩にしたいと思っております。はい。よろしくお願ひします。

～休憩～

○委員長

それでは再開したいと思います。皆さん、第2章をご覧ください。はい、第2章はですね、条文としては第5条から第10条までということになります。役割の部分ということ

になりますが、この部分について、御意見がある方いらっしゃったらお願いします。

○●●委員

第2章の第5条の2ですね、市民等は自らが居住する区域等の自治会加入に努めるものとするのところ。気持ちはわかるし、やっぱり自治会がなくなっていくことは、私もNPOの仕事をしていて非常に困ることで、自治会長さんたちの苦労もよく見ていますし、いろんな事に、人集めとか大変努力されているのは、重々わかっているんですけども、この条文が入ることのメリットとデメリットを考えたら、やっぱりこの条例は自治会に入るための条例なのかと捉えられ、自治会に入ってくれたということで、うちの家の近くにも若い人にもいるんですけど、なかなか自治会に入らない。理由はいろいろあるんですけど、役員を引き受けたくないとか、面倒くさいとかですね、上からの指示っていうのも、若い人が非常に抵抗が多いので、これが入るといって、デメリットの方が多いのかなと、自治会というのは入るといってのが、当たり前なんですけども、最近自治会がないところもありますね。そしたら、自ら居住する区域に自治会がないところもあります。そういう方もいらっしゃるんで、かえってこれがあることで、条例の上から目線といいますか、やっぱり、自主的でないといけないですね、まちづくりっていうのは自分達でという気がしますので、そこの部分が逆効果になるんじゃないのかなと。それで、これがあることでたくさんの方が入るようになるとはちょっと考えにくいので、かえってない方が、いいんじゃないかという意見です。

○委員長

書いてない方が、加入促進という方向につながる可能性もあるよというご意見ですね。ありがとうございます。自治会加入の部分はない方がいいっていう話が意見として出ています。他の条文等含めて、御意見ある方いらっしゃいますか。

○●●委員

別のところで市の役割、第10条ですね。市と市民の協働というのは、まちづくりにおいて、対等な立場で協働するっていうことが大前提ですね。条例をつくるのは市で、市の方に先立って条例をつくる、最終的にそのことは市が責任をもつということであれば、市の役割を責務とするというのが一つと、その前に書かれていた文章、後半のまちづくりの推進に関し、必要な施策を講じなければならないに戻した方が、市の責務と比例すると思います。第2項同じく同じ理由で必要な支援を行わなければならないと、元のとおりにやったほうがよろしいと思います。以上です。

○委員長

他いかがでしょうか。今条文として出ているのは、5条と10条のところなんですけど、それについて意見を聴いていきたいと思います。自治会加入自体、重要性理解していて、ただ重さみたいなどころがあるというところで、削除というご意見、その可能性もあるよという話の話でしたが、これどうでしょう。特に、自治会の方とか、御意見とかお伺いできればと思うんですけど、加入に努めるものとするっていう話が入っておいた方がいいのか、入ってない方がむしろいいのかは、感覚の違いもあるかとは思いますが、

○●●委員

私は、まちづくり協議会関係から出てるんですけど、自治会長も兼ねてます。私の地

域を説明しますと、穂波東地区、小中一貫校はできまして、それで家がどんどんできているんですけど、1戸建てのところが多いです。例えば、加入して勧めに行くんですけど、なかなか首を縦に振らないと。声をかけるけど入らない人も多いですよ。うん。それでですね、私としては、ここに意見として加入に努めなければならない。そういう文言をいれてもらってますけど、これ以上に強烈的な、加入しなければならないという文言を入れてもらいたいと思うんですけど、それやったら、ちょっと抵抗感があると思います。今の若い人もまちづくり条例ができて、ここまで読む人は何人おるやろか、10人に1人おるやろかと思うんですけど、ここの文言はですね、やはり残してもらいたいと思います。加入に努めなければならないというようですね。どうしても私達、自治会会長をしながら、公民館活動と同じですよ。そういう事で、私はもう、これ500世帯あるんですうちの地区は。もともと自治会に入ってたんです。95%くらい。今は50%切りようです。そういう危機的なことですよ。なので、やはりこの文言は残してもらいたいし、極端な話、自治会に入らなければ飯塚市に住んでいくくらいに思ってるんです。そういう気持ちで、心構えで自治会を運営しています。以上です。

○●●委員

自治会連合の方からですね専門部会として、加入促進部会で今してるんですけど、やっぱり自治会の加入が少ないですよ。でも、これも入らなかつたら、防災の時でも把握ができないし、防犯灯なんかも、ほとんど自治会から払ってるんです。なので、今委員が言われたように、ここまで読むかどうかわからないですけど、私も是非入れてもらいたいですね。だんだん少なくなってる。みんなどうして入らないといけないんですかとか、メリットはなんですか、デメリットはなんですかって聞かれるんですけど、やっぱりそれは、今話し合ってるんですけど、どうやって入ってもらおうか、どうしたらみんなが関心をもってもらえるだろうとか、今考えている最中なので、是非入れてもらいたいと思います。

○委員長

今、実際に自治会と運営している側からみると、皆さん入れてもらいたいっていう御意見ですかね。入らなければならないでは無理だというのは、御理解をいただいた上でのそういう気持ちだっていうところをフォローしていただいたというところがあると思うんですけど。努めるっていう話だというね、いわゆる努力義務というところな話になってくるのだと思うんですが、結果的には入る入らないっていうところを住民が基本的には決めてるっていうところは一応担保した上でっていう話ですよ。それはもう御理解いただいといるところですよ。それを踏まえたうえで、条文として残すかどうかかって話ですよ。はい。今、そういう運営している側からするところの話がありました。発言委員もそのところは充分わかった上でのお話だということで、御意見としては間違っていてなくて、それをあえて入れるっていう話。そこら辺はどうでしょうか。入っていた方がどうなんか、入ってない方がいいものか。御意見いただければ。自治会に入ってるかどうかわかりませんが、良かったら、若い委員からのご意見をいただけると。逆にいうと、御意見が入った方がいいのであれば入れた方がいいでしょうし、入ってない方がいいということであれば、無い方がいいかもしれないですよ。

ね。入る側のことを考えてっていうこともあるからですね。

○●●委員

私自身は現在自治会に入っていないんですけど、小さいときから、私の家では、自治会に入っていたので、私も将来、実家に帰って自治会に入るので、この条文があっても構わないのかなと。

○委員長

あっても構わないということですね。抵抗感があるかどうかでしょうけど。他の委員にも違う視点で聞いてみましょうか。

○●●委員

僕は今たぶん、自治会に入ってる状態にはなるんですけど、取りまとめの方から言われてそのまま自治会に入ったんですが、入るべきものだとは僕は思っていますので、もちろんこの文言はあった方がいいと思いますし、自治会の加入をしてるわけじゃないので、あれなんですけど、加入の仕方とかもいろいろ考えて、防犯灯とか、もしかしたら今の若い方は防犯カメラとか、そういうのを求められているかもしれないですが、これについては必要ですよっていうのもあると思います。なので、私はあった方がいいと思います。

○委員長

世代的には、若い人がなかなか加入しないというところで、若い方の意見として、条文があった方がいいという意見は、ご安心な部分はあるかと思いますが、今の意見を聞かれて、いかがですか？

○●●委員

予想される回答でしたけれども、私も自治会の役員とかもしてますし、読まれないというのもちょっときついかなど、やっぱり読んでいただいて、本当に自治会が必要だなというふうに、若い人達がなっていたらいいかなと思います。皆さんが入れた方がいいということだったら、それでいいかなと。

○委員長

わかりました。この辺はやっぱりちょっと少し解説はいるかもしれないですよ。努めるってどういうことなのか、強制なのかどうなのか。言われてましたように逐条解説で自治会というのがどんなものなのか詳しく書くという話も出ていたので、そういうところも含めて条文としては残った方がいいという今概ねそういう感じの意見が出てるんですけど、それでも削除って方がいいかなという方いらっしゃいますか。

○●●委員

削除した方がいいということじゃなくてですね。

○委員長

削除じゃなくて、別の意見ですか。

○●●委員

削除した方がいいという意味の意見ではなくて、この第5条のところで、1項2項とあると思うんですが、パッと見たときに、市民等の役割のところこれが書かれているので、市民が自治会に加入することが市民の役割みたいな感じがする。まちづくりに関わ

る、担っている役割ってというのは、自治会に加入することだみたいな感じになるような気がして、関わりって自治会加入だけではないと思うんですね。もちろん自治会に加入してまちづくりに関わっていくというのも、1つの方法ではありますが、推進しているところですけど、違う方法はいろいろ、ある。違う方法を包括していつているのが、1項の部分だとは思いますが、この2項で自治会加入に努めるというのだけが、役割の1つとして入っていると、そういうふうになんと感じるなというところがあります。

○委員長

なのでどうすればっていうのが、ありますか？

○●●委員

自治会加入を書くのであれば、例えば他の方法としても、地域活動団体に加入する、市民活動団体に加入するみたいなものも並列して書くとか、そういうような方法がいいんじゃないかなと。特別この自治会加入ということだけが、具体的に出されているので、イコールこれが、市民のまちづくりに関わる方法だというふうに見えるので、違うものを、2項に入れてもいいし。3項としてでもいいので、他の方法もあるよというのがわかる書き方ができたらいいかなと思います。

○委員長

それは、1項の書き方ではちょっと弱いということですね。

○●●委員

1項に書かれているんですが、2項でわざわざ自治会加入について具体的に書かれているので、つまり1項はふわっとしか書かれてないのに、2項に具体的に書かれていることが、自治会加入が市民の役割なのかなと感じてしまいます。

○●●委員

いい解釈だと思います。

○委員長

例えば、皆さんの御意見を伺いたいんですが、条文を入れ替えさえすれば、1項と2項を入れ替えれば、着地が緩やかになるかなというレベルのものなのか、それともやっぱり列挙した方がいいっていう感じですか？入れ替えたらちょっとは自治会加入という話と、他にもいろいろあるよという感じにはなるかなと思いますけれども。

○●●委員

やっぱりこの条例が、自治会に加入して欲しいという気持ちのためにつくっている条例かなというのが、ベースとしてあるものですから、今委員が言われたように、確かにいろんな団体が、市民活動団体、地域、ボランティア団体とかがまちづくりに入ってくれたら一番いいんですが、何か自治会に入ることが第1よという感じがするんです。確かにそういう感じになるので、しかし、若い方が加入についても入れた方がいいというご意見でしたけど、今の委員のような意見は私も感じます。何かうまい方法があれば。

○委員長

皆さんの中では、自治会加入のみを言っているのではなくて、今までも皆さんの中では、1人何役も担っているという方ばかりじゃないかなと思うんですけど、それはそれで、自治会は自治会で活動して、他は他で活動してって感じなんでしょうけど、そうで

もないんですかね？基本的には1人何役も担っている方々が集まってるんですよ。そうすると、ちょっとのここの部分の条文っていうところを少し市民のパブリックコメントとかで意見を聞いてみて、やっぱり何か加入のところにに関して負担に感じるって話があった時に、もう1回検討する感じでもいいんじゃないかってことで、今概ね意見としては、この条文はあってもいいよって話なので、委員の意見にあったように、ただ懸念もたいなところもあるよってという意見に関して、多くの市民が感じているという意見として出てくる可能性もありますので、一先ずこの条文は残したままでという形で、パブリックコメントではこの条項は残した状態でいくという形をとりたいと思いますが、よろしいですか。

○●●委員

今さっきちょっと出たんですけど、防犯灯とかですね、地区の見回り、これは自治会に入らないと付けにくいんですよ。はい、で私が、加入してない方が防犯灯をつけてくれと相談に来られたんですけど、断りました。何故かというとな電気代とか、設置料は自治会で負担しないといかんわけですよ。ですからね。自治会に入ってもらったら相談のりますと、入ってなかったら無理だと断った経緯がある。自治会に入るということは、年に飯塚市が空き缶拾いとか、溝掃除とか、みんなで一緒にします、年3回無償で。こういう活動もね、団体でしますんで、その時も入ってない人は、全然出てこないんです。できません。それで、年会費も納めなくていい。自治会に入っていれば、そこそこの地域によって違いますが、お金を納めて隣組も、回覧をしますから、隣から持ってきてもらって。そしたらね、その健康状態もその人たちの把握できる。高齢者の。私は絶対ですね。自治会に入っつながりをつくって、そしたらね、いろんな相談もしやすくなる。ちょっと何だか相談の、だから反対に自分が困ったら相談しやすい。それでいくと、この加入の文章も弱い気がします。自治会に入って、皆さんで協力して、住みよいまちをつくりましょうとかですね、そういうふうなことも含めて、一旦パブリックコメントの意見を受けてってことで。

○委員長

一旦このまま事務局案でいきたいと思います。

○●●委員

すみません、進行のことです。もう16時になりますが、まだ全部いってないので。時間延長、皆さん了承いただけるのでしょうか。でないとな今日の目的が達成できないと思うんですけど。いかがでしょうか。

○委員長

進行については今からご説明します。事務局の方で、案があるようでしたら、お願いしたいと思いますけれども、

○事務局 課長

今、委員ご指摘の時間があと10分もなくなってます。いろいろ御意見いただいていい議論ができていますので、一旦16時で終わらせていただいて、まだ、事務局としては、最後までいかしていただきまして、パブリックコメントに出す素案として出すまで、方針いただきたいと思います。ご用件がある委員もいらっしゃると思いますので、

特別ご意見のある委員さんにおかれましては、時間までの御意見いただいて、最終的には、事務局の正副委員長に一任という形の部分で、16時以降、御審議いただく委員さんにつきましては、質疑をお願いしたいと思います。

○●●委員

そうすると全員揃ってなくても、意見を聞きおくというだけになるということですか。それは、扱い方についていかがですか。

○委員長

扱い方っていうところに関して今事務局が申し上げた通り、16時までということに占めておりましたので、この後予定を入れられていた委員の方もおられると思いますので、それ以上の拘束というのはいかなる場所でもありません。なので、予定のある方は、ここまでっていう形でご退席いただく分については大丈夫です。また、残っている条文について御意見がある方については、事務局なり委員長である私の方に投げさせていただくという形は大丈夫です。ただ、ご退席いただくということになりますので、この後の議論を出るところについては、ご自身の決っていうところについては私に一任していただきたいと思います。まだ時間は大丈夫だという方がいらっしゃいましたら残っていただいて、残りの議論をひとまずで終わらせて、パブリックコメントを提出できるというところまで持っていきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。そういう進行でいきたいと考えてます。意思表示していただいて大丈夫ですからですね。あなたに委任するよという形でもいいし、委任されて帰られてもいいというふうに思います。

○各委員

いいです。

○委員長

一旦16時で帰られる方もおられますので、一旦ここで事務局からこのあとのスケジュールを説明していただきたいと思います。

○事務局

本日、この第4回目の委員会で、あらかじめまとめた意見をパブリックコメントに出すという確認をしておりましたので、今日ご審議していただいた内容を、12月上旬から1月上旬、1ヶ月かけてパブリックコメントに出させていただきます。市民意見を募集したいと考えております。次回の第5回目の委員会は、事務局としてはですね、1月16日木曜日か、17日の金曜日。どちらかで考えておりますので、今ここで、どちらかに決めるとかいうわけではないんですが、どちらかの日付で開催場所も含めて通知を出させていただきますと考えております。

○委員長

今回は、1月16日か17日のどちらかで次回開催日を事務局で調整されるってことなので、皆さんの予定を今ここで言う必要ありませんけれども、どちらかの日程であるんだというふうに思ってください。ということがありますので、手帳に○など付けていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。パブリックコメントについては、1ヶ月間実施ということで、詳しい日程については事務局が出せるようになったらという形でありまして、そういう予定でパブリックコメントを出

すという形になるかと思えます。今日は、残って続きの議論をされる方と、帰る方もいらっしゃると思えますけれども、こういう結果になった上でのパブリックコメントに一旦出しますよってというのは、必ず共通認識でいただきたいというふうに思えますので、よろしくをお願いします。パブリックコメントについてスケジュールについてご異議のある方いらっしゃいますか。

○委員

ありません。

○委員長

はい、ではそのスケジュールで行かせていただきます、よろしいですか。はい、じゃあ事務局をお願いします。

○事務局 課長

パブリックコメントの期間ですね。期間を終わりにして、事務局のほうで、意見を集約させていただきます。意見を集約させていただきます、次回の第5回目の1月16日か、17日までにですね。今日4回目で意見を頂いた内容で、パブリックコメントをします。その結果を事務局として、最終答申案という形で、第5回目にお示し。最終答申案については、このパブリックコメントの意見を反映する形で、事前に正副委員長にもご協議させていただきます、第5回目の最終案として、委員さんにお示しさせていただきたいと思えますので、その点についてもご了解をお願いします。

○委員長

あがってきたパブリックコメントは皆さんに共有しますが、事前に事務局としては、一応整理はしてくれると。ということで整理をした上で、私と副委員長の方で一旦確認をした上で、皆さんに出して最終案として確認したいという形をとるというふうな手続にしたいことですが、それについてはいかがでしょうか。

○委員

はい。

○委員長

よろしいですね。それでは、進めさせていただきたいと思えます。事務局の方もお願いします。一旦、ここで終了させていただきたいと思えます。5分後、集まっていたいただき再開にしますのでご退室される方はされてください。皆さんお疲れ様でした。

～休憩～

○委員長

はい。それでは、残っている方々10名で、再開という形をとりたいと思えますが、事務局の部長からお話があるということなので、よろしくをお願いします。

○事務局 久家部長

市民協働部長の久家でございます。本来、2時間程度ということで考えておりましたけれども、ご無理言いましてまた延長ということで、本当に残っていただきました方については本当にありがとうございます。条例につきましては、これから役割、それぞれの役割とかっていう、非常に重要なところになりますので、引き続き協議をお願いしたいと思えますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長

はい。よろしく申し上げます。別日にもう1回開催というよりかは、延長のほうがいかなとふうなところもありますので、ちょっと残っていただいた皆さんにですね、頑張ってくださいというふうに思います。また進行のまずさで遅くなっている可能性もごさいます。進行のまずさで、何かご意見がありましたらご遠慮なくおっしゃってください。できるだけ改善していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

それではですね、まだ、第2章の第10条のところ、市の役割のところについて、責務っていう形にかえて、条文も責務という形にあわせた形にしたかどうかというお話が出ていますが、これについて御意見いただければと思います。はいどうぞ。追加の意見ですか？

○●●委員

提案理由を申します。市の役割を責務っていうと、結局、この条例の今後の進行管理ってところにかかってくると思います。私の感想としましては、まちづくり条例っていうのは、飯塚市で初めてできる条例ですので、とても腰をすえてかからないといけないかなと仲間に入れていただいてつくづく感じになっているんです。このことは、市と市民は協働です、あくまでも対等だってところがありますけど、条例をつくる責任を最後まで、もつってことであればですね、ここのところは、第5章、第4章ですね、前は3章に入っていたのが、第4章を起こして、今の名称だったら、飯塚市地域まちづくり推進委員会の設置となっておりますが、ここの位置づけも、もっときちっとしたものになって欲しいという意味で、これを市の責務としたいということでもあります。だから、つまり4章のところを、たとえば、規則で定めるってところもありますし、第1項の条文がこのままでいかどうかってところもあります。これは、もちかえってきちんと検討したいというのがありますが、そういうことも含めてですね、第10条は市の責務としたいという意見です。あの、最後まで責任をもって市が見届ける必要があると。講じなければならない、行わなければならないに戻してもらいたいという意見を出させてもらいました。

○委員長

わかりました。事務局としてはもう修正をかけた上で、役割という形にしてるってことなんですけど、意図があったものなのか、何かありましたら説明をお願いします。

○事務局 課長

この第2章の市民等の役割から、最後、市の役割という形で、先ほど委員も言われましたように、この条例は、まちづくりの基本的な理念条例ということで、市民それから市、またここに登場するそれぞれの団体等がですね、協働でまちづくりを推進していこうと、そういう意味で、整合性を含めて、役割という形で、条立てをしています。講じなければならないという形の分については、講じるものとする、講じなければならないという文言が強いかなという思いがしましたが、意味合い的には、いずれにしても市がやると、やらなければならない、やるものとするというニュアンスですが、若干ちょっと言葉的には柔らかい感じですけど、ここは修正を加えさせていただいてます。責務という部分については、当然、前回も話しましたが、この条例が制定されれば、市

が率先してこの条例に基づいてまちづくりを推進していくという意味で、事務局としては役割でいいかなと、考えておりました。

○委員長

はい、ありがとうございます。今市のお話もありましたけれども、委員の追加の御意見等もありました。他に何かご意見ありますか。

○●●委員

この10条の関係です。私は市の立場で言うとかそういう事じゃないですけども、まちづくり推進条例が基本的には、協働のまちづくりという観点からの、まちづくり推進条例じゃないかなと。協働のまちづくりという言葉が、この中に出てこない。

○委員長

第3章のところに出てきているという感じですかね。

○●●委員

当然、市民の責務、行政の責務、いろいろあると思うんですけども、手続論的な形をまちづくり推進条例になっておるんじゃないかなろうかと。市の責任としては支援すると。そういうような言葉だけしか載ってないんですね。もっと積極的に、行政も参画すると。協働のまちづくりに参画するという姿勢が見てもいいんじゃないのかなと思うんですが、現段階では無理とするならば、確実にお金の問題もありましょうし、人員支援とか知恵を出すとか、いろんな行政としての責務もあるんじゃないのかなと思うんですよ。ですので、市が、これはこれでいいのかなと思うけれども、市の支援の役割とかいう形の中で、この中で条文になっているような気がするので、私が言いようのが間違えなければ、市は、協働まちづくりをどうやってするのかという言葉が条文の中に入れて欲しいと思うんですよ。市の責務は支援するという事だけしか、書いてない。人づくりとかいう言葉だけなんですね、行政ももっと積極的に参画できないかなって思うんです。これは私の意見です。

今回のこの条文をなおすというのが問題あるならばですね、今後、考える時には、念頭において欲しいなという意味で申し上げます。

○委員長

市の役割のところ、支援という言葉は入っているけれども、一緒にやっていくっていう部分がちょっと弱いのではないかっていう、ちょっと、一步踏み込んだご意見。これについて、他にご意見ありますか。

委員長としても意見言ってもいいですか。

○委員

はい。どうぞ。

○委員長

協働というところでいうと、役割、責務とか責任と言葉に置き換えても、大して変わらないんです。なぜかという、役割言ってる時点で責任っていうのと、同じ。ホワイトボードに書きましたけど、役割と責任はイコールなんです。というか、役割と責任がセットじゃないものを、役割とは言わない。これ、仮に、市は責務にかえるべきだという話しと、協働で対等だっていうご意見もあるわけですから、市を責務に変えるんだっ

たら、全部変えるべきです。だから全部責務って話がいいか、全部役割が、私はどっちかしかないと思うんです。

○●●委員

法律的にこの言葉がどう違うかってことは、私は不勉強でわかりませんが、いろいろの条例を見るなかで役割と責任は書き分けていますよね。私が先ほどから申し上げているのは、市というのは、市が条例をつかって、最終的に市が責任をもつ、そういう概念と、協働を市と対等にやるって言うのは、概念が違うと思うんですよ。結局は、条件整備になるんですね。市の責務というのは、条件整備をするということになる。そこの整備については、責務という言葉を使って欲しい。運用上の問題であって、法律用語としては役割と責務は分けて書かれているというのが私の今までの経験上の話でした。以上です。

○委員長

はい、基本的に役割に伴って責任がついてくるものですし、責任のない役割は、役割じゃないというのと一緒なのでは、役割と責任はセットであると。いうふうに思います。

○●●委員

そうなんだけど、行政がこのまちづくりに関与しているんじゃないかという意味で、言ってる。

○委員長

話としてはそうですね。先ほどに意見と別のものになります。はい。そういう話というっていうこと自体がどうかと私は議論としてはあると思います。

○●●委員

要は、ほかの条例を制定する段階でですね。全国的にこの問題で非常に問題になった経験があります。責務と役割を使うっていうことにですね、飯塚市の条例を制定するにあたっていろんな意見があって、市議会で、役割に変えろと、条文をですね、責務を役割に。国の責務、県の責務、市の責務。市民の役割ですね。そういうことで、行政は、一回取り下げたんですよ。そういう問題があって、非常に激しい問題になったことがあるんですね。これは多分、その時の解釈は役を演じると、で、責務というのは違うというような解釈のもとに、市議会で事務局が取り下げて、合併の直前に、責務、役割で読み込んでました。合併した後ですね、改めて責務に全部やり直したと。そういうふうな経験があるんですね、だから私はそれに基づいて、意見を申し上げます。どっちが正しいと言われたら私にはわかりませんが、経験がそうであったと。だから、ここでどういう考えをとったうえで、こういう言葉を選んだと約束をしていただいで、事務局がそのようになっていただければ、その確認になりますから、例えば逐条解説とかですね、そこでやっていただく分はいいと思います。私は論争するつもりではありません。経験上、申し上げます。

○委員長

はい、わかりました。まちづくりにおいて、責任がないのに役割があるという話が、あり得るのか。やっぱり、無責任に言っているってことでしょ。責任がなくて役割があるってことは。みんな参加（参画）する、参加（参画）には責任が伴うというのはある

わけじゃないですか。その責任っていうのは、参加の度合いによって変わってくるという話があるわけですね。それは皆さんわかられると思います。っていう話で考えたときに、発言にもそれなりの責任がある。っていうことを考えると、別に役割でも責任でも大して変わらない。ここは責任っていう話が大事だと。役割と責任が、まちづくりにおいては、果たす大きさという点では同じだというのはありますけれども、確かに、実際のところ、役割と責任が一緒だとは言いませんけど。

○●●委員

はい。言葉の解釈が出ちゃったんですが、実際に私達が耳にするときに、役割と責務っていうのは、重さの違いがあるんですね。そういうものに比べたら、やっぱり市は責任を持って、今言われたように予算の面とかですね、大きなところで、まちづくりを担うという、やはり私は市は、責務とか、それから必要な支援も行うものとするではなくて、行わなければならないというのが、市に課せられた責任であろうと思いますので、できれば、ここは責務にしてもらったほうが、市民としては、いいかなと。

○委員長

皆さんどうですか。ここの責務ってところは、市は、責務に変えるべきだというふうな御意見が多いですか。

○事務局 久家部長

すいません。事務局からです。A3の資料の2P、役割のことが書いてるんですけど、先ほども説明しましたように、役割という表現につきましては、市民も団体も、市も、対等な立場で、同じ立場でやっていくということで、ここについては、役割ということで、当初ですね、整理をしていました。ただその役割の重さが違うよねということで、最初の案については、何々しなければならないというふうな形で、そこで役割の重さを、他の文と差をつけていたということでございました。ただ、今回、修正したのは、前回の委員会の意見の中で、ねばならないとか、そういうような表現というのは、なかなかそういうものであると市と市民が対等でないようなイメージに受けとめられるというような御意見をいただいたということの中で、今回は全く、市民も市も同じような形での表記をさしていただいたということでございますので、今までの流れの中での整理としてはそういったなかで整理していったというのがありますので、御意見としては、当初の条文に戻ったのかなというふうな御意見なのかなとは思っていますので、整理をできればとお願いします。

○委員長

そういう役割の重さイコール責任の重さですから、その重さって言うところで差をつけてたんだけど、もともと協働のまちづくりにおける各主体っていうのは、対等であるべきだっていう、協働の大原則って言うところがあるということ。それから、責務っていう話にしなければならないとなると重いよっという御意見が出た上で、役割っていう形に変えた。通常協働のまちづくりでは、責務という言い方よりは、どちらかという役割という言い方が通念上多いかなと、だというふうに思いますけれども、それでもこういうふうな話になってるっていうことです。だからここでまた役割とか責任の重さみたいなものを出さなきゃいけないかどうか。

○●●委員

責任の重さっていう言葉を使われると、ちょっと混乱するんですけど、市はですね、市の責務っていうのは、市が財政支援とかですね、見守る、徹底的に市がこのまちづくりの推進については、市が責任を持つという重さはあると思います。その上で運用上では、対等平等でなくてはいけないとこれは大事です市民自治ですから。そういうこと考え方を整理するためにですね、私は意見を出しています。責務とってるところがないかといったら、そういうことではなくて、ねばならないも、言ってるところもありますね。だから、重すぎるとか、いうことであればですね、私はこのやっぱり役割って言うのはもともとあったから、やっぱり市を市民は、どこが対等であって、どこが対等でないのか小分けをするとすればですね、100歩譲って、条例の中の施策を講じなければならぬ。それから、支援を行わなければならない、せめてそこを戻していただきたい。条を。役割が、言葉のあやです、あんまり論争する必要はないと思うんですよ、まちづくり条例ですからね。。だからやっぱり役割はそのまま置いたとしても、なし崩しにならないようにするためには、私達は条例をつくるために、こうして議論をしますが、条例っていうのは続いていくわけですから、これを活かしていくためには、その後の進行管理が目的になってくるだけなんです。やっぱりそのことの関係において、ここは、なければならぬにして、附属機関設置っていうところで、かなり、きちんとしたもの、必要があると。そういう観点に基づいて意見を述べてます。だから結論申しますと、市の役割っていうのは元通り。ものとするという考えと同じだよって事ではなくて、今のような考え方で、市は最終的に責任を持つ、それは市民とのいろんな取り組みにおいて、口を挟むという意味ではない。そういう意味で、ねばならないに戻していただきたい。そういう意見を持ちます。

○委員長

ここに関しては、次の話も何回か言われた支援っていう話だけじゃなくて、市も積極的に参加して関わってくべきではないかという意見に一旦話題をかえたいなと思うんですが、その部分に関しては、市としては、事務局案ではそのあたりのところどういうふうに考えたりしますか。

○事務局 課長

市の役割の中には、今、委員が言われましたように、協働のまちづくりに資する活動の支援という形でしてありますが、前文において、協働のまちづくりを一緒にするような目的か。目的の中で、この条例は、まちづくりに関する基本理念を定め、市民等地域活動団体、市民活動団体及び市の支援等に関し必要な事項を定め、市と協働でまちづくりを推進すると、という形で、この目的の中で、当然、今委員いわれたご指摘の市も当然一緒に汗をかいて、市民等活動団体の皆さんと、一緒にまちづくり、協働のまちづくりを推進していくとした形でできますので、その点で事務局としては市の役割には入れ込んでないという形で条文を整理させていただいてます。

○委員長

今の説明会で、事務局としてはそういうふうに思ってるということでしたが、いかがですか。

○●●委員

思いとしてはわかるんですが、具体的には何かこう、この次ようと考えてもらったらいいです。今ある文でも結構だと思いますので。今度考える機会があったらお願いしたい。

○委員長

わかりました。次のタイミングだったりとかで、そういうふうにしていけばいいなということですね。はい、わかりました。事務局にちょっとお尋ねしたい。先ほどお話がちょっと戻りますけども、～しなければならないという文言に戻す方がいいんじゃないのかというものについての御指摘がありました。それについていかがですか。役割は役割でいいけどもって話が出てますが。

○事務局 課長

こちらのについては内部の意見でも出たのもありますので、こちらについては、パブリックコメント等での意見も参考しながらですね、最終的には法制の文言チェックも含めて、その上ちょっと判断させていただきたいと思います。

○委員長

と、いうことは、一旦原案通りパブリックコメントで、そういう意見が出てきたときに、変更という形をとるっていうのもやぶかさではないってことですね。はい。ということではちょっと、皆さんに確認したいんですが、事務局としては、一旦は原案でいきたいと、原案で出した上で、パブリックコメント等も出てくると、あとは法制チェックみたいなのもあるので、確認した上で変更するっていうことであれば変更したいってことですが、それでよろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

では、これで一旦原案通りでいきたいと思います。

はい、続いて第3章を開いてください。第3章は、条文第11条から第14条というところについて、御意見のある方はお願いしたいと思います。はいどうぞ。

○●●委員

まず1点目はですね、条例の構成としてはですね、1章、2章、3章、4章、4章は1つだけですけど、協働のまちづくりっていうところが一番、施策になると思うんですね。今から何をしていくかっていうのが、第3章になりますね、協働のまちづくりの中身ですね、その割には条が少ない。先ほど他の委員から意見もあったように、何をやるかっていう意見が先ほども他の委員から意見がありますが、ここも関連するかなと思いますので、これはやっぱり、パブコメで考えていきたいと思っています。だから別に意見ではありません。

2つ目は、第11条、このまま読めはすんなりなんですけど、市民等、活動団体及び市はどうことで、互いの人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、相互にそのそれぞれの特性を活かし合いながら、共通の課題を解決し、目的を達成するため、協働のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。これが非常に大きな中身だと思います。

その文言の中でですね。私達は男女平等の推進というのをやってきてますが、相互にそれぞれの特性を活かしあいながらという、この特性っていう言葉を、どうしてもここで使わなければいけないかどうかというところで、意見を申し上げたいです。その前に男女平等と出てきますが、その前段に、市民等活動団体の中にも、男女という概念は入りますが、今の地域活動の中で、例えば防災とかしたときに、どうしてもご飯炊きは女性、その他の力仕事は男性って、役割分担って決まってくるんですね。それを変えよう、見直そうという動きがテーマとしてある。だから、この特性っていうのは、男らしさ女らしさというところに、いつでも転嫁するような、意味合いを歴史的にもってきたので、この言葉を置きかえるか、又はここを削除することができないかという意見です。

○委員長

他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○●●委員

協働のまちづくりっていう章になりますので、協働のまちづくりの考え方でいくと、協働する主体同士が、それぞれの個性だったり、特性だったり、長所だったりっていうのを、長所を活かしあいながら、短所をカバーしあいながらっていうのは、協働のまちづくりのベースになっている考え方っていうことがもともとありますので、そういう意味でいくと、この要素は、残しておきたいなっていうのはあるんですけど、確認、先ほどご質問に委員のお話しでいくと、この特性っていう単語が、男女共同参画とかの観点でいくと、男性がもっている特性、女性がもっている特性っていう使われ方をされるのが常なので、この特性っていう単語が気になるっていうところですか。で、あればこの特性っていうこの単語を別のものに、示す別の単語に変えられればってことですかね、わかりました、ありがとうございます。であれば、特性っていう同じような意味合いの言葉を何が言いかえるような、対応ができたらいいなというふうに私は思います。

○委員長

追加の意見というものでありましたけれども、他いかがでしょうか。ここの章については、この12条の特性という言葉は削除するか置き換えるか。置き換えるっていうことになる、例えばどの単語かとかっていうのは具体的あたりしますか？あるいは別の委員でも。

○●●委員

私も特性は、引っかけります。男とかどうかで。なので、それぞれに協力し合いながらとか、そういうふうな言葉でしていただいたらどうかと、他にいい言葉があるかもしれませんが、相互に協力し合いながら、共通の課題を解決してみたいな、この特性っていうのを、このまちづくりの中で、例えば何かができる人、できない人、ですね。そういう意味だろうかと思えますけれども、普段の特性っていうのが使われるいろんな問題点があって、女性の特性、男の特性、子どもの特性、ではなくて、お互いに、いいところを出し合い、出来ないところをお互いにフォローしあうって事でしょうから。もっといい言葉あるかもしれませんが、協力しながらみんなで相互に協力しながらみたい言葉に変えたほうがいいかなと。

○●●委員

もともとそれぞれの特性を活かし合いながらという相互にのことですけどね。はい。これは、市民等活動団体、市が相互にという意味合いじゃなかったんですかね。

○事務局

そういう意味です。

○●●委員

その中に、人権とか男女とかの言葉が入ってきたから、その特性が妥当かどうかという話になってきておるんじゃないかと思うんですよね。違うんですかね。

○●●委員

文言の構成はそのとおりですよ、そのとおりです。それで、1番近くにある男女共同参画計画のところに特性っていうのがあるっていうことが一つあるということと、もう1つは、市民、活動団体、市の中にも特性っていう、その構成はそうですけど、そこにも男女はいます。だから、これはいろいろ障害のある人の特性とか、いろいろあるわけですよ。言ってしまうと、特性って言葉は使われ方によっては非常に危ないというのを、日頃考えてるわけです。ですからなるべく避けた方がね、いいんじゃないか、1番直近にある男女共同参画の部分には1番感じることでありますけど、市民等、活動団体及び市、男女が入ってます。特性ってことが広がると、いろいろな特性に解釈をされるってことであれば、変えた方がいいんじゃないかという意見です。

○委員長

わかりました。例えばですけど、委員にお尋ねしますが、協力し合いとかって言う言葉も意見で出ましたけど、代案みたいな、置き換えるってなったときにこんな言葉にしたらいんじゃないのかって言うようなのはありますか？

○●●委員

いろいろ考えましたが、1番いいかどうかわかりません。私が妥協案出すとしたら、ちょっと出せません。今、協力し合いながらは1番いいと思います。それは、本当に大事なことですからね、協働っていうところでいくと。で、その言葉はここに出てきてませんよね。共通の課題を解決し、それがなるほどねっていう皆が抱えている問題で、共通理解が得られたら、それが解決に向かっていくってことになるとしたら、互いに協力しあいながらっていうことに、ちょっと意味合いが少し違ってきますけども、協働という意味は、すごく合うのではないのでしょうか。

○●●委員

今一生懸命特性の類似語を調べてたんですけど、個人的に思うのは、協働のまちづくりっていう観点の話でいけば、特性っていうものがすごくピンポイント言いたい内容を促しているような単語だと思うんですけど、言い換えるならば、例えば、性質とか、活かしあうってところに続くと考えたら、それぞれの長所をっていう言い方になるとか。そのくらいが今思い浮かぶ言葉です。

○委員長

事務局からも何かありますか。

○事務局久家部長

事務局の方からですけど、特性というのが、そもそもそこが持つてる役割、そういう

ことを活かしながらということで、この章の前に、それぞれの役割を議論させてもらってますので、ここは、特性いうよりも、それぞれの役割を活かしながらみたいな形で整備すると、前の条との関連性は出てくるかなとは、ちょっと今こちらの事務局の方でちょっと話をさしていただいたところでございます。参考にしてください。

○委員長

ということでした。これ多分役割っていう話にしたら、役割を活かしながらというより、役割を果たしながらってことになりますよね。みたいな形でちょっと変わってくると思いますけど、そういう話がちょっと出てきました。他に何かないかなということで、例えばですけど、こういう時に使うとして、特徴だったりとか、長所の方を現す特長っていうのもありますよね。確かに先ほど委員が言われたように、活かしながらに続くとなれば、長所という意味がくるのかなと、短所や苦手なところなるわけにいかないと思うんで、長所、特長って言葉になるのかなと。いかがでしょう。置き換えるとしたら、いろいろ挙がってきましたけど。

○●●委員

役割というのはね。活動団体とか市とかその人は市民はこんな役割だというのはないと思うんですよね、まちづくりの中では。ま、特徴っていうのはありますよね。だから、役割にしたら、自治会はこんな役割、市民はこんな役割、多岐にフアジーな部分っていっぱいありますよね、役割っていうものになったら、ちょっと違和感があります。特徴ていったら、例えば自治会の特徴とかありますから、それを活かしててっていうのは、ありうると思います。はい。

○委員長

なるほど。はい、ありがとうございます。特徴という言葉だったらってことですけど、特徴も二つある、長所の方？

○●●委員

私が代案がでなくて申し訳ないですけど、やっぱり、長所というとですねこの人から見たら長所で、この人から見たらそうじゃないってことで、何か難しいからね、特徴ぐらいだったらですね。その人の持ち味みたいなものになるから、それだったら、それぞれの特徴を活かしあいながらってなる。それでどうかなというふうに思いました。

○委員長

はい、わかりました。難しいだろうというふうに思われるかもしれませんが、一先ず特性ではないっていうお話の中で、代案が一応いろいろ出してみましたが、こっちの特徴の方がいいっていう感じの話なんですかね、皆様。

○委員長

意味合いとしては、他とは違うとか、他より目立つととかそういう意味合みたいな形でしょうけどね。

○委員

協力し合いながらがいいんじゃないろうか。伝わればいい。

○委員長

1番無難な言葉ではあるってとこですかね。一旦そしたら、委員会での案は、協力し

合いながらっていう形に修正して、パブリックコメントに出すって話でいいですか。

○●●委員

協力しあいながらになったら、また意味が違うんじゃないかと思う。相互に協力し合いながら、意味合いがちょっと変わってくる気がする。

○委員長

言いたいことの意味が変わってくると。何が言いたいのかっていうことですよね。

○事務局 課長

事務局としては、良いところを一緒に活かしていきながらっていう意味合いなんですよ。

○委員長

そうでしょう。協働の原則論的にもそれを言うっていうのは実はそもそもできないことをとか、苦手な話を出し合いながらっていうのは意味がないので。

○●●委員

協力し合いながら、必要ないというと語弊がありますけど、

○●●委員

そう問題にして考えられないかとなら、もっているもの、団体というものを活かしながらでいいのでは。

○●●委員

協力し合いながらでいいが。それ言いよったらきりが無い。日本語は難しい。男女共同参画のすぐ横に特性がある、やっぱこれが気になる。うん。だから、そこは協力し合いながらの方が通じるんじゃないですか。

○●●委員

協働のまちづくりっていうのは、似たもの同士と一緒にやるじゃなくて、例えば行政と団体がとか、行政と地域がとか全然違う団体同士が全然違う組織同士と一緒にやっていく考えか、メリットが1番ある部分がここじゃないかなというふうに思うんですね。それぞれに違う特徴を持ったところが協力するから、協働のまちづくりの意義があるっていうのがあるので、ただ協力するってことではなくて、それぞれの持ち味を活かして、ってところが大事なところじゃないかなと。

○委員

それぞれ持ち味を活かしてでどうか？

○委員長

持ち味になったんですか？私は、持てるの力を発揮しながらみたいな感じでもいいかなと思ってますけれども、

○委員

それでもいい。

○●●委員

活かしあいながらっていうところでいくと、この条例の条文の1番大事なところってところは私も思います。納得したんですけどね。そうすると、やっぱり特徴でいいんじゃないんじゃないですかね。この条文で、みなさん個性があって、方向もいろいろ違うん

だけど、共通目的の課題を確認して、活かしたいながらというなら、その特徴を活かしたいながらってことでいいような。特徴でいいことないかなと思いました。いろいろ聞かせていただいた結果です。

○委員長

いかがですか。

○委員

はい。それでいいです。それぞれの持ち味を活かしながら、ということだろうから。

○委員長

持ち味って言う言葉がわりとじっくりくるっていうか、わりと使ってるって感じがですか。

○委員

そうですね。ただ条文には書かないかも。条文には適さないかも。

○事務局 課長

では、特徴で、パブコメの意見を聴きましょうか。

○委員長

では、特徴でいきたいと思います。では、第4章にいきたいと思います。

第4章は条文としては15条のみということになりますので、15条について、何か御意見がある方はお願いします。

○●●委員

はい。条文うんぬんではなくて、質問なんですけど、この推進委員会の組織はどこで、どんなふうに決められるのでしょうか。この飯塚市地域まちづくり推進委員会のこと。組織ですね、市で決められるんですか？

○事務局 課長

はい、市の方で、委員は選任させていただきます。本条例の策定委員会、それからまた昨年度、NPO協働のまちづくり推進委員会とそういう方が、そういう団体ともですね、そういう方が議論されてますので、参考にしながら、委員を選考させていただきます。

○●●委員

だいたいどれくらいの規模で考えているんですか？

○事務局 課長

だいたい15人以内で想定してます。

○●●委員

この委員会は附属機関ですか？

○事務局 課長 そうです。

○委員長

扱いとしては、附属機関の扱いということですね。はい。いかがでしょうか。条文自体のお話ではなくて、そういう細かい部分の話があってという部分もあると思うんですけども、それは今御質問いただいた部分とか条文に載せる話ではないですね。15条に関してはよろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

では、15条に関しては一旦このままで進める形になります。

第5章の16条17条ですが、ここ普通こういうもんじゃないかなと思いますが、何か。では、第5条の雑則の部分についてはいかがですか。大丈夫ですか？一旦。はい。それでは、一旦今、全部の条文を見ました。事務局の案どおりの部分と変更をするものと、整理がされましたので、これを基に、事務局の方で、案を作っていて、パブリックコメントに望んでいただきたいと思います。皆さん方にはですね、パブリックコメントが、恐らく出ますので、その段階でパブリックコメントについて、現場の方も含め、他の地域の皆さんにも記載いただくと。応募いただくという形のご協力をいただきたいと思います。事務局から何かありますでしょうか。今後のスケジュールは先ほど言われたからですね。では、みなさんお疲れさまでした。ありがとうございました。また5回
の時にお会いできればと思います、お疲れさまでした。

第5回飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会議事録

令和2年1月16日（木）

○委員長

それでは、定刻を過ぎております。申し訳ございません。只今より、第5回飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）策定委員会を開催します。

皆さん改めましてこんにちは。いよいよ最後の委員会となりました。5回目の委員会です。今日は、パブリックコメントを受けての最終案の議論をするというところにきておりますので、議論のご協力をよろしく申し上げます。

議論のご協力というのを、5回目になって言うのもどうか思いますけれども、発言をするっていうところもあるかもしれませんが、これだけの人数がいる中で、大きな条例をつくっていかうという話ですので、一人ひとりがどうやって折り合って、最適な状態にしていこうという意識を持っているかどうかというのは、やっぱり重要になっていくと思いますので、委員として、最後のお勤めになるかと思うんですけれども、それを発揮していただきたいなというふうに思っております。

今日は、16時までということになっておりますので、終了の時間を目指してやっていきたいと思っております。進行へのご協力を、よろしく申し上げます。

では、パブリックコメントの結果と、それを基にした条例案、それから今日は、答申についてということも審議として話に入っておりますので、それを進めていきたいというふうに思います。まずは、事務局の方から説明をよろしく申し上げます。

○事務局

まず本日、●●委員が、ご都合等により欠席のご連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

それでは、本日配付の資料についてご説明をいたします。まず、お手元に配付ししてありますのが、『本日のレジメ』、『委員名簿』、『座席表』3枚ホチキス止めしているものです。それから、前回の『第4回の会議録』。そして、答申に関する書類としまして、『答申鑑（案）』、『答申書の（案）』8Pもの書類が1部ございます。それから、委員の皆様には事前に青い封筒に入れて資料を配付し、本日ご持参いただくようにしておりましたものについて、ご確認をお願いします。3種類ございます。『条例素案4』（A4縦4Pもの）、『A3横の修正比較表』（3Pもの）、それから、『市民意見募集結果について』（A3横16Pもの）。

それから、当日配付として、条例素案4として、右上に書かれた黄色のマーカーがついたものがあるかと思いますが、こちらは本日新たに配付させていただいております。

不足される方については、事務局の方までお声掛けをお願いします。大丈夫でしょうか。

それではまず、議案1の市民意見募集からです。12月9日から1月9日に実施しました。前回の委員会の中で、事務局で意見を集約し、事前に正副委員長に協議したうえで、事務局が整理をし、最終条例案（答申案）をお示しすることとしておりました。修正後の条例案について

は、後ほどご説明いたしますので、まずは、市民意見募集の結果について、一通り概要を説明いたします。

○事務局 課長補佐

それでは、市民意見募集の結果について、ご報告をさせていただきます。市民意見については、22人の方から、115件のご意見がありました。その中で、今回の条例に関するご意見が94件、条文に関するのではなく、まちづくり等に関するご意見が21件ありました。資料につきましては、『飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）条例案に対する市民意見募集結果』と左上に書かれた、A3横の資料をご覧いただきたいと思います。

この資料については、事前に配布をしておりましたので、一通り内容はご覧いただけてあるかと思えます。ご意見の内容を、委員の皆様にお知らせするため、ほぼ原文のまま掲載しておりますが、ご意見のなかで、誹謗中傷等に関する内容は、一部省略、割愛をさせていただいております。一番右の欄には、ご意見に対する、事務局の回答案として掲載しておりますので、ご意見等に関するご質問の説明につきましては、ここでは割愛させていただきます。

まず1P目、『前文』についてのご意見です。1Pをお願いいたします。真ん中の欄になりますが『・』の二つ目の意見を参考にし、事務局案として、条文を修正していますので、後ほどご審議いただければと思います。

続きまして2P目、第2条の(4)地域活動団体の条文中『地縁に基づく市内の一定の～』という文言について、削除した方がいいというご意見です。ここににつきましては、前回（第4回）の委員会におきまして、市民意見募集の後に、再度委員の皆様で審議するようになっておりましたので、ご審議いただければと思います。

続きまして、3P目、同じく第2条(6)の『まちづくり協議会』の位置づけについてのご意見でございます。委員会で残すということで審議済みでございます。この内容につきましては残すということで提案させていただきます。

続きまして、4P目、第5条（市民等の役割）の2項、『自治会加入』についてのご意見になります。こちらについては、市民意見募集では自治会加入を入れたところとしておりましたので、事務局案としましては、2項の条文の変更はしておりません。

続きまして、5P目、第6条（自治会の役割）についてお願いします。削除した方がよいというご意見です。こちらにつきましても、前回の委員会での審議内容をふまえ、事務局案としては変更をしておりません。

続きまして、6P目、第7条をお願いします。（まちづくり協議会の役割）について、条文の加筆についてのご意見になります。『民主的な運営』は、まちづくり協議会だけに限ることなく全体に係ることと考えております。憲法や上位法にも示されるものだと考えており、本条例に明記するまでもないという考えでご提案をさせていただいております。

同じく6P第7条（まちづくり協議会の役割）に関するご意見で、ここでは条文を削除し、第8条（地域活動団体の役割）にのせたらどうかというふうなご意見をいただいております。ここは、第2条（定義）にも関連するところですが、社会通念上、理解されているものは、条文

に明記しませんが、この条文を読んでいただいたときに、出て来る言葉の意味や、まちづくり協議会の浸透度などがあり、あえて条をおこし、わかりやすく説明する形にしております。この部分は、本策定委員会でも決定されているところですので、今回修正はしていません。

続きまして、7P 第 10 条（市の役割）についてのご意見になります。この部分は、市民意見募集後、法制等の内部チェックを受けたうえ確認としておりました。事務局としましては、前回の委員会のなかで、本条例の『協働のまちづくり』というところでは、『役割』と『責任・責務』は同じだと捉えております。『役割』という表現は、市民も団体も市も対等な立場でやっていくということで表現しておりますが、市を『責務』とするならば、第 5 条（市民等の役割）から第 9 条（市民活動団体）も『責務』となると考えています。また、資料にも記載しておりますが、まちづくりの条例に関する他市の条文も参考にさせていただき、条例案の変更はしていません。

続きまして、8P、同じく第 10 条（市の役割）の条文の文言についてです。『講じるものとする』を『講じなければならない』第 2 項の『行うものとする』を『行わなければならない』への変更についての意見です。こちらにつきましては、第 4 回の委員会で市民意見募集後、確認することとしておりました。

本条例の第 2 条（1）協働の定義の条文で、『市民等、活動団体及び市が、相互の理解と尊重の下、対等な関係となるような役割と責任の分担を明確にし〜』と記載しております。第 10 条には、『市は、市民等、活動団体の自主性を尊重し〜』としております。

したがいまして、本条例における市の役割として、この 10 条の続く文言としては、『～まちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする。』とするほうが、対等なパートナーとしての位置づけとなると考えております。同様に、『2 市は、活動団体が行う協働のまちづくりに資する活動等に対し、必要な支援を行うものとする。』がよいと考えます。

また市の他の条例で、『飯塚市安全・安心まちづくり推進条例』があり、第 4 条『市の役割』市は安全で安心なまちづくりのために、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。と、『～ものとする』とした条文ですので、本条例の表現も同じようにしております。

続いて、同じく市の役割の条文の表現についてのご意見で、2 項に『支援並びに指導』と表現してはどうかのご意見です。本条例は、市民と行政は対等なパートナーとした条例です。自主性を尊重しているとしながら、『支援並びに指導』とすると、矛盾が生じると考えますので、条例案の修正はしていません。

続きまして、8Pをお願いします。第 11 条（協働の推進）について『特徴』を『特性』にとのことですが、この件につきましては、前回の委員会で審議いただき『特性』から『特徴』へ修正しましたので、条文の変更はしていません。

続きまして、9P 第 12 条（人づくり）についてのご意見になります。市民意見のとおり条文後半が漠然としてわかりにくいため、条文を修正する必要があると考え、第 12 条は、『市民等、活動団体及び市は、共にまちづくりの人材発掘と育成の充実に努めるものとする。』として修正をしておりますので、ご審議いただきたいと思います。

続きまして、第13条（情報の共有化）についてのご意見です。第10条の『まちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする～』をより具体的に明記するため、第13条1項を変更し、2項を起こして欲しいというご意見になります。このご意見の内容につきましては、まちづくりの推進に関する進捗状況等、市の情報提供についてのご意見をお見受けし、市の進捗管理等の情報共有につきましては、本条例第15条の『推進委員会』の設置規則の中で定めたいと考えます。

続きまして、10P 第14条（市職員の意識及び参加推進）、この条文を削除してはどうかのご意見です。市職員も、協働のまちづくりの重要性を認識するとともに、自らも地域社会の一員として積極的に地域活動等に参加するよう、職員の努力義務としており、条文の修正はしていません。

続きまして、第15条（飯塚市地域まちづくり推進委員会の設置）についてのご意見です。この委員会は条例策定後の運用の運用に関わる重要事項であることは認識しておりまして、本委員会は市の附属機関とすることで、現在検討しております。

続きまして、12P をお願いします。下から2つ目の枠、条文の追加についてのご意見です。第16条に新たな条文を追加するとのご意見ですが、第15条に含まれる内容と考え、修正はしていません。

続きまして、現在、仮称となっております条例名についてのご意見です。こちらにつきましては市民意見を参考にさせていただき、『飯塚市まちづくり条例』と修正しておりますので、後ほど条例案の審議をお願いいたします。

続きまして、14P 第4章の名称と目次でございます。条例名称変更に関連し、市民意見を参考に修正を行っております。

なお4章の名称を『飯塚市まちづくり推進委員会の設置』とございますが、第15条は、『設置』を削除し、『飯塚市まちづくり推進委員会』と修正しております。

ここまでの、条文に関する市民意見の内容になっております。

15P 以降は、冒頭申し上げましたように、市に対するまちづくり等の意見要望等になる内容でしたので、本策定委員会では、審議する内容ではないということでございますので、参考までにご意見を添付させていただいております。

以上、簡単ではありますが、条例に関する市民意見の説明を終わります。

○委員長

ありがとうございました。これを踏まえてとうことで、事務局の方で条例の修正案を作成してありますので、これについての説明を引き続きお願いします。

○事務局 課長

はい。大変申し訳ございません、事前にお渡ししておりました素案の4の最終素案でございますが、昨日夕方内部で最終協議をした中で、飯塚市まちづくり推進条例（仮称）でございますけど、この条文名称につきましては、条例主旨を再度考えまして、まちづくり推進の前に『協働の』と、本日配付資料としてお配りさせていただいているものになりますけど、黄色のマー

カーで『協働の』としている素案4を見ていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、『協働の』という言葉をまちづくり推進条例の前に入れた方がいいという形で事務局としては考えておりますので、大変申し訳ありませんけれども、本日配付の素案4を今から説明させていただきたいと思います。

素案4の協働のという使い方、条文上の前文から、まちづくりと使っている部分、郷土のまちづくりと使っている部分、そして協働のまちづくりと使っている部分でございますが、素案4の修正した個所は黄色のマーカ一個所の赤文字の個所になりますので、本日ご審議をいただきたいと思いますので、資料としましては、本日配付の資料でご審議いただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○事務局

続きまして、本日配付とさせていただいている、『素案4』と記載している条例案を先ほど説明した個所以外の部分を説明させていただきます。引き続き同じ資料をご覧ください。

まず、1枚目、前文のところは、『前文』という文言は不要のため削除、中段の『安心安全』となっていたところを、現在本市にある既存の条例と語順を統一し、『安全安心』というふうに修正させていただいております。それから『住み続けたい郷土づくり』を条例の文言と統一し、『郷土のまちづくり』へ修正しております。『様々』は常用漢字にあるため、漢字へ修正しております。下から5行目『多様な意見を』の前に主語がなかったため、『市民等の』を追加しております。

続きまして、2枚目をご覧ください。第1条の中ほど。まちづくりに関する市の支援等に関し～と『関し』の言葉が重複していたので、『係る』に修正しております。

第2条の定義の順番、項の番号は前回の委員会で決定しましたので、自治会を削除し、項の順番をご審議のとおり並び替えをさせていただいております。

続きまして、3枚目をご覧ください。第5条（市民等の役割）こちらについては、市民意見募集でのご意見にも係るところです。前回の委員会の審議の中では、2項の自治会加入を明記し、市民意見を確認することとしていました。ただし、委員のご意見のなかで、市民等の役割について、1項に包括して書いてあるが、2項に自治会加入についてだけが明記してあるので、自治会加入だけが市民の役割なのかという感じがするので、自治会加入も1つの方法だということで、並列して他の活動団体にも加入するような内容がいいのではないかというご意見がありました。市民意見でも、突然『自治会加入』が出て来るのは不自然だというご意見もありましたので、委員会のご意見内容と、市民意見の内容もふまえて、第1項を『自治会活動などまちづくりの実践に努めるものとする』と修正をしております。

続いて、第9条（市民活動団体の役割）こちらについては、地域性及び専門性等の『等』を削除しております。続いて、第11条（協働の推進）は、前回の委員会で『特性』を『特徴』に変更することにしていましたので、修正をしております。それから同じ行の『共通の課題を解決し、目的を達成するため、協働によるまちづくりを～』の『目的を達成するため』を削除させていただいております。

次の第13条情報の共有化の『化』は不要なので削除をしております。

以上が、市民意見募集による意見とは別に、事務局の方で若干修正した個所となります。

なお、配布資料の『素案修正比較表』にも、修正箇所の理由をまとめて記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

○委員長

はい、ありがとうございました。今、素案の方の説明をしていただきました。これから具体的に最後の条文検討に入っていく形になると思っております。今説明のあった、今日配付の素案ですね、黄色と赤の修正分の素案4と、それから先ほど説明があったパブリックコメントの結果ですね、このA3資料とこの2つをお手元に用意していただいて、審議を進めていきたいというふうに思います。条文は、一応最初から順番にみていきたいというふうに思います。検討が結構いるという条文は絞られているところではありますけれども、皆さん意思表示をしていただいて、これで良いか良くないか、最後になりますので、議論になったときには、どうやって折り合うのかしっかり姿勢としていただくというのは先ほど申し上げたとおりですけれども、願います。

まず、前文からいきましょう。前文のところは今修正案がっております。名称は、1番最後に回したいというふうに思います。前文の方からいきたいと思っております。

前文は修正箇所があがってますけど、これに対して、よろしいか、あるいは追加で変更が必要みたいな話とか意見があったら、挙手をお願いしたいと思っておりますけれども、いらっしゃいますでしょうか。

○●●委員

前文ですけれども、ちょっと、引っかかておったんですけれども、次のページの2条があるじゃないですか。2条の中で市民等とありますよね。この言葉なんですけど、私も他市の例なども調べてみたんですけれども、後段に市内に存する事務所又は事務所に勤務する者という文言がありますよね。2条の2項のところ。これはどうしても、引っかかってしょうがないんです。というのが、本来、飯塚市のまちづくりなのに、極端な言い方をすると、よその市の方が、委員会のまちづくりは入って行って、入ってといういい方は悪いですね、共に飯塚市の何ですか、まちづくりに参画すると。じゃあ本来の飯塚市の、もちろん興味あることと思っておりますけど、そもそもその要件としてですね、等というようなことが、私はどうしても引っかかってならないんですね。だから市民でいいじゃないかなっていう気もするんですよ。だから元に戻るような話になるので、あまりしたくないんですけど、主旨としては、そういう意味で、前文で引っかかっているのは、市民等という等はいるのかなと。そういう思いをしております。

○委員長

ということは、等ではなくて市民というふうにした方がいいんじゃないかというご提案ですか、それともそこまでではないという感じですか。

○●●委員

市民でいいのじゃないかと思うんですよ。そして、もっとついでに言わせていただければ、

この市民等のところの定義になっておる、市内に存する事務所もしくはですね、資産を有して、資産といいますか。財産をもっておる人とかいう感じのですね。でいいじゃないのかなと。要するに、勤務する人までですね、市民としてこられるのかなというのが、ちょっと引かかるんですよ。正直な話、私ここで別の市のものも持っておりますけれども、折り合う気はあるとですよ、皆さんがいいんだっていうことであれば、それでいいとですよ。ただ、どうしてもその分だけ言っておきたいなというようなことで、申し上げてる次第で。

○委員長

はい、以上でよろしいですか。ありがとうございます。このところは、話に出てきたのは初めてですよ。議論とした中では出てこなかったのが、●●委員としては、言おうか言うまいかっていう感じで、改めてってところを出されたのかなと。このあたりについて、何かご意見のある方いらっしゃったら。ちなみにこの委員の中で、飯塚市民でないっていう方。（1名挙手。）失礼ですけど、今のお住まいはどこですか。

○●●委員

（市内に住んでるけど、住民票は市外）

○委員長

住民票はご出身のところにあるということですね。はい。それ市民じゃないというのはどうなのかなと。私自身、住まい筑紫野なので、飯塚市には住んでいませんけれども、これはおそらく、他市の話が参考になってということで事務局は、このあたりについてはどういうふうな考えを持って、市外の人をいれるとしたのか、他市の状況等も踏まえてということで、ご説明いただけますか。

○事務局 課長

市民等という文言の使い方については、定義に示してますとおり、当然市内に住所又は居所を有する者。あわせて、事業所を有する個人、法人、またこれに勤務する者と、ということで定義づけをしております。この協働のまちづくりを進めていく上で、当然第一優先は市民が主役、またそこに、存在する事業所とか法人も当然、まちづくり参加していただきたいという思いでございます。そういう中で、現在でも、各事業所を市内にもございまして、その中でやはりいろいろなまちづくりの、協働のまちづくりに関してですね。寄与していただいている、市内に住所を有しない勤務する方もおられるということ充分認識した上で、この分はあえて、そういう形で使わしていただきます。

○委員長

はい、事務局としてはこういう形で市民等として入れてるところでしたけれども、ほかに、ご意見いかがですか。

○●●委員

まちづくりの中で、例えば赤い羽根とかの共同募金とかが時なんかに、飯塚市内に会社があるところもあるじゃないですか。そこら辺は廻ったりするんですよ、何かするときにも市民等と入れた方がいいと思います。

○●●委員

すみません、舌足らずで。法人は、どうこういうつもりはない。勤務する人という部分です。

○委員長

はい。いかがでしょうか。はい、他皆さん、ちょっとすいません、僕は決をとる気はないと事前に申し上げた上で、皆さんに挙手をしていただきたいんですが、この部分に関して、いわゆる市民、住所を要するとか、居所、場所を有するとか、いうところに絞った方がいいんじゃないかっていう●●委員の提案、その方がいいなというご意見と、今の現行どおりでいいんじゃないかっていう方と、それ以外という形でちょっと3つ、どれがいいかっていうのをですね、ちょっと聞いてみたいと思うんですが、●●委員の提案、勤務者というのは削除した方がいいんじゃないかっていう意見がいていう方、気にされてる。(1名挙手) はい、ありがとうございます。今の現行通りでいいんじゃないかという方(12名挙手) はい。ありがとうございます。他、全員手を上げているので、他はないということですね。なるほど、これどういう扱いにするかっていうことですよ。

○●●委員

策定委員ということで、一つの意見としてですね、私がいろいろ聞いている時にまつりがありますよね、街道まつりとか。よその地域から結構参加してるんですよ、それとかまつりの時期になったら帰ってきて参加するとか。私は飯塚が好きってところで参加してくれてるなと思って、そういうことは、自分の参画意識があるから、将来の展望とかですね、そういうところの関心をもってもらってるなど。あまり狭くする必要はないんじゃないかと。と思ってます。

○委員長

はい。ありがとうございます。ほかにご意見がある方は。ちなみに●●委員にお尋ねしてみたいんですけど、特に勤務者っていう市外に住んでいる人っていうところですね、入ってくることに對しての支障なり、どうもうまくいかないんじゃないかと思う部分で意見があったら。

○●●委員

はい。様子とかですね、今言われたようにまつりの参加とかそういうことではない、まちづくり計画あたりに、それぞれの地域のつくるじゃないですか。それぞれの地域の中で。市外の方がその中に参画して、そのまちづくり計画をですよ、極端な話、左右するようなことではおかしくなるので、純粋に飯塚市民にするべきじゃないのかなということで、市外の方は参画して、いただかなくてもいいんじゃないのか。

○委員長

現状でそのあたりで、例えば、現場の運用でどうにかなる話というのはなかなかなかったりするんですかね、まちづくり協議会の方にお尋ねしたいんですけども、まちづくり協議会も恐らく会員制度になってると思うんですよ、非営利組織なので。会員の資格、いわゆる条件みたいなものっていうのは、そこの地域内に住んでいる人だけに限定されてますか、それともそうじゃない感じですか。

○●●委員

私のところは、地域内の方に限定されている。

○委員長

限定されているんですね、規約上ですね。

○●●委員

法人とか入ってます。入会できない。何かをしているときにかせしてください。というスタンス。

○委員長

協議会の担当するエリア外の方は、入会できないとなってるんですね。

○●●委員

はい。私どものところは、会員に種類が3種類がある、正規会員だとか、あるんですよ。そういう方たちは共同会員ということで、参加をお願いしており、こちらも、お願いしておることによって排除しているわけではない。

○委員長

総会議決権を持っているかどうか違いはあるとよということですかね。だから、基本的には、エリアのために協力したいという人が、参加しようと思ったら、全く参加できないわけではなくて、議決権を持ってないけれども参加はできるよってことにして、この部分はそういうふうになっているはそこが大事だからってということですよ。なので実務上は、防げるという話ですかね。例えば、重要な計画を決めるみたいな話とか、重要なことを決めるって話になったときに、エリア外だったりとか、市外等が議決権を持っている状態にはならないということですよ。今の状況だとですね。

○●●委員

私のところはですよ。

○委員長

皆さんも同じような感じですか。

○●●委員

だいたい似てますよ。その地域に存在する団体、それとその目的に賛同する人と、その目的にこの主旨に賛同する者を会員とするということですから、等が入っておっても、まちづくりに参画をしようということですからいいんじゃないかなと、そこも考え方ですから難しいところありますけど。

○委員長

今、●●委員がおっしゃってたような懸念が、実務上でも起こりうる話だったら、ここから考えないといけないのかなって私は思ったんで皆さんにお尋ねしたんですけども、そのような心配はあまりなさそうだなってところです。事務局にちょっとお尋ねしたい。その参画の度合いだったり違ってくるというところでは思うんですけど、全く参画できないっていうことではないという現状を踏まえた上で、市民等というのを入れた方がいいという話で、事務

局案としてはいいという考え方でよろしいですか。

○事務局 課長

はい、そのとおりですね。

○委員長

はい、わかりました。ということなので、どうでしょう。私も実務上防げない話だったらどうかと思ったんですよ、懸念は充分わかります。例えば、NPO法人とかが、例えばもう総会をのっ取るってということが仕組上できたりするわけですよ。総会をのっ取るということはどういうことかということ、運営をのっ取るってことになるんですよ。皆さん方はそういう状態はなくなるということなので、そこを防げて運営上大丈夫だという話になれば、御懸念は大丈夫かなと、確認できたんでここは、市民等という形で、市外の人、といっても勤務している人という話になるんで、私は勤務してないのに委員長受けて大丈夫かと思うんですけど、ここは市民等という形で行っても実務上大丈夫かなというふうに思うんですが、●●委員の方はどうですか。

○●●委員

やっぱり、おっしゃるとおり、一番懸念しているのは、総会で議決権をもっている人、おっしゃるとおりの状況になるのをですね、防ぐというか、あつてはならないんじゃないのかなという意味で、勤務する人という言葉ははいらんんじゃないのかなと思いましたんでそこに問題がなければいい。私どもも、それぞれの規約を改正しなくちゃなくなりますので、それぞれの地域の規約を。そののところだけは、はっきりさせておかないと困るなど。

○委員長

ここはちょっと事務局に確認をしたいんですけど、規約は基本的にこの条例に左右されるって話じゃなくて、やっぱり協議会で、規約を決めるという話は担保されているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○事務局

はい。

○委員長

ということなので大丈夫ということですよ。今の御意見については、このまま市民等という形でいきたいというふうに思います。2条に関わるんですけど前文のところにも出てきてるんでというはなし、前文のところでも他に何かありますでしょうか。では、前文のところは、このままいきたいと思いますけれども、よろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

では、次、皆さん第1条のところ、1条のところは特に市民意見が出ている話ではないですし、このままでいくという形になると思います。協働っていう文言が入っているという文言修正はありますけど、はい、第1条、このままでよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○委員長

では、続いて2条のところですね。2条のところは、順番を入れかえ等はあっているというところではありますけれども、2条の修正に関してこのままでよろしいかというところですね、パブリックでコメントでは、ここは事務局案が3つということで選択されてましたね。皆さんA3の市民意見の中の2ページ、右側のところを見ていただきたいと思います。市民意見に対する事務局の回答案というところで、委員会の中でご審議してくださいというところがありました。地縁の文言というところで、ここは第4回の委員会で、パブリックコメントを踏まえた上でっていう話にしましょうということにしていたと思います。かなり時間をつかったところではありますけど、事務局としては、地縁という文言は、地域のつながり、人間関係のつながりを推進するような地域の組織という位置づけで地縁と使っていましたが、今回の市民意見を踏まえて、3つ、『地縁に基づく』をそのまま削除するか、正式な法律に基づく条例、条文、地方自治法260条の2と表記し、他の言葉に置きかえるか、『地縁に基づく』という言葉そのまま残す、これはあれですね、原案どおりということになりますけれども、この3つの中で、選択肢が提案としてあがってますので、どれにするかは今から決めたいというに思います。これも決をとる気はありません。そういう皆さんでちょっと手挙げてもらって、3つの中から、どれがいいかっていうのをお尋ねしたいというふうに思います。

1番の『地縁に基づく』のみを削除して、『その他一定の地域を単位とする組織』としていくってことなるというふうに思うんですけども、1番の『地縁に基づく』を削除するがいいと思う方、挙手をお願いします。（11名挙手）

はい、ありがとうございます。続いて2番目、正式な法律の条文に基づいて、他の言葉を変えるっていうのがいい方いらっしゃいますか。はい（0名）

3番目、『地縁に基づく』という言葉を残し、このまま原案のままがいいという方（0名）

はい。よろしいですね、そうすると、『地縁に基づく』という部分をそのまま削除して、文章としては、『その他市内の一定の地域を単位とする組織』というふうな表記にするということしていくことになると思いますけれども、この条文の修正をかけるということでもよろしいですかね。

○委員 はい。

○委員長

では、事務局はそういう形の修正をよろしくお願いします。はい。2条については、事務局から上がっていた審議の内容についてはそれだけでしたが、他にありますでしょうか。

○●●委員

ありませんけど、何か文字が間違っているところの修正はいいんですね。市民意見の2ページですね。（4）振興住宅のシンのはこれですか？新しいではないかなと。この字ですか？

○委員長

これは市民意見ですので、あがってきた意見を事務局で修正するってわけもいかなかったということですかね。はい、申し訳ないです。（事務局で修正）

○●●委員

議事録に残るのでどうかと思ったんです。

○委員長

2条は、地縁に基づく部分を修正していくっていう形でいきたいと思います。これでよろしいですかね。

○委員

はい。

○委員長

はい、3条基本理念のところなんですけれども、基本理念のところは、協働のまちづくりっていう文言に置きかえられている状況ですけれども、これについては、いかがでしょうか。

○委員

はい。

○委員長

よろしいですか。はい。3条についてはこのままいきたいと思います。

続いて4条ですね、条例事項の尊重というところで、ここは修正が今ところ入っていないところですけど、はい、4条についてはこのままでよろしいですか。

○委員

はい、

○委員長

では、続いて5条です。5条のところですけども、1項の言葉が変わっているのと、議論というよりも、2番目の自治会加入というところに関して、パブリックコメントが出てましたけれども、これは審議会で審議してるっていうことだったのとそのままにしてるということですが、改めてこの部分に関していかがですかというのですか。はい、5条の1項と2項ですね、条文に関してご意見ある方がいらっしゃる方はお願いしたいと思います。これは事務局原案どおりでよろしいですか。

○委員

はい。いいです。

○委員長

はい。では5条はこのままでいきたいと思います。

続いて、6条からそれぞれの役割というところになっていきますけれども、また自治会の役割というところに入っています。この条文については、修正が入っているわけではありませんがいかがでしょうか。よろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

では自治会の役割についても、このままでいきたいと思います。

続いて、7条まちづくり協議会の役割ですけれども、ここは協働のまちづくりという言葉になっているところ以外の修正は特に入っておりませんが、ここについては、いかがでしょうか。

○委員

はい。

○委員長

では、7条このままいきたいと思います。

続いて8条を見てください。地域活動団体の役割ということで、ここも協働のまちづくりという言葉が入っているということですが、8条についても、このままの原文条文でよろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

はい、ありがとうございます。続いて、第9条市民活動団体の役割、協働のまちづくりという言葉が入っているのと、専門性等の等が削除されているということで修正が入っていますが、この条文については、いかがでしょうか。このままでよろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

はい。では、9条についても、このままでいきたいと思います。

続いて第10条ですね、市の役割ということで、協働のまちづくりという文言に置き換わっているのと、パブリックコメントでは役割を責務にという話になっていましたけど、事務局案としては、役割という形でそのままいくという話が出てますが、これについてはないご意見いかがでしょうか。10条第1項と第2項ですね。

○●●委員

あの、表現をそのままいいと思います。責務という表現をやったって、他市の条例等もありますので、飯塚市は役割という形でいくということで。

○委員長

はい、ありがとうございます。他は。

○●●委員

結論としては、私はこれに賛成します。なぜこういうことを出したかということ、一番最初のときにですね。素案が出た第1回目の時に、第3章のところに協働のまちづくりの中に、推進委員会を設置すると条文がありました。私は市の、提案された方たちが、後の市の役割ですね、どのような考えられているのか、よくわからなくて私は心配した。そのことから、いろいろ調

べてこうことを出したんです。確かにおっしゃるとおりどこも役割で共通するのが正しいと思うんです。市の役割になっていくことに最終的には、お受けするんですけども、やっぱり市がですね、どこまできちんとかかっているからでは、今後の進行管理にもものすごく影響するし、策定委員さんたちがこれからずっと関わっていくわけではないんですよ、その継続されるためには、条文がはっきりしとかなないといけないという意味で、そのことは回答でしっかりふれてますので、役割であっても市は充分に関わってていきますよと。そのことの答えができたので賛成します。ということで、今後もぜひやっていただきたい。ずっと言ってますけど、まちづくり協議会は、交流センターなんかをゆくゆくは、どこかに指定管理にもっていくのがあって、それがまちづくり協議会になる動きというのは感じてますので、そこが本当に民主的に運営されていけばですね、皆さんがたくさん参画して、自分たちの意見を言うことができると、結論はいろいろでしょうけどね、参画することができるというような力強い組織にならないと、危ないと思ってるんですね、それを見越して、市がずっと見届けていく必要があるということは大事だと思ってましたので、こういう回答をいただけたから、取り下げます。

○委員長

はい、ありがとうございます。この部分に関してご意見ある方いらっしゃいますか。

○●●委員

ありません。

○委員長

よろしいですかね、私から一言。事務局の方でも、もともと役割と書いてあってもやることはやるんだと回答をいただいているので、私もそれでいいと思います。やっぱりなぜそういう意見が出ているのかは、市民意見に関しては尊重していただきたいと思います。多くのところで、結構やりっぱなしになってるっていう、現状はあると思いますし、飯塚市がどうかってところは別にして、やっぱり一旦つくったものがそのまま放置されるそれは別に、まちづくり条例であり、市民活動推進条例であれ、自治基本条例であれ、そうなってしまってるっていう市町村があるのも事実です。なので、そうならないためにも、どう講じるのかというのを、最大限考えていただくところについては、しっかり向き合っていただくというのが大事だと思うので、意識していただくというのを、推進委員会としては、しっかりとぜひ受けとめていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

はい。それでは、すいません、休憩をいれましょう。休憩を入れたと思います。あちらの時計で15時15分まで。休憩入りしたいと思いますので、15分になったら再開したいと思います。よろしく願います。

○委員長

もうすぐ再開したいと思いますけれども、隣が急に行方不明になったということはないですか。大丈夫ですかね。再開していきたいと思いますので、皆さん第3章、条文11条ですね。はい、11条のところをですね、特徴というところの話と、それから、目的を達成するためにというところが削除っていうことになってはいますが、ここの条文に対してご意見ある方いらっしゃいま

すでしょうか。事務局修正案のとおりでよろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

それでは、第11条は事務局提案どおりとします。

続いて12条、人づくりのところですけども、ここは条文の半分以上修正入ってますね、市民等、活動団体及び市は、共にまちづくりの人材発掘と、育成の充実に努めるものとするということで、文章が、ちょっと前回案とも変わってきていますが、この部分についてご意見ある方いらっしゃいますか。ここは、パブリックコメントで指摘されている部分を踏まえての事務局修正案ということで、研修等の機会というところがぬけている。そこは、研修だけが人づくりではないのでってということで、この案は出ているということになりますけれども。

○●●委員

いいんじゃないですか。

○委員長

よろしいですか。はい、ではご異議なければ、このままいきたいと思えますけれども、よろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

では第12条は、事務局修正案どおりという形にしたいと思います。

続いて13条ですね、情報の共有化というところの、化を抜けようという話と、特に修正があるわけではなさそうですが、ここの条文については、いかがでしょうか。ご意見ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

では、13条もこのままいきたいと思えます。

続いて第14条、市職員の意識及び参加推進というところで、パブリックコメントでは意見がわかるということで、事務局としては残すという話、条文としてはちょっと修正が入ってる程度ということですけども、ここの部分については、ご意見ある方いらっしゃいますか。審議会としては、提案をしたってということなると思えますけれども、文章としてこのままでよろしいかどうかについてはいかがでしょうか。

○委員

はい。いいです。

○委員長

じゃ、よろしいという事ですので、第14条は、事務局原案通りしたいと思います。

続いて第4章のところですけども、第4章のところは、委員会の設置というところをですね、第15条、ここは文言の修正は入ってますが、附属機関という形で設置をするとういうことで、書いてあります。15条1項2項について、ここに関してご意見ある方いらっしゃいませんか。はい。どうぞ。

○●●委員

はい。条例はこれでいいと思います。条文の内容についてお聞きしていいですか。この推進委員会の目的というものなんですが、協働のまちづくりの検証ということを書いてありますが、もちろん推進委員会の中で、することがあると思いますが、今のところどういうものを目的、役割を考えてあるかというのが一つと。委員選考についてはどういうふうと考えてあるのでしょうか。おそらくこの条例の進行管理もするのかなというふうに思っておりますので、わかる範囲で結構です。

○委員長

はい、じゃあ事務局は答えられる範囲だと思いますけど、

○事務局 課長

はい、この条例の推進委員会の設置については、今までの委員会の中でもご意見をいただいております。この、条例上の位置づけという形の設置、条例でございまして、中身については、細かくは示しておりません。今委員言われましたように、どういうふうに協働のまちづくりの部分をどういう形で審査するのか、非常に難しい問題として事務局でも、現時点ではあります。しかしながら、今いろいろ市の方で協働のまちづくりとかを行っているパートナー的な団体等とですね、いろいろ情報共有しながら、そういうものについて、推進委員会の中でお諮りしながら、条例施行前とですね、施行後でどう変わっていったらいいか、そういう進捗状況、検証を行っていきたくて考えています。また、いろいろ補助金とか交付している団体もございまして、そうした部分も含めましてですね、推進委員会の中で、ご審議、検証をしていただきながら、より協働のまちづくりが進んでいくように、アドバイス等をいただきながらですね。それをまた各団体、協働のまちづくりの団体へ情報提供という形を、来年度以降、つくり上げたいなどというふうに考えております。漠然とした回答ですので、こういうことについて、委員会で審査審議するという形の中までは、細かい部分まではお答えできませんけど、目的としては、この条例つくって、今、活動している団体、また新たに活動される団体ですね、より協働のまちづくりが進めやすいような、そういう審査をしていただくような委員会にしたいというふうに考えています。委員構成につきましては、前回もお話ししましたが、当策定委員会委員さんはもう当然、委員の中で、候補として挙げさせていただきまして、これにつきましては、いろいろな団体もございまして、15名以内という形で今のところ考えておりますので、協働のまちづくりをしていく諸団体の方、また学識経験者等を含めて15名以内と考えております。

○委員長

以上ですかね、ありがとうございます。今のところはそういうことだということですけども、よろしいですか、今の回答で。他にご意見が追加であれば、はい。

○●●委員

せっかく条例案ができましたので、やはりこの条例にのっとったね、まちづくり、より活発なまちづくりが、行われるようなものになるための推進委員会になるのだらうと、今の説明はそうだらうと思いますので納得しました。

○委員長

はい、ありがとうございます。はい、15条のところは他に条文ないですか。ご意見ある方よろしいですか。はい、では15条は、意見は出ましたけれども、それを踏まえた上で、今の意見は意見として、事務局の方はきちんと認識していただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。15条の中もこれでいきたいと思います。よろしくをお願いします。

はい続いて、第5章雑則のところです。16条の条例の見直しについては、条文について前回からの修正は出ておりません。16条は、このままでよろしいでしょうか。

○委員

はい。いいです。

○委員長

16条、このままでいきたいと思います。

17条委任のところについて、ここは別に規則で定めるよという、これついてこれは、変更ありません。この条文のままでよろしいですか。委員 はい。委員長 はい。ありがとうございますそれでは、今、ひとまずですね、あ、最後ですね。最後に、1番上に戻っていただいて、今日提案があっているわけですが、今までの地域まちづくり条例という文言を、協働のまちづくり推進条例というものにするという、原案が、事務局の方から来てますけれども、この条例名、条例の名称についてですね、皆さんご意見いかがでしょうか。

○委員

わかりやすくなって、いいと思います。

○委員長

はい、皆さんいかがですか。せっくなので、副委員長もご意見いただけますか。

○●●副委員長

突然の指名でドキッとしましたが、以前は、地域まちづくり推進条例ということで、ちょっとピンとこないところが確かにあります、協働という言葉が入ることで、非常にわかりやすくなるのではないかというふうに、私個人としては思います。

○委員長

ありがとうございます。この議論、実はちょっと前に、第1回、2回目ぐらいのときに、条例名の話でちょっとお話を聞かせていただいたんですが、協働のまちづくり以外、協働のまちづくりっていうか、まちづくりの考え方、理念そのものだということもあるんで、それを推進していこうじゃないかっていうことは、形になってるということをする、明確ですよ、理念条例でちゃんと理念を推進していこうじゃないかというような形になってるという点でも、私もいいかなと思います。皆さんいかがですか、よろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

はい、では、条例名に関しても飯塚市協働のまちづくり推進条例でいきたいと思います。はい。それではですね、今、条文が全部見終わりました。この条文を皆さんで、この条文でいこうじゃないかと、修正をちょっとありましたけれども、それを踏まえ、この条文で、事務局の方で次の手続を進めていただきたいと思います。はい。それではですね、次の議題。

○●●委員

すみません、議題に入る前に質問なんですけど、途中で出てきた逐条解説のことなんですけど、市がつくる、予定がありますかということであります。

○委員長

はい。作る予定であると聞いてましたけど、改めて事務局にお聞きします。

○事務局 課長

はい、逐条解説については、つくる予定です。

○委員長

はい。では、次の議題に移りたいと思います。次の議題はですね、答申に関してですね、市長答申がありますので、この答申についての案と書いてあるのが、皆さんのお手元にもあるのかと思いますのでそれを出していただきたいと思います。事務局より説明をお願いします。

○事務局

お手元の方に、上の方に案と書かれた『飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）案について（答申）』と書いた鑑の文書と、8P両面印刷のもので『答申書』をお配りさせていただいております。こちらは、本委員会で今審議していただいた結果を、1月20日、来週の月曜日に市長答申を行うこととしております。その際に、市長に提出する答申書の案というふうになっております。鑑文書は、市長宛てで、委員長名で出させていただきます。

答申書（案）をお願いします。1Pめくっていただいて、目次を載せております。『答申にあたって』というところで、1P目に文面を載せております。2P目から5P目には、今はまだ現段階の素案4の内容を記載していますが、ここは本日委員会での修正案を、掲載させていただきます。6P以降は、参考資料として、本条例の骨格構造図、それから審議いただいた委員の委員名簿、本策定委員会の策定経過を載せております。

ここで、事務局より2点お諮りしたいことがございます。

1点目は、先ほど申し上げましたように、本日委員会でまとめられた条例案の最終チェックや、条例の実効性に影響を与えないような、細かい表現や文言の修正については、委員長、副委員長にご一任をいただきたいというのが1点。

もう1点目は、本委員会から市長への答申を1月20日（月）11時から執り行いますが、これにつきましても、委員長に策定委員会の代表をお願いしたいということです。

以上提案いたします。

○委員長

はい。今の2点に関して、答申の内容ということに関して、ご意見のある方いらっしゃいますでしょうか。はい、簡単な分から。条文の、てにをはの変更みたいな部分だろうかと思うんですけど、そういう事務手続上は事業変更みたいな話なんだろうと思うんですけどもこの間に関しては、こういう形とかも含めて、もし、修正がある場合は、私とそれから副委員長に任せいただくということによろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

はい。それから答申は私がさせていただくということに関しても、よろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

はい、ありがとうございます。答申書案が出てますけど、これの内容については、皆さんいかがですか。

○●●委員

内容についてはお任せします。

○委員長

すいません、私から一言。答申にあたってって文章の、附帯意見のところですね。1番2番は、提案いたしますって書いてあって、3番4番はですね、要望いたしますって書いてあるんですよ。なので、3番4番の要望いたしますは、提案いたします、あるいは答申いたしますという言葉に置きかえていただけるといいかなというふうに思います。はい。別に私要望する気ないので、よろしく願います。委員長の名前を下に書いてあるので責任あるものを出したからですね、よろしく願います。はい。では、一応これで答申まで議決をいただいたということなので、事務局の方で、答申に当たっての準備のもよろしく願います。はい。以上で、飯塚市のまちづくり推進条例の策定委員会の日程は、これで、終了ということになりました。時間どおり終わりました。事務局から何かありますでしょうか。はい。

○事務局 課長

はい、5回の委員会本当にありがとうございました。お疲れ様でした。ちょっと私の方からですね、今日最終御審議いただいた条例案、名称もですね、協働のまちづくり推進条例という形で、これで答申書を作成していきたいと考えております。併せて委員会の設置も協働のまちづくり推進委員会の設置ということになりますので、その点につきましても、先ほど、委員長からお話ありましたように若干の修正、文言の修正、法制チェックの段階で、若干ですね文言の修正等は、最終チェックの段階で文言が変わることもあることもあろうかと考えてます。その点につきましても、中身について大幅な変更は決しございませんので、その点につきましても、委員長、副委員長にご一任いただきたいと、ご確認いただきました。その点再度ご確認をさせ

ていただきます。それから意見募集につきましては、本日皆さんに、この旨につきましてもご報告させていただきます。今日第5回目で委員会としての回答という形で、2月になりまして、ホームページで掲載をさせていただきますのでその点についてもご了承いただきたいと思います。私からは以上です。

○委員長

はい、ありがとうございます。ではですね、委員会としては、一旦ここで終了という形になります。条例づくりとしての委員会の数としては短かったとは思いますが、実際やってみると結構やっぱり大変だったなというのが正直な意見だろうと思います。5回、まず、5回で議論が決着がつくように皆さん本当に積極的に発言していただくと同時に、ちゃんと折り合う努力をしていただいたこと、まちづくりについてもそうだと思うんですね。違う人間が一つの事となったときに、どうしても違いが出てくる。それをいかに折り合っていくかというところになっていくだろうと、ここでも実現していただいているということに関して、私は感謝申し上げたいなというふうに思います。それから、5回で終わるために、委員会だけでなく、その間も頑張っていた事務局の皆さんも、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。5回で何とか、何とか頑張って進行やりましたけど、皆様方からすると、自分がやった方がいいなという話になるかもしれない。進行の仕方に関しては、御迷惑をおかけしたところがあるだろうというふうに思っております。ここは今後、私が何か担わせていただく機会かというときに改善をするという形で、お返しできればなというふうに思っております。私はご挨拶におきかえさせていただきます。皆さんありがとうございました。お疲れさまでした。

○事務局 部長

はい、本当にありがとうございました。市の方から一言言わせていただきます。今村委員長、●●副委員長、そして委員の皆様、昨年5月から、9カ月という短い期間にかかわらず条例案を議論していただき答申案までいただきまして、本当にありがとうございました。飯塚市としては、この条例の策定に当たっては、協働のまちづくりの担い手である自治会、まちづくり協議会、そして多くの市民活動団体の定義や役割を明確にして、そして市との連携支援のあり方についても、整備したいという思いの中でスタートしたところでございます。ただ今回の委員会におきましては、飯塚市のまちづくりのあり方についても、かなり、いろんなご意見をいただきまして本当に委員の皆さんの熱意に感謝するものでございます。今度、今回の協働のまちづくり条例につきましては、私どもとしては、これからがスタートというふうに位置づけをいたしております。これからの飯塚市のまちづくりのあり方については、多くの方のご意見を伺いながら、今後も検討し続けていきたいと思っております。その際、また委員の皆様におかれましては、ご協力を願うことがあるかもしれませんが、その際は、よろしく願いいたします。最後になりますが、正副委員長そして委員の皆様にご改めて感謝して、私のお礼の言葉といたします。本当にありがとうございました。

飯塚市
地域まちづくり推進条例策定委員会
勉強会

～地域まちづくりを考える～

令和元年8月2日

自己紹介

貞清 潔

With Labo

- 都市及び地方計画
- 協働のまちづくり・住民参加・地域活動企画・運営
- コミュニティ政策学会

福岡市共創による地域づくりアドバイザー

福岡県まちづくり専門家



自己紹介

- 基山町まちづくり条例（H18～19）
- 那珂川町まちづくり住民参画条例（H21～22）
- 志免町みんなの参画条例（H22～23）
- 太宰府市自治基本条例（H23～25）

- 福岡市 自治協議会・自治会組織運営、ビジョン策定
各分野のワークショップ、研修（H16～）
- 筑紫野市 コミュニティ運営協議会設立（H21～26）
（7/7協議会）
地域コミュニティ基本計画（H27）
まちづくり計画（H28～30 4/7協議会）
- 小郡市 協働のまちづくり実施計画策定委員会（H26～27）
協働のまちづくり会議委員（H28～29）
- 新宮町 協働のまちづくり指針（H26）
- 広川町 協働推進計画（H26）

等々

勉強会の論点

●協働とは？

地域課題の解決と地域組織

●協働の地域づくりの推進のために

条例の意義

●条例制定後には？

条例の運用と検証

協働とは？

「協働」とは、そもそも造語

飯塚市では…

第2次飯塚市総合計画で、まちづくり計画の基本理念の一つとして「人権を大切に作る市民協働のまち」と決めました

また、施策の方針まちづくりの様々な場面において市民参画を促し、市民、各種団体、NPO、事業者等と行政の協働による活力ある地域づくりを推進する



【共同】

複数の人や団体が互いに同じ立場・資格に立って、力を合わせて一緒に事を行うこと

（共同経営・共同開発・共同利用 等々）

【協同】

立場の違う複数の人や団体が同じ目的、共通の利益を守るために事にあたること

（協同組合・協同戦線 等々）

【Co-production】

インディアナ大学政治学教授 Vincent Ostrom

共同の、共通の+生産、産出、成果

公共サービスの生産供給側である政府だけ主体となつてその役割を一元的に果たしていくと、その生産性向上には限界を生じ、結果的には生産性向上は図れなくなる。

公共サービスの生産過程には「正規の生産者＝公務員」と「消費者生産者＝公共サービスを消費する一般市民」が協力・連携することが生産的向上が図られる。

【協働・共働】

単に一緒に取り組むことではなく、目的意識を共有し共通の目標に向かって達成に力を尽くすこと

(対等の立場で互いの特性を活かすことで事業遂行等に対しての相乗効果を期待)

【参加】

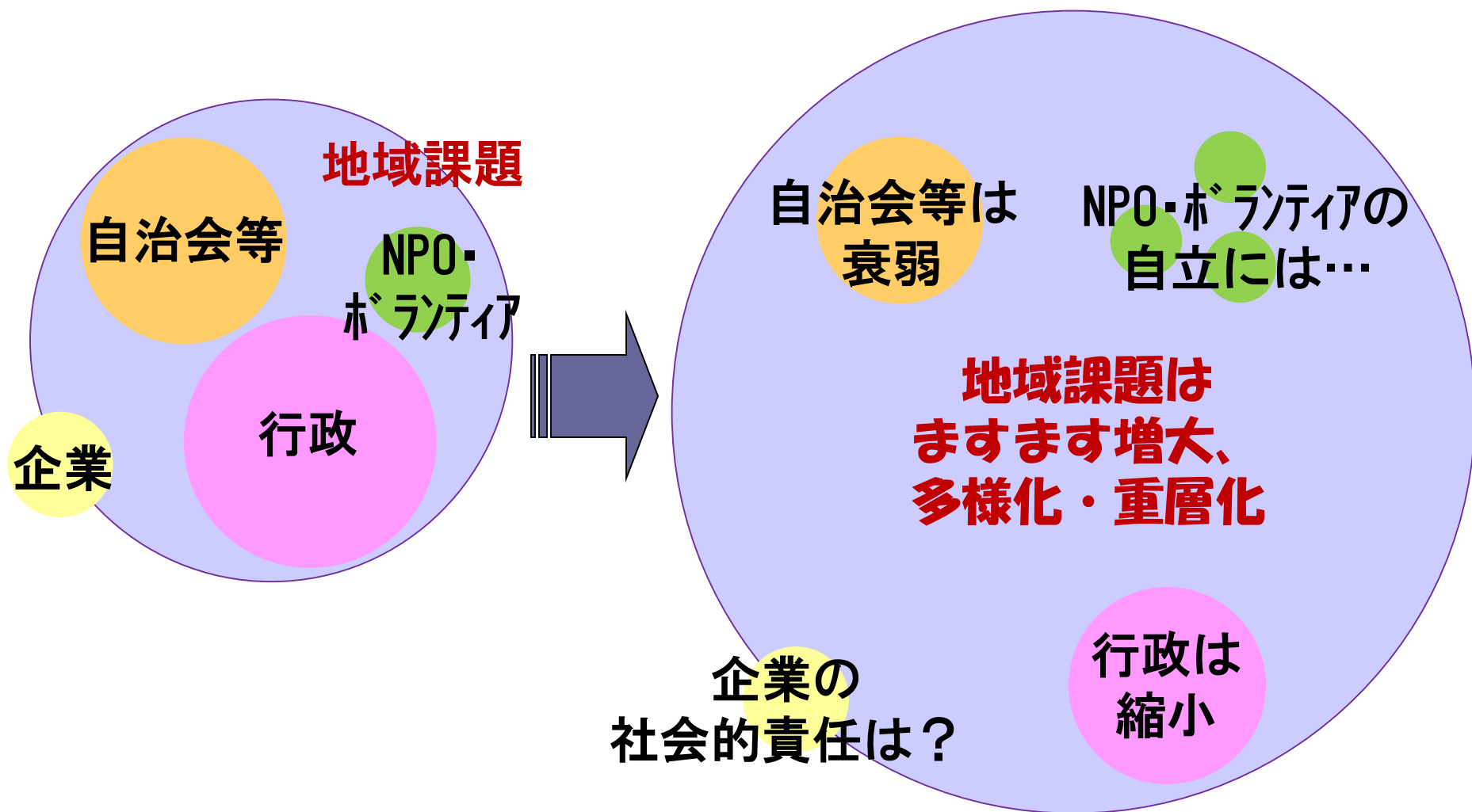
市民、市民活動団体（自治会等の地縁型組織、NPO等テーマ型組織）等がまちづくりに主体的に関わり、行動すること

【協働】

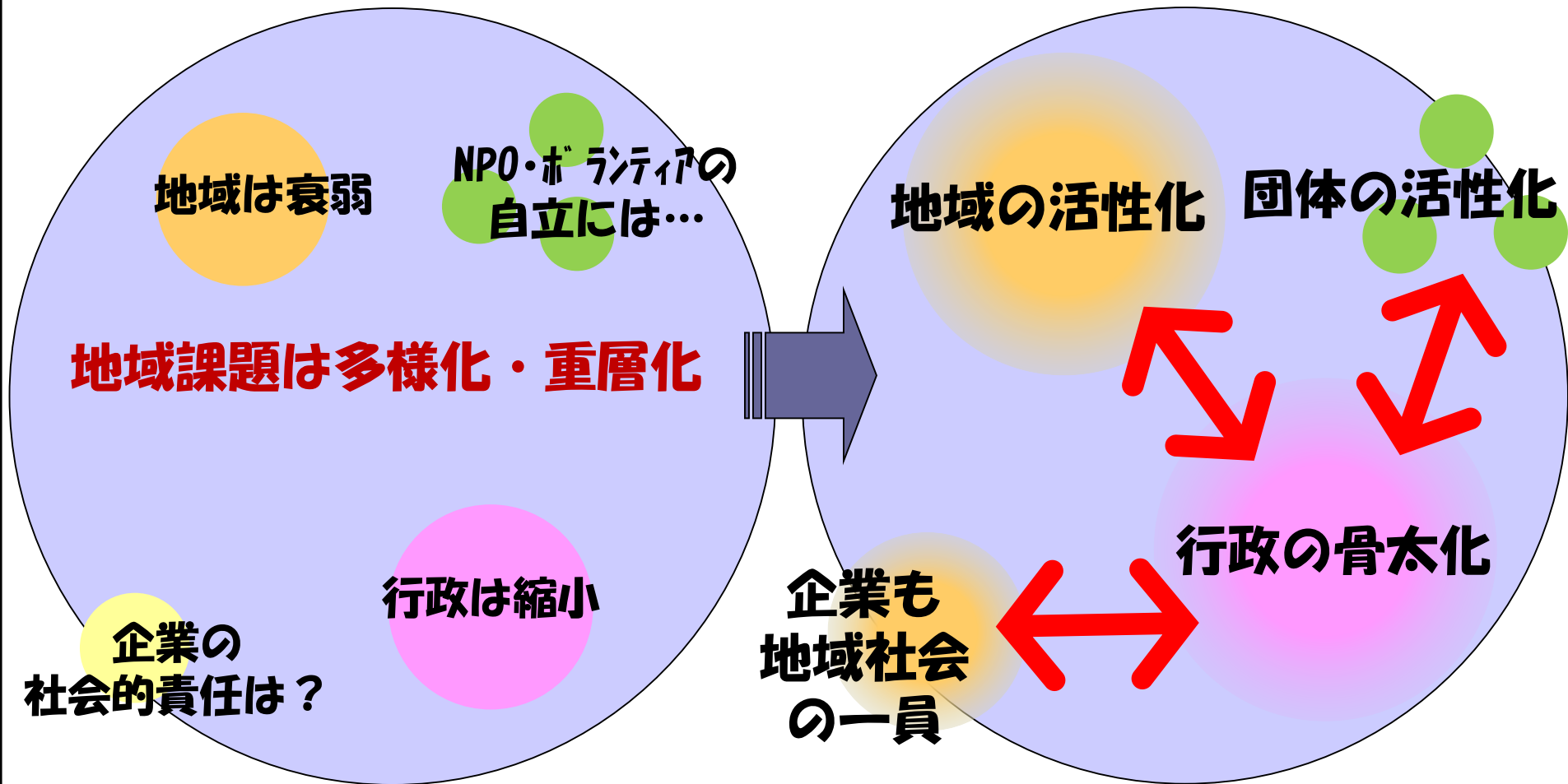
市民、市民活動団体（自治会等の地縁型組織、NPO等テーマ型組織）等や行政がそれぞれの役割及び責務を自覚し、相互の自主性及び主体性を尊重し、対等な立場で助け合い協力しながら活動すること

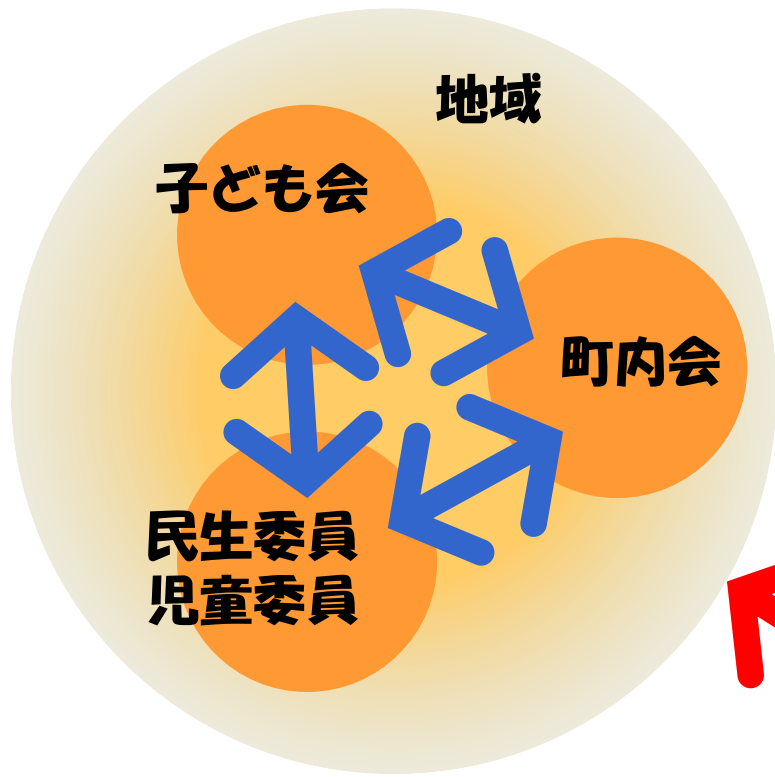
協働の背景

私たちの暮らし…このままで大丈夫？

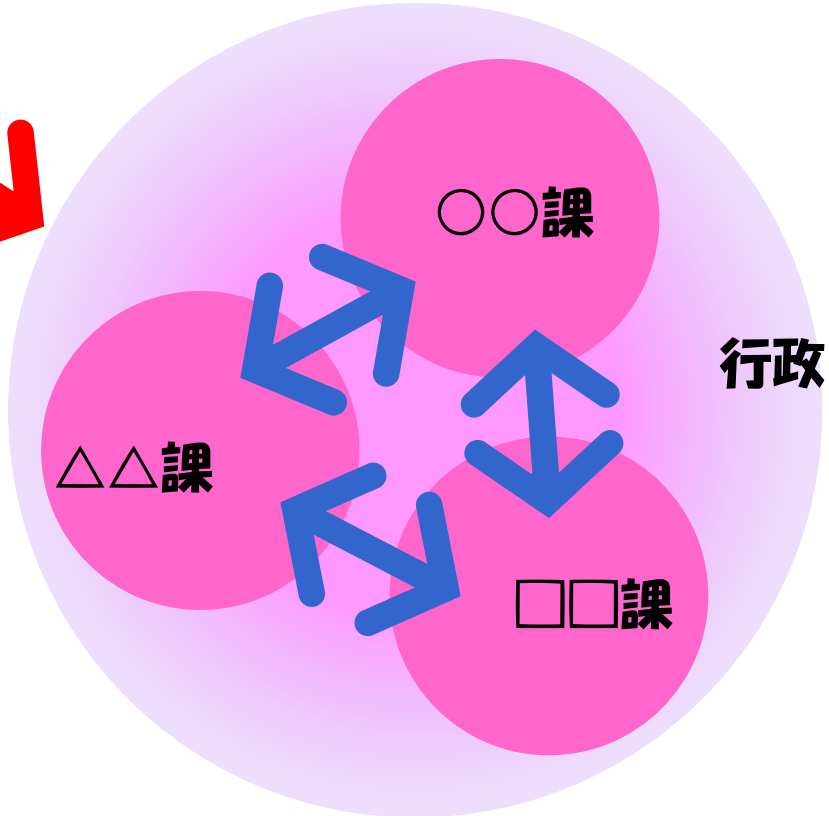
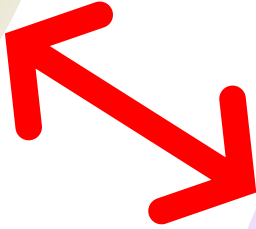


地域課題を解決していくために…「協働」
市民・地域・行政、皆が同じ目的に向かって
一緒に力を合わせる

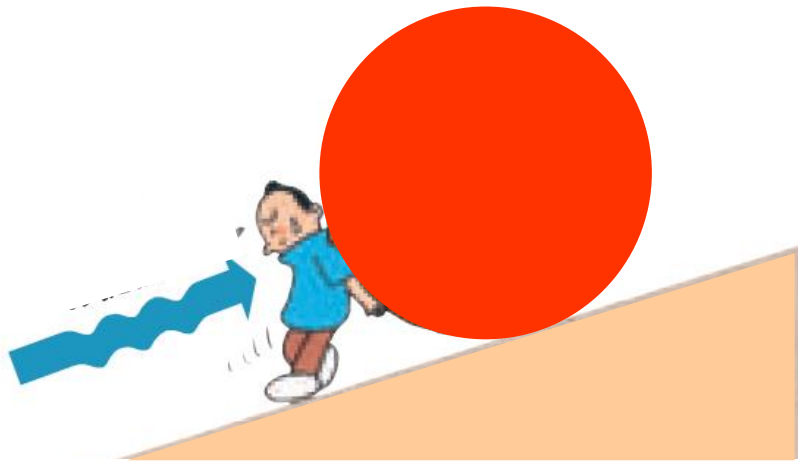




それぞれの主体間の
連携・協力だけでなく
組織内で
連携・協力する「協働」



地域コミュニティの再編・見直し



「自助」だけの解決は困難

「公助」にも限界

地域の支え合いの力が必要

「共助」

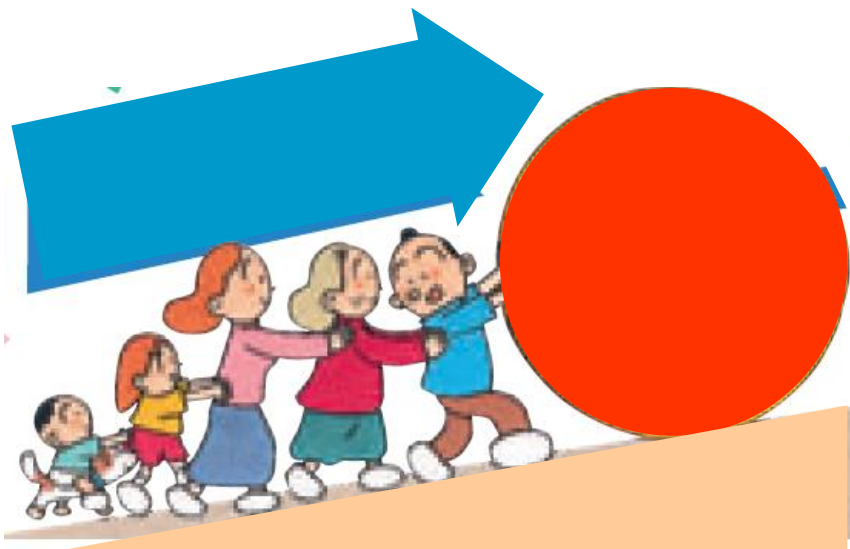
校区等を単位に

自治会で

校区で

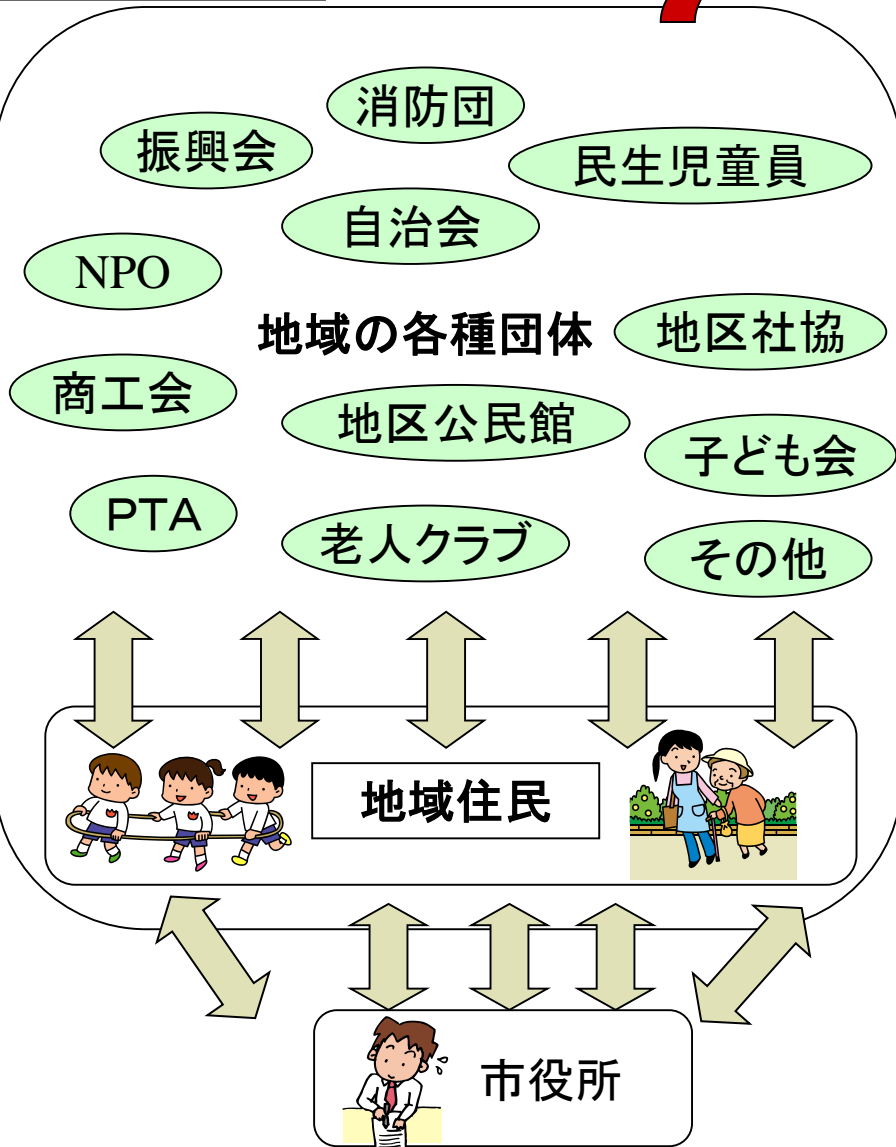
分担を考えて

自治会

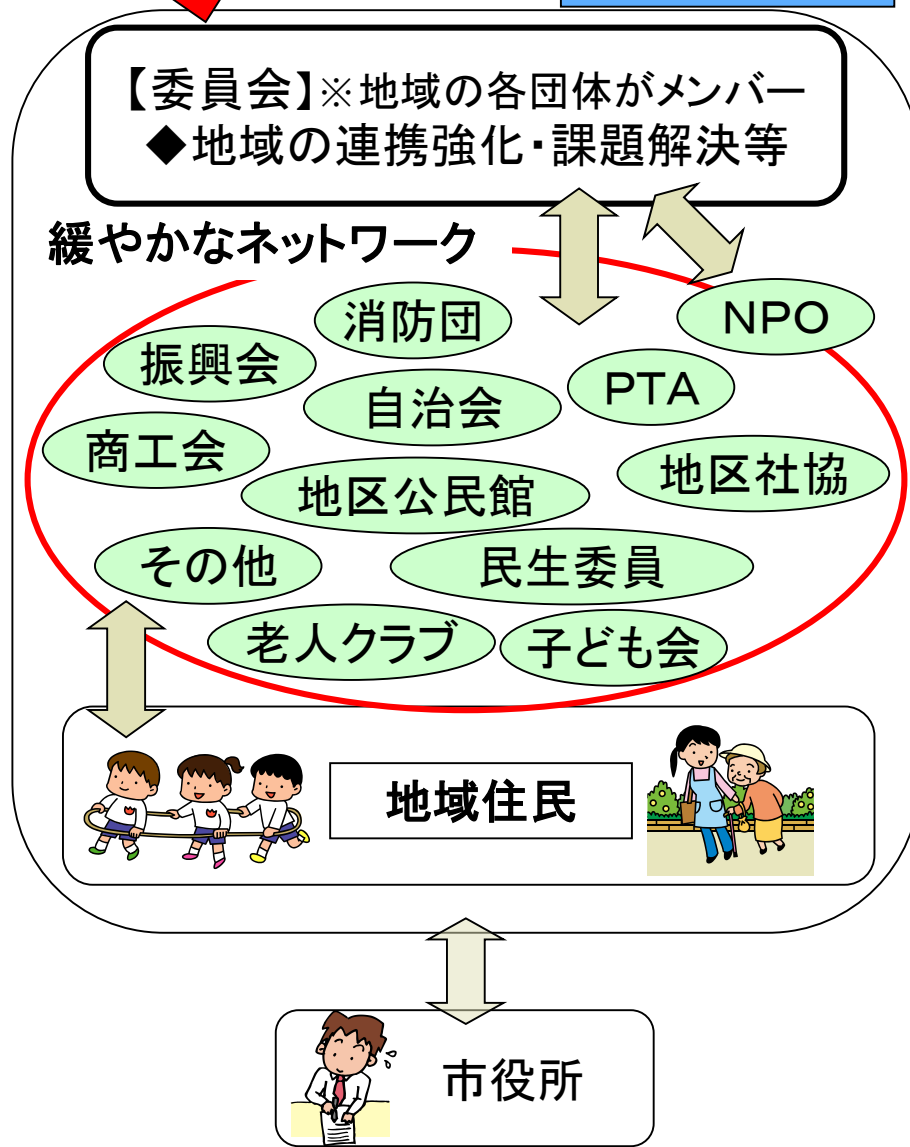


地域コミュニティ組織再編のイメージ

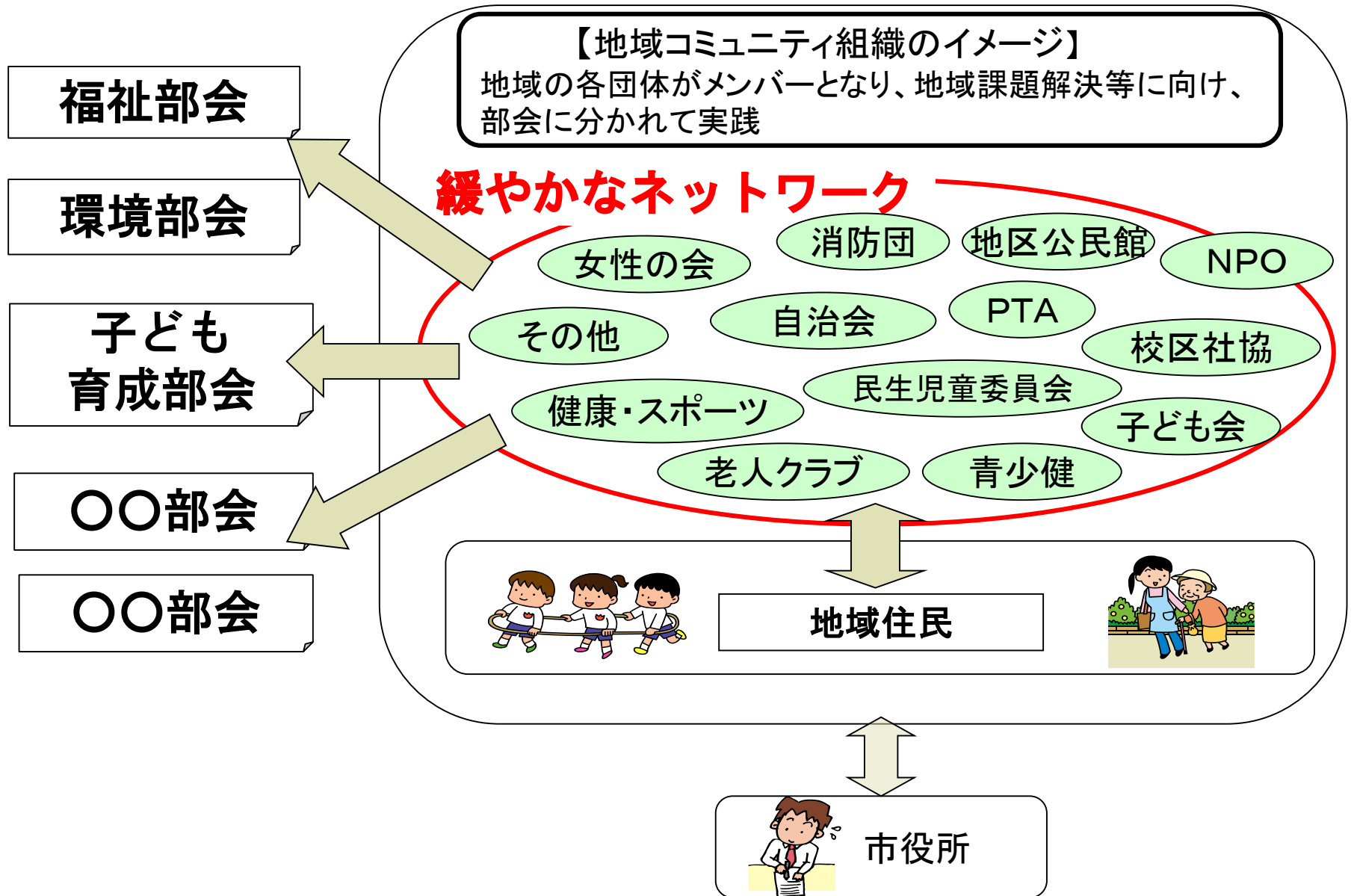
従来の地域



新しい地域



地域コミュニティ組織再編のイメージ



飯塚市のまちづくり協議会

「市民と行政が協働で創るまち」づくりの主体として市内12箇所の地区公民館（交流センター）を拠点とした「まちづくり協議会」の設立、まちづくり活動を実施



地域運営組織…

役員の担い手がいない
活動の参加者はいつも同じ
そもそも地域は高齢化、人も減少

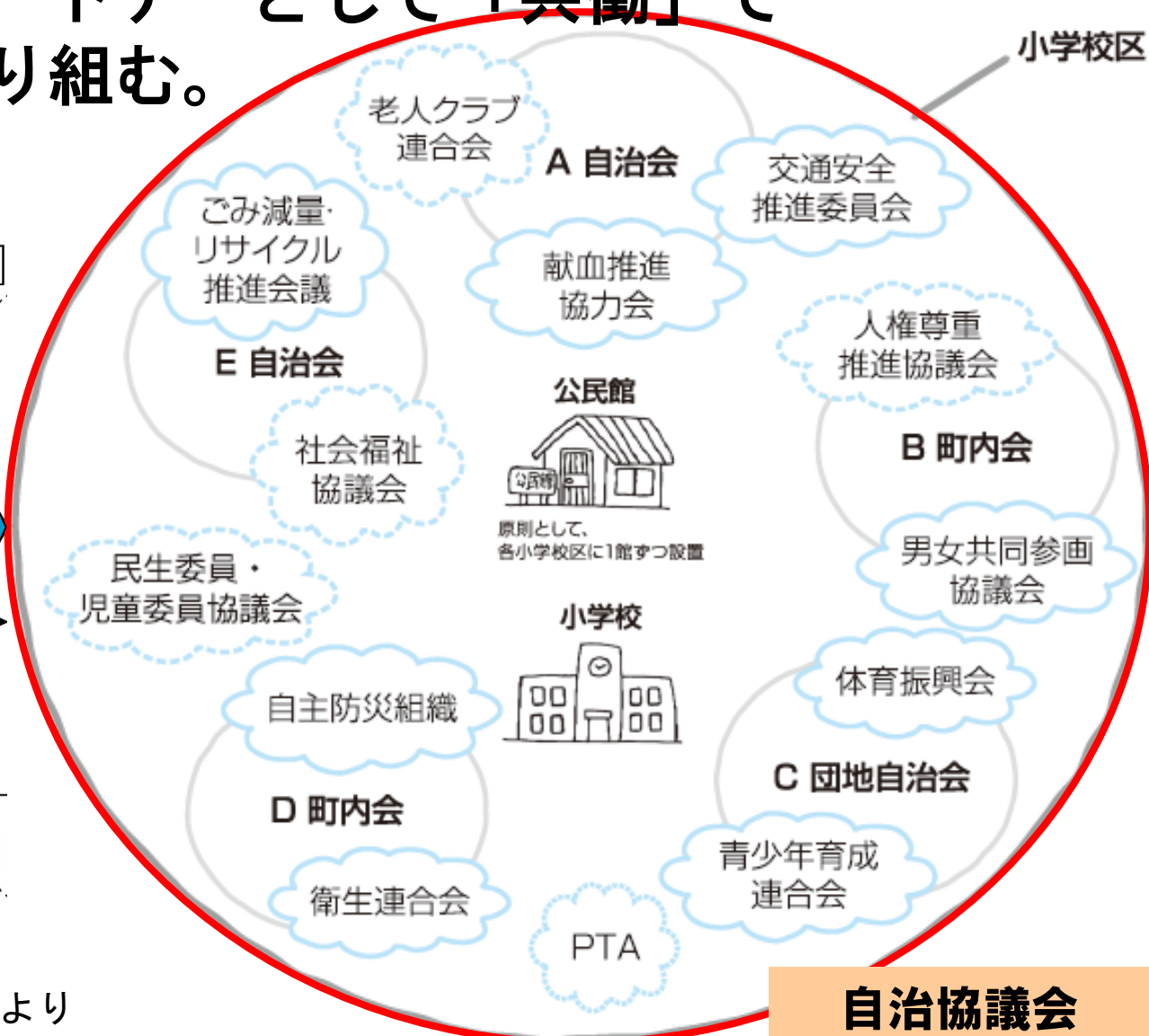
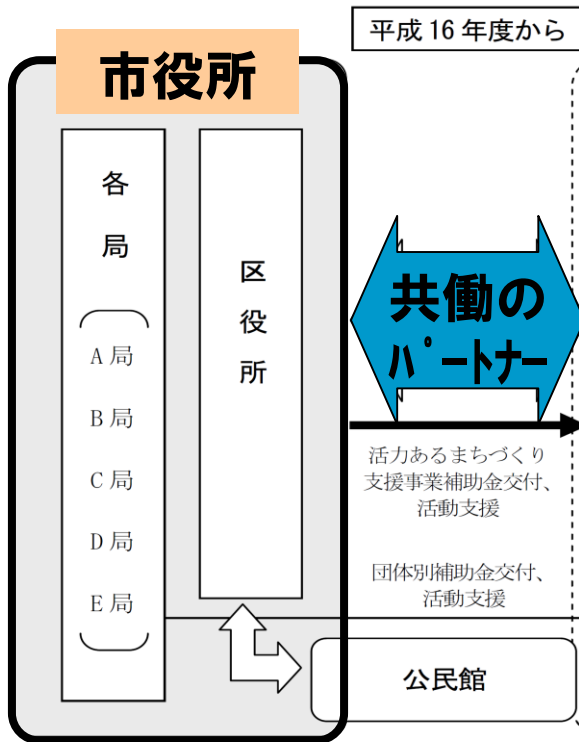
地域課題の解決の担い手 地域づくりの担い手

自治会・町内会、自治協議会、各種団体、公民館
企業、店舗や事業所、商店街
NPO、大学・学生、小・中・高校



「共働」のまちづくり ～福岡市では～

自治協議会をパートナーとして「共働」でまちづくりに取り組む。

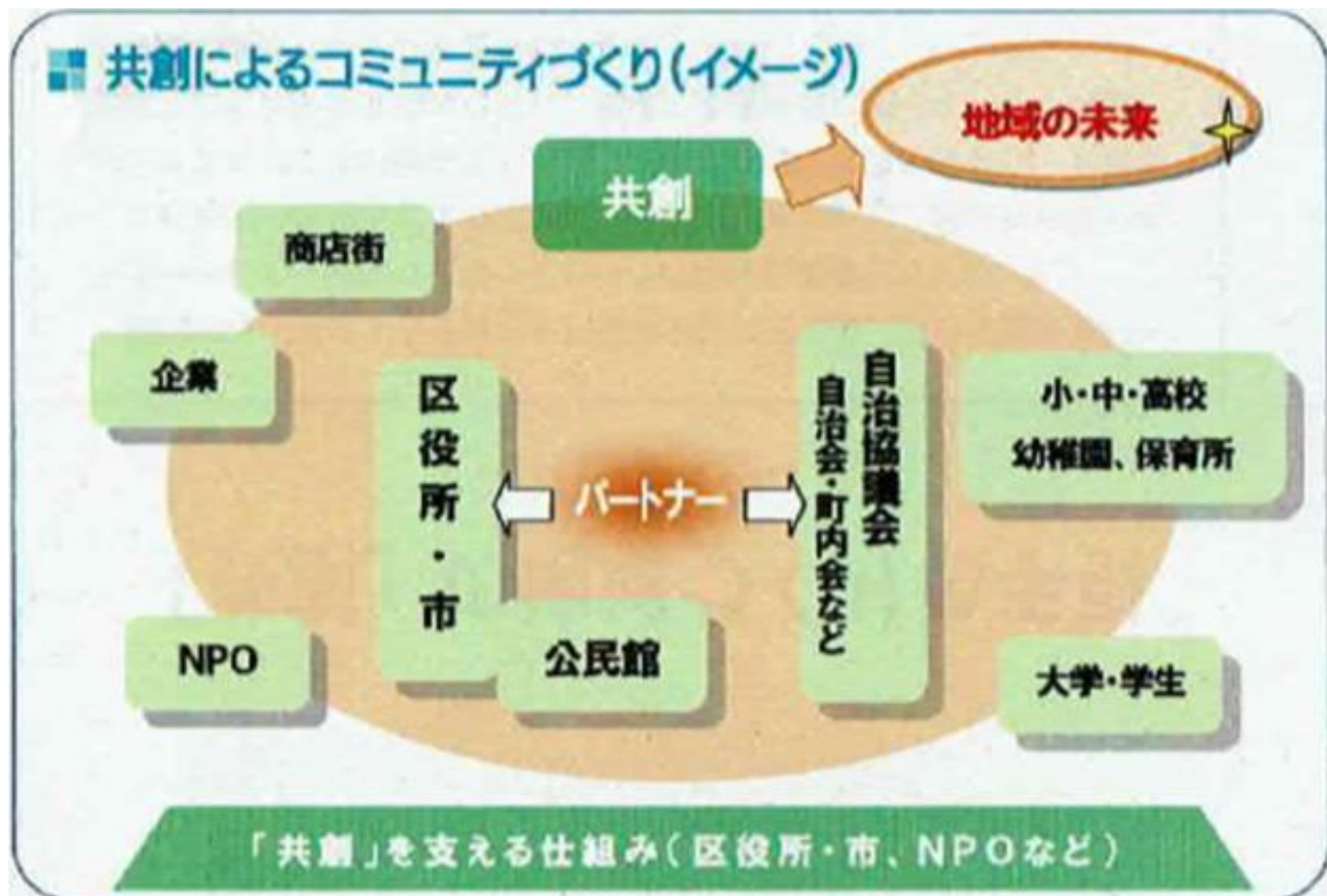


「自治会活動ハンドブック」より

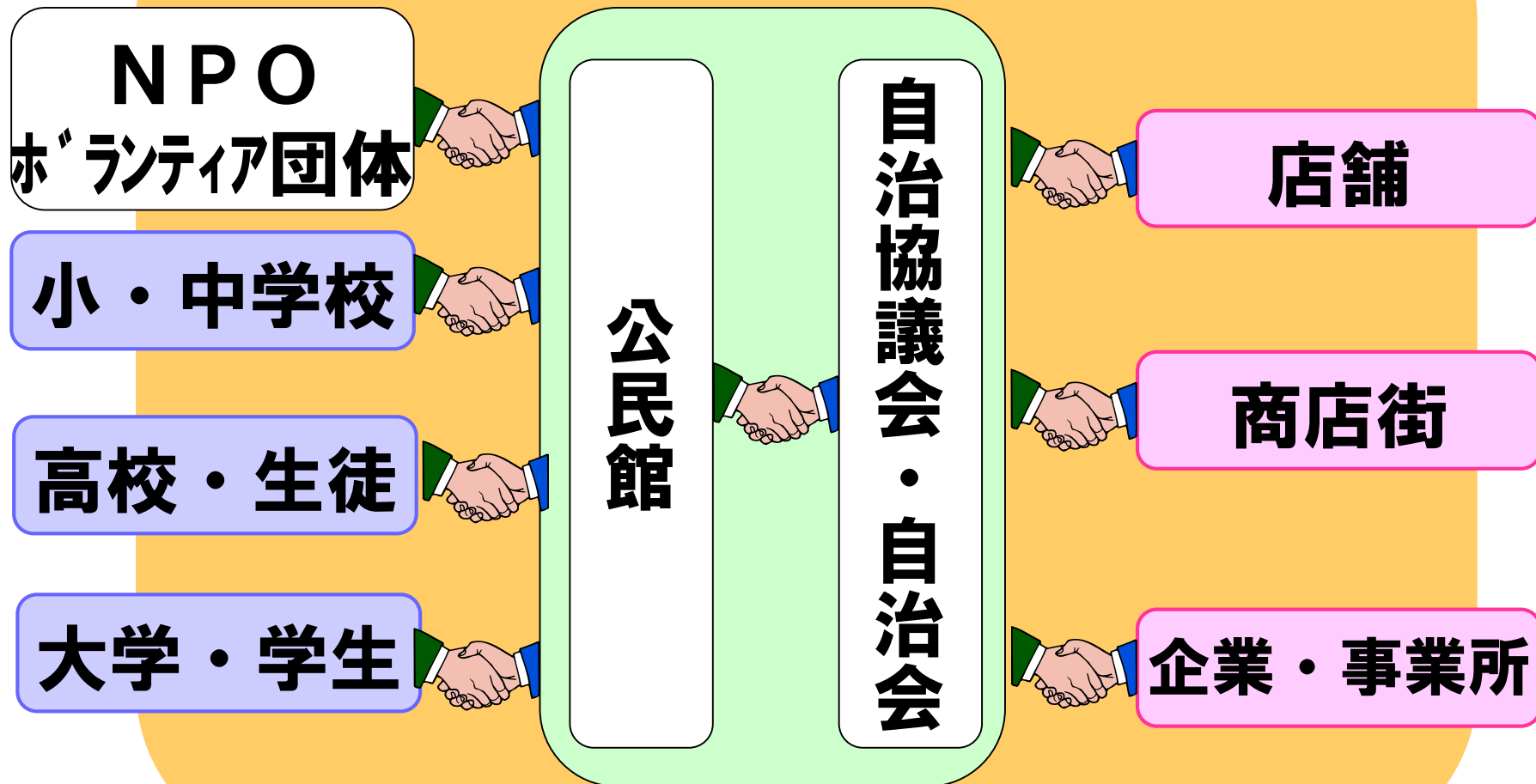
自治協議会

「共働」から「共創」のまちづくり

「自治」と「共働」によるまちづくりを推進するために発足した自治協議会制度が10年を経過し、その成果と課題を踏まえ、これからの地域のまちづくりを共に創る「共創」の段階へ進め、地域の未来をさまざまな主体と共に創る取り組みを推進



地域（小学校区）



校区公民館

～興味・関心から参加・参画への入り口～

「集う」
「学ぶ」
「つなぐ」

住民
商店街
NPO
学生

公民館

自治会・町内会
自治協議会

興味・関心を抱き
参加・参画のパートナーへ

共創のチャレンジ 福岡市

大学と地域の交流事業（城南区）

【健康福祉】



【子育て】



【祭り】



西都校区学生連絡協議会「Re×saito」

平成30年度“共創”自治協議会サミットより

地域



自治協議会

AEON



学生
学生団体



九州大学
KYUSHU UNIVERSITY



舞鶴高校

姪浜西南大学まち M's コミュニティ

姪浜商店会連合会

姪浜校区自治協議会



M's コミュニティ



姪浜西南大学まち



唐津街道まちづくり協議会

企業ボランティアプログラム（博多区企画振興課）

- 企業が持つ技術力やノウハウ、施設、人材などを地域のまちづくり活動や子どもたちの教育に提供するプログラム。
- 市民と企業の交流を深め、市民、企業、行政がパートナーシップを持ってまちづくりを進めることを目的に実施。
- 博多まちづくり推進協議会と連携し、区内26企業、29プログラムを用意。

地域活動でお困りの方は必見!!

企業ボランティアプログラム

こんな講座を学びたい

公民館
PTA
自治協議会
サークル

体験したい

見学してみたい

地域のお役に立ちたい

技術やノウハウを
広く知ってほしい

企業

主催  **博多区**

協力  **博多まちづくり推進協議会**

地域企業等の縁むすび事業（南区）

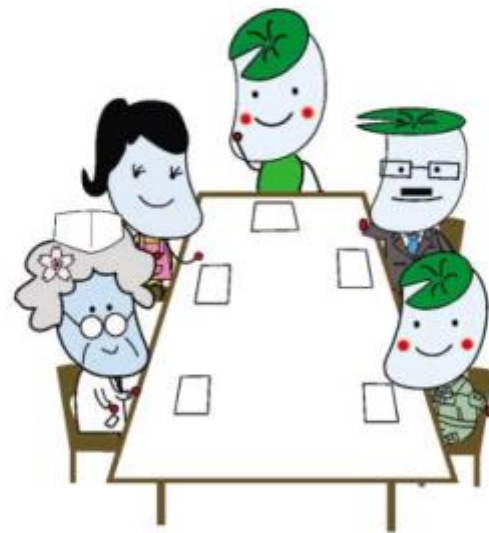
企業や商店街、NPO、大学等が持つ人やモノ、場所・ノウハウを地域課題の解決に活かし、地域・企業・行政間の共働を促進する。

- ①(株)ダイキョープラザ
- ②(株)飛鳥会館
- ③(株)油屋福太郎
- ④(株)やずや
- ⑤住宅型有料老人ホーム生活倶楽部ウィズ長丘Ⅱ
- ⑥特別養護老人ホーム花の季苑
- ⑦エフコープ生活協同組合
- ⑧上長尾商店街
- ⑨香蘭女子短期大学
- ⑩社会福祉笑顔ふれあい財団

平成28年度

地域と企業等の縁むすび事業

地域活動事例集



南区役所

FUKUOKA CITY MINAMI WARD



早良区飯倉校区×飯倉商店街連盟

自治協議会

体育祭の店舗協賛…
店舗の広告媒体を介して
地域活動を紹介



商店街

商店街の認知度を上げて
買い物客を増やしたい

「商店街情報」と「地域情報」
一年間使用できる地域情報誌

フルカラーで全世帯配布…



西区西陵校区×協同組合グリーンプラザ下山門

自治協議会

高齢者の見守り・買物支援

商品配達・買物送迎

自治協議会・公民館の強み…
住民への信用

「自治協だより」に掲載



商店街

顧客の困り込み

サングリン号で無料送迎

毎日のお買物が不便な皆様へ
無料送迎いたします

ご自宅(あるいは近く)からサングリンまで
お買物送迎車両を運行します
の方は、お申込・登録が必要となります
しくはお問い合わせ下さい

は サングリンまでどうぞ
891-4305

業省 買物弱者対策支援事業

区自治協議会は、買物でお困りの方の支援と
見守りにつながる、この取組みを応援します。

らくだ便で配達

サングリンでのお買物の
品を配達します!

らくだ便会員様募集中

月会費 500円

その日17時までのお買物をその日に配達します
生鮮(冷蔵)品、冷凍食品も配達します
配達時間の指定はできません

会員様でなくても配達します
3000円以上のお買上げで
配達料金200円 頂きます
3000円未満のお買上げでは
配達料金300円 頂きます

サングリンからのお知らせ

地域自立型買物弱者対策支援事業
(平成24年度)

買物弱者対策支援事業の応援

福岡市の中小企業振興部が平成25年度に行った「市内商店街の実態調査」を行った結果課題として浮かびあがったのは、「にぎわいの向上」「買物弱者支援」「安全・安心な町づくり」「高齢者対策」などがあげられています。

地域とのかかわりを持つ商店街の割合は増えており、地域活動を行っている商店街は行っていない商店街よりも景況感が比較的明るいと結果が出ています。

そこで市として「商店街と地域との連携」を促進するため現在4区6商店街が、交流を深め一緒になって地域づくりを行っています。

西区ではまだどの校区もやっていなく西陵校区でできないか打診がありました。

スーパーの『サングリン』が経済産業省の「買物弱者対策支援事業」の認可を受け送迎車両を運行している関係で市・地域(西陵校区)・サングリンとで「買物弱者対策支援事業」を行っています。

「サングリン」は西陵校区地域で唯一のスーパーであり、夏祭り・運動会・各イベントにおいて協賛していただいております、生の松原2丁目から4丁目まで送迎しており、また下山門団地等では玄関まで運んだりしておられます。

校区としてこの対策支援事業を応援しています。

博多区千代校区×博多せんしょう

自治協議会・公民館

高齢者の健康づくり



商店街

店舗激減

(52店舗→10店舗)

とにかく施設に行く、
来てもらうためには…

千鳥橋病院の協力を得て、毎月5のつく日に
施設内で健康相談

「公民館だより」に掲載



千代3丁目「博多せんしょう」にて、

毎月5の付く日(5・15・25)は、「暮らしの保健室」を開催中！

お気軽にお立ち寄り下さい。「何となく来てみた」大歓迎です。

時間：13:00～16:00(午後1時から午後4時まで)

☆暮らしの保健室は、地域にお住いの方の健康、医療・介護の
ご相談をお受けします。

お問合せ先：暮らしの保健室 電話 092-651-9807

423号 平成29年3月1日

中央区春吉校区「地域カフェ」×BOサンテ整骨院

自治協議会
社会福祉協議会
民生委員・児童委員

高齢者の引きこもり対策
住民が集える憩いの場所



BOサンテ整骨院

整骨院という利点を活かし
「健康づくり」
「つながりづくり」



西城区原校区×下山門商店会

自治協議会・公民館

介護予防・認知症予防



商店街

商店街の活性化

高齢者の介護予防・認知症予防のための
出かけるしかけづくりにおける連携・協力

城原校区
(自治協議会)
(社会福祉協議
会)

下山門商店会

寄り合いカフェ
(校区公民館 年3回)
ふれあいサロン
(各町内)

チラシ等の店頭設置
お客さんへ案内
ニーズ調査

ミニカフェ
(老人いきいの家月1回)

企画会議への参加

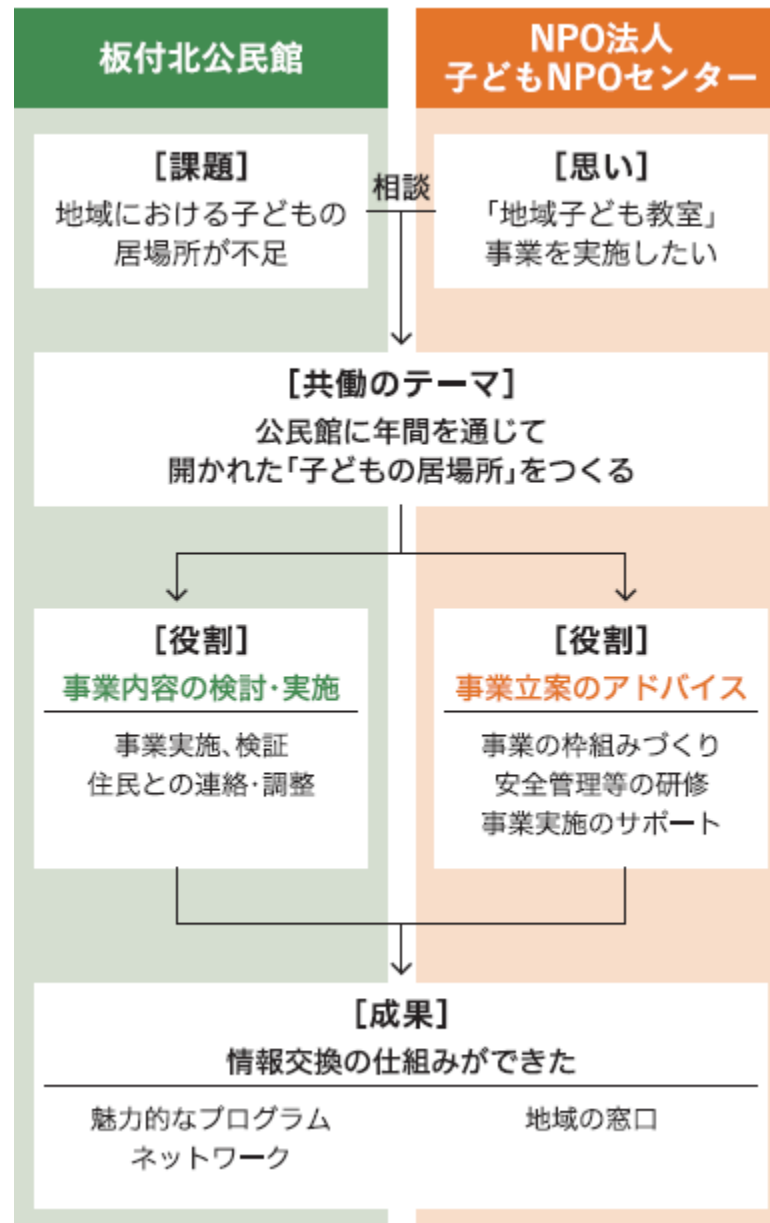
NPOへの働きかけ

サテライトカフェ

NPOへの働きかけ

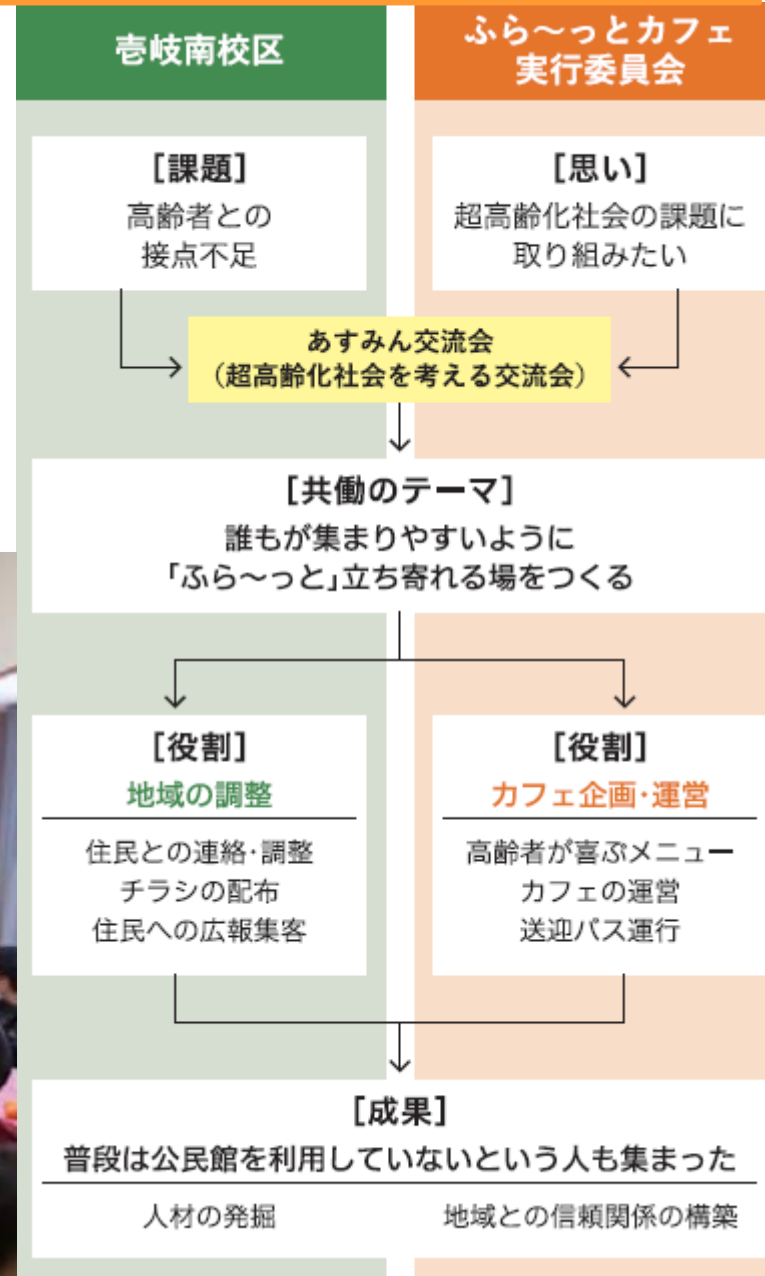
博多区板付北公民館×子どもNPOセンター福岡

【子どもの居場所づくり】



西区壱岐南校区×ふら~っとカフェ壱岐南実行委員会

【ふら~っとカフェ壱岐南】



公民館じょいんとプロジェクト（中央区）

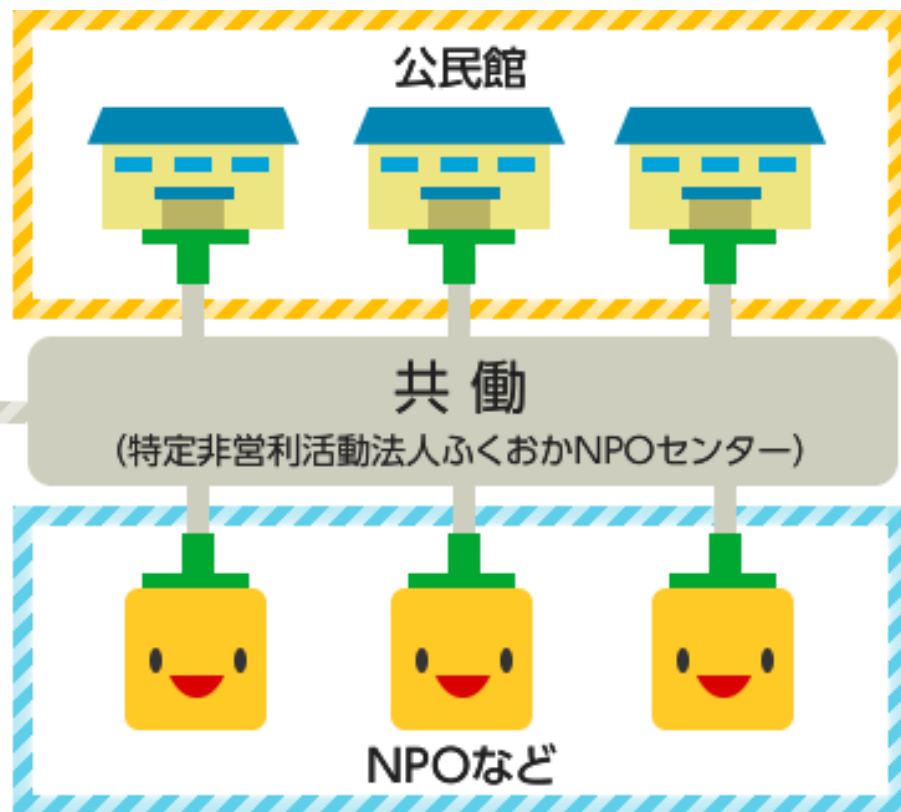
公民館とNPO・企業との連携により、魅力あるプログラムを打ち出すプロジェクト。

これを通じ、公民館に対してさらに魅力を感じ、地域活動に参加するきっかけづくり。



中央区役所

共働



地域デザインの学校



とは…

- ① 地域活動に馴染みの薄かった人々と、既に活動をしている人々が、
- ② 「やりたいこと」や「興味あること」をきっかけに、活動を生み出し、お互いにつながりながら、
- ③ 「地域の支え合いのかたち」を豊かにしていく

事業です



第1回 金武を知り合う 新しい住民の方々を中心に



- ・自治協議会等の取り組みを紹介
- ・金武に移り住んで感じている現状とこんな金武にしたい想いを共有

第2回 金武を語り合う 各種団体の方々を交えて

- ・金武のまちづくりのスローガンを
実現する活動を知り合い考える

「関心」から「参加・協力」
そして「担い手」へ



女性だけ・小中学校のワークショップ

地区の魅力や問題は？

地区の目指す姿とその実現のための活動は？



生活支援ボランティアグループ

日常の“ちょっとした困りごと”を、身近な地域で解決!!

生活支援ボランティアグループ

活動事例集

電球取り替え



福岡市社会福祉協議会キャラクター
ここっと



外出支援



ゴミ出し



できることを
できる時に
できる人が

日常のちょっとした困りごとのお手伝い

福岡市社会福祉協議会では、
生活支援ボランティアグループの
立ち上げに際し、
地域福祉支援員が相談、アドバイス、
立ち上げ費用の助成

さわら台団地町内会町内ネットワーク会議 H30

みんなで支え合う共助の町を目指し、「できる人」が「できる時」に「できること」をキーワードに自治会活動の応援団として「町内ネットワーク」を立ち上げ

意見交換会

「現状と目標」



「役割と活動」



高宮校区ビジョン推進会議 H29・30

校区ビジョン（H28）で示されるプロジェクトの実施に向けて、
目標別に部会を設置し、プロジェクトの活動内容の具体化、
スケジュール、中心となる実施主体などを検討

高宮校区ビジョン

いつまでも住み続けたい楽しいまち高宮

安全・安心なまち

環境の良いまち

絆のあるまち

高宮校区ビジョン推進会議

各プロジェクトの部会で

第1回：プロジェクトの確認



第2回：活動の具体化



第3回：活動の具体化

活動の実践

増大する地域の課題の解決に取り組むために…

地域課題の増大

限られた人材と予算

地域活動の継続

役員の兼務の整理

事業の棚卸し

担い手・協力者の発掘

条例の意義と効果…

目指すべき行政のあり方や地域社会の姿の明確化

行政運営の基本的な方針が明確になるとともに、地域社会として目指す姿を市民と共有

まちづくりを進めるための拠り所

まちづくりを進めるための支援制度などの仕組みを整えるうえでの拠り所

住民自治の意識形成

地域運営組織やNPOなどの活動がまちづくりの原点であることを認識し、住民自治の向上を目指していく意識形成

行政職員の意識改革

地域運営組織やNPOなどの公益活動団体と共にまちづくりに取り組むという行政職員の意識改革を全庁的に行う

条例の類型…

基本条例

自治体のまちづくりの基本理念、基本的事項を示した条例

- 〈例〉
- ・ニセコ町まちづくり基本条例
 - ・太宰府市自治基本条例
 - ・筑紫野市自治基本基本条例

等

参加条例

行政の住民参加を推進するため、基本理念や責務などの基本的事項、参加の対象や手法などを総合的に定めた条例

- 〈例〉
- ・那珂川町まちづくり住民参画条例
 - ・志免町みんなの参画条例

等

推進条例

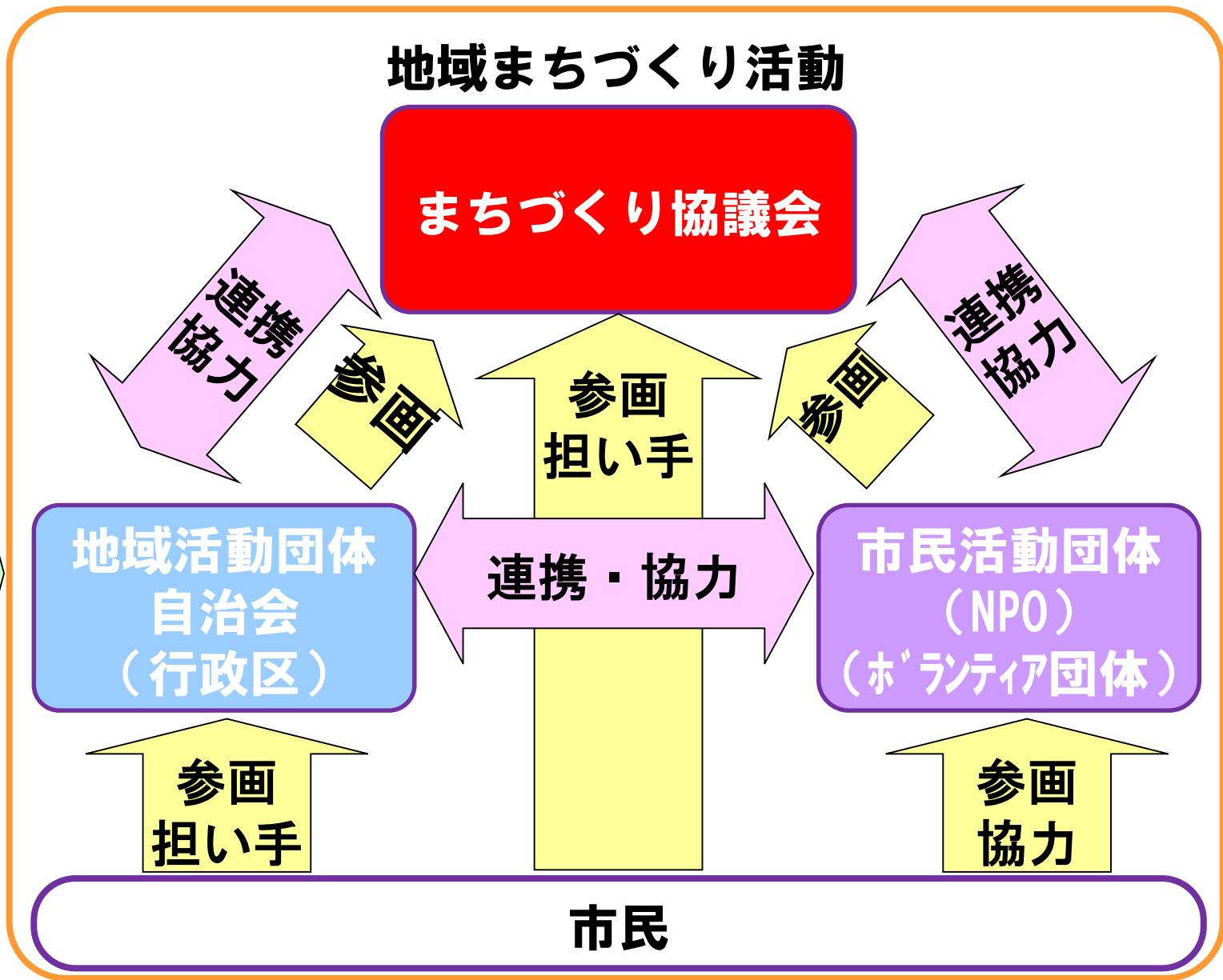
協働のまちづくりの推進にあたり、その基本理念や推進主体の責務、地域運営組織など位置づけを定めた条例

- 〈例〉
- ・筑紫野市コミュニティ推進条例
 - ・小郡市まちづくり推進条例

等

条例における協働のまちづくりの主体

市



「協働のまちづくり」を進めるポイント

●相互の理解

双方の長所や短所も含めてお互いをよく理解してこそ、それぞれの役割を確実に果たすことができます

●目的の共有

協働の目的が何であるか、双方が共通に理解し、確認しておかなければなりません

●対等

双方が上下ではなく、横の関係、対等であることをお互いに常に認識し、それぞれの自由な意思に基づきまちづくりの第一歩となります

●責任の明確化

自らの得意とする部分で役割を分担してまちづくりを進めるうえで、それぞれの責任の所在や範囲を明確にしておくことが大切です

●自主性の尊重

それぞれの持つ長所を十分活かし、活動の自主性を尊重して、弾力的に対応することが大切です

●公開

双方の関係やまちづくりの状況が外からよく見える、開かれた状態であり、一定の要件を満たせば誰もが加わることができるようにします

「協働のまちづくり」を進める手順



考える

- ① 課題を洗い出す
- ② 活動内容を検討する
- ③ 協働になじむか見極める
- ④ 協働の形態を検討する
- ⑤ 協働のパートナーを選ぶ
- ⑥ 協働のパートナーと話し合う



磨く

組み立てる

協働のまちづくりを進めるポイント

見直す

- ① 問題点を整理する
- ② 活動を継続するかを決める
- ③ 活動の内容を見直す
- ④ 協働のパートナーを見直す

- ☞ 相互の理解
- ☞ 目的の共有
- ☞ 対等
- ☞ 責任の明確化
- ☞ 自主性の尊重
- ☞ 公開

取り組む

- ① 活動の進み具合を確かめる
- ② 定期的に情報を交換する
- ③ 活動の目的や目標を確かめる
- ④ 活動への町民の参加を促す



振り返る

- ① 自分たちで振り返る
- ② 相互に振り返る
- ③ 他の人の意見を聞いてみる
- ④ 振り返りの結果を公表する

振り返る



何か変化や効果はあったかな？
子どもたちはどう思ってるのかな？

月・水・金曜日、朝と夕方に、
できる日に、当番を決めて
みんなで分担しよう！

条例を活かすために…

現行業務のやり方を改善とチェック

情報公開、参加、協働の仕組みのバージョンアップ

評価の状況、社会状況の変化に対応した条例の見直し

行政職員の研修、学校教育、社会教育による周知徹底

条例策定後に変わった成果のアピール

市民による事後的監視

完璧な条例でなくてもよい
私たちの条例として条例を育てていく

地域づくりに新しい視点と発想を

昭和一行 焼け跡世代

団塊の世代

しらけ世代 新人類

バブル世代

氷河期世代

ゆとり世代

みんな同じでない

いろんな
考えや価値観を
持っている人が
住んでいます

地域活動に新しい視点と発想を



2割：率先してリーダーシップを発揮

6割：リーダーに協力

2割：協力もせず、関心もない



本当に無関心？

！誘えば、声かけすれば

！出番を待っている

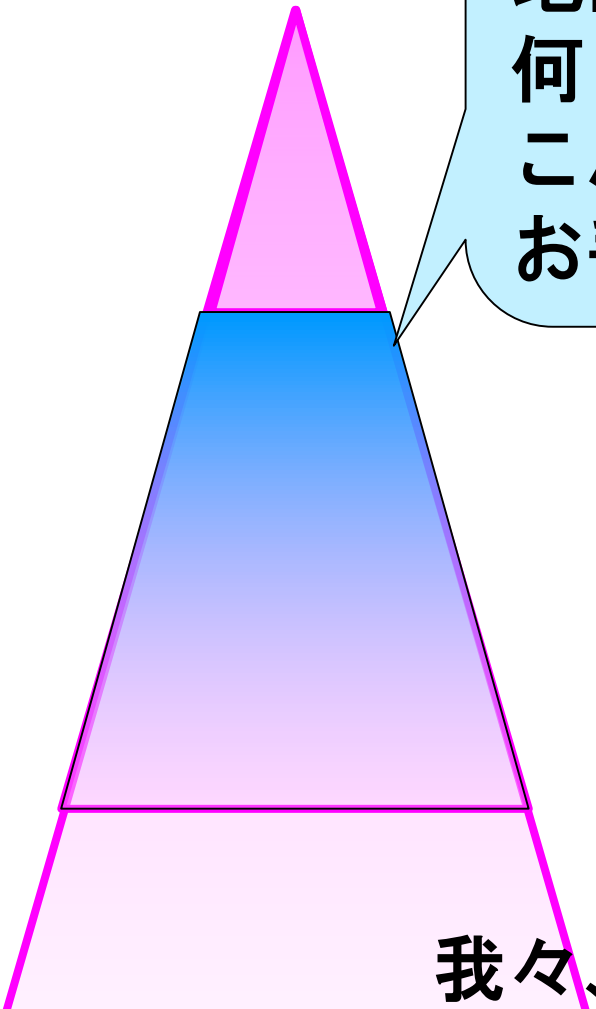
！新しい視点、発想

「関心」から「参加・協力」へ
そして「担い手」へ



気軽に「知り合う」「語り合う」場

「顔の見える関係」をつくるためには、
「まだ顔の見えていない人」と
出会い、交流しなければならない



まちづくり協議会、自治会、各種団体、
地区公民館…
何してるの？
こんなことしたいけど、
お手伝いしたいけど…どこに？誰に？

自治会に入るのは当たり前
ではない社会に



知られてる？ 開かれてる？

変わるのは…

我々、まちづくり協議会、自治会等々に
関わる人の意識？

地域活動に新しい視点と発想を



「ミクロ」の幸せ「マクロ」の幸せ

かつては、

マクロの幸せがミクロの幸せにつながる時代

しかし、

低成長、日本型雇用の崩壊、ITの進化

ライフスタイルの多様化、個人の自律・・・

▶ミクロの幸せの集積がマクロの幸せに

▶人と人が協力することが幸せにつながる

(元総務省職員 現武雄市長 小松 政)

「まちづくり」や「地域づくり」とは？

「公共空間」における「人間交際」のデザイン

(せんだい・みやぎNPOセンター 加藤 哲夫)

「面識社会」づくり

(帝塚山大学大学院 法政策研究科教授 中川 幾郎)



人間関係を再構築

家庭で 地域で 市民と行政と

対話から始まるまちづくり

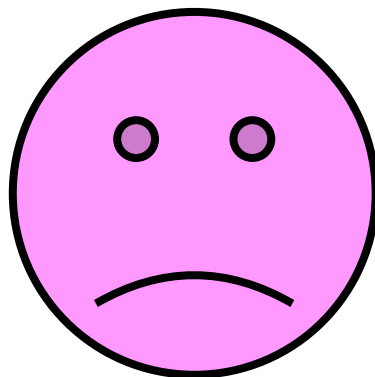
共有

触発

共感

共働

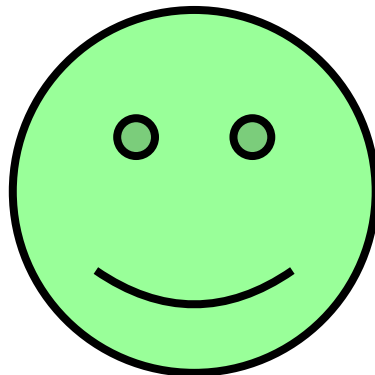
共創



こんなことで困ってるのよ!



そうなんだ!
それ、いいね!



そうそう、私も
そう思ってた!

じゃあ・・・!

まちづくりのキーワード

対話＝聴く × 話す (話すだけでは成立しない)



聴 (ゆる) す (相手を聴いて初めて対話)



広 → 廳 (やくしょ)

=住民の声に耳を傾け仕事をする場



みんなが力を合わせるには…

感情や意思、情報などを受け取り、伝え合い
住民同士が互いに助け合い・支え合う
より良い関係を築いてまちづくりを！

他市条例(6自治体)との比較表

項目	単位	熊本県荒尾市	筑紫野市	宗像市	大牟田市	古賀市	久留米	飯塚市
人口	人	52,525	103,852	96,816	114,496	59,308	304,703	128,407
高齢者人口	人	18,254	22,528	25,753	41,562	13,051	84,403	39,989
高齢化率	%	34.75	22.00	26.60	36.30	22.40	27.70	31.14
世帯数	世帯	24,155	44,990	42,560	56,711	25,548	134,537	62,074
ホームページアドレス		https://www.city.arao.lg.jp	https://www.city.chikushino.fukuoka.jp	http://www.city.munakata.lg.jp	https://www.city.omuta.lg.jp	https://www.city.koga.fukuoka.jp	http://www1.city.kurume.fukuoka.jp	http://www.city.iizuka.lg.jp
条例制定年月日		平成24年4月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成24年4月1日	令和2年4月1日施行予定
条例 名称		協働の地域づくり推進条例	地域コミュニティ推進条例	市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例	協働のまちづくり推進条例	まちづくり基本条例	市民活動を進める条例	協働のまちづくり推進条例
条例 条文 前文		前文(目次 附則)		前文(附則)	前文	前文	前文	前文
第1条	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的	目的
第2条	定義	定義	定義	定義	定義	定義	基本理念	定義
第3条	基本理念	基本理念	基本理念	基本理念	基本原則	まちづくりの基本理念	定義	基本理念
第4条	条例事項の尊重	市の役割	市の責務	市の責務	市民の役割	まちづくりの基本原則	市民の役割	条例事項の尊重
第5条	市民の役割	市民の役割	市民等の責務	市民等の責務	行財政運営	条例の位置付け	市民公益活動団体の役割	市民等の役割
第6条	市の役割	協議会等の役割	市及び市民等の共通の責務	職員の意識及び能力の向上	職員の意識及び能力の向上	市民等の役割等	地域コミュニティ組織の役割	自治会の役割
第7条	地域団体の役割	役割分担	市民参画の対象	情報の共有	情報の共有	議会の役割等	地域コミュニティ組織への加入	まちづくり協議会の役割
第8条	市民公益活動団体の役割	協定書	市民参画の方法	市の説明責任	市の説明責任	行政の役割等	事業者の役割	地域活動団体の役割
第9条	協働の推進	地域まちづくり計画の尊重	附属機関等の設置	市民参加の機会の確保	市民参加の機会の確保	情報の共有	市の役割及び責務	市民活動団体の役割
第10条	人づくり	協議会への支援	市民意見提出手続	市民参加の対象	市民参加の対象	市民参画の推進	市の基本施策	市の役割
第11条	地区協議会の位置付け	事業に係る措置	市民説明会	市民参加の方法	市民参加の方法	共働		協働の推進
第12条	地区協議会の役割	委任	市民ワークショップ	市民参加の公表	市民参加の公表	コミュニティ活動		人づくり
第13条	地区協議会の認定		意見の考慮等	地域コミュニティの活性化	地域コミュニティの活性化	基本構想		情報の共有
第14条	地区協議会への支援		年次計画及び年次報告	地域コミュニティ組織への参加	地域コミュニティ組織への参加	行政計画		市職員の意識及び参加推進
第15条	市職員の参加推進		市民政策提案手続	地域コミュニティ組織への支援	地域コミュニティ組織への支援	意見等の取り扱い		飯塚市協働のまちづくり推進委員会の設置
第16条	情報の共有化		政策の提案等	事業者の役割	事業者の役割	附属機関等		条例の見直し
第17条	地域づくり推進委員会の設置		署名の収集等	人材育成	人材育成	条例の推進・検証		委任
第18条	条例の見直し		提案された政策の検討	市民活動団体の役割	市民活動団体の役割	条例の見直し		
第19条	委任		提案された政策の決定	市民活動への支援	市民活動への支援			
第20条			市民政策提案手続の適正運用	条例の位置づけ	条例の位置づけ			
第21条			資料等の提供	条例の見直し	条例の見直し			
第22条			住民投票	附属機関の設置	附属機関の設置			
第23条			住民投票の請求及び発議	委任	委任			
第24条			署名の収集等					
第25条			投票資格者					
第26条			投票結果の成立要件					
第27条			投票結果の尊重					
第28条			住民投票実施の手続					
第29条			協働の原則					
第30条			協働の拠点づくり					
第31条			市民公益活動団体との行政サービスの協働					
第32条			行政サービスの協働の登録					
第33条			行政サービスの協働の報告					
第34条			協働事業の提案					
第35条			市民活動					
第36条			地域住民のコミュニティ活動への参加					
第37条			コミュニティ運営協議会の設置					
第38条			運営協議会の役割					
第39条			運営協議会の責務					
第40条			運営協議会の規約等					
第41条			コミュニティ活動の拠点					
第42条			運営協議会との行政サービスの協働					
第43条			行政サービスの協働の登録					
第44条			市民公益活動団体との協働					
第45条			宗像市市民参画等推進審議会の設置					
第46条			委任					

人口、高齢化率H31.4.1現在

※筑紫野市の高齢者数、高齢化率H27.3末

※古賀市の高齢者数 高齢化率 H26.9末

※飯塚市 R元 5月末現在

他市条文(6団体) との前文比較表

	熊本県荒尾市	筑紫野市	宗像市	大牟田市	古賀市	久留米	飯塚市
前文	<p>荒尾市は、東に小岱山、西に有明海と自然豊かな風土の中、より良い生活環境を築くため、みんなで助け合い、誇れる郷土づくりを行っています。これからも更なる飛躍に向け、地域が主体となった地域づくりを推進していきます。</p> <p>現在、荒尾市においても全国的に見られるように少子高齢化問題、環境問題、情報化社会の急速な発達、地方分権などの地域における様々な課題が顕在化しています。これらの課題解決が行政機関だけでは困難な時代となってきた中、本市においては、これまで協働のまちづくり推進指針を策定し、地域社会の中で互いに助け合うコミュニティ意識を醸成する取組に努めてきました。</p> <p>これからは、その成果をいかし、市民と市の役割を明確にし、安定した地域づくり活動ができる環境をつくる必要があります。その中で、地域福祉の充実、防災・防犯活動などを推進していくためには、地域コミュニティ単位での実施が望ましく、地域の団体が機能的に活動できる仕組みづくりが必要です。</p> <p>その仕組みづくりを支える手法として、この条例を制定します。</p>		<p>このまちで豊かな、生きがいのある暮らしをしていくことは、私たち宗像市民みんなの願いです。</p> <p>その暮らしが実現できるまちをつかっていくことは、私たち宗像市民みんなの権利であり、務めでもあります。</p> <p>まちづくりを自分たちが考え、決定し、行動し、責任を持つ。そんな新たな時代に私たちは生きようとしています。地方分権から地域分権への流れを、宗像らしい住民自治というかたちで実現させることができるか、地域分権の担い手としての私たちの力量が問われる時代でもあります。</p> <p>いま、私たちはここに「宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例」を定めます。まちづくりの仕事に主体的にかかわっていくことは私たちの権利であることを確認するとともに、行政や他の市民と力を合わせながら、自分たちが担い手となって取り組もうという宣言です。そのために必要なルールや仕組みをつくらうとする新しい挑戦でもあります。</p> <p>私たちはここに掲げた市民参画、協働、コミュニティ活動のいずれも力強く推進しなければなりません。そのために行政と対等の立場で連携し、相互信頼のもとに協力し合うことが求められます。同時に、市民同士が目的を共有しながら結び合うことも大切なことです。</p> <p>宗像市ではすでに多様なボランティア団体などの活動実績があり、それぞれ分野で役割を担ってきました。新しい手法によるまちづくりの土壌は育ちつつあるといえるでしょう。折りしも、市町村合併によって新しい宗像市が誕生しました。歴史や文化、地域の特性が異なるもの同士の結びつきは、その違いを認め合い、尊重し合うことによって、より高い成果を手に行うことができるはずですが、この条例に魂を入れるためには、私たち市民が自らの責任において発言し、実践することが肝心です。しなやかに考え、果敢に決め、活発に行動し、確実に責任を持つという自律的な市民の存在こそが、この条例をまちづくりの新たな起爆剤として活かす鍵であるということです。市民の日々の暮らしの中に、この条例の理念と手法がしっかりと根づいていくことを願ってやみません。</p>	<p>私たちのまち大牟田市は、三池山と有明の海に抱かれた穏やかな自然環境のもと、我が国の急速な近代化と経済発展を支えてきた燃ゆる石のふる里として、石炭関連産業の振興とともに発展してきました。</p> <p>私たちは、先人たちが努力と苦勞によって築き上げてきた歴史と文化、伝統やユネスコの世界文化遺産に登録された明治日本の産業革命遺産などの地域資源を次世代に継承し、自らの責任において、互いに力を合わせ、未来にはばたく大牟田のまちを築くため、わがまちの潜在能力を活かしたまちづくりを進めています。</p> <p>今日、社会経済情勢の変化とともに、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化が進み、地域への関心の希薄化によるコミュニティの衰退等、まちづくりを進めていくうえで様々な課題が生じています。</p> <p>こうした時代の変化に的確に対応していくために、市民と市がそれぞれの役割を分担するとともに、自らの意志に基づき主体的に行動しながら共に力を合わせ、協働のまちづくりの取組を進めていくことが求められています。</p> <p>私たちは、この協働のまちづくりを通して人づくりを行い、地域の絆を深めながら、全ての市民が安心して心豊かに暮らし続けられる住み良いまちの実現を図るとともに、次世代を担う子どもたちが、わがまち大牟田に希望と愛着を持ち、ふる里として誇れるまちをつくり上げていかなければなりません。</p> <p>そこで私たちは、この基本理念に基づき、まちづくりの主役は市民であることを実感できる協働のまちづくりを推進し、わがまち大牟田の将来にわたる地域社会の発展を目指し、ここに大牟田市協働のまちづくり推進条例を制定します。</p>	<p>私たちが暮らす久留米市は、悠久の歴史を持ち、大河筑後川に抱かれた筑後平野という豊かな自然の中で、先人たちのたゆまぬ努力で礎が築かれ、地域の特色を育みながら発展してきました。</p> <p>わたしたちは、この地域で生きていることを大切に、この地域の貴重な歴史や自然を守り、魅力ある地域として未来世代に引き継いでいきたいと願っています。</p> <p>近年の社会環境の変化は、人々の価値観の変化、生活様式の多様化を急速に進めました。その結果、人間関係の希薄化が生じるとともに、福祉、環境、教育等の行政だけでは抱えきれない様々な社会的課題が生じています。それぞれの課題を解決するためには、地域で支えあう力の再生が求められており、地域が自らの責任でその特色にあった地域づくりを進めることが必要となっています。</p> <p>わたしたち久留米市民一人一人は、この地域でみんなと一緒に暮らしていくためには何をすればいいのかを考えるという原点に立ち返り、地域社会における個人の役割を確認することの重要性に気づく必要があります。自らが住みよく、心豊かで人のぬくもりが感じられる暮らしは、互いの人権及び個性を尊重しつつ、思いやりや支えあいの心を持って活動することから始まります。現在でも市民、市民公益活動団体、地域コミュニティ組織、事業者等の個人や団体によって、様々な形で地域による活動が行われています。さらに、それぞれが互いに連携協力して地域が抱える様々な課題等の解決に取り組んで行く動きも見られます。そのような協働による地域づくり活動がより一層推進されることによって、魅力ある地域社会がつくられていきます。</p> <p>わたしたち久留米市民は、協働による地域づくり活動や市民活動の重要性を再確認し、より多くの市民の参画、参加、又は協力を得て市民活動の活性化を図り、「私たち市民一人ひとりが思いやりの心をもって暮らす心豊かな地域社会」を築くことを目指します。</p>	<p>古賀市は、国の史跡に指定されている船原古墳、緑豊かな犬鳴の山並や白砂青松の花鶴浜など、歴史遺産と自然に恵まれ、文化の伝承も大切にされている心豊かな地方都市です。また、古来より人や物が行き交う交通の要衝となっており、多様な人々が集い、様々な場で交流が盛んに行われていることも、古賀市の誇るべき財産となっています。</p> <p>私たちは、英知を傾けてこれら地域の歴史、文化を守り育て、古賀市の誇りを次世代に引き継いでいきたいと願っています。</p> <p>しかし、少子高齢化の進行、地方分権社会の進展などにより、私たちを取り巻く環境は急速に変化しています。そのなかで、心豊かな子どもたちが育つ、安全で安心して暮らせるまちをつくり、未来に残していくためには、議会、行政はもとより、市民一人ひとりがまちづくりの担い手として、これまで以上に人や地域の結びつきを強め、信頼関係を構築し、お互いに協力し合いながら、前向きに取り組んで行くことが不可欠です。</p> <p>私たちはここに、古賀市におけるまちづくりの担い手の役割を明らかにし、私たちのまち古賀市が「これからはずっと住み続けたいと誇れるまち」となるように、この条例を制定します。</p>	<p>飯塚市は、福岡県の中央に位置し、豊かな自然、歴史、文化を有し、大学をはじめ、研究機関や医療機関が集積した筑豊の中心都市です。</p> <p>将来にわたり明るく住みよい、共に支え合うまちづくりを実現するために、市民一人ひとりの人権が大切にされ、市民相互が豊かに交流し、助け合い、安全安心で住み続けたい郷土のまちづくりを推進しています。</p> <p>全国的に見られるように、飯塚市においても、少子高齢化、核家族化の進行により、人と人とのつながりが希薄化する一方で、市民等、自治会をはじめとした地域活動団体、NPOなどの市民活動団体がまちづくりの担い手として、様々な分野で果たす役割が大きくなっています。</p> <p>このため、市は、市民等及び活動団体と情報共有を図り、市民等の多様な意見を反映できる機会を設けながら、人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、それぞれの役割に応じた取組を進めることで、地域の課題を自らが解決できるような市民の力や地域の力を醸成し、自主自立した協働のまちづくりを推進するため、この条例を制定します。</p>

他市条例(6自治体)との条文比較表

	熊本県荒尾市	筑紫野市	宗像市	大牟田市	古賀市	久留米	飯塚市
第1条	<p>第1条(目的) この条例は、住みよい荒尾市を築くために大きな役割を担う地域づくりについて、基本理念を定め、市民と市の役割を明確にするとともに、地域づくりに関する市の支援等に関し必要な事項を定めることにより、安定的かつ継続的な地域づくりを推進することを目的とする。</p>	<p>第1条(目的) この条例は、筑紫野市の発展の基礎である地域コミュニティについて基本理念を定め、市及びコミュニティ運営協議会の役割を明らかにするとともに、市の支援等に関し必要な事項を定めることにより、安定的かつ継続的に地域コミュニティづくりを推進することを目的とする。</p>	<p>第1条(目的) この条例は、創造豊かで活力あるまちづくりを推進するため、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する基本的な事項を定め、その推進を図ることにより、市民一人一人が快適で、安全で、温もりのある暮らしのかたちを実現できる環境を整えることを目的とする。</p>	<p>第1条(目的) この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念を明らかにするとともに、市民参加及び協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、心豊かで活力と魅力のある地域社会の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条(目的) この条例は、まちづくりの基本的事項を定め、市民等、議会及び行政がそれぞれの役割を果たし、相互に連携し、市民が住み続けたいといえるまちの実現を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条(目的) この条例は、「私たち市民一人ひとりが思いやりの心をもって暮らす心豊かな地域社会」の実現に寄与するため、地域社会を構成する市民、市民公益活動団体、地域コミュニティ組織及び事業者(以下「各主体」という。)の役割並びに市の役割及び責務を明らかにし、並びに市民活動の基本的な事項を定めることにより、市民活動の活性化を促進することを目的とする。</p>	<p>第1条(目的) この条例は、飯塚市の協働のまちづくりにおける基本理念を定め、市民等、活動団体(地域活動団体及び市民活動団体)をいう。以下同じ。)及び市の役割を明らかにするとともに、協働のまちづくりに係る市の支援等に関し必要な事項を定め、協働のまちづくりを推進することを目的とする。</p>
第2条	<p>第2条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 地域づくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組をいう。 (2) 市民 次に掲げるものをいう。 ア 市内に住所を有する者 イ 市内に通学し、又は通勤する者 ウ 市内において、事業又は活動を行う者 エ 市内において、事業又は活動を行う法人その他の団体 (3) 市 市長その他の執行機関をいう。 (4) 地区 地域コミュニティを基本として市全体を区分けした行政事務上の区域をいう。 (5) 協働 市民同士及び市民と市が対等な関係で、相互の理解と尊重の下、連携及び役割分担を明確にし、共通の目的に向かって共に取り組むことをいう。 (6) 地域団体 自治会のような地縁に基づくもので、市民が相互に助け合うことを目的とした団体をいう。 (7) 市民公益活動団体 営利を目的としない市民の自発的かつ自主的な社会貢献活動により公益の増進に寄与することを目的とした団体で、その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。 ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動 イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 エ 議員など特定の公職の候補者、公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反することを目的とする活動</p>	<p>第2条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 地域コミュニティ おおむね小学校区域における自治会、町内会その他の地縁団体及びまちづくり、子育て、防犯等に関する機能団体が、それぞれの特性を生かしながら様々な地域の課題に取り組む、より安全で安心なまちづくりを目指す地域社会をいう。 (2) コミュニティ運営協議会 地域コミュニティづくりを目的とする団体で、別表に定めるものをいう。 3 地域 まちづくり計画 地域コミュニティ活動を継続的かつ計画的に実施するためにコミュニティ運営協議会以下「協議会」という。が策定する方針及び中長期的な事業計画をいう。 4 補完性の原理 個人の自立に基礎を置き、個人でできることは 自助として 個人で解決し、個人で解決できないことは 共助として地域、NPO 等が解決し、それでも解決できない場合に公助として 市 が解決するという考え方をいう。</p>	<p>第2条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民等 次に掲げるものをいう。 ア 市内に住所を有する者 イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者 ウ 市内の学校に在学する者 エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 オ 当該事案について利害関係を有する者 (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条ただし書の規定により管理者を置かないとした場合にあっては、その権限を行う市長)をいう。 (3) 市民参画 市の政策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、市民等が民主的に参加し、幅広く市民等の意見を反映させるとともに、市民等が主体となるまちづくりを推進することをいう。 (4) 附属機関等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。 (5) 市民意見提出手続 市の政策等を策定するに当たり、その政策等の趣旨、内容等の必要事項を広く市民等に公表し、これについて提出された市民等の意見を考慮して、意思決定を行うとともに、それらの意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。 (6) 市民説明会 市の政策等を策定するに当たり、政策等の説明を通して市民等と市及び市民同士の自由な議論を深めることを目的として開催する集まりをいう。 (7) 市民ワークショップ 市の政策等を策定するに当たり、市民等から参加者を募り、各種の共同作業等を行いながら、政策等について自由に議論し、一定の案に集約する方法をいう。 (8) 協働 市民等及び市が、創造豊かで活力あるまちづくりを推進するため、それぞれの役割分担のもと、相互に補い合いながら、対等な立場でともに活動し、その成果を相乗効果的に生み出すための営みをいう。 (9) 市民公益活動 自発的な参加によって行われる公益性のある活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動 イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者にならうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動 (10) 市民公益活動団体 市民公益活動を行う団体をいう。 (11) 行政サービスの協働 市が行っている行政サービスを協働で行おうとする団体に委託し、又は公の施設の管理権限を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に委任し、当該団体が有する専門性、地域性等の特性を活かしながら協働により行うことをいう。 (12) コミュニティ 原則として宗像市立小学校又は義務教育学校の通学区域において市民等であるもの(以下「地域住民」という。)が共同体意識を持って、主体的に形成された地域社会をいう。 (13) コミュニティ活動 コミュニティにおいて地域住民が自主的に行う地域住民のための活動をいう。</p>	<p>第2条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。 (2) 市民等 市民並びに市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体をいう。 (3) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。 (4) 協働のまちづくり 市民等及び市がそれぞれに自己の責任と役割を認識し、相互に補完し、及び協力し合うことによって、自助、共助及び公助の取組による住み良い地域社会を創造することをいう。 (5) 地域コミュニティ 地域住民が共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを図り、地域の事柄に取り組む地域社会をいう。 (6) 地域活動 地縁を基礎として組織された団体である地域コミュニティ組織が、地域の公共の課題の解決や地域の活性化を目的として主体的に取り組む活動をいう。 (7) 市民活動 市民等が自主的、自発的にまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動(宗教、政治又は選挙を主たる目的とする活動を除く。以下同じ。)をいう。</p>	<p>第2条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) まちづくり 住みよいまちをつくるための公益的な活動をいう。 (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者の権限を行う市長並びに当該機関の職員をいう。 (3) 自治会 良好な地域社会をつくるため、市内の一定区域内の市民によって主体的に組織された団体をいう。 (4) 校区コミュニティ 良好な地域社会をつくるため、市内の小学校区内の市民、自治会及びその他の団体等によって主体的に組織された団体をいう。 (5) 市民活動団体 特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の共通の目的を持つ人が集まり、自主的・自発的に公益的な活動を行う団体であって市内で活動するものをいう。ただし、主として営利を目的とした活動、政治的活動及び宗教的活動を行う団体並びに自治会及び校区コミュニティを除く。 (6) 事業者 市内で事業を営む個人又は団体(市民活動団体を除く。)をいう。 (7) 市民等 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。 ア 市内に住所を有する者 イ 市内に通学又は通学する者 ウ 自治会 エ 校区コミュニティ オ 市民活動団体 カ 事業者 (8) 市民参画 行政が実施するまちづくりに関して、事業の企画、実施又は評価等について、市民等が自主的に意見を述べ、又は提案を行う等直接関与することをいう。 (9) 共働 市民等、議会及び行政が果たすべき責任と役割を自覚し、共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざす自律した活動を通じ、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、様々な社会的課題の解決に当たることをいう。 (10) コミュニティ活動 市民等が地域又は共通の目的によってつながり、自主的に行うまちづくりであって、団体として行うものをいう。</p>	<p>第2条(基本理念) 第3条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。 (1) 市民活動主として市民、市民公益活動団体及び地域コミュニティ組織が行う不特定多数のもの利益の増進を目的とし、市民が主役となって社会的な課題の解決に取り組む営利を目的としない活動で次のいずれにも該当しないものをいう。 ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とすること。 イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とすること。 ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者にならうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とすること。 (2) 市民公益活動団体 市民活動を行うことを目的とし、自発的かつ継続的に活動するために形成された団体で次のいずれにも該当しないものをいう。 ア 公序良俗に反する活動を行う団体 イ 暴力団(暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)ウ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成員の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体</p>	<p>第2条(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 協働 市民等、活動団体及び市が、相互の理解と尊重の下、対等な関係となるよう役割と責任の分担を明確にし、共通の目的及び目標に向かって相互に取り組むことをいう。 (2) 市民等 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。 ア 市内に住所又は居所を有する者 イ 市内に事務所若しくは事業所を有する個人及び法人又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者 ウ 市内に存する学校に在学する者 (3) 市 市長その他の執行機関をいう。 (4) 地域活動団体 自治会、まちづくり協議会その他の市内の一定の地域を単位とする組織であって、市民が相互に助け合うことを目的とした団体をいう。 (5) 市民活動団体 NPO、ボランティア団体その他の市民の自主的な活動により、公益の増進に寄与することを目的とした団体であって、営利を目的としないものをいう。 (6) まちづくり協議会 市内12地区に設置された交流センターを拠点として、当該地区の市民等及び活動に賛同する団体で構成される協議会をいう。</p>

他市条例(6自治体)との比較表

	熊本県荒尾市	筑紫野市	宗像市	大牟田市	古賀市	久留米	飯塚市
第3条	<p>第3条(基本理念) 地域づくりは、市民同士及び市民と市が対等な関係で、相互の理解、尊重及び協力に基づいて、市民の自発的な発想並びに市民と市の連携及び役割分担により行われることを基本とする。</p>	<p>第3条(基本理念) 地域コミュニティづくりは、市民の自発的かつ主体的な取組によって行われるものとする。 2 地域コミュニティづくりは、市民と市とが対等な関係で、相互に役割を理解し、協働して行われるものとする。</p>	<p>第3条(基本理念) 市民参画は、市民等が等しくまちづくりの主人公であり、実施機関が行う意思決定の過程に参画する権利を有し、満20歳未満の者においてもそれぞれの年齢にふさわしい権利を有するものとして推進する。 2 協働は、市と市民等又は相互に連携し合った市民等がそれぞれの特性と自律性をもとに役割分担してこれを行うことで相乗効果を生み出し、地域に新たな貢献をすることを旨として推進する。 3 コミュニティ活動は、コミュニティが地域住民の自治によるまちづくりの担い手となることを目指して取り組むこととし、その展開は地域住民の自律性と自主性をもとに推進する。</p>	<p>第3条(基本原則) 市民等及び市は、対等な関係で役割を分担しながら連携・協力を行い、協働のまちづくりを進める。 2 市民等及び市は、相互理解に努め、信頼関係を深めるとともに、連携・協力関係を築き上げる。 3 市民等及び市は、まちづくりに関する情報を相互に提供し、情報の共有を行う。 4 市民等及び市は、まちづくりに関する情報を共有し、協働のまちづくりへの市民参加を推進する。</p>	<p>第3条(まちづくりの基本理念) 市民等、議会及び行政は、次に掲げる基本理念によりまちづくりを推進する。 (1) 相互に連携し、古賀市民憲章(昭和60年11月告示第63号)に基づくまちづくりに取り組む。 (2) 先人が築いてきた地域の歴史、文化及び英知を大切に、次世代に引き継ぐとともに、相互に人権を尊重し、共に支えあう地域社会の形成に取り組む。 (3) 相互の自主性及び自律性を尊重しながらそれぞれの責任と役割を果たし、まちづくりに取り組む。</p>	<p>第3条(定義) 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。 (1) 市民活動 主として市民、市民公益活動団体及び地域コミュニティ組織が行う不特定多数のもの利益の増進を目的とし、市民が主役となって社会的な課題の解決に取り組む営利を目的としない活動で次のいずれにも該当しないものをいう。 ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とすること。 イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とすること。 ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とすること。 (2) 市民公益活動団体 市民活動を行うことを目的とし、自発的かつ継続的に活動するために形成された団体で次のいずれにも該当しないものをいう。 ア 公序良俗に反する活動を行う団体 イ 暴力団(暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) ウ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体 (3) 地域コミュニティ組織 自治会及び自治会を基盤とした校区コミュニティ組織、各種住民団体その他自らの地域を自らが住みよくすることを目的とし、一定の区域に住所を有する者が構成する団体であって、当該団体の構成員が互いに助け合い、かつ、生活していくことで地域課題等を発見し、その課題等を解決することにより、心豊かな生活を送るための活動を組織的かつ継続的に行う住民組織及び団体をいう。</p>	<p>第3条(基本理念) 飯塚市の協働のまちづくりは、市民一人ひとりの人権を大切に、市民等、活動団体及び市の、相互の理解、尊重及び協力に基づき推進するものとする。</p>
第4条	<p>第4条(条例事項の尊重) この条例は、本市における地域づくりの基本原則であることから、市民及び市は、この条例で定める事項を尊重するよう努めなければならない。</p>	<p>第4条(市の役割) 市は、前条に規定する地域コミュニティづくりの基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、市民の自主性を尊重しつつ、地域コミュニティづくりの推進のために必要な施策を講じなければならない。 2 市は、地域コミュニティが目指すべき姿について協議会と協議し、地域コミュニティ基本構想として定めるものとする。 3 市は、地域コミュニティ基本構想に基づき市が行う施策について地域コミュニティ基本計画として定めるものとする。</p>	<p>第4条(市の責務) 市は、前条に定める基本理念に基づき、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する総合的な環境の整備、財政支援等、予算の範囲内で適切な施策を実施する。 2 市は、市民参画、協働及びコミュニティ活動を推進するに当たり、情報の共有を図り、様々な機会を創出するよう努める。 3 市は、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進の重要性が市民等に浸透するよう、市民等及び職員に対し、啓発、研修等を実施する</p>	<p>第4条(市民の役割) 市民は、まちづくりの主体としての意識を持ち、協働のまちづくりに自主的に参加し、協力するよう努めるものとする。 2 市民は、市が発信するまちづくりに関する情報に関心を持ち、積極的に情報を得よう努めるものとする。 3 市民は、自らの住む地域に関心を持つとともに、お互いの立場を理解し、連携・協力を図り、地域コミュニティの活性化と地域課題の解決に向け主体的に行動するよう努めるものとする。</p>	<p>第4条(まちづくりの基本原則) 次に掲げる事項を本市のまちづくりの基本原則とする。 (1) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 市民参画の原則 市民参画により行政運営が行われること。 (3) 共働の原則 共働してまちづくりに当たること。(条例の位置付け)</p>	<p>第4条(市民の役割) 市民は、基本理念にのっとり、地域社会の一員であることを自覚し、各々が責任をもって市民活動に取り組むものとする。 2 市民は、市民活動の担い手として自発的に行動するよう努めるものとする。 3 市民は、地域コミュニティの一員として自らが暮らす地域に関心を持ち、自らの地域のために地域コミュニティ活動へ参画し、参加し、又は協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第4条(条例事項の尊重) 市民等、活動団体及び市は、この条例で定める事項を尊重するものとする。</p>
第5条	<p>第5条(市民等の役割) 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、実践するよう努めなければならない。</p>	<p>第5条(市民の役割) 市民は、基本理念に基づき、地域への関心を高めるとともに、地域コミュニティづくりの推進に努めるものとする。</p>	<p>第5条(市民等の責務) 市民等は、自らの意見と行動に責任を持ち、宗像市全体の利益を考慮しながら、市民参画、協働及びコミュニティ活動に積極的に関わるよう努める。</p>	<p>第5条(行財政運営) 市は、協働のまちづくり及び質の高い市民サービスの提供を推進するため、効果的かつ効率的な行財政運営に努めるものとする。 2 市は、協働のまちづくりの推進を図るための総合的な施策を効果的に実施するものとする。 3 市は、社会状況に応じて市民等の意向、意見等を的確に把握し、協働のまちづくりの施策に反映させられるよう努めなければならない。 4 市は、公平、公正な行財政運営を行い、市民等との信頼関係の向上に努め、協働のまちづくりを推進しなければならない。</p>	<p>第5条(条例の位置づけ) この条例は、本市のまちづくりの基本的事項を定めるものであり、他の条例、規則又は行政計画(行政が策定する様々な計画をいう。以下同じ。)等を定めるに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性の確保を図る。</p>	<p>第5条(市民公益活動団体の役割) 市民公益活動団体は、基本理念にのっとり、自らが有する専門性、迅速性、柔軟性等の特長を生かし、地域社会が抱える課題等の解決に取り組むものとする。 2 市民公益活動団体は、自らの活動についての積極的な情報発信、当該団体の情報についての公表(当該団体の情報についての公表が義務付けられている場合も含む。)その他の必要な活動を通じて当該団体の活動について多くの市民の理解並びに参画及び参加が得られるよう努めるとともに、市民活動の活性化に取り組むものとする。</p>	<p>第5条(市民等の役割) 市民等は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、自治会活動など協働のまちづくりの実践に努めるものとする。 2 市民等は、自らが居住する区域等の自治会加入に努めるものとする。</p>
第6条	<p>第6条(市の役割) 市は、地域づくりについて、職員の意識改革を図るとともに、市民の自主性を尊重しつつ、豊かな地域づくりについて必要な施策を講じるよう努めなければならない。</p>	<p>第6条(協議会の役割) 協議会は、地域住民、協議会は、地域住民、協議会、地域で活動する各種団体等、地域で活動する各種団体等の交流と支え合いを通して、地域コミュニティづくりに資する活動に主体的に取り組むものとする。 2 協議会及びその構成団体等(以下「協議会等」という。)は、地域課題の解決に向けて取り組むとともに、地域活動を通して地域活性化に取り組むものとする。 3 協議会等は、自らの活動について情報を発信するとともに、地域住民と情報交換を行い、活動内容が地域住民に理解されるよう努めるものとする。</p>	<p>第6条(市及び市民等の共通の責務) 市及び市民等は、それぞれの立場に応じて必要な役割を果たすよう努める。 2 市及び市民等は、この条例の目的を達成するために考え、提案し、行動するすべての局面において、対等、平等及び構成でなければならない。 3 市及び市民等は、それぞれの人材育成に努めるとともに、その人材を有効に活用できるよう努める。</p>	<p>第6条(職員の意識及び能力の向上) 市は、職員が協働のまちづくりの推進について意識を深め、市民等とともに積極的な取組を行うよう、職務能力の向上のため、職員に対する啓発及び研修を実施しなければならない。 2 職員は、協働のまちづくりを理解し、地域活動や市民活動に対して連携・協力及び実践を行うことができるよう、意識の醸成及び資質の向上のための自己啓発に努めなければならない。</p>	<p>第6条(市民等の役割) 市民等は自らがまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にまちづくりに関わるよう努める。 2 市民等がまちづくりに取り組むにあたっては、自発的意思が尊重されるものとする。 3 市民等は、まちづくりに取り組むときは自らの発言及び行動に責任を持つものとする。</p>	<p>第6条(地域コミュニティ組織の役割) 地域コミュニティ組織は、基本理念にのっとり、地域課題等の解決に取り組むとともに、その活動を通じて地域の活性化に取り組むものとする。 2 地域コミュニティ組織は、自らの活動についての積極的な情報発信、当該団体の情報についての公表その他の必要な活動を行うことにより、当該団体の活動について多くの市民の理解並びに参画及び参加が得られるよう努めるものとする。 3 地域コミュニティ組織は、多様な地域課題等の解決のため、各主体及び市と地域課題等を共有し、相互連携を図ることにより、個性及び魅力ある地域社会をつくるよう努めるものとする。</p>	<p>第6条(自治会の役割) 自治会は、その区域内の自治会活動において、市民等が交流し、助け合いながら、課題の解決に取り組むとともに、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。</p>

他市条例(6自治体)との条文比較表

	熊本県荒尾市	筑紫野市	宗像市	大牟田市	古賀市	久留米	飯塚市
第7条	第7条(地域団体の役割) 地域団体は、地域住民のつながりを強くするとともに、個人では解決困難な課題について地域でできることを考え、その課題の解決を図る取組等を通じて地域づくりの推進に努めなければならない。	第7条(役割分担) 市と協議会等との役割分担は、補完性の原理に基づくものとする。	第7条(市民参画の対象) 市民参画の対象となる事項(以下「対象事項」という。)は、次に掲げるとおりとする。 (1)市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2)市の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃に関する案の策定 (3)市民等に義務を課し、権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃に関する案の策定(市税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。)、分担金、使用料、加入金、手数料その他これに類するもの及び利用料金に関するものを除く。) (4)広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (5)市民等の公共の用に供される施設のうち規則で定める大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、対象事項としないことができる。 (1)定型的又は経常的に行うもの (2) 軽易なもの (3) 緊急に行わなければならないもの (4) 実施機関内部の事務処理に関するもの (5) 法令の規定により実施の基準が定められているもの (6) 前各号に掲げるもののほか、市民参画の手続を実施しなくても第1条の目的を達することができるものと認められるもの	第7条(情報の共有) 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報を相互に発信及び収集をし、情報の共有を推進する。 2 市民等は、協働のまちづくりを推進するため、市民相互のまちづくりに関する情報の共有に努めるものとする。 3 市は、市民等の協働のまちづくりへの参加が推進されるよう、市民等が求める情報を市民等に対し分かりやすく迅速に提供し、市民等と情報が共有されるよう努めなければならない。この場合において、市は、大牟田市個人情報保護条例(平成14年条例第22号)を遵守しなければならない。	第7条(議会の役割等) 議会は、選挙で選ばれた議員で構成する議事機関としての役割を担う。 2 議会及び議員活動その他必要な事項については、古賀市議会基本条例(平成25年条例第33号)に定めるとおりとする。	第7条(地域コミュニティ組織への加入) 市民は、第4条の規定による取組を達成するため及び前条の規定による取組が達成されるよう、その居住する形態にかかわらず地域コミュニティ組織の基盤である自治会に加入するよう努めるものとする。 2 地域コミュニティ組織は、前条の規定による取組を達成するため、多くの市民が主体的に加入できるよう開かれた運営に努めるものとする。	第7条(まちづくり協議会の役割) まちづくり協議会は、その地区内において、中核となる組織として、構成団体及び市と調整を図り、課題の解決に取り組むとともに、活動を通して、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。
第8条	第8条(市民公益活動団体の役割) 市民公益活動団体は、地域性、専門性当をいかし、その活動の質を高め、継続して地域づくりの推進に努めなければならない。	第8条(協定書) 市と協議会は、地域コミュニティづくりを推進するために必要な事項を協議し、協定書を交わすものとする。	第8条(市民参画の方法) 実施機関は、それぞれの対象事項にふさわしい効果的な方法として、次に掲げる市民参画の手続(以下「市民参画手続」という。)のうち1つ以上を実施しなければならない。 (1) 附属機関等の設置 (2) 市民意見提出手続 (3) 市民説明会 (4) 市民ワークショップ 2 実施機関は、複数の市民参画手続を実施したほうがより市民等の意見を的確に反映できると認められるときは、複数の市民参画手続を併用して実施するよう努める。 3 実施機関は、前条第2項の規定により市民参画手続を実施しないときは、その理由を公表しなければならない。 4 実施機関は、第1項に定めるもののほか、より効果的と認められる市民参画の方法があるときは、これを積極的に用いるよう努める。	第8条(市の説明責任) 市は、施策の立案、実施及び評価における各段階において、その内容、効果等を市民等に分かりやすく説明しなければならない。 2 市は、協働のまちづくりに関する市民等からの意見等の把握に努めるとともに、市民等の意見等に対し、迅速かつ適切に応えなければならない。	第8条(行政の役割等) 市長は、選挙で直接選ばれた代表者として市を統轄する。 2 市長は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行う。 3 職員は、全体の奉仕者として、職員間の情報共有・連携を図りながら公平かつ公正に職務を遂行する。	第8条(事業者の役割) 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として市民活動が地域社会に果たす役割を理解し、市民活動の活性化のために自発的に参画し、参加し、又は協力するよう努めるものとする。 2 事業者は、保有する自らの資源を活用し、地域社会の発展に自らの特性を活かして貢献するよう努めるものとする。	第8条(地域活動団体の役割) 地域活動団体は、地域内のつながりを構築するとともに、個人では解決困難な課題について地域でできることを考え、その課題の解決を図る取組等を通じて協働のまちづくりの推進に努めるものとする。
第9条	第9条(協働の推進) 市民及び市は、相互にそれぞれの特性をいかし、補充し合いながら、共通の課題を解決し、目的を達成するため、協働による地域づくりを積極的に推進するよう努めなければならない。	第9条(地域まちづくり計画の尊重) 市は、地域コミュニティづくりの推進のために必要な施策の策定及び実施に当たっては、協議会が策定した地域まちづくり計画を可能な限り尊重するものとする。	第9条(附属機関等の設置) 実施機関は、附属機関等の委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、他の附属機関等の委員との重複状況、地域構成等に配慮し、審議に広く市民等の意見が反映されるよう努める。 2 実施機関は、原則として附属機関等の委員の一部を公募する。 3 実施機関は、附属機関等の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表する。 4 附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。 (1) 審議の内容に非公開情報が含まれているとき。 (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障があると認められるとき。 5 会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。 6 実施機関は、附属機関等の会議の議事録を作成し、非公開情報を除き公表する。	第9条(市民参加の機会の確保) 市は、市民等の意見等が協働のまちづくりに反映されるとともに、市政への市民参加が実感できるよう、市民等の意見等を聴くための多様な市民参加の機会を設けなければならない。	第9条(情報共有) 市民等、議会及び行政は、信頼関係の構築のため、情報共有の推進に努める。 2 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体及び事業者は、まちづくりに関する情報を積極的に発信するとともに、共有するよう努める。 3 行政は、市民等が必要とする情報の把握に努めるとともに、まちづくりに関する情報を積極的に発信する。	第9条(市の役割及び責務) 市は、基本理念にのっとり、市民活動の活性化のために必要な施策を実施しなければならない。 2 市は、市民活動に関する職員の意識の向上を図り、市民活動の重要性の認識を深めるとともに、必要な体制整備を行わなければならない。	第9条(市民活動団体の役割) 市民活動団体は、地域性及び専門性をいかし、活動の質を高め、継続して協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

他市条例(6自治体)との条文比較表

	熊本県荒尾市	筑紫野市	宗像市	大牟田市	古賀市	久留米	飯塚市
第10条	<p>第10条(人づくり) 市民及び市は、地域づくりの担い手を発掘し、育成するため、研修等の機会の充実に努めなければならない。</p>	<p>第10条(協議会への支援) 市は、地域コミュニティづくりを推進するため、協議会に対して財政支援その他必要な支援を行うことができる。</p>	<p>第10条(市民意見提出手続) 実施機関は、市民意見提出手続により意見を求めるときは、次に掲げる事項をあらかじめ公表する。 (1) 対象事項の案及び案を理解するための資料 (2) 対象事項の案を作成した趣旨、目的及び背景 (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限 2 意見の提出期間は、原則として案などを公表した日から30日以上とする。ただし、実施機関が30日以上を要しないと認めるときは、理由を公表して30日未満とすることができる。 3 意見を提出する者は、住所、氏名その他実施機関が必要と認める事項を明記しなければならない。 4 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メール等の記録できるものを用いるとともに、多様な方法により提出することができるようにする。 5 実施機関は、市内の主な公共施設での配布又は閲覧、市の広報紙、ホームページ等への掲載等を行い、市民等が対象事項の案、資料等を容易に入手できるように配慮する。</p>	<p>第10条(市民参加の対象) 市民等は、市民参加の対象となる次に掲げる事項への参加に努めるものとする。 (1) 市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更に関する事項 (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止に関する事項 (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定、改正又は廃止に関する事項 (4) 広く市民等に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、改正又は廃止に関する事項 (5) 広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定、変更又は廃止に関する事項</p>	<p>第10条(市民参画) 市民等は、自発的意思に基づいて、市民参画することができる。 2 行政は、市民参画の機会を確保するため、その環境の整備に努める。</p>	<p>第10条(市の基本施策) 市は、次の基本施策を効果的かつ効率的に実施するものとする。 (1) 市民活動を行う人材育成の支援 (2) 市民活動に関する広報の支援 (3) 市民活動に関する情報の提供 (4) 市民活動に関する場の提供 (5) 市民活動の連携及び交流の支援 (6) 市民活動に関する財政的な支援 (7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の活性化に関し必要な事項</p>	<p>第10条(市の役割) 市は、市民等及び活動団体の自主性を尊重し、協働のまちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする。 2 市は、活動団体が行う協働のまちづくりに資する活動等に対し、必要な支援を行うものとする。</p>
第11条	<p>第11条(地区協議会の位置付け) 地区協議会は、地域団体、市民公益活動団体等で組織され、地域づくりに関し各地区を代表して市の認定を受けた団体であり、市と対等なパートナーとし、協働して地域づくりを推進する団体と位置付ける。</p>	<p>第11条(事業に係る措置) 市は、地域において処理する方が効果的に行い得る事業、地域の自立に資することができる事業その他地域において処理することが適当と認められる事業を協議会に委ねることができる。この場合において、市は、当該事業について必要な措置を講ず措置を講ずることができる。</p>	<p>第11条(市民説明会) 実施機関は、市民説明会を開催するときは市と市民等のみならず、市民等同士の対話により当該対象事項について議論が深まるよう運用上の配慮をする。 2 実施機関は、次に掲げる事項を14日以上前に公表する。 (1) 市民説明会の開催日時及び開催場所 (2) 対象となる事案の内容 3 実施機関は、参加者が理解を深められるように資料等の充実に努める。 4 実施機関は、開催記録を作成し、公表しなければならない。</p>	<p>第11条(市民参加の方法) 市は、前条各号に掲げる市民参加の対象となる事項(以下「政策等」という。)について、次の各号に掲げる市民参加のいずれかの方法等により広く市民等の意見等を求めるものとする。 (1) アンケート調査 政策等に対する市民等の意向等を把握するため、調査項目及び期間を定め、市民等から回答を求める方法をいう。 (2) パブリックコメント 政策等の策定、改正又は廃止に当たり、当該政策等の案の趣旨、内容その他の事項を公表し、広く市民等から意見等を求め、これを考慮して市の意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。 (3) ワークショップ 市民等が共同作業又は自由な議論を通して、課題、問題点等を抽出し、より良い解決方法を導き出す方法をいう。 (4) 説明会 市民等に対し政策等の内容又は市の考え方を直接説明し、市民等から広く意見等を求める方法をいう。 (5) 審議会等(市の事務について調停、審査又は調査を行うために市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された附属機関に意見等を求める方法をいう。 (6) 公聴会政策等の策定、改正又は廃止に当たり、利害関係者や学識経験者等に対し、意見等の聴取の理由、期日及び場所を公表し、意見等を求める方法をいう。 (7) その他市長が必要と認める方法</p>	<p>第11条(共働) 市民等、議会及び行政は、対等な立場で相互に理解を深め、共働のまちづくりの推進に努める。 2 市民等、議会及び行政は、相互連携がまちづくりの新たな展開及び発展を生むことに鑑み、対話及び交流の機会の提供に努める。</p>	<p>第11条(協働の推進) 市民等、活動団体及び市は、人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、相互にそれぞれの特徴をいかし合いながら、共通の課題を解決し、協働のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。</p>	

他市条例(6自治体)との条文比較表

	熊本県荒尾市	筑紫野市	宗像市	大牟田市	古賀市	久留米	飯塚市
第12条	第12条(地区協議会の役割) 地区協議会は、地域の課題を総合的に捉え、その課題の解決に取り組むとともに、構成団体間及び市との連絡調整に努めなければならない。	第12条(委任) この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 (1)この条例の適切な運用に関すること。 (2)地域づくりを推進するために必要な施策及び方策に関すること。 (3)この条例の見直しに関すること。 (4)その他市長は必要と認めること。 3 前2項に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、規則で定める。	第12条(市民ワークショップ) 実施機関は、市民ワークショップを開催するときは幅広く市民等の参加を求め、実施回数、ファシリテータ(参加者の発言を促し、及び持っている力を引き出し、より多くの参加者が議論に参加できるように市民ワークショップを主宰する者をいう。)の選任等に当たってはより効果が得られるよう配慮し、素案の合意形成を図れるよう努める。 2 前条第2項から第4項までの規定は、市民ワークショップを開催する場合の事前の公表等について準用する。	第12条(市民参加の公表) 市は、前条各号に掲げる方法等により市民参加を実施する場合においては、適切な方法によりその実施に関する事項について公表しなければならない。	第12条(コミュニティ活動) 自治会は、その区域内のまちづくりを推進する主体として、市民の交流・親睦を促進する活動を行うとともに、身近な暮らしに関わる課題の解決に取り組むものとする。 2 校区コミュニティは、小学校区内の市民、自治会、小中学校及び市民活動団体等の交流・連携を促進する活動を行うものとする。 3 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体及び事業者は、それぞれの特性を生かしながら、連携・協力してコミュニティ活動の推進に努める。 4 市民等は、自治会活動をはじめとするコミュニティ活動がまちづくりの担い手としての意識を育むとともにまちづくりに寄与していることを踏まえ、コミュニティ活動に参画・協力するよう努める。 5 行政は、コミュニティ活動の円滑化及び活性化を図るため、自治会、校区コミュニティ、市民活動団体及び事業者の主体性を尊重し、その自主性及び自律性を損なわない範囲で、コミュニティ活動に対する支援を行うよう努める。		第12条(人づくり) 市民等、活動団体及び市は、協働のまちづくりの人材発掘と、育成の充実に努めるものとする。
第13条	第13条(地区協議会の認定) 第11条の認定に関し必要な事項は、別に規則で定める。		第13条(意見の考慮等) 実施機関は、市民参画手続において表明された意見を考慮して意思決定を行う。 2 実施機関は、表明された意見に対する考え方を取りまとめ、それらの意見の概要及び当該意見に対する実施機関の考え方を公表する。 3 実施機関は、表明された意見を踏まえ、公表した案等について修正を行ったときは、その修正内容及び修正理由を公表する。		第13条(基本構想) 市長は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想を策定する。 2 基本構想の策定に関し必要な事項については、古賀市基本構想の策定に関する条例(平成23年条例第16号)に定めるとおりとする。		第13条(情報の共有) 市民等、活動団体及び市は、協働のまちづくりを推進するため、相互に情報を共有することに努めるものとする。ただし、市民等の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。
第14条	第14条(地区協議会への支援) 市は、地区協議会に対し、地域づくりを推進するため、及び当該地区協議会又はその構成団体が策定した計画の実現のために必要と認めるときは、技術的支援、人的支援その他の必要な措置を講じるとともに、予算の範囲内において、財政的支援をすることができる。		第14条(年次計画及び年次報告) 実施機関は、毎年度、その年度における市民参画手続の実施予定及び前年度における市民参画手続の実施状況を取りまとめ、これを公表する。		第14条(行政計画) 行政は、行政計画の策定に当たっては、市民参画の機会の充実に努める。 2 行政は、行政計画の適切な進行管理を行う。		第14条(市職員の意識及び参加推進) 市職員は、協働のまちづくりの重要性を認識するとともに、自らも地域社会の一員として、積極的に地域づくりに参加するよう努めなければならない。
第15条	第15条(市職員の参加推進) 市職員は、地域づくりに関しその重要性を認識するとともに、自らも地域社会の一員として、積極的に地域づくりに参加するよう努めなければならない。		第15条(市民政策提案手続) 第3条に規定する基本理念に基づいて自ら考え、行動することにより、市民が主体となるまちづくりを推進するため、第25条第1項に規定する投票資格者で、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているもの(以下この節において「提案資格者」という。)は、その500人以上の連署をもって、その代表者から、実施機関に対し、市が処理する事務であって対象事項に係る政策の提案(以下「市民政策提案手続」という。)を行うことができる。		第15条(意見等の取扱い) 行政は、行政運営に反映させるため、市民等の意見を広く聴く機会の充実に図る。 2 行政は、市民等から行政運営に対する意見、要望又は提言等を受けたときは、適正かつ公正に対応する。		第15条(飯塚市協働のまちづくり推進委員会の設置等) この条例の実効性を高め、協働のまちづくりを推進するため、飯塚市協働のまちづくり推進委員会を置く。 2 飯塚市協働のまちづくり推進委員会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

他市条例(6自治体)との条文比較表

	熊本県荒尾市	筑紫野市	宗像市	大牟田市	古賀市	久留米	飯塚市
第16条	<p>第16条(情報の共有化) 市民及び市は、地域づくりを推進するため、相互に地域づくりに関する情報を提供し、及び共有することに努めなければならない。ただし、市民の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。</p>		<p>第16条(政策の提案等) 市民政策提案手続をしようとする代表者(以下この節において「代表者」という。)は、市民政策提案手続のための署名を求める前に次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。 (1) 代表者に関すること。 (2) 提案しようとする政策の目的及び内容 2 実施機関は、前項の申請があったときは、市民政策提案手続の適正な運用を図るため、代表者が提案資格者であり、かつ、同項第2号の内容が対象事項に該当するかどうかを判断し、決定する。 3 実施機関は、前項の規定による決定の結果を代表者に通知する。 4 実施機関は、第2項の規定による決定の結果、代表者が提案資格者であり、かつ、第1項第2号の内容が対象事項に該当するときは、決定した日の翌日から起算して7日以内に提案しようとする政策の内容を告示しなければならない。 5 第2項の規定による決定の結果に対して不服があるときは、実施機関に対し、審査請求をすることができる。 6 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。 7 実施機関は、第5項の規定による審査請求があったときは、当該審査請求について第45条に規定する宗像市市民参画等推進審議会(以下「推進審議会」という。)に諮問しなければならない。 8 前項の規定により諮問をした実施機関は、審査請求人に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 9 推進審議会は、第7項の規定により諮問を受けたときは、これを審査し、その諮問を受けた日の翌日から起算して20日以内に、実施機関に対し、その審査の結果を答申しなければならない。 10 実施機関は、前項の答申を尊重し、その答申を受けた日の翌日から起算して14日以内に、審査請求について裁決をし、その理由を付して審査請求人に通知しなければならない。</p>	<p>第16条(事業者の役割) 事業者は、地域社会の一員として 地域コミュニティへの参加、協力及び支援に努めるものとする。</p>	<p>第16条(附属機関等) 行政は、附属機関等の委員を選任するに当たっては、公募等により幅広い層の市民等から選任するよう努める。</p>		<p>第16条(条例の見直し) 市長は、必要に応じてこの条例を見直すものとする。</p>
第17条	<p>第17条(地域づくり推進委員会の設置) 市長は、この条例の実効性を高めるため、荒尾市地域づくり推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。 2 推進委員会は、次に掲げる事項を検証及び審議し、市長に意見を述べることができる。 (1) この条例の適切な運用に関すること。 (2) 地域づくりを推進するために必要な施策及び方策に関すること。 (3) この条例の見直しに関すること。 (4) その他市長が必要と認めること。 3 前2項に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、規則で定める。</p>		<p>第17条(署名の収集等) 前条第2項の規定による決定の結果、代表者が提案資格者であり、かつ、前条第1項第2号の内容が対象事項に該当するとされた代表者(以下「提案代表者」という。)は、同条第1項に規定する事項を記載した書面の写しを付して、提案資格者に対し、規則で定める署名簿(以下「署名簿」という。)に署名し(視覚障害者が職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第11に定める点字で自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。)、印を押すことを求めなければならない。 2 提案代表者は、提案資格者に委任して、前項の規定により署名し、印を押すことを求めることができる。 3 宗像市の区域内で衆議院議員、参議院議員又は福岡県若しくは宗像市の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、規則で定める期間、市民政策提案手続のための署名を求めることができない。 4 提案代表者は、署名簿に署名し、印を押した者の数が500人以上の数となったときは、署名簿を選挙管理委員会に提出しなければならない。この場合において、選挙管理委員会は署名簿の提出があった日の翌日から起算して20日以内に審査を行い、署名の効力を決定しなければならない。 5 選挙管理委員会は、前項の審査を終えたときは、当該審査を終えた日の翌日から起算して7日間、署名簿を閲覧に供さなければならない。 6 選挙管理委員会は、署名簿の閲覧の期間及び場所を告示しなければならない。 7 署名簿の署名について直接利害関係を有する者で、署名簿の署名について不服があるものは、前項の規定による閲覧期間内に、審査請求をすることができる。 8 選挙管理委員会は、前項の規定による審査請求があったときは、審査請求があった日の翌日から起算して14日以内に、審査請求について裁決をし、その理由を付して審査請求人に通知しなければならない。 9 選挙管理委員会は、第5項の規定による閲覧期間内に審査請求がなかったとき、又は前項の規定によるすべての審査請求についての裁決をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示し、及び実施機関に通知するとともに、署名簿を提案代表者に返付する。</p>	<p>第17条(人材育成) 校区まちづくり協議会等及び市は、地域コミュニティの活性化を図るため、地域活動を担う人材の発掘と地域社会を担う次世代の育成に努めるものとする。</p>	<p>第17条(条例の推進・検証) 市長は、この条例の推進及び運用状況の検証を行うため、古賀市まちづくり基本条例検証委員会(以下「検証委員会」という。)を置く。 2 検証委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p>		<p>第17条(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

他市条例(6自治体)との条文比較表

	熊本県荒尾市	筑紫野市	宗像市	大牟田市	古賀市	久留米	飯塚市
第18条	第18条(条例の見直し) 市長は、必要に応じてこの条例を見直すものとする。		第18条(提案された政策の検討) 提案代表者は、提案した政策の目的、内容等について説明し、市民の間において検討、議論等をするため、実施機関に対し市民政策提案市民検討会(以下「市民検討会」という。)の開催を求めることができる。 2 実施機関は、市民検討会の開催の請求があったときは、より多くの市民が市民検討会に参加し、市民の間において提案された政策の検討、議論等が深まるよう必要な措置を講ずる。 3 実施機関は、提案代表者が市民検討会の開催を求めないときは、提案された政策について意見を求めるため、推進審議会に諮問しなければならない。 4 推進審議会は、前項に規定する諮問を受けた日の翌日から起算して50日以内に意見を答申しなければならない。	第18条(市民活動団体の役割) 自主的かつ自発的な公益性のある社会貢献活動を行う団体(以下「市民活動団体」という。)は、その特性と専門性を活かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。 2 市民活動団体は、自らの活動が広く市民等に理解され、活動の輪が広がるよう、情報の発信に努めるものとする。 3 市民活動団体は、まちづくりの主体である市民等及び市との連携・協力に努めるものとする。	第18条(条例の見直し) 市長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化を勘案し、この条例の規定について検証を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。 2 市長は、前項の検証に当たっては、検証委員会に諮問する。		
第19条	第19条(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。		第19条(提案された政策の決定) 実施機関は、提案された政策について、提案代表者の意見、市民検討会における検討、議論等(推進審議会を開催した場合には、推進審議会の意見)その他様々な市民の意見を総合的に判断し、提案された政策を実施するかどうかを決定する。 2 実施機関は、前項の規定による結果を提案代表者に通知するとともに、告示し、及び公表する。この場合において、実施しないことを決定したときは、理由を付さなければならない。 3 第1項の規定による決定は、第16条第4項の規定による告示をした日の翌日から起算して原則として6月以内に行わなければならない。	第19条(市民活動への支援) 市は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、対等の立場で連携・協力を図り、市民活動団体の交流促進を推進するものとする。 2 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、市民活動団体の活動の周知啓発を推進するものとする。 3 市は、市民活動の促進を図るため、市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンターの機能の充実を推進するものとする。 4 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対する適切な支援策を推進するものとする。			
第20条			第20条(市民政策提案手続の適正運用) 市民政策提案手続が適正に運用され、市民参画がより実効性あるようにするため、市民政策提案手続の内容が次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該各号に規定する日の翌日から起算して3年間これを行うことができない。 (1) 既に市民政策提案手続により提案された政策の内容と同じ内容と認められるもの(異なる提案代表者が提案したときも同様とする。)前条第2項の規定により提案代表者に対し通知した日 (2) 既に議会において否決されているもの 当該事件に係る議決をした日 (3) 地方自治法第119条の規定により会期中に議決に至らなかったもの 当該事件が議決に至らなかった会期の最終日	第20条(条例の位置付け) この条例は、協働のまちづくりの基本原則であり、市民等及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとする。			
第21条			第21条(資料等の提供) 実施機関は、市民政策提案手続を行おうとする者に対し、市民政策提案手続を行うに当たり必要と認められる資料、情報等を積極的に提供する。	第21条(条例の見直し) 市は、必要に応じて、市民等の意見等を踏まえ、この条例の見直しを行うものとする。			
第22条			第22条(住民投票) 市政運営に市民の意見を反映させることについては、市民参画の充実を図っていくことを原則とするが、市民参画の充実を図ってもなお市民の意見をより的確に把握し、市政に反映させる必要があると認めるときは、市政運営上の重要事項について、市民及び議会の請求並びに市長の発議により、住民投票を実施することができる。	第22条(附属機関の設置) この条例に基づく協働のまちづくりの推進に関し必要な事項について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関を置くものとする。			
第23条			第23条(住民投票の請求及び発議) 次条の投票資格者で、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているものは、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。この場合において、宗像市の区域内で衆議院議員、参議院議員又は福岡県若しくは宗像市の議会の議員若しくは長の選挙が行われることとなるときは、規則で定める期間、請求のための署名を求めることができない。 2 議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市長に対して書面により住民投票を請求することができる。 3 市長は、自ら住民投票を発議することができる。	第23条(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。			

他市条例(6自治体)との条文比較表

	熊本県荒尾市	筑紫野市	宗像市	大牟田市	古賀市	久留米	飯塚市
第24条			第24条(署名の収集等) 第17条の規定は、前条第1項の規定による住民投票の請求について準用する。この場合において、「提案代表者」とあるのは「代表者」と、「提案資格者」とあるのは「投票資格者」と、「500人以上」とあるのは「投票資格者の総数の3分の1以上」と、「実施機関」とあるのは「市長」と読み替える。				
第25条			第25条(投票資格者) 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る宗像市の住民票が作成された日(他の市町村から宗像市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上宗像市の住民基本台帳に記録されているもの (2) 年齢満18年以上の永住外国人で、その者に係る宗像市の住民票が作成された日(他の市町村から宗像市に住所を移した者で住民基本台帳法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上宗像市の住民基本台帳に記録され、かつ、規則で定めるところにより、選挙管理委員会に登録の申請をしたもの 2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者 (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者 (平24条例4・一部改正)				
第26条			第26条(投票結果の成立要件) 住民投票は、1つの事案について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者の2分の1に満たないときは、成立しないこととする。この場合において、開票作業その他の作業を行わない。				
第27条			第27条(投票結果の尊重) 市民、議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。				
第28条			第28条(住民投票実施の手続) 住民投票の形式、方法その他住民投票の実施に関して必要な事項は別に条例で定める。				
第29条			第29条(協働の原則) 協働で行うものは、企画立案、実施及び評価の過程において、次に掲げる事項を原則として協働を行い、協働の効果を高めるようにする。 (1) 情報を共有し、透明性の確保を図ること。 (2) 説明責任を果たすこと。 (3) 対等の立場に立ち、互いに理解しながら、目的を共有すること。 (4) 互いの自主性及び特性を尊重し合うこと。 (5) それぞれが自覚と責任を持ちながら、協力し、連携すること。				
第30条			第30条(協働の拠点づくり) 市は、市民等が協働の拠点づくりをすすめるときは、様々な協働がより進むよう必要な措置を講ずる。				
第31条			第31条(市民公益活動団体との行政サービスの協働) 市及び市民公益活動団体は、行政サービスの協働を行うよう努める。 2 行政サービスの協働を行うに当たっては、より多くの分野において行政サービスの協働が行われるよう、市及び市民公益活動団体は互いに連携し、理解を深めながら、行政サービスの協働の分野の拡大及び創出に努める。				

他市条例(6自治体)との条文比較表

	熊本県荒尾市	筑紫野市	宗像市	大牟田市	古賀市	久留米	飯塚市
第32条			<p>第32条(行政サービスの協働の登録) 市民公益活動団体が市と行政サービスの協働を行おうとするときは、次に掲げる書面を添付し、規則で定める申請書を市長に提出して、登録しなければならない。 (1) 定款、規約又は会則(以下「定款等」という。) (2) 役員名簿 (3) その他市長が必要と認める書面 2 定款等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 設置目的 (2) 団体の名称及び代表者の氏名 (3) 事務所又は活動の拠点の所在地 (4) 市民公益活動の内容(その活動に係る事業の内容を含む。) (5) 役員及び会員に関する事項 (6) 会計に関する事項 3 市長は、第1項の申請が市民公益活動団体の要件に適合すると認めるときは、当該団体を登録し、その申請の内容について公開する。 4 前項の規定により登録された市民公益活動団体は、登録の内容に変更があったとき、又は当該団体が解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。 5 市長は、第3項の規定により登録された市民公益活動団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す。 (1) 第2条第9号アからエまでに掲げる活動を行ったとき。 (2) 第1項の申請又は前項の届出について虚偽の事実があったとき。 (3) 規則で定める定数を充足することができなくなったとき。</p>				
第33条			<p>第33条(行政サービスの協働の報告) 前条第3項の規定により登録された市民公益活動団体が行政サービスの協働を行ったときは、当該行政サービスの協働を終えた後、速やかに事業報告書その他市長が必要と認める書面を市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の提出があったときは、事業報告書その他市長が必要と認める書面を公開する。</p>				
第34条			<p>第34条(協働事業の提案) 市民公益活動団体は、市と協働を行うことにより、当該事業の効果をより高めることができると考えられる事業について、協働事業の提案を行うことができる。 2 市長は、前項の規定により提案を受けたときは、必要に応じ、推進審議会の意見を求め、その意見を考慮し、提案された事業を協働して行うかどうかを決定する。 3 市長は、前項の規定により決定した結果を代表者に通知するとともに、公表しなければならない。</p>				
第35条			<p>第35条(市民活動) 市は、市民活動を行う市民等が希望する場合は、市民等が自主的に行う市民活動をまちづくりに活かし、その進展及び拡充を支援するよう努める。 2 市民等は、市民活動を行う市民等が希望する場合は、情報、人材、資金等に関して積極的かつ友好的に協力し、連携するよう努める。 3 市及び市民等は、市民活動を行う市民等の自主性や特性を尊重することとする。</p>				
第36条			<p>第36条(地域住民のコミュニティ活動への参加) 地域住民は、自らの権利と義務を踏まえ、コミュニティ活動に積極的に参加するよう努める。</p>				
第37条			<p>第37条(コミュニティ運営協議会の設置) コミュニティに地域住民の自主的な組織として、コミュニティ運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。</p>				
第38条			<p>第38条(運営協議会の役割) 運営協議会は、当該コミュニティにおける自主的な活動を推進するとともに、市と行政サービスの協働を行い、当該コミュニティにおける諸課題の解決に主体的に取り組むことにより、地域住民の交流の促進、福祉及び生活環境の向上、安全な生活の確保等を図る。</p>				
第39条			<p>第39条(運営協議会の責務) 運営協議会は、その運営の透明性及び公平性を図り、コミュニティ活動がより推進されるよう、次に掲げる措置を講ずる。 (1) 地域住民が運営協議会の意思決定に参加しやすいようにすること。 (2) 地域住民がコミュニティ活動に参加しやすいようにすること。 (3) 積極的に情報の共有を図るようにすること。 (4) 役員等の選出について透明性を図るようにすること。 (5) 自らの活動を評価するよう努めること。</p>				
第40条			<p>第40条(運営協議会の規約等) 運営協議会は、規約を定めなければならない。 2 運営協議会に会長、副会長その他規約で定める役員を置く。 3 運営協議会は、毎年、定期総会を開かなければならない。 4 運営協議会は、規約の定めるところにより、臨時総会を開くことができる。</p>				

他市条例(6自治体)との条文比較表

	熊本県荒尾市	筑紫野市	宗像市	大牟田市	古賀市	久留米	飯塚市
第41条			<p>第41条(コミュニティ活動の拠点) 運営協議会は、コミュニティ・センターをコミュニティ活動の拠点とする。 2 運営協議会は、コミュニティ・センターにおいてコミュニティ活動がより推進されるよう、地域住民が交流するための環境の整備、コミュニティに係る情報の収集及び発信を行うよう努める。</p>				
第42条			<p>第42条(運営協議会との行政サービスの協働) 市及び運営協議会は、行政サービスの協働を行うよう努める。 2 行政サービスの協働を行うに当たっては、より多くの分野において行政サービスの協働が行われるよう、市及び運営協議会は互いに連携し、理解を深めながら、行政サービスの協働の分野の拡大及び創出に努める。</p>				
第43条			<p>第43条(行政サービスの協働の登録) 運営協議会が市と行政サービスの協働を行おうとするときは、市長にあらかじめ登録しなければならない。 2 第32条及び第33条の規定は、運営協議会が市と行政サービスの協働を行う場合における行政サービスの協働の登録及び報告について準用する。この場合において、「市民公益活動団体」とあるのは、「運営協議会」と読み替える。</p>				
第44条			<p>第44条(市民公益活動団体との協働) 運営協議会は、市民公益活動団体と対等な立場で協働を行うことができるよう努める。</p>				
第45条			<p>第45条(宗像市市民参画等推進審議会の設置) 市民参画、協働及びコミュニティ活動をより推進させるとともに、時代の動きに的確に対応させるため、宗像市市民参画等推進審議会を置く。 2 推進審議会は、第16条第7項、第18条第3項及び第34条第2項の規定により意見を求められている事項について意見を述べるとともに、実施機関の諮問に応じて次に掲げる事項について、調査審議する。 (1) この条例に基づき実施される市民参画手続等の進行管理及び評価 (2) 市民参画、協働及びコミュニティ活動を推進するために必要な施策、方策等の研究 (3) その他市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関し実施機関が必要と認める事項 3 推進審議会は、審議を通じて必要があると認めるときは、実施機関に意見を述べることができる。 4 推進審議会に専門の事項を調査審議するため、必要に応じて専門部会を設けることができる。</p>				
第46条			<p>第46条(委任) この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。</p>				

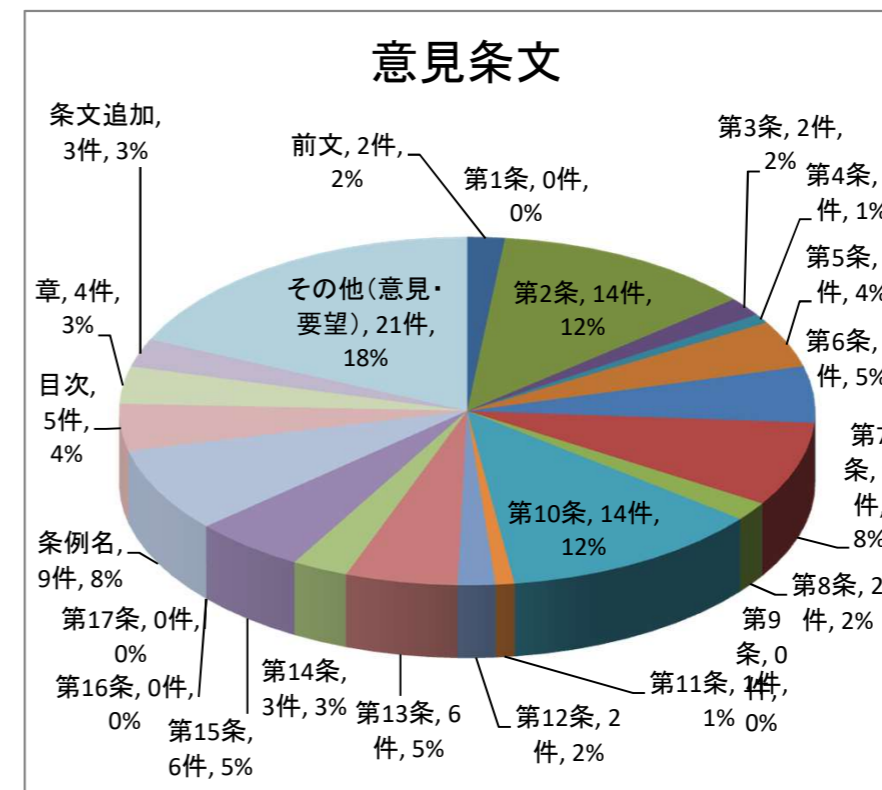
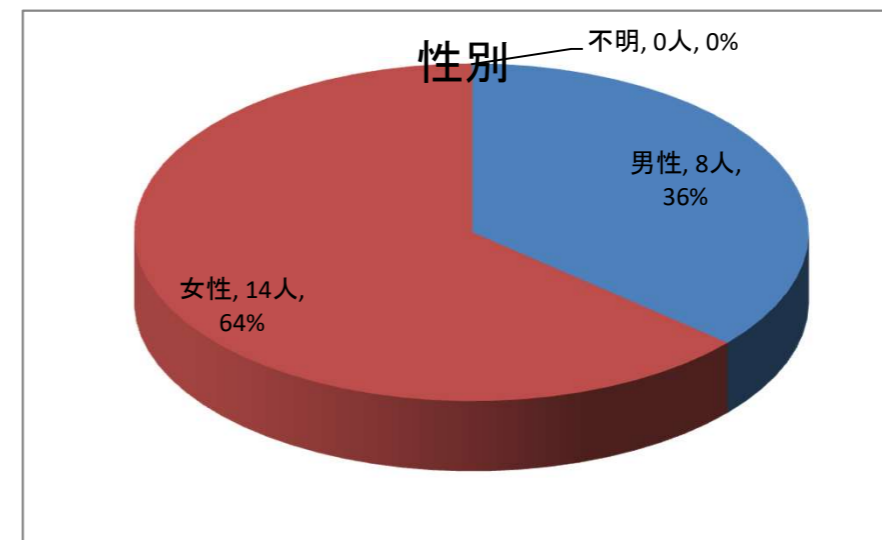
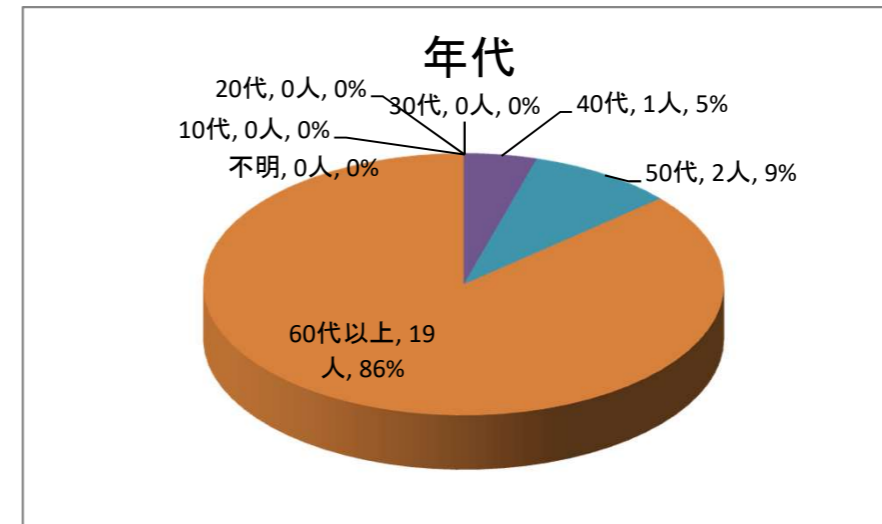
●年代	合計	男	女	不明
10代	0人	0人	0人	0人
20代	0人	0人	0人	0人
30代	0人	0人	0人	0人
40代	1人	0人	1人	0人
50代	2人	0人	2人	0人
60代以上	19人	8人	11人	0人
不明	0人	0人	0人	0人
計	22人	8人	14人	0人

●性別	
男性	8人
女性	14人
不明	0人
計	22人

●意見条文	合計	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	不明
前文	2件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件
第1条	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
第2条	14件	0件	0件	0件	0件	1件	13件	0件
第3条	2件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件
第4条	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件
第5条	5件	0件	0件	0件	0件	1件	4件	0件
第6条	6件	0件	0件	0件	1件	0件	5件	0件
第7条	9件	0件	0件	0件	1件	0件	8件	0件
第8条	2件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件
第9条	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
第10条	14件	0件	0件	0件	0件	2件	12件	0件
第11条	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件
第12条	2件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件
第13条	6件	0件	0件	0件	0件	0件	6件	0件
第14条	3件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	0件
第15条	6件	0件	0件	0件	1件	1件	4件	0件
第16条	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
第17条	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
条例名	9件	0件	0件	0件	0件	1件	8件	0件
目次	5件	0件	0件	0件	0件	0件	5件	0件
章	4件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	0件
条文追加	3件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件
その他(意見・要望)	21件	0件	0件	0件	0件	0件	21件	0件
計	115件	0件	0件	0件	3件	9件	103件	0件

●提出数	
一般	22人
職員	0人
事務局	0人
計	22人

●提出方法	BOX	メール	FAX	郵送	持参	合計
年代						
10代	0人	0人	0人	0人	0人	0人
20代	0人	0人	0人	0人	0人	0人
30代	0人	0人	0人	0人	0人	0人
40代	1人	0人	0人	0人	0人	1人
50代	0人	1人	1人	0人	0人	2人
60代以上	12人	1人	3人	1人	2人	19人
不明	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	13人	2人	4人	1人	2人	22人



飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）条例案に対する市民意見募集結果について（R元.12.9～R2.1.9 実施）

答申条例案（市民意見募集時）	市民意見（一部要約）	市民意見に対する委員会の回答（1月16日時点）
<p>前文</p> <p>飯塚市は、福岡県の中央に位置し、豊かな自然、歴史、文化を有し、大学をはじめ、研究機関や医療機関が集積した筑豊の中心都市です。</p> <p>将来にわたり明るく住みよい、共に支え合うまちづくりを実現するために、市民一人ひとりの人権が大切にされ、市民相互が豊かに交流し、助け合い、安心安全で住み続けたい郷土づくりを推進しています。</p> <p>全国的に見られるように、飯塚市においても、少子高齢化、核家族化の進行により、人と人との繋がりが希薄化する一方で、市民等、自治会をはじめとした地域活動団体、NPOなどの市民活動団体がまちづくりの担い手として、さまざまな分野で果たす役割が大きくなっています。</p> <p>このため、市は、市民等及び活動団体と情報共有を図り、多様な意見を反映できる機会を設けながら、互いの人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、協働のまちづくりを推進するとともに、それぞれの役割に応じた取組を進めることで、地域の課題を地域自らが解決できるような市民の力や地域の力を醸成し、自主自立した協働のまちづくりを目指します。</p>	<p>【前文について 2件】</p> <p>・『多様な意見を反映…』は、一部の人が他の人の意見の排除することなく、『地域自らが解決…』は、市民に問題点を提示することが必要。</p> <p>・『男女共同参画の視点にたち』と記載があることが大変すばらしい。まちづくりは性別・年齢に関わりなく、だれもが参画しやすい仕組みを望んでいるが、女性でしかも若年だと2重に参画できにくい現状がある。（女性が地域活動に参加しない理由については、男女共同参画の市民意識調査に表れていた。）『人権尊重』『男女共同参画の視点にたった』とキーワードが入っていることがうれしい。</p> <p>① 前文の最後の文章が長すぎて、わかりにくい。</p> <p>② 『地域の課題を地域自らが解決できるような』と、『地域』が重複している。2回目の『地域』を省略しても意味は同じではないか。①②から、『～多様な意見を反映できる機会を設けながら、互いの人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、協働のまちづくりを推進します。さらに、それぞれの役割に応じた取組を進めることで、地域の課題を自らが解決できるような～』として対案を提案する。</p>	<p>・市が条例制定後、進捗状況管理のなかで対応することとしたいと考えます。</p> <p>・前文は、条例の主旨等をわかりやすく表現しているものですので、誰が読まれても、理解しやすいようにと考えます。</p> <p>ご意見でいただいた対案は、前文がさらに分かりやすくなるかと考えますので、本策定委員会の審議にて、下記のとおり修正案としました。</p> <p>【修正案：前文】</p> <p>～(略)『このため、市は市民等及び活動団体と情報共有を図り、多様な意見を反映できる機会を設けながら、互いの人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、協働のまちづくりを推進します。さらに、それぞれの役割に応じた取組を進めることで、地域の課題を自らが解決できるような市民の力や地域の力を醸成し、自主自立した協働のまちづくりを目指します。』</p>

■定義（第2条）

答申条例案（市民意見募集時）	市民意見（一部要約）	市民意見に対する委員会の回答（1月16日時点）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 協働 市民等、活動団体及び市が、相互の理解と尊重の下、対等な関係となるよう役割と責任の分担を明確にし、共通の目的及び目標に向かって相互に取り組むことをいう。</p> <p>(2) 市民等 次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 市内に住所又は居所を有する者</p> <p>イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者</p> <p>ウ 市内に存する学校に在学する者</p> <p>(3) 市 市長その他の執行機関をいう。</p> <p>(4) 地域活動団体 自治会、まちづくり協議会、その他の地縁に基づく市内の一定の地域を単位とする組織で、市民が相互に助け合うことを目的とした団体をいう。</p> <p>(5) 市民活動団体 NPOやボランティア団体、その他の市民の自主的な活動により、公益の増進に寄与することを目的とした営利を目的としない団体をいう。</p> <p>(6) まちづくり協議会 各地区交流センターが設置された、12地区交流センターを単位として、当該地区市民等、活動団体で構成される</p>	<p>【(4)『地縁に基づく』の文言を削除 11件】</p> <p>・『地縁に基づく』を削除し、『その他市内の一定の地域を単位とする～』とした方がよい。</p> <p>・『地縁に基づく』は、法律用語としての地縁団体とは異なる意味に使われている。また、地縁血縁という表現もある。市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画するという意識を喚起する条例案であるなら、この言葉は弊害になる。</p> <p>・『地縁による団体』とは、地方自治法260条の2に出ている法律用語で第1項に『町又は字の区域その他の市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市長村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う』とある。つまり、自治会について規定されている文言を再度『地縁に基づく』と表記することにより、他地区からの移住者や若い世代の住民たちをかえって遠ざけることにならないか、危惧の念を抱く。</p> <p>・『地縁』という言葉に誤解が生じる。この言葉があることで、昔からの</p>	<p>・第4回の本策定委員会でも、『地縁』の文言について、時間をかけて議論し、市民意見後に再度審議することとなっております。</p> <p>委員会の中でも、市民意見にありますように、言葉が重いイメージがある、『地縁』を削除した方が良いとのご意見がございました。</p> <p>逆のご意見として、地縁団体の位置づけという形で残すべきというご意見がございました。</p> <p>事務局案では、『地縁』という文言は、地域のつながり、人間関係の繋がりを推進するような地域の組織という位置づけで『地縁』を使っておりましたが、今回の市民意見をふまえて、本策定委員会の審議にて、下記のとおり修正案としました。</p> <p>【修正案：(4) 地域活動団体】</p> <p>自治会、まちづくり協議会その他市内の一定の地域を単位とする組織で、市民が相互に助け合うことを目的とした団体をいう。</p> <p>※参考 地方自治法第260条の2（地縁による団体）</p> <p>1 <u>町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体</u>（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p>

飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）条例案に対する市民意見募集結果について（R元.12.9～R2.1.9 実施）

<p>協議会をいう。</p>	<p>居住している住民だけでまちづくりが進められる可能性がある。現に新興住宅の自治会の意見は無視されている例がある。若者とよそ者が地域に風を変えることでまちづくりが進むと考える。</p> <p>・若年世代には『地縁』とあると『包括性』『唯一性』が強調されるイメージを持ち、加入を嫌う傾向が見られるようだ。全国の自治会の加入率が80%・都市部は加入率が低いと言われている中、飯塚市の地域的な実情からすると加入率は低いと思った。もっと多くの方に自治会に加入してもらうには、極力、ポジティブなイメージを持てる言葉を選んだ方がよい。</p>	<p>2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。</p> <p>二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。</p> <p>四 規約を定めていること。</p> <p>（～略～）</p> <p>8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。</p>
	<p>【(5) 表現について 1件】</p> <p>・(5)加えて、公益に反する目的とする団体は、市民活動団体とは言えない。</p>	<p>・ご意見のとおりです。</p>
	<p>【(6) まちづくり協議会の削除 1件】</p> <p>・まちづくり協議会は、地域活動団体の中の1団体として扱っているのに、別立てするのであれば(4)から外さないとおかしい。</p>	<p>・第2条は、この条例に出てくる言葉の定義を説明しています。本委員会でも審議しましたが、条文には、社会通念上理解されているものは明記いたしません。市民の方が条文を読まれたときに、言葉がわからない場合（『まちづくり協議会』の浸透度）や、用語の意味を丁寧に解説するためにも、第2条での『まちづくり協議会』の定義づけは必要ということで、本策定委員会で審議決定しております。</p>
	<p>【(6) まちづくり協議会の呼称 1件】</p> <p>・(6)まちづくり協議会の呼称変更を望む。</p>	<p>・まちづくり協議会の呼称については、各地区のまちづくり協議会の規約にて、それぞれ決定されております。</p>

■基本理念（第3条）

答申条例案（市民意見募集時）	市民意見（一部要約）	市民意見に対する委員会の回答（1月16日時点）
<p>（基本理念）</p> <p>第3条 飯塚市の協働のまちづくりは、市民一人ひとりの人権を大切に、市民等、活動団体及び市の、相互の理解、尊重及び協力に基づき推進するものとする。</p>	<p>【表現について 2件】</p> <p>・市民一人ひとりの人権を大切にしの後、『男女共同参画の視点も踏まえて』と入れて欲しい。（まちづくりには、地域活動団体、市民活動団体、まちづくり協議会の構成員役員には、女性を是非入れて欲しい。）</p> <p>・確実に履行されるチェック体制が必要ではないか。</p>	<p>・本条例では、条例の前文および第11条（協働の推進）に、『男女共同参画の視点に立ち～』と、明記しております。『一人ひとりの人権が大切にされ～』の中に当然男女共同参画の視点も含んでいると考えます。</p> <p>・本条例の第15条に、本条例の実効性を高め、協働のまちづくりの推進を行うため、『推進委員会』を設置するとしており、この推進委員会で、本条例策定後の協働のまちづくりの進捗状況などを確認、助言していただくチェック機関として考えております。</p>

飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）条例案に対する市民意見募集結果について（R元.12.9～R2.1.9実施）

■条例事項の尊重（第4条）

答申条例案（市民意見募集時）	市民意見（一部要約）	市民意見に対する委員会の回答（1月16日時点）
<p>（条例事項の尊重）</p> <p>第4条 第4条 市民等、活動団体及び市は、この条例で定める事項を尊重するよう努めるものとする。</p>	<p>【表現について 1件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの要請があれば、条例を守らせることを強く働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例は理念条例でありますので、条例事項の尊重は、努力義務だと考えますが、働きかけていく必要はあると認識しております。

■市民等の役割（第5条）

答申条例案（市民意見募集時）	市民意見（一部要約）	市民意見に対する委員会の回答（1月16日時点）
<p>（市民等の役割）</p> <p>第5条 市民等は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らできることを考え、実践するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、自らが居住する区域等の自治会加入に努めるものとする。</p>	<p>【2項の削除、必要性の検討 5件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2項『自治会加入に努めるものとする』は、突然、『自治会加入』の呼びかけは不自然な気がする。 ・2項が必要かどうか、策定委員会での十分な論議を求める。自治会加入に努める、と書いているが、書いてあるだけでは逆効果になる。そもそも、なぜ加入率が低いのか、どうしたら加入率が上がる組織になるのかを考えられたのか。組織の仕組みや内容は変えず、加入だけを進めても、何もならない。どのように工夫していくのか、またはできないのがわからないので、策定委員さんたちの意見を尊重していただきたい。 ・自治会は任意団体であり、地域活動団体に属するのでことさら、取りあげることは逆効果になるのではないか。 ・自治会は任意団体であり、市民が自ら加入したくなるような団体になるべく努力するのは自治会組織であると思う。市民等の役割ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この条文について、第3回、第4回の本策定委員会の中でも時間をかけ議論し、自治会の重要性は理解したうえで、市民意見にあるように、第2項は削除をした方が良いとのご意見がありました。 逆のご意見としまして、自治会加入が危機的な状況であることや、若い世代の本策定委員の意見でも、自治会には入るべきで、残した方が良いとありました。市民意見のとおり、自治会は地域の皆様が自主的・自発的に設立、運営している任意団体であり、自治会加入については、自治会組織と個人の努力義務ということも認識しております。 以上のことから、本策定委員会で、『自治会』は居住する区域等において大変重要な組織であり、将来的にも自治会を維持し、継続していくためには、自治会加入の必要性を明記することと審議決定しました。 ・自治組織として自治会が、自治会の組織の仕組みや内容等を検討することは、ご意見のとおりです。 ・市民が自ら自治会へ加入したくなるような団体になるべく努力するのは、自治会組織であるということは、認識しております。

■自治会の役割（第6条）

答申条例案（市民意見募集時）	市民意見（一部要約）	市民意見に対する委員会の回答（1月16日時点）
<p>（自治会の役割）</p> <p>第6条 自治会は、その区域内の自治会活動において、市民等が交流し、助け合いながら、様々な課題の解決に努めるものとする。</p>	<p>【表現について 1件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会の役割『区域内の～』範囲が狭まっているのではないかと <hr/> <p>【第6条の削除 5件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動団体に含まれるのに、自治会だけを特別に取り上げるのはおかしい。 ・『自治会の役割』は、第8条地域活動団体の第2項としてまとめる方が、体裁が整う。自治会を独立させれば、地域活動団体には含まれない団体ととらえられる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、まちづくり協議会、地域活動の範囲をわかりやすくするために、自治会は小さな範囲で『区域』、まちづくり協議会は区域よりも広いとらえ方で『地区』、地域活動は地区よりも広いとらえ方で『地域』と表現しています。 ・第5条2項にも関連しますが、自治会は地域に密着した団体で、自治会加入の危機的な状況のこと、本策定委員会の若い委員の中には、自治会がどういうものかわからなかったというご意見もありました。 『自治会』は、居住する区域等において大変重要な組織であり、自治会を将来的にも維持、継続する必要性を明記するうえでも、第2条(4)の中に地域活動団体に『自治会』を含む位置づけとして明記することで、本委員会にて審議決定しております。

飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）条例案に対する市民意見募集結果について（R元.12.9～R2.1.9 実施）

	<p>・第6条を削除。第2条（定義）の（4）で、地域活動団体の一つとされているので、第8条の地域活動団体の役割の中を（1）（2）（3）として、自治会を加えるべきと思う。</p>	<p>・第6条は、上記のような理由から、あえて条を起し、自治会の役割を明記しています。</p>
--	--	---

■まちづくり協議会の役割（第7条）

答申条例案（市民意見募集時）	市民意見（一部要約）	市民意見に対する委員会の回答（1月16日時点）
<p>（まちづくり協議会の役割） 第7条 まちづくり協議会は、その地区内において、中核となる組織として、構成団体間及び市と調整を図り、課題の解決に取り組むとともに、活動を通して、協働のまちづくりの推進に努めるものとする。</p>	<p>【表現について 1件】 ・まちづくり協議会の役割 『地区内において』範囲が狭まっているのではないか？</p>	<p>・自治会、まちづくり協議会、地域活動の範囲をわかりやすくするために、自治会は小さな範囲で『区域』、まちづくり協議会は区域よりも広いとらえ方で『地区』、地域活動は地区よりも広いとらえ方で『地域』と表現しています。</p>
<p>（</p>	<p>【『中核』の表現について 2件】 ・まちづくり協議会は、『その地区内の中核となる組織として位置づけ、会の基本的な運営（役員会または理事会）においては、各団体の代表で構成された組織を中心に』問題解決に取り組む。としてはどうか？ 現在まちづくりの役員会等の構成は主に自治会長で組織され、住民の意見が取り上げられないという不満がある。まちづくりに於いて、原案等が作られる役員会は男女、あるいは幅広い年齢層の人での構成が不可欠で、一部の人たちで運営されないようできるだけ多くの人に自治会に入ってもらふ必要がある。開かれた会にするために必要。 ・まちづくり協議会が、なぜその地域内の中核組織なのか？組織体制はどうなっているのか？市側も入っているのか？</p>	<p>・まちづくり協議会は地域の自立性を高めるために取り組んでいる団体ですので、運営に関してはそれぞれの各協議会の規約が設けられています。また、各地区のまちづくり協議会の役員等には、自治会長以外の各団体の方々も入っておられます。 ・開かれた会にするために、まちづくりにおいて、原案等が作られる役員会は男女、あるいは幅広い年齢層の人での構成が不可欠で、一部の人たちで運営されないように、できるだけ多くの方に自治会に加入していただく必要があることは、ご意見のとおりです。 ・まちづくり協議会に参画する様々な団体や地域社会、またそれらの団体等による活動をつなぎ合わせ、地域が抱える課題や問題の解決に向け、地域社会の活性化を図りながらそれぞれの地域の実情に沿ったまちづくりをすすめることを『まちづくり協議会』の目的としているため、『中核組織』という表現にしております。このことは『新しいまちづくりに向けて（第1版）』の冊子にも掲載しており、本条例においても、そのような表現にしております。 ・市職員は、個人（地域の住民等）として地域の役員等に入っているところもありますが、市職員として、組織の役割等には入っておりません。</p>
	<p>【条文への加筆 5件】 ・第7条に『民主的運営を進める』『又民主主義の理念に基づき、運営を行うものとする。』等を加えるべき。 『まちづくり協議会は、住民自治の理念に基づいて民主的な運営を行うものとする。』を加筆していただきたい。 住民の財産と命を守るためには、現まちづくり協議会は全く問題意識がなく、住民に向き合う姿勢がみられない。これでは地域課題の解決にはならない。 ・条例のなかに透明性を図るため、『どのような方法で役員決めをするのか、任期なども含む』、『課題の取り組み方、解決の方法をどのようにし</p>	<p>・『民主的な運営』は、まちづくり協議会だけではなく、全体にかかることと捉えています。文言を加えるのであれば、前文または基本理念に入れる部分であるかと考えますが、憲法等の上位法でも示されていることであり、本条例に追記するまでのことではないと考えます。 ・条例は基本的なルールを規定するものなので、細かいところまでは入れておりません。また、まちづくり協議会は、地域の自立性を高めるた</p>

飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）条例案に対する市民意見募集結果について（R元.12.9～R2.1.9 実施）

	<p>たか報告する』、『収支、決済を明確にし、年度末に各町内会に報告する』などが必要。</p>	<p>めに取り組んでいる団体ですので、運営に関しては、それぞれの各協議会で規約が設けられております。本条例で市が運営について、まちづくり協議会の規約レベルのことを定めるべきではないと考えます。</p>
	<p>【7条を削除 1件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条を削除。第2条（定義）の（4）で、地域活動団体の一つとされているので、第8条の地域活動団体の役割の中を（1）（2）（3）として、まちづくり協議会を加えるべきと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条のまちづくり協議会の役割は、第2条（4）の定義にも関連するところで、社会通念上理解されているものは、条文に明記していませんが、この条文を市民の方に読んでいただいたときに、出て来る言葉がわからない場合（『まちづくり協議会』の浸透度）や、理解をしていただくため、第2条で『まちづくり協議会』を定義づけしておりますので、あえて条を起こし、まちづくり協議会の役割を、わかりやすく明記するという事で、本策定委員会で協議決定されております。

■地域活動団体の役割（第8条）

答申条例案（市民意見募集時）	市民意見（一部要約）	市民意見に対する委員会の回答（1月16日時点）
<p>（地域活動団体の役割）</p> <p>第8条 地域活動団体は、地域内の繋がりを構築するとともに、個人では解決困難な課題について地域でできることを考え、その課題の解決を図る取組等を通じてまちづくりの推進に努めるものとする。</p>	<p>【表現について 2件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『地域内の繋がり～』範囲が狭まっているのではないかと ・第8条の地域活動団体の役割の中を（1）（2）（3）として、自治会、まちづくり協議会を加えるべきと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、まちづくり協議会、地域活動の範囲をわかりやすくするために、自治会は小さな範囲で『区域』、まちづくり協議会は区域よりも広いとらえ方で『地区』、地域活動は地区よりも広いとらえ方で『地域』と表現しています。 ・本策定委員会において、第6条に自治会、7条にまちづくり協議会の位置づけをすることで、本策定委員会で協議決定されております。

■市の役割（第10条）

答申条例案（市民意見募集時）	市民意見（一部要約）	市民意見に対する委員会の回答（1月16日時点）
<p>（市の役割）</p> <p>第10条 市は、市民等、活動団体の自主性を尊重し、まちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする。</p> <p>2 市は、活動団体が行う協働のまちづくりに資する活動等に対し、必要な支援を行うものとする。</p>	<p>【市の『役割』を『責務』へと変更 9件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が条例を制定し、内部規則を明記し、進行管理、実効性を高める責任を負う、という意味から責務とする必要がある。「市と市民等の協働」という場合とは意味が異なる。 ・市が本条例を制定したのであるから、制定後は進行管理は市の責任で行う必要がある。また、12地区のまちづくり協議会の設置は、市の施策であるため、『責務』とすべきである。 ・各まちづくり協議会の進行管理は、市の責任で行うべきである。 ・『市は必要な支援を行う』は、当たり前である。よって『責務』とす 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回の本策定委員会においても、『役割』『責務』について審議したところです。 本条例の『協働のまちづくり』というところでは、『役割』と『責任・責務』は同じだと捉えています。『役割』という表現は、市民も団体も市も対等な立場でやっていくということで表現しておりますが、市を『責務』にするならば、第5条（市民等の役割）、第6条（自治会の役割）、第7条（まちづくり協議会の役割）、第8条（地域活動団体の役割）、第9条（市民活動団体の役割）も『責務』となると考えていますので、この条文については、『役割』としております。 ・条例は、市が制定しますので『責務』と明記するまでもなく、当然市には責任があり、市が率先して『協働のまちづくり』を推進していくことは、ご意見のとおりです。

飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）条例案に対する市民意見募集結果について（R元.12.9～R2.1.9 実施）

	<p>るに変わるべき。（監査を行う文言を入れる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市と市民とが同じ役割ではおかしい。条例を制定する市には、より重い責任がある。 ・市民等や活動団体と市が同じ役割を担うものとして書かれていることに違和感がある。市民等や活動団体には『役割』という言葉でいいと思うが、市には『役割』よりも責任のある『責務』がある。 	<p>※参考 他市自治体（策定委員会にて配布済資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○荒尾市 協働の地域づくり推進条例 第6条『市の役割』 ○筑紫野市 地域コミュニティ推進条例 第4条『市の役割』 ○宗像市 市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例 第4条『市の責務』、第5条『市民等の責務』、第6条『市及び市民等の共通の責務』 ○大牟田市 協働のまちづくり推進条例 第3章『市の役割』 ○古賀市 まちづくり基本条例 第8条『行政の役割等』 ○久留米市 市民活動を進める条例 第10条『市の基本施策』
	<p>【『～ものとする』を『～なければならない』へ変更 4件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1項、第2項とも『講じるものとする』を『講じなければならない』とする。市が条例を制定し、内部規則を明記し、進行管理、実効性を高める責任を負うという意味から責務とする必要がある。『市と市民等の協働』という場合とは意味が異なる。 ・第1項、第2項とも「講じるものとする」を「講じなければならない」とする。市と市民とが同じ役割ではおかしい。条例を制定する市には、より重い責任がある。 ・役割よりも責任ある責務を持っているので、第1項『講じるものとする』ではなく、『講じなければならない』に変更を、第2項『行うものとする』ではなく、『行わなければならない』に変更を希望する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例の第3回策定委員会の中でも審議されました。当初の事務局案では『～ねばならない』という表現をしておりましたが、市民と市が対等でないイメージに受け止められるというご意見をいただいた中で、市民も市も同じような形での表現に修正した経緯があります。また、『役割』と『責任』はイコールであると、本策定委員会のなかでもご意見がありました。 ・本条例の第2条（1）協働の定義の条文で、『市民等、活動団体及び市が、相互の理解と尊重の下、<u>対等な関係となるような役割と責任の分担を明確にし～</u>』と明記しております。 第10条には、『市は、市民等、活動団体の<u>自主性を尊重し～</u>』としております。したがって、本条例における市の役割として、この10条の続く文言としては、『～まちづくりの推進に関し必要な施策を講じるものとする。』とするほうが、対等なパートナーとしての位置づけとなると考えております。同様に、『2 市は、活動団体が行う協働のまちづくりに資する活動等に対し、必要な支援を行うものとする。』がよいと考えます。 ・条例は、市が制定しますので、当然市には責任があり、市が率先して『協働のまちづくり』を推進していくことは、ご意見のとおりです。
	<p>【表現について 1件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の税金が投入されていることから、収支に関しては市が最終監査をするべき。2項は、税金を投入している以上、『支援並びに指導』が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例は、市民と行政は対等なパートナーとした条例です。自主性を尊重しているとしながら、『支援並びに指導』とすると、矛盾が生じると考えます。

飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）条例案に対する市民意見募集結果について（R元.12.9～R2.1.9 実施）

■協働の推進（第11条）

答申条例案（市民意見募集時）	市民意見（一部要約）	市民意見に対する委員会の回答（1月16日時点）
<p>（協働の推進）</p> <p>第11条 市民等、活動団体及び市は、互いの人権尊重及び男女共同参画の視点にたち、相互にそれぞれの特徴を活かし合いながら、共通の課題を解決し、目的を達成するため、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。</p>	<p>【条文 特徴を特性へ変更 1件】</p> <p>・『相互にそれぞれの特徴～』は、『特性』という文言の方が良いのでは？</p>	<p>・第4回の策定委員会において審議いただいた内容です。</p> <p>本策定委員会のなかで、『特性』は、男女共同参画の視点で捉えたときに、男性がもつ特性、女性がもつ特性という意味合いに捉えられるのが常であることから、文言を修正した方が良いとの意見があり、対案として、それぞれの個性、長所を活かし、お互いに良いところを出し合い、できないところを補い合い、協力していくというイメージの言葉として、『特徴』に修正するというので、本策定委員会で協議決定されております。</p>

■人づくり（第12条）

答申条例案（市民意見募集時）	市民意見（一部要約）	市民意見に対する委員会の回答（1月16日時点）
<p>（人づくり）</p> <p>第12条 市民等、活動団体及び市は、地域づくりの担い手を発掘し、育成するため、研修等の機会の充実に努めるものとする。</p>	<p>【表現について 2件】</p> <p>・人づくりは、この条文の主旨からすると、『研修の充実』とした方が、意味が通りやすい。そして、『人材の発掘・育成』と『人と人のつながりをつくる』の2つを研修の目的にした方がもっと良い。</p> <p>・『地域づくりの担い手』とあるが、ここで言う『地域づくり』とは『まちづくり』としたほうがよいように思う。他のところで、『地域づくり』という言葉は出て来ていないように思った。『まちづくりの担い手』としても、同じ意味として通じるようなので、言葉の変更を希望。</p>	<p>・ご意見のとおり、条文が漠然としてわかりにくいので、条文を修正する必要があると考え、人材育成の充実の中に研修も含ませ、下記のとおり修正案としました。ただし、研修とすることだけが『人づくり』の目的ではありませんので、（人づくり）については原案のままとします。</p> <p>【修正案：（人づくり）】</p> <p>第12条 市民等、活動団体及び市は、共にまちづくりの人材発掘と育成の充実に努めるものとする。</p>

■情報の共有化（第13条）

答申条例案（市民意見募集時）	市民意見（一部要約）	市民意見に対する委員会の回答（1月16日時点）
<p>（情報の共有化）</p> <p>第13条 市民等、活動団体及び市は、協働のまちづくりを推進するため、相互に情報を共有することに努めるものとする。ただし、市民等の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。</p>	<p>【条文について 6件】</p> <p>・第13条は、第10条の『まちづくりの推進に関し必要な施策を・・・』を、より具体的に明記する必要があるため、第1項を次の条文とし、第2項を起こし次のように変更する。</p> <p>『第13条 市は、協働のまちづくりを推進するために、施策の立案、実施及び評価における各段階において、その内容、効果等を市民にわかりやすく説明しなければならない。』</p> <p>・第13条2項を起こし</p> <p>『2 市民等、活動団体及び市は、相互に情報を共有することに努めるものとする。ただし、市民等の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。』とする。第10条の『まちづくりの推進に関し必要な施策を・・・』を、より具体的に明記する必要があるため。</p> <p>・第3章は条例の骨格となる場所であり、市は施策の立案評価について、市の責務として明確な立ち位置を示す必要があると考える。</p>	<p>・ご意見の内容についてはまちづくりの推進に関した進捗状況等、市の情報提供についてのご意見とお見受けします。</p> <p>協働のまちづくりの進捗管理等の情報共有につきましては、本条例第4章第15条『飯塚市まちづくり推進委員会』の設置規則の中で定めます。</p> <p>・飯塚市情報公開条例ですでに規定されている内容となっておりますので、他の条文との整合性を図るために、条例案の表現にしています。</p> <p>※飯塚市情報公開条例 （情報提供の総合的推進）</p> <p>第15条 実施機関は、この条例に基づく情報の公開を行うほか、市民等が必要とする情報を積極的に提供するとともに、情報公開施策の総合的な推進に努めなければならない。</p>

飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）条例案に対する市民意見募集結果について（R元.12.9～R2.1.9 実施）

■市職員の意識及び参加推進（第14条）

答申条例案（市民意見募集時）	市民意見（一部要約）	市民意見に対する委員会の回答（1月16日時点）
<p>（市職員の意識及び参加推進）</p> <p>第14条 市職員は、協働のまちづくりの重要性を認識するとともに、自らも地域社会の一員として、積極的に地域づくりに参加するよう努めなければならない。</p>	<p>【条文について 3件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『第14条』は入れるべきか？市民としての認識では問題があるのか？ ・『第14条』は、削除してもいいと思った。なぜわざわざ、市職員の意識及び参加促進の条項を入れるのかその意図を知りたい。市には責務を果たして頂きたいと思っているが、職員に過度な負担を強いるような表現は、逆効果になるのではないかと危惧している。 ・『市職員は、先ず地域社会の一員であることを認識すべきである』として欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例は、飯塚市のまちづくりにおける基本理念、活動団体（市民活動団体：NPO、ボランティア等、地域活動団体：自治会、まちづくり協議会等）及び市の役割、支援等に関し必要な事項を定める条例であり、市職員も、協働のまちづくりの重要性を認識するとともに、自らも地域社会の一員として、積極的に地域活動等に参加するよう、職員の努力義務として、本条文に明記しております。 ・ご意見にあるように、市職員は、先ず地域社会の一員であることを認識すべきであると考えため、本条文に明記しております。

■飯塚市地域まちづくり推進委員会の設置（第15条）

答申条例案（市民意見募集時）	市民意見（一部要約）	市民意見に対する委員会の回答（1月16日時点）
<p>第15条 この条例の実効性を高め、協働のまちづくりの検証を行うため、飯塚市地域まちづくり推進委員会を設置する。</p> <p>2 飯塚市地域まちづくり推進委員会の組織及び運営に関する事項は規則で定める。</p>	<p>【条文の変更 3件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手続きを明確にすることによって条例の実効性を高め、検証を行うため、次のように改める。 <p>第15条（まちづくり推進委員会の設置）市は、まちづくりの推進に関する重要事項を調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項に規定により飯塚市まちづくり推進委員会を置く。</p> <p>第13条の第1項を受け、第4章、第15条を掲げることにより、本条例の手続きをさらに明確にすることができる。それによってよりの確な検証が行われ、実効性を高めるため。なお、第4章、第15条については、条例制定後の運用のされ方に関わることなので最重要事項と考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本条文の推進委員会は、飯塚市の附属機関とすることで検討しております。なお、本条例に、推進委員会の設置を明記することで、附属機関になります。 <p>※参考 飯塚市附属機関の設置に関する条例（主旨）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市が設置する附属機関に関しては、別に定めがあるもの除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4章第15条は、条例制定後の運用に関わる最重要事項であることは、ご意見のとおりです。
	<p>【委員会について 2件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯塚市地域まちづくり推進委員会は、この条例に特化したものであると明記すべきでは？ ・飯塚市地域まちづくり推進委員会の組織及び運営に関する事項は規則で定めるとしているが、その規則の中に、現在まちづくりの役員会等の構成は主に自治会長で組織され、なかなか住民の意見が取り上げられないという不満がある。まちづくりにおいて原案等が作られる役員会は男女、あるいは幅広い年齢層の人での構成が不可欠で、1部の人たちで運営されないようできるだけ多くの人に自治会に入ってもらう必要がある。開かれた会にする考えを反映したものにして欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当然、この条例に特化したものです。 ・推進委員会のメンバーは、当然自治会長も含め、協働のまちづくりに関係のある方々で、構成するように考えております。

飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）条例案に対する市民意見募集結果について（R元.12.9～R2.1.9実施）

	<p>【表現について 1件】</p> <p>・推進委員会は外部より構成してほしい。任期の1期を何年とするのか。</p>	<p>・本市『飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規程』では、『<u>審議会等の委員の在任期間は、通算3期又は6年を超えないものとする。ただし、専門的な知識、経験等を有する者で他に適当なものがない場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。</u>』となっております。</p> <p>※飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規程</p> <p>(委員の選任基準)</p> <p>第5条 審議会等の設置目的等に応じ、幅広く市民の声を聴き、開かれた行政運営を推進するために、広く各界各層及び幅広い年齢層から適切に人材を起用することとし、次の号に掲げる事項に留意して行うものとする。</p> <p>(1) 飯塚市男女共同参画プランに掲げる女性委員の登用率の目標数値が達成できるよう、積極的な女性委員の選任に努めるものとする。</p> <p>(2) 関係団体等から選任する場合は、当該団体等の代表者に限定せず、広く構成員の中から推薦等を受けるものとする。</p> <p>(～略～)</p> <p>2 審議会等の委員の在任期間は、通算3期又は6年を超えないものとする。ただし、専門的な知識、経験等を有する者で他に適当なものがない場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(委員の公募)</p> <p>第6条 審議会等の委員には、積極的に公募による委員を選任するものとする。 ～(略)～</p>
--	--	---

■委任（第17条）

答申条例案（市民意見募集時）	市民意見（一部要約）	市民意見に対する委員会の回答（1月16日時点）
<p>(委任)</p> <p>第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>【条の追加 3件】</p> <p>・第13条の第1項を設け、第4章、第15条を掲げることにより、本条例の手続きをさらに明確にすることができます。それによってよりの確な検証が行われ、実効性を高めるため。なお、第4章、第15条については、条例制定後の運用のされ方に関わることなので最重要事項と考える。</p>	<p>・第15条に含まれる内容と考えます。</p>
<p>○条例の名称について</p> <p>飯塚市地域まちづくり推進条例</p>	<p>【条例名の『地域』を削除 9件】</p> <p>・条例名について、「飯塚市まちづくり推進条例」としていただきたい。総則第1条(目的)には、市民等、地域活動団体・市民活動団体は並列に位置づけられている。条例名に地域を入れると地域活動団体が強調されることになり、条例の主旨に反する。</p> <p>・名称の『地域』を削除して欲しい。市と協働でのまちづくり協議会を望む。地域活動団体（まちづくり協議会）が強調され、住民自治が行わ</p>	<p>・本条例は、まちづくりを推進するため、定義、役割、活動を定義しております。</p> <p>市民意見を参考にし、『地域』を削除し、下記のとおり修正案とします。</p> <p>【修正案：条例名】</p> <p>『飯塚市協働のまちづくり推進条例』</p>

飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）条例案に対する市民意見募集結果について（R元.12.9～R2.1.9 実施）

	<p>れるかどうか不安があり、市と協働のまちづくり推進という主旨にそぐわない。</p> <p>・『地域まちづくり』という言葉は初めて聞いた。どうして、『地域』とつけなければいけないのか？『地域まちづくり』では単なる『まちづくり』にした方がよいと考える。条文には『まちづくりの推進』と書かれてあり、『地域まちづくりの推進』とは書かれていない個所が多く、条例名とそぐわないので、条例名から『地域』を取る方が自然。</p>	
○第4章 章の名称および条の追加について	<p>【章の名称変更 4件】</p> <p>・手続きを明確にすることによって条例の実効性を高めるため、第4章の名称を『附属機関の設置』とする。</p>	<p>・本市の他の条例との整合性もあることから、『飯塚市協働のまちづくり推進委員会の設置』と修正します。</p>
○目次の修正	<p>【目次修正 5件】</p> <p>・第4章飯塚市地域まちづくりの設置を『附属機関の設置』に改め、第16条を加える。</p> <p>・第5章雑則は条文の番号を17条18条に変更する。</p>	<p>・本市の他の条例との整合性もあることから、第4章は、『飯塚市協働のまちづくり推進委員会の設置』と修正します。</p> <p>・本条文の推進委員会は、飯塚市の附属機関とすることで検討しております。なお、本条例に、推進委員会の設置を明記することで、附属機関になります。</p>

飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）条例案に対する市民意見募集結果について（R元.12.9～R2.1.9 実施）

【その他ご意見】 21件

答申条例案について（市民意見募集時）	市民意見（一部要約）	市民意見に対する事務局の回答
○まちづくり協議会、自治会について	<p>【10件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会の組織改革や構成等が適正であるかどうか、検証、是正等を検討する機関を是非つくってほしい。 ・現状の『まちづくり協議会』『自治会長』は、高齢者ばかりでポジティブな意見が出ない。 ・『まちづくり協議会』の役員は、自治会長より選任するのではなく、一般住民より選出すべき。 ・『自治会長』『まちづくり協議会』の役員は、任期別及び定年制を設けるべきだ。また互選ではなく、選挙制にすべき。 ・賛助会員の会費は統一すべき。 ・すべてはオープンな民主的な協議会にしてほしい。 ・市は各まち協の会計監査を行うべき。それぞれの自治会にしても、監査委員がいて、決算報告、通帳、帳簿の監査を年度末している。なぜ、まち協は監査しないのか？条例に加えてほしい。 ・第6条（自治会の役割）について 自治会長としてまちづくり協議会の委員をさせていただいた中で疑問を感じたことは、自治会長の役割として、第6条に書かれてあるように、10年間自治区で数々の問題を協議し、交流し、自治区がより良くなるように話し合い、市に要望できることは提出し無理難題もあったが、解決に努めてきた。まちづくり協議会の委員でもあるが、目の前の自治区のことは一生涯懸命に対応し、それが自分の自治会長としての役割だと思ってきたが、まちづくり協議会という広範囲な視線を広げて協議する場では、疑問を感じる。地元自治会区に目を向けることだけで精一杯。まちづくり協議会の委員は、自治会長会からではなく、もっと広い視野をもつやる気のある方を市民より一般公募する方がいい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例は、本市のまちづくりの基本ルールを制定するものであり、個別具体的などころまでは、明記しておりません。
○自治会加入率について	<p>【1件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の高齢化に伴い、自治会加入率の低下に歯止めがかからない中で（今年の4月の時点では約56%では？）、まずは加入率向上のためには何が必要なのか？これから始めるべきではないか？多くの住民はそもそも『まちづくり協議会』とは存在すら知らないし、無縁である。努力不足である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会はすでに地域で活動している団体ですので、市民の皆様、地域活動への理解や関心をもっていただければ、その存在が認識できると考えています。本条例を策定し、まちづくり協議会や自治会の役割等を条文に定義づけることで、市民の皆様、自治会加入をはじめ、地域課題解決の必要性を理解していただき、地域活動への参加から、協議会の存在を知っていただくことも、周知の1つの方法だという思いがあります。 また、ご指摘のとおり、『まちづくり協議会』について、市民の皆様へ引き続き周知を行ってまいります。
○条例制定について（要望等）	<p>【7件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方分権一括法の施行で自治体をとった地域づくりとした創造をとったのが、自治基本条例といわれておりますが、少なからず地域おこしの方向が理念的にすぎなかったため、依存してきた『自治会』との融合に課題を残した面が多々あるのが実態と言わざるを得ない。 ・条例に求めるのは、まちおこしの理念が強く盛り込まれること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として承ります。 ・本条例は、協働のまちづくり推進する理念条例として位置づけており

飯塚市地域まちづくり推進条例（仮称）条例案に対する市民意見募集結果について（R元.12.9～R2.1.9 実施）

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と行政との間をクリーンにするツールとして導入。 ・住民構成の変化が『まちづくり』を形骸化（自治会脱退等）がとめられなくなりつつある今日、地域に溶け込みやすい土壌づくりを盛り込む。 ・行政、議会任せの住民意識の回避。情報共有、住民参加。 ・自治会はミニ行政であると思われている。従って本来の『代行機関』である土台を条例に組み込ませる。目指すべき姿を盛り込み、政策の立案段階からの市民参画を情報公開、地域コミュニティの尊重などの具体策を定める内容が肝要であると思う。 ・この条例については、策定の検討時間が短いこと、策定委員会の回数が少ないこともあり、市民への周知が不十分だと感じている。条例が施行される際には、周知に工夫をしていただきたい。また、広報される素材を選ばれる際には、ぜひとも男女共同参画の視点であるものをお願いしたい。 	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として承ります。 ・ご意見として承ります。 ・ご意見として承ります。 <p>・本条例の策定について、市報4月号、9月号、12月号および市のホームページへも、委員会の開催および委員会の報告、傍聴案内を掲示しておりました。</p> <p>条例施行の際には、市報等でも周知を行いたいと考えております。</p>
<p>○まちづくりについて</p>	<p>【1件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3章 協働のまちづくり 第11条、第12条はこのままでよいと思うが、現状の推進は、各地区思い思いの方法で進行しているのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として承ります。
<p>○その他 意見</p>	<p>【1件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見募集で提出された全ての意見をそのまま審議会に提出いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例の策定委員会は市の附属機関であり、市長諮問に関する事務として、条例素案の検討に関する内容に関連するご意見のみ、協議会にお示しいたします。また、個人が特定されるもの、誹謗中傷になるご意見については一部修正のうえ、ご意見をお示しさせていただきます。
<p>○その他 施策への要望</p>	<p>【1件】</p> <p>免許証を返したときに、それからの交通手段の事が心配で、どうしたら良いかわからない。飯塚市のバスがあるが、個人が使う時に行きたいところが、いろいろ廻るので、時間もかかるし、お金もかかるので、両方便利ないようにしてもらいたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として承ります。